令 和 2 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

奄 美 市 議 会

第３回定例会　会議録目次

議事日程・付議事件 …… 1
第３回定例会一般質問通告 …… 5

９月７日（月）（第１日目）
出席議員及び欠席議員 …… 13
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 13
職務のため出席した事務局職員 …… 14
会議録署名議員の指名 …… 15
会期の決定 …… 15
報告第 10 号（1 件）上程 …… 15
議案第 55 号～第 63 号（9 件）上程 …… 22
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 …… 24

９月８日（火）（第２日目）
出席議員及び欠席議員 …… 27
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 27
職務のため出席した事務局職員 …… 28
一般質問 …… 29
　﨑田　信正　君（日本共産党） …… 29
　川口　幸義　君（自由民主党） …… 39
　奥　　晃郎　君（無所属） …… 46
　栄　ヤスエ　君（公明党） …… 53

９月９日（水）（第３日目）
出席議員及び欠席議員 …… 67
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 67
職務のため出席した事務局職員 …… 68
一般質問 …… 69
　関　　誠之　君（社会民主党） …… 69
　正野　卓矢　君（チャレンジ奄美） …… 79
　安田　壮平　君（チャレンジ奄美） …… 87
　荒田　幸司　君（日本共産党） …… 97

９月 10 日（木）（第４日目）
出席議員及び欠席議員 …… 109

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 109
職務のため出席した事務局職員 …… 110
一般質問 …… 111
大迫　勝史　君（公明党） …… 111
奥　　輝人　君（自由民主党） …… 119
永田　清裕　君（無所属）…… 129
橋口　耕太郎君（公明党） …… 139

９月 14 日（月）（第５日目）
出席議員及び欠席議員 …… 149
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 149
職務のため出席した事務局職員 …… 150
議案第 55 号～第 63 号（9 件）上程 …… 151
議案第 64 号～66 号（3 件）上程 …… 157
議案付託 …… 157
請願・陳情付託 …… 157

９月 28 日（月）（第６日目）
出席議員及び欠席議員 …… 159
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人 …… 159
職務のため出席した事務局職員 …… 160
議案第 55 号～63 号（12 件）上程 …… 161
陳情第 2 号の取り下げ　上程 …… 167
陳情第 4 号（1 件）上程 …… 167
陳情第 5 号（1 件）上程 …… 170
議案第 79 号（1 件）上程 …… 172
議案第 80 号（1 件）上程 …… 173
議案第 67 号～第 78 号（12 件）上程 …… 174
発議第 6 号（1 件）上程 …… 177
発議第 7 号（1 件）上程 …… 179
閉会中の継続審査申出 …… 180

別紙
各常任委員会審査報告書 …… 183
閉会中の継続審査の申出について …… 186
参考資料（意見書等） …… 187

会期・議事日程
付　議　事　件

令和２年第３回奄美市議会定例会議事日程

○令和2年8月24日　奄美市議会第3回定例会を招集した。
○会　期　22日間
○議事日程

9月7日	月	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（22日間） 3　報告第10号（1件）　上程　説明　質疑　討論　採決 4　議案第55号～63号(9件)　上程　説明 5　鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※ 全員協議会（本会議終了後）
9月8日	火	本会議	1 一般質問 -﨑田議員，川口議員，奥（晃）議員，栄議員（質問順）
9月9日	水	本会議	1 一般質問 -関議員，正野議員，安田議員，荒田議員（質問順）
9月10日	木	本会議	1 一般質問 -大迫議員，奥（輝）議員，永田議員，橋口（耕）議員（質問順）
9月11日	金	休　会	
9月12日	土	休　会	
9月13日	日	休　会	
9月14日	月	本会議	1　議案第55号～63号(9件)　上程　質疑　付託 2　議案第64号～66号(3件)　（人権擁護委員）上程　説明　質疑　討論　採決 ☆ 付託 区分 ｛ 文教厚生－議案第56号～58号，61号～63号（6件） 産業建設－議案第59号，60号（2件） 全委員会－議案第55号　令和2年度一般会計補正予算 （第6号）は，所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む） 総務企画－陳情第5号 文教厚生－陳情第4号 産業建設－（継続分）陳情第2号（1件） ※ 全員協議会（本会議終了後）
9月15日	火	休　会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（文教厚生）
9月16日	水	休　会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（産業建設）
9月17日	木	休　会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（総務企画）
9月18日	金	休　会	
9月19日	土	休　会	
9月20日	日	休　会	
9月21日	月	休　会	敬老の日
9月22日	火	休　会	秋分の日
9月23日	水	休　会	報告書整理・議案等調査
9月24日	木	休　会	報告書整理・議案等調査
9月25日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
9月26日	土	休　会	
9月27日	日	休　会	
9月28日	月	本会議	1　議案第55号～63号(9件)　上程　報告　質疑　討論　採決 2　陳情第2号の取り下げ　上程　報告　採決 3　陳情第4号　上程　報告　質疑　討論　採決 4　陳情第5号　上程　報告　質疑　討論　採決 5　議案第79号（一般会計補正第7号）　上程　説明　質疑　討論　採決 6　議案第80号（監査委員の選任）　上程　説明　質疑　討論　採決 7　議案第67号～78号（12件）（決算関係）　上程　説明　質疑　付託 8　発議第6号　上程　説明　質疑　討論　採決 9　発議第7号　上程　説明　質疑　討論　採決 10 閉会中の継続審査 ☆ 付託 区分 ｛ 一般会計決算等審査特別委員会　議案第67号（1件） 特別会計決算等審査特別委員会 議案第68号～78号(11件)

○　付議事件は，次のとおりである。

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について （専決第15号　市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申し立てについて）			
		専決処分の報告について （専決第16号　市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申し立てについて）			
		専決処分の報告について （専決第17号　市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申し立てについて）			
		専決処分の報告について （専決第18号　市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申し立てについて）			
		専決処分の報告について （専決第19号　和解及び損害賠償の額を定めることについて）			
(1)	報告第10号	専決処分の承認を求めることについて （専決第14号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について）	R2.9.7	承認	本会議
(2)	議案第55号	令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	R2.9.28	原案可決	全委員会
(3)	議案第56号	令和２年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	R2.9.28	原案可決	文教厚生
(4)	議案第57号	令和２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について	R2.9.28	原案可決	文教厚生
(5)	議案第58号	令和２年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について	R2.9.28	原案可決	文教厚生
(6)	議案第59号	令和２年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）について	R2.9.28	原案可決	産業建設
(7)	議案第60号	令和２年度奄美市下水道事業会計補正予算（第１号）について	R2.9.28	原案可決	産業建設
(8)	議案第61号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R2.9.28	原案可決	文教厚生
(9)	議案第62号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R2.9.28	原案可決	文教厚生
(10)	議案第63号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R2.9.28	原案可決	文教厚生

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(12)	議案第 64 号	人権擁護委員候補者の推薦について	R2.9.14	同意	本会議
(13)	議案第 65 号	人権擁護委員候補者の推薦について	R2.9.14	同意	本会議
(14)	議案第 66 号	人権擁護委員候補者の推薦について	R2.9.14	同意	本会議
(15)	議案第 79 号	令和２年度奄美市一般会計補正予算（第７号）について	R2.9.28	原案可決	本会議
(16)	議案第 80 号	監査委員の選任について	R2.9.28	同意	本会議
(17)	陳情第４号	国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	R2.9.28	不採択	文教厚生
(18)	陳情第５号	奄美本島５市町村長連名・在日米軍機安全飛行に関わる九州防衛局提出要請書の実効性を高めるための奄美市議会要請書提出を求める陳情	R2.9.28	不採択	総務企画
(19)	発議第６号	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出について	R2.9.28	原案可決	本会議
(20)	発議第７号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	R2.9.28	原案可決	本会議
(21)	議案第 67 号	令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	一般会計決算等審査特別委
(22)	議案第 68 号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(23)	議案第 69 号	令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第 70 号	令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第 71 号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第 72 号	令和元年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第 73 号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第 74 号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(29)	議案第 75 号	令和元年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(30)	議案第 76 号	令和元年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.28	継続審査	特別会計決算等審査特別委

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(31)	議案第 77 号	令和元年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	R2. 9. 28	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(32)	議案第 78 号	令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	R2. 9. 28	継続審査	特別会計決算等審査特別委

※前議会からの継続審査事件

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(11)	陳情第２号	朝仁海岸・海岸線道路整備に関する陳情	R2. 9. 28	取下承認	本会議

第３回定例会一般質問通告

９月８日（火）

◎日本共産党　﨑田　信正

１　環境問題について

（１）住用町戸玉集落周辺の採石場関連について

①4 月 30 日に戸玉集落区長より、市長あてに請願書が提出されているが、この取扱いはどうなったか。

②6 月議会で表明された事業者と集落での話し合いの場の設置はどうなったか。

③6 月 28 日に地元住民が撮影した放水の状況は赤土汚染水のように思えるが確認できているか。

④4 月 1 日付で占用許可証を発行したＣ型チャンネルの面積の算出方法は妥当か

⑤採石法についての市当局の見解は「県知事が、採取計画や採取場所の状況、そして地域の意見を踏まえて適正な措置を行うことで、住民の暮らしも守る事が出来る」としており、戸玉集落の現状は、守られていると認識しているということか。

２　新型コロナウイルスの影響と対策について

（１）介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および国民年金保険料の取扱いについて

（２）介護事業所への影響について

（３）生活保護の申請に変化はないか。

（４）就学援助制度の適用について

（５）教育奨学金の返済猶予について

（６）避難所運営について

（７）子ども食堂への影響について

３　社会保障制度と福祉政策について

（１）国民健康保険制度について

①国保の傷病手当金制度の創設についての見解を

②今後の国保税の見通しについて

（２）介護保険制度について

①定められた制度の中で、求められる介護サービスの提供はできるのか。

◎自由民主党　川口　幸義

１　市長の政治姿勢について

（１）コロナウイルス感染症について

①医療従事者と行政、市民等の連携体制について
②災害時を含めたリモートでの対応の必要性について
③避難場所を含めて感染を示唆する知識とトリアージ方法の共通認識は
④防護服、フェイスシールド、マスク、アルコールを含めての模擬練習の必要性について
⑤観光客への対応（マスクなしでスーパーを歩く人達への）対応について
⑥営業店に於ける合格マークについて

２　奄振事業について

（１）交付金について

①国、県５市町村応分の負担で空港や港で水際対策に取り組んでいるか
②令和元年度の交付金の活用について伺う

◎無所属　奥　晃郎

１　奄美市内の自治会、集落の現状と課題

（１）奄美市内の自治会及び集落の数は
（２）限界集落といわれる集落がどの程度存在するのか
（３）集落の活性化に向けての取り組みは

２　防犯灯について

（１）今年度の要望数及び既整備数（名瀬、笠利、住用の要望及び整備数）
（２）防犯灯に起因する事故等の発生件数は
（３）損害賠償保険の公費加入について

３　電柱の無電化事業導入について

（１）無電柱化事業の導入についての計画は

４　市営住宅について

（１）市営住宅の整備計画について
（２）PFI の検討結果について

５　スポーツ施設

（１）施設数
（２）高年齢者に対する施設利用補助

６　陸上自衛隊が駐屯した事について

（１）令和元年度の税収の効果
（２）基地周辺対策事業について

◎公明党　栄　ヤスエ

１　防災について

（１）政府が５月に作成した、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視

点からの防災・復興ガイドライン」を基にした防災対策について

①本市における女性の防災分野での人材育成について

②自主防災会や町内会での女性の参画、避難所の運営等女性の視点をどのように捉えているか伺う

③マイタイムラインや地区防災計画を自治会など小さな単位での策定が必要と考えるがどのようにとらえているか伺う

2　行政のデジタル化について

（1）政府は7月17日、新たなＩＴ戦略となる基本計画をまとめた。本市におけるデジタル化をどのように捉えているかを伺う

（2）本市の地域情報化計画について

①庁内の各課におけるアンケート結果をうけて、課題などを伺う

3　市民生活について

（1）高齢の方・障がいのある方などのバリアフリー観光について

①コロナ禍で外出機会が少なくなり、島外などへの移動もできない方を島内でバリアフリー体験観光ができないかを伺う

②本市でユニバーサルツーリズムをすすめられないかを伺う

③バリアフリーマップなどの観光の作成はできないかを伺う

（2）地方創生臨時交付金の自治体独自の事業で、特別給付金の基準日（4月27日）よりあとに生まれた子どもも10万円の給付対象にできないかを伺う

9月9日（水）

◎社会民主党　関　誠之

1　市長の政治姿勢について

（1）「しおた康一」新鹿児島県知事の政治理念・マニフェストについて、市長の見解を求める。

①知事のマニフェスト「鹿児島を変える8本の柱」で期待する施策についての見解を求める。

（2）新型コロナウイルス感染症の今後の問題点と取り組みについて

①奄美市における陽性確認、与論町での陽性確認がなされている。与論ではクラスター（感染者集団）が発生した。この経験から、再度感染確認がなされたときの対応について具体的にお示しください。

（3）奄美市の財政状況と今後の財政運営について

①どのような財政指標に着目し、将来を展望した財政運営をしていくのかをお示しください。

2　教育長の再発防止委員会についての基本的考え方

（1）奄美新聞8月20日付け、寄稿「拝啓　奄美市教育長様」について、教育長の見解

を求める。

①主体的検証とウェイブサイトへの公表はされたか。

②A さんがなぜ自殺したのか、どうすれば防ぐことができたのかの検証は明らかにされているのか。

③臨時校長会の教育長発言「いじめた側の子が責任を感じて自殺した」が間違っているの主張について

④元・第三者委員会委員長との面談を拒否する理由

3　その他の施策について

（1）2011 年 10 月 20 日の豪雨から 10 年経過するが、豪雨の教訓はどのように活かされているか

（2）働き方改革担当官の配置した目的と現況について

◎チャレンジ奄美　正野　卓矢

1　地域防災について

（1）避難所について

①避難所運営説明会について

②避難所の環境について

2　地域コミュニティについて

（1）地域の集会所や公民館の取組について

①地域の集会所や公民館等での取り組みについて

②居場所づくりとしての集会所の開放について

③多世代型の交流について

3　三儀山プールについて

（1）50mプールについて

①現在の状況について

②修復について

③屋外 50mプールの持っている可能性について

4　コミュニティ FM について

（1）非常用自家発電設備について

①非常用自家発電設備の導入について

◎チャレンジ奄美　安田　壮平

1　With コロナにおける新常態

（1）農林水産物等輸送コスト支援事業（加工品・原材料）について

①昨年度の実績と、今年度の取組は。

②今後の方向性として、食品加工業の原材料への輸送コスト支援はできないか。

（２）航空・航路運賃軽減事業について

①今年度の利用実績の状況は。

②多額の不用額が見込まれるが、他事業への活用は考えているのか。

③島内・群島内で小中学校の修学旅行を催行・誘致するための支援はできないか。

（３）副業支援について

①コロナ対策におけるこれまでの取組の状況は。

②市による副業支援のための仕事マッチングができないか。

（４）移住・定住促進について

①今年度の相談・移住の実績は。

②移住支援金の利用状況は。

③地域おこし協力隊の活用やトライアルハウスの提供はできないか。

２　教育行政

（１）再発防止対策検討委員会について

①遺族・第三者調査委員会・教育委員会の三者が納得して取り組むためには、何が必要か。

◎日本共産党　荒田　幸司

１　安全保障に関連して

（１）2017 年 7 月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の発効に必要な批准国数は、6カ国まで迫っている。しかし、日本政府はいまだにこの条約に参加もせず批准もしないという行動をとっている。市として、この状況をどのように捉えているのか。

（２）去る、8 月 22 日（土）午後 3 時過ぎ自衛隊のヘリコプターが下方地域に立て続けに 4 回も低空で飛来する状況が目撃され地域住民から不安の声が出ている。奄美市は、飛行目的など詳細を承知しているのか。

２　新型コロナウイルス感染症対策に関連して

（１）事業所支援給付金の支給実績についてどのように分析しているのか。

（２）多くの自治体でコロナ禍により、３密をさけるために少人数学級の授業形態がとられているが、奄美市の状況はどうか。

（３）奄美市の全医療機関がコロナ禍の影響で閉鎖することがないように、影響調査（患者さん、職員、必要物品の不足、経営など）を行い、必要な対応を行うことが必要と考えるが。

（４）救急車受け入れ医療機関に対する、「特別交付税制度」の導入を検討できないか。

３　種苗法改正について

（１）先の国会で審議が予定されていた「種苗法改正法案」は「種を守る会」や「農民連」などの反対運動で先送りとなったが、この法案が奄美の農家や市民に与える影

響をどのように捉えているのか。

４　大型２種運転免許の取得について

（１）大型第 2 種運転免許を取得するには、本土（鹿児島市など）に出ることが必要な状況となっているが、島内で取得できるように環境整備はできないか。

５　横断歩道の設置について

（１）国道 58 号線、和光トンネルの和光町側はトンネル出口から約１キロメートル程度、横断歩道が設置されておらず道路横断時に危険を感じるとの声が聞かれる。横断歩道設置についての見解を伺いたい。

９月１０日（木）

◎公明党　大迫　勝史

１　コロナ関連について

（１）新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金について

①国の第２次補正予算の実施計画提出が〆切が 9/30 であるが計画の進捗状況伺う。

②具体的に目玉になる施策を何点か伺いたい。

（２）事業所支援給付金について

①本市の新型コロナ感染症緊急対策事業第３弾で対象期間と申請期間を延長しているが、現在の予算執行率が 13.0%と低い原因は何が考えられるか。

②鹿児島市が事業継続支援金として６月～８月を対象月とする（第２期）の申請が 8/17 からスタートしている上限は５０万円に拡大してこれまでに給付を受けた事業者も申請できる。本市でもこのような取り組みをできないか伺う。

（３）２次補正の交付金を活用して基準日以降の新生児に１０万円の給付を始める自治体も多いと聞くが本市での対応は如何か伺う。

（４）医療・介護・障がい福祉関係者へ職種、雇用形態を問わず慰労金の申請、給付が８月から始まっているが本市での現状がわかれば伺いたい。

２　防災関連について

（１）本市には詳細な「防災タイムライン」が策定されているか伺う。

（２）避難所の熱中症対策等について

①避難所や体育館へのミストシャワー設置は考えられないか伺う。

（３）奄美豪雨災害から１０年、東日本大震災の発災から９年たつが常に自然災害の危険は身近にある。小中学生への防災教育の現状と取組みを伺います。

①当時の映像等は活用されているか。

３　市道の景観について

（１）平松町市道の植栽伐採について

①当局と作業実行団体とどういう行き違いが起こったのか説明と今後の植栽計画について伺う。

◎自由民主党　奥　輝人

１　新型コロナの対応について

（１）新規感染者の増加による、国の対応について

（２）来島者への対応について

（３）無症状者への対応について

（４）抗原検査の実施について

（５）家庭内感染の対応について

（６）農水産業への対応について

２　畜産の振興

（１）肥育牛の可能性について

①現在の見解について

②課題について

③将来性について

３　さとうきびの振興

（１）反収向上対策について

①株だし栽培の捕植について

②除草対策について

◎無所属　永田　清裕

１　新型コロナウイルス感染症対策

（１）感染予防対策

①体制や関係機関との連携

②検査体制について

③水際対策について

④避難所の感染予防対策

（２）経済対策

①新型コロナウイルス感染症対策事業の振り返り

②奄美群島振興開発事業（奄振事業）について

③コロナ対策に関する協議会について

２　子育て環境について

（１）保育施設整備について

３　産業振興について

（１）水産業振興に対する取り組みについて

①本市におけるシラヒゲウニの資源回復に向けた取り組みと今後の方向性

（２）将来における奄美市の水産業への取り組みについて

４　スポーツ振興について
（１）かごしま国体について
（２）スポーツ合宿について

◎公明党　橋口　耕太郎

１　防災行政について
（１）来月２０日で奄美豪雨災害から１０年を迎えるが、これまで行政としてこの教訓を活かしたあるいは強化した施策をどのように講じてきたか。
（２）本市地域防災計画中の災害応急対策の活動体制の確立について
①情報連絡体制の確立・災害警戒本部（支部）の設置・市災害対策本部の設置と順を追って設置されるが警察、海上保安部、陸上自衛隊との連携体制はどのように位置付けているか。
（３）前回定例会で、コロナ禍での災害避難所を試験的に開設して確認作業を行うよう質問をしたが、その後の検討はいかがか。
（４）災害備蓄品について、現在は名瀬総合支所と笠利、住用の両支所に備蓄品を貯蔵しているが、避難所となっている各学校、集会所等への備蓄はできないか。
（５）奄美豪雨災害から１０年の節目のシンポジウムが当初計画されていたが、現コロナ禍の状況で実施判断はどのように考えているか。
２　地方創生臨時交付金について
（１）本定例会で国の一時補正分、約２億３千万円が上程されたが、２次補正分の約７億５千万円の中身について
①２次補正分については、各自治体で実施計画を作成し提出することが必要となっており、その際、国は「地域未来構想２０オープンラボ」の活用を推進しているが、本市の考えはいかがか。
②地域未来構想２０は文字通り、２０の政策分野の中から地域の実情に応じた構想を固めていくものだが、奄美市としてはどの分野が取り組むべきと考えるか。
３　キャッシュレス化の現状について
（１）奄振予算を活用した事業で、市内事業所のＷｉ－ｆｉ環境の整備やキャッシュレス決裁機器の導入費の助成を行っているが事業の現状はいかがか。
４　世界自然遺産登録について
（１）コロナ禍で世界自然遺産委員会が延期され、同時にＩＵＣＮの勧告も出ていない状況だが、最新の情報はいかがか。

第 3 回 定 例 会

令和２年９月７日

（第１日目）

9月7日（1日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　正野　卓矢君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　奥　晃郎君
5番　荒田　幸司君	6番　﨑田　信正君
7番　安田　壮平君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
12番　林山　克巳君	13番　西　公郎君
14番　関　誠之君	15番　奥　輝人君
16番　川口　幸義君	17番　伊東　隆吉君
18番　元野　景一君	19番　与　勝広君
20番　竹山　耕平君	21番　橋口　和仁君
22番　多田　義一君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

11番　松山　さおり君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅君	副市長　東　美佐夫君
教育長　要田　憲雄君	住用総合支所事務所長　弓削　洋一君
笠利総合支所事務所長　濱田　洋一郎君	総務部長　三原　裕樹君
総務課長　平田　宏尚君	企画調整課長　國分　正大君
財政課長　永田　公洋君	市民部長　満永　亮一君
保健福祉部長　山下　能久君	福祉事務所長　永田　孝一君
健康増進課長　徳永　明子君	商工観光部長　武下　義広君
商工情報課長　向井　渉君	紬観光課長　島袋　修君
農林水産部長　栄　広久君	建設部長　保浦　正博君
上下水道部長　藤山　浩俊君	文化財政策調整監　久　伸博君

9月7日（1日目）

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重信　竜昇　君
主幹兼議事係長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（与　勝広君）　議場の皆様，こんにちは。ただいまの出席議員は，２１人であります。会議は成立いたしました。

これから，令和２年第３回奄美市議会定例会を開会いたします。（午後３時００分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に，諸般の報告をいたします。

去る第２回定例会において可決されました，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を図るための２０２１年度政府予算に係る意見書の提出について，ほか３件につきましては，内閣総理大臣をはじめ，関係方面に提出いたしましたので，御了承願います。

次に，市長から，地方自治法第２４３条の３第２項の規定により，出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。その内容は，お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に荒田幸司君，林山克巳君，元野景一君の３人を指名いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり，本日から９月２８日までの２２日間とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本定例会の会期は本日から９月２８日までの２２日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第３，報告第１０号　専決第１４号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についての専決処分の報告を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　皆さん，こんにちは。提案理由の前に一言，お見舞いを申し上げたいと存じます。このたびの台風10号により被災なされた方，未だ停電等により不便な生活を余儀なくされていらっしゃる方々，またこの間，御心配，御心労いただいた全ての皆様方に，衷心よりお見舞い申し上げますとともに，一日も早い復旧・復興を皆さんと願いたいと思います。本当にお見舞いを申し上げます。

それでは，ただいま上程されました報告第１０号の専決につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

報告第１０号，令和２年度奄美市一般会計補正予算（第５号）の専決につきまして，主な内容を御説明いたします。

まず，新型コロナ緊急対策事業の第３弾として，８月２１日に専決処分いたしました予算につきまして，歳出の主な内容を申し上げます。総務費の総務管理費におきまして，「奄美観光受入態勢構築・誘客促進事業」など，奄振交付金を活用した事業を新たに計上いたしております。また，市の事業といたしまして，避難所や水際対策などの感染拡大防止対策や「緊急経済対策ほーらしゃ券発行事業助成金」などを計上いたしております。

次に，歳入の主な内容について申し上げます。

県支出金におきまして，奄振交付金事業の財源として１億１，０２４万円を計上いたしております。また，繰入金におきまして，今回の事業に要する財源といたしまして財政調整基金繰入金１億５，４９９万３，０００円を計上いたしております。

以上が主な内容でありますが，今回の補正で２億６，５７３万３，０００円を追加することにより，令和２年度奄美市一般会計予算の総額は３９６億２，２０３万６，０００円となります。

以上，報告第１０号の提案理由を申し上げましたが，議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので，地方自治法第１７９条第１項の規定により専決をいたし，同条第３項の規定により報告を行い，承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上，御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（与　勝広君）　これから質疑に入ります。

なお，議案に対する質疑でありますので，所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　議場の皆さん，インターネットを拝聴していらっしゃる皆さん，こんにちは。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

ただいま上程されました報告第１０号，令和２年度奄美市一般会計補正予算（第５号）について，質疑をいたします。

その前に字句の訂正をお願いいたします。（１）の②奄振交付金１１０７４０と書いてありますが１１０２４０，１億１，０２４万と訂正をお願いをいたします。

それでは，７ページの歳入について，一つ目は，新型コロナ緊急包括支援交付金５０万円は，児童福祉費補助金として受け入れているが，歳出はどのような事業で，その事業内容について御説明をいただきたいと思います。

二つ目は，歳入の財源が奄振交付金１億２４万円となっているが，どのような経緯で予算がついたのか，その時期はいつ頃かをお答えをいただきたいと思います。

三つ目は，今回の補正で財政調整基金が１億５，４９９万３，０００円，財源として計上されております。コロナ関係補正予算において，総額１１億４，１６６万７，０００円の取崩しがなされますが，令和元年度，平成３１年度末の財政調整基金積立金３４億３，８２１万９，０００円であると思いますけれども，９月補正時点における残額は幾らになるかお示しをいただきたいと思います。

（２）の８ページ，９ページの歳出でございます。２款１項１７目１１節需用費１，４７６万３，０００円が避難所の感染予防策に１，１００万円を計上されておりますけれども，歳出項目の具体的な説明と，災害避難所との関連性についてもお示しをいただきたいと思います。

二つ目は，１２節の委託料１億８９８万６，０００円の奄美観光受入態勢構築・誘客促進事業と高精細映像作成事業，また，「奄美学」公開発信事業，奄美遺産ホームページ作成事業委託料の１，６００万円についての詳細な説明をお願いをいたします。

三つ目は，１８節負担金の新型コロナ感染症拡大防止水際対策４８２万４，０００円について，委託事業の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

四つ目は，１８節負担金２，０００万のコロナ対応受入態勢構築事業，市独自だと聞いておりますが，についての詳細をお示しいただきたいと思います。

五つ目は，１８節緊急経済対策ほーらしゃ券発行事業助成金８，１５０万円の事業内容説明と参加業者数，換金手数料の軽減総額等をお示しいただきたいと思います。

できうれば景気の早期循環のため，実施時期を前倒ししてできないか，検討すべきと考えておりますが，見解をお聞かせください。以上でございます。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

健康増進課長（徳永明子君）　質問番号１の１の①新型コロナ緊急包括支援交付金５０万円を児童福祉費補助金として受け入れておりますが，歳出に係る事業と事業内容についてお答えいたします。

歳出に係る事業は，子ども・子育て支援事業の一つである乳児全戸訪問でございます。乳児全戸訪問

事業は，生後２か月から４か月の乳児に対し，その地域の母子担当の健康づくり推進員が訪問を行う事業となっております。訪問は，この時期に必要な情報の提供と家庭状況の確認，母親と乳児の体調面などの確認を行っております。目的としましては，不安やリスクを抱える家庭の早期発見と，地域におけるつながりづくりを目的としております。今回の補正では，訪問を行う健康づくり推進員に対し，新型コロナウイルス感染症予防対策として，携帯用消毒液やマスク等の衛生物品の購入のための費用として計上したものでございます。

続きまして，質問番号１の２の③１８節負担金の新型コロナ感染拡大防止水際対策４２８万４，０００円について，委託事業の見通しについてお答えいたします。

水際対策につきましては，県や奄美大島５市町村で連携を取りながら実施しているところでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては，ワクチンや治療薬の開発も進められておりますが，長期化することが想定されます。現在は職員を動員し実施しておりますが，今後も継続して実施していくために業務委託を考えており，業務委託につきましては県が中心となって進めているところでございます。

現在の状況につきましては，７月から関連する業種の事業所へ受託について個別に協議を行っておりますが，事業所におきましては人手を確保するのが難しい，また，新型コロナに対する不安等の理由により，民間委託が進んでいない状況だということを伺っているところでございます。以上でございます。

企画調整課長（國分正大君）　続きまして，質問番号１の（１）の②奄振交付金１億１，０７４万円についてお答えいたします。

奄振交付金に関しまして，予算が付いた経緯とその時期についての御質問でございますが，今回の補正予算（第５号）の歳入におきまして，奄振交付金に該当する部分といたしまして，１６款県支出金，２項６目１節商工費県補助金のうち「奄美市新型コロナ感染症観光対策事業補助金」として１億１，０２４万円となっております。

この経緯につきましては，新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として，国の補正予算（第１号）が，本年４月３０日に成立をしておりますが，その中で，落ち込みが激しい観光需要の回復に向けた反転攻勢に備え，地域の観光資源の磨き上げ，受入環境の整備等の取組を支援することを目的とした事業の一つとして奄振交付金も計上されたところです。

なお，この国の補正予算に対応する県の補正予算は，６月２日に成立をいたしております。以上です。

財政課長（永田公洋君）　御質問の１の（１）の③の財政調整基金につきましては，今回計上いたしました繰入金１億５，４９９万３，０００円の繰り入れ後の残高は，２５億７，０８１万７，０００円となっております。以上です。

総務課長（平田宏尚君）　質問番号１，（２）の①について，お答えさせていただきます。

議員御案内のとおり，従来の避難所運営とは異なり，新型コロナ感染症対策といたしまして，基本的な感染症予防，手洗い，咳エチケットの徹底，消毒などの徹底に加え３密の防止が必要となっております。感染症対策資機材につきましても，これまでもマスク，アルコールジェル，ハンドソープ，使い捨て手袋，非接触型体温計を備蓄しているところでございます。

今回，専決予算にて計上させていただきました避難所の感染症対策につきましては，国や県のガイドラインや関係各課との協議により，新たに必要となった段ボールベッド，間仕切り，簡易トイレなど，感染症対策の資機材の充実を図るものでございます。具体的には，社会的距離を確保するための間仕切りを２５０個，発熱者や体調不良者用の段ボールベッド，簡易トイレをそれぞれ１００個，簡易トイレ

用のテントを１５個，同じく簡易トイレ用のトイレ袋・薬剤を５０箱となっております。

今後も資機材の充実に努めるとともに，感染症予防対策を徹底し，安全・安心な避難所運営を図ってまいりますので，よろしくお願いいたします。以上でございます

紬観光課長（島袋　修君）　それでは，通告にあります１，（２），②の奄美観光受入態勢構築・誘客促進事業１億８９８万６，０００円につきましては，大きく四つの事業で構成されております。

一つ目の「おもてなし自然空間演出：自然環境調査保全（外来種駆除）事業」事業費１，９９７万８，０００円につきましては，コロナ禍の影響が大きい観光業の中で，エコツアーガイド，主に陸域をフィールドとする皆様の専門知識を活用し，外来植物の分布状況調査及び駆除作業を実施するものです。

外来植物の分布状況については，特に植物に詳しい認定ガイドにより，市内全域を調査し，その調査が済んだ箇所から随時，多くのエコツアーガイドによる駆除作業を実施してまいります。これら作業等に要する費用に加え，管理費用やごみ処分に要する費用等を見込んでおります。

また，市民の皆様に自然環境を知っていただくとともに，外来種についても認識を深めていただき，自然環境保全意識を喚起する「市民参加型体験プログラム」として９０万円を予定しており，２００人に対して半額補助を実施する予定としております。

次に，二つ目といたしまして，「自然環境調査保全（ダイビング）事業」事業費１，３００万８，０００円につきましては，主に海域をフィールドとするエコツアーガイドの皆様の専門技能を活用し，海中及び海岸のごみ処分及び近年，アマミホシゾラフグなどの新種発見やホエールウオッチングの活況などで人気が高まってきているダイビングスポットの保全や，新たな資源調査に取り組む予定としております。これらの取組に要する費用に加え，先ほどと同様に管理費用及びごみ処分費用等を見込んでおります。

また，本事業も外来種駆除事業と同様，「市民参加型体験プログラム」として１００万円を予定しており，９０人に対して半額補助を実施する予定としております。

三つ目といたしまして，「地域交通でおもてなし気運演出事業」事業費１，０００万円につきましては，世界自然遺産登録を見据え，島内の主要交通で特に観光客の皆様も活用いただく空港路線を走行するバス車両５台について，奄美の自然や文化などのデザインで新たに彩り，地域住民の気運の醸成を図るとともに，観光客へのおもてなし，奄美の魅力を発信してまいりたいと存じます。

次に，四つ目といたしまして，「奄美特産品プレゼントキャンペーン事業」事業費６，６００万円につきましては，奄美観光の誘客と延泊滞在を促進するため「奄美特産品カタログギフト」を進呈し，その中から抽選で１万人に特産品をプレゼントすることとしております。

本事業は，カタログギフト配布の準備が整い次第，直ちに事業を開始し，来年２月末までの期間にレンタカー等を活用した旅行者に対して同カタログギフトを進呈し，ＳＮＳ等による情報拡散から更なる誘客を図るとともに，特産品の質の向上及び販路拡大等の副次的効果にもつなげてまいりたいと存じます。

続きまして，質問の１の（２），④１８節負担金２，０００万円のコロナ対応受入態勢構築支援事業につきましては，コロナ禍においても安全で安心な奄美の観光滞在を促進するため，奄美市内のタクシー，レンタカー，体験プログラム事業者が取り組む感染防止対策に対し，その費用の一部を助成するものでございます。

補助対象となる経費は，消毒費用，マスク費用，飛沫対策費用，換気費用，その他衛生管理に要する費用としております。また，補助率を１０分の１０としておりますが，タクシーとレンタカー事業者については，保有する車両が多いことが想定されますので，１台につき１万円で算定し，上限を２０万円としております。体験プログラム事業者については，保有車両はタクシーやレンタカー事業者ほど多くはないものの，事業所内で実施する体験や屋外での体験においても感染防止対策を講じる必要があることから，一律で上限を１０万円としているところです。今後，対象事業者への事業周知を行い，幅広い観光事業者の感染防止対策への支援につなげてまいります。

以上の五つの事業を積極的に展開することにより，コロナ禍で厳しい状況に置かれている観光業への後押し，そしてコロナ終息後を見据えた持続的な奄美観光の実現に向けて，しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

文化財政策調整監（久　伸博君）　それでは，質問の１の（２），②の後半部分について，御説明させていただきます。

高精細映像作成事業，「奄美学」公開発信映像作製事業，奄美遺産ホームページ制作事業の１，６００万円位つきましては，これらの３事業をまとめてコロナ禍に対応いたしました「新しい時代の新しい博物館―おうちで奄美デジタル博物館事業」という位置付けを考えております。

世界中のどこからでも，奄美の魅力を満載した奄美市立奄美博物館の展示を楽しめるデジタルコンテンツを取り揃えて，新しい時代の新しい博物館を提案しようとするものです。

高精細映像作成事業につきましては，奄美大島の秋，冬，昼，夜の自然に関する高精細映像を制作する「３６５日２４時間眠らない島，奄美大島」を３６５日２４時間発信する高精細映像制作事業として９００万円，それから史跡小湊フワガネク遺跡について３種類の高精細映像を制作する「国史跡・国重文，小湊フワガネク遺跡の魅力を発信する高精細映像制作事業」として２００万円となります。「奄美学」公開発信事業の２００万円につきましては，奄美の自然，歴史，文化についてレクチャー動画を制作する事業であります。奄美遺産ホームページ制作事業３００万円につきましては，奄美デジタル博物館事業の各種コンテンツの置き場，発信ツールとして全体的なホームページを制作する事業であります。

いずれの事業も今後の奄美の文化，観光を充実させるための情報発信であり，学芸員が責任監修した自然，歴史，文化の奄美情報を満載したものとなる予定であります。

市民をはじめ，日本全国の大勢の方に御覧になっていただき，奄美の魅力に触れていただけるよう取り組んでまいります。御理解を賜りたいと存じます。お願い申し上げます。

商工情報課長（向井　渉君）　それでは，１の（２），⑤のほーらしゃ券事業について答弁いたします。

このほーらしゃ券発行事業は，新型コロナの影響で停滞している消費活動と地域経済の循環を促進し，市民生活と市内経済を支えることを目的としております。

事業の内容といたしまして，５００円の商品券が１１枚綴りになっている１冊５，５００円の商品券を４，０００円で５万冊販売いたします。販売総額２億円，発行総額２億７，５００万円となります。これまで行ってきましたほーらしゃ券事業は，プレミアム率が１０パーセントでありましたが，今回は３７．５パーセントのプレミアム率となっております。購入対象者は奄美市民限定とし，１人１０冊，４万円を購入限度額として，多くの市民が購入できるように，商工会議所やあまみ商工会，通り会連合会の協力店舗で販売をいたします。

次に，参加業者数でございますが，現在行っております奄美市応援券事業に登録している店舗に，引き続き登録店舗の協力のお願いをいたします。今日現在で５６６店舗登録されており，随時登録店舗の募集を行っておりますので，更に増えるように取り組んでいるところです。

次に，換金手数料の軽減総額についてでございますが，昨年度までは事業者に２パーセントの負担をお願いしておりましたが，今回は奄美市応援券と同様に手数料は０パーセントとしております。発行総額２億７，５００万円の２パーセントの５５０万円が事業者の負担から軽減されることになります。

最後に，実施時期を前倒しできないかとの御質問ですが，８月２１日の専決の後に，事業の内容，商品券のデザインなどを精査し，先日ほーらしゃ券実行委員会を開催したところでございます。今月中旬に商品券などの入札を行い，それから約１か月後に納品予定となります。その後，商品券を１枚１枚検品を行います。不備の商品券があれば再印刷を行いますので，販売までは早急に対応しても２か月半ほど日数を要することになります。なお，１１月１日の日曜日に販売できるように準備を進めていきますが，それまでは市民への周知，広報に努めてまいりますので，御理解と御協力をよろしくお願いいたし

ます。以上でございます。

議長（与　勝広君）　答弁漏れはありませんね。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。いくつか再質問させていただきたいと思いますが，まず，財政調整基金の今後の積み立て計画はどのようになっているのかが１点でございます。

二つ目は，先ほど委託料の関係で説明いただきましたが，委託料，奄美観光受入態勢構築誘客促進事業と，また今，博物館のほうから説明のありました高精細映像作成事業，「奄美学」公開発信事業，奄美遺産ホームページ作成事業委託料の１，６００万，この委託先と委託の方法について，分かっておればお示しをいただきたいと思います。

三つ目は，コロナ対応受入態勢構築事業，先ほど説明いただきましたけれども，県との連動ということで御説明いただいたんですけれども，この宿泊，飲食業者に対する県との連動について詳しくお答えをいただきたいと思います。

四つ目は，今回の専決処分の理由である地方自治法第１７９条１項の規定，特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると，についてはよく理解をいたしておりますが，具体的に議会が，最終本会議が９月の２８日，１か月そこいらで終わるわけですけれども，待てないのもあるでしょうけれども，その辺，まとめて専決をしたということであれば，特に専決しなければならない事業のあった理由と，今議会の最終日までに，先ほどほーらしゃ券については執行準備を語っていただきましたけれども，そういったのが少し進んでおれば，そのことについて御説明をいただきたいと思います。以上です。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君）　まずはじめに，財政調整基金についてお答えをいたします。

本議会に追加の繰入金を上程させていただきます。中身といたしましては，新型コロナの地方創生臨時交付金を２億２，８００万円余り繰入金として計上させていただく予定でありますので，その後の残高見込みといたしましては，２７億６，２００万余りということを予定しております。

続きまして，８月２１日に専決処分させていただきました理由についてお答えをいたします。

新型コロナの厳しい状況が続く中で，本市といたしましてもこれまで第１弾，第２弾とコロナ関連の各種対策を進めてまいりましたが，引き続き感染拡大防止，市民生活や経済活動への支援，そして医療・福祉体制の強化など，あらゆる分野におきまして更なる対策が求められているところでございます。その中で，今回は本市の現在の状況や国の補正予算に対応する内容といたしまして，感染防止対策などの一日でも早く進めるべき取組，事業継続のために安心していただくための事業者の支援，そして先ほどもありましたが，プレミアム商品券などの準備に相当期間を要する取組など，内容と実施時期をしっかりと選別した上で専決予算とさせていただきました。準備にかかる発注作業につきましては，予算の裏付けがないと進められませんので，御理解を賜りたいと存じます。以上です。

紬観光課長（島袋　修君）　それでは，先ほど説明しました五つの事業の委託先及び委託方法について，答弁させていただきます。

まず，外来種苗駆除とダイビングスポット調査保全事業につきましては，あまみ大島観光物産連盟を委託先と考えております。次に，バスラッピング事業につきましては，しまバスさんを委託先と想定しているところであえります。次に，カタログギフトにつきましては，今後プロポーザルで委託先を決定する予定としております。

続きまして，コロナ対応受入態勢構築支援事業補助金につきましては，これは直接市のほうで事業を

実施していきます。以上です。

文化財政策調整監（久　伸博君）　それでは，文化財課が所管する三つの事業についての委託先と契約方法ですけれども，この事業につきましては，コロナ禍にありまして多大な影響を受けている奄美大島内のクリエーター事業，そういったクリエーター事業者を，今考えているところでございます。

それから，契約につきましては，ただいま契約検査指導課の指導の下，プロポーザル方式，随意契約，そういったことで調整を進めているところでございます。以上です。

議長（与　勝広君）　答弁漏れありませんね。

あと１回できますけど，よろしいですか。

受入態勢の支援事業，いいですか。

紬観光課長（島袋　修君）　奄美観光受入態勢構築・誘客促進事業につきましては，四つの事業がございまして，外来種駆除，ダイビングスポット調査保全事業とバスラッピング，カタログギフト贈呈事業のこの四つでございます。

この事業は全て市でやりますので，県と連携してということではありません。

議長（与　勝広君）　どうぞそこから。

１４番（関　誠之君）　県の支援制度と連動をするというふうに全協で説明を受けたんですけども，その県との支援制度との連動というのがよく分からないので，お聞きをしているところでございます。

議長（与　勝広君）　県とどういう形で連動していくかということですか。

紬観光課長（島袋　修君）　失礼いたしました。それではお答えいたします。

これは，鹿児島県のほうもですね，コロナ感染拡大防止の取組への補助事業ということで，宿泊施設に対して上限４０万円の１０分の１０の補助で，コロナ対策の補助がございます。飲食店についてもあります。あと，最近県のほうから出されたのがレンタカーであるとか，バス，タクシー等も対象となっておりますので，県の補助事業をオーバーしたものに対して市のほうで更に補助を行いたいということでありますので，御理解いただきたいと思います。以上です。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。その辺が今回のコロナの問題は，一般のやはり，方々，事業をなさって入る方を含めてですけれども，本当に県と国と市，この区別がなかなかつかないというようなこともお聞きしておりますので，是非ですね，今，課長の言われた県の取組とこの市の取組を区分けをして，しっかりと行き渡るような施策をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども，この奄振の交付金が６月５日に県のほうで採択をされているようですけども，奄美の５市町村で，奄美大島新型コロナウイルス感染症対策本部というのを作っておられるようですが，それも含めて奄美全体でですね，奄美の自治体が一体となって離島における医療体制の十分な確保，水際体制強化等において新型コロナウイルス対策の奄振予算を活用を要求すべきだというふうに，私は考えますけれども，その辺についての市長の見解があればお聞かせをいただきたいと思いますが，いかがでしょうか。

企画調整課長（國分正大君）　お答えいたします。先ほども答弁いたしましたとおり，今回の奄振補正予算につきましては，落ち込みが激しい観光需要の回復に向けた取組を支援する特別な枠でございます。

奄美群島の自治体が一体となって，離島における医療体制の十分な確保，水際対策の強化のため，新型コロナ対策に特化した奄振予算を要求すべきとの御質問だとは思いますが，まずは医療体制の確保と水際対策の主体となります県の動向，そして地元市町村との連携が重要というふうに考えております。県に対しましても，これまで国のほうから新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナ臨時地方創生交付金などが交付されております。それら交付金を活用し，奄美群島のみならず県内離島の医療体制の確保などに取り組んでいただいているものと考えております。そのため，医療体制の確保や水際対策のための新型コロナ対策の奄振予算を要求することにつきましては，新型コロナの状況はもとより，次年度以降の各交付金の在り方などを注視するとともに，県の考えもお伺いしながら検討が必要じゃないかと考えております。以上です。

議長（与　勝広君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第１０号は，会議規則第３７条第３項の規定により，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，報告第１０号は委員会付託を省略いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから，報告第１０号について，採決いたします。

お諮りいたします。

報告第１０号は，これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，報告第１０号，専決処分の承認を求めることについては，これを承認することに決定いたしました。

○

議長（与　勝広君）　日程第４，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから，議案第６３号　奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの９件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第５５号から議案第６３号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）の主な内容について御説明いたします。

第１表，歳入歳出予算補正について，まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきまして，関係する費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を

計上いたしております。また，新型コロナの影響により，中止や延期となる事業の予算を，関係する費目において減額計上いたしております。

総務費の総務管理費におきまして，奄振交付金を活用した観光促進事業といたしまして，市民向け宿泊・体験プログラム利用支援事業４，４３８万８，０００円や，世界自然遺産登録メディアジャック事業負担金５，０００万円等を計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきまして，「食」の自立支援事業１，１４６万３，０００円を追加計上するほか，児童福祉費におきましては，市内各保育施設に対する感染症防止対策に要する経費等を計上いたしております。

土木費の住宅費におきましては，外壁落下防止などの営繕工事として４，０００万円を追加計上いたしております。災害復旧費におきましては，去る７月の大雨により発生した，農林水産業施設や土木施設の災害復旧に要する経費を計上いたしております。

次に，歳入の主な内容について申し上げます。

地方交付税につきましては，今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い，１億１，４７１万４，０００円を追加計上いたしております。

国庫支出金につきましては，地方創生臨時交付金の第1次配分の確定に伴い，２億２，８３９万６，０００円を新たに計上いたしております。

繰入金につきましては，地方創生臨時交付金の計上に伴う財源更生により，財政調整基金繰入金１億９，１５９万６，０００円を減額するとともに，地域振興基金繰入金におきましては，かごしま国体の延期等に伴い１億２，２３９万１，０００円を減額計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが，今回の補正で１億７，８６６万７，０００円を追加することにより，令和２年度奄美市一般会計予算の総額は３９８億７０万３，０００円となります。

また，第２表地方債補正につきましては，事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第５６号　令和２年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，人事異動に伴い各費目の人件費を減額または増額計上いたしております。また，諸支出金におきまして，一般被保険者保険税還付金として４００万円を追加計上いたしております。

歳入につきましては，人件費に係る一般会計繰入金を減額するとともに，新たに繰越金や災害等臨時特例補助金を計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１，０５８万５，０００円の減額となり，令和２年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は５１億５，０３２万９，０００円となります。

次に，議案第５７号　令和２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，人事異動に伴い人件費を減額計上いたしております。また，住用診療所施設の修繕料を増額計上いたしております。

歳入につきましては，人件費に係る一般会計繰入金を減額計上し，前年度の実績に伴い繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ２３７万円の減額となり，令和２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は２億６，２８７万６，０００円となります。

次に，議案第５８号　令和２年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，人事異動に伴い，各費目の人件費を減額または増額計上いたしております。地域支援事業費におきましては，職員の産休代替としての会計年度任用職員に係る費用等を追加計上いたし

ております。また，前年度の介護保健給付費等の確定に伴い，基金積立金及び諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては，国庫支出金，支払金交付金，県支出金及び繰入金におきまして，歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。また，前年度の実績に伴い，繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ９，３７７万３，０００円の増額となり，令和２年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は５０億４，８０４万５，０００円となります。

議案第５９号　令和２年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては，人事異動に伴う人件費のほか，減価償却費２，３７１万２，０００円を減額するとともに，還付金を増額計上し，合わせて２，０６７万９，０００円を減額計上いたしております。

また，資本的収入につきましては，消防防災整備事業に係る工事負担金３７６万２，０００円を増額計上いたしております。

そのほか資本的支出につきましては，人事異動に伴う人件費１１０万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する５億７，２２９万１，０００円は，損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に，議案第６０号　令和２年度奄美市下水道事業会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

収益的支出につきましては，人事異動に伴う人件費のほか，還付金の増額により１，３７１万９，０００円を増額計上いたしております。

また，資本的支出につきましては，建設改良費において，新たにテレビカメラ調査委託料を計上するなど，１，９２９万４，０００円を増額計上いたしております。

そのほか資本的収入におきまして，企業債，補助金を合わせまして１，７６０万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，資本的収入が資本的支出額に対して不足する６億３，３９１万４，０００円は，損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に，議案第６１号　奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては，関係法令の改正に伴い，特定地域型保育事業者の連携施設確保の基準を緩和するなど，地域の実情を踏まえた保育を提供するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第６２号　奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては，関係法令の改正に伴い，家庭的保育事業等の許可要件の緩和と，居宅訪問型保育事業における母子家庭等の保育条件を拡充するなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に，議案第６３号　奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては，関係法令の改正に伴い，放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上をもちまして議案第５５号から議案第６３号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決くださいますようお願い申し上げます。

○

議長（与　勝広君）　日程第５，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は，県内市町村の長及び議員のうちから，市長区分６名，

市議会議員区分６名，町村長区分４人，町村議会議員区分４人から構成されております。現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について２名の欠員が生じているため，広域連合規約第９条第３項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い，候補者の届け出を締め切ったところ，市議会議員から選出すべき人数を超える３名の候補者がありましたので，広域連合規約第８条第２項の規定により選挙を行います。

この選挙は同条第４項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので，会議規則第３２条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については，会議規則第３２条の規定に関わらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって，選挙結果の報告については，会議規則第３２条の規定に関わらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は２１人であります。

投票に先立ちまして投票立会人に永田清裕君，関　誠之君を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。この際，申し上げます。橋口和仁議員から身体の都合により自ら投票することが困難であることから，投票の記載及び投函について，代理投票の申し出がありますので，これを許可いたします。

この場合，地方自治法第１１８条第１項において準用する公職選挙法第４８条第２項の規定により，立会人の意見を聞いて投票補助者２名を定めることになっておりますので，立会人の方々は議長席まで御参集お願いいたします。

（立会人参集）

投票補助者として伊集院議事係長，池田庶務係長を指名いたします。

それでは，ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

（点呼，投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開場）
開票を行います。
会議規則第３１条第２項の規定によって，立会人に永田清裕君，関　誠之君を指名いたします。
両君の立ち会いをお願いいたします。
（開票）
選挙の結果を報告いたします。
投票総数　２１票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち，有効投票　２１票，無効投票　０票。
有効投票のうち，川越桂路君　０票，木原繁昭君　１６票，前川原正人君　５票。
以上のとおりであります。
以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
明日午前９時３０分，本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。（午後４時０８分）

第 3 回 定 例 会

令和２年９月８日

（第２日目）

9月8日（2日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　正野　卓矢君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　奥　晃郎君
5番　荒田　幸司君	6番　﨑田　信正君
7番　安田　壮平君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
12番　林山　克巳君	13番　西　公郎君
14番　関　誠之君	15番　奥　輝人君
16番　川口　幸義君	17番　伊東　隆吉君
18番　元野　景一君	19番　与　勝広君
20番　竹山　耕平君	21番　橋口　和仁君
22番　多田　義一君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

11番　松山　さおり君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅君	副市長　東美佐夫君
教育長　要田　憲雄君	住用総合支所事務所長　弓削　洋一君
笠利総合支所事務所長　濱田　洋一郎君	総務部長　三原　裕樹君
総務課長　平田　宏尚君	企画調整課長　國分　正大君
プロジェクト推進課長　當田　栄仁君	市民部長　満永　亮一君
税務課長　藤原　俊輔君	市民協働推進課長　佐野　早苗君
市民課長　麻井　庄二君	国保年金課長　西　幸一郎君
保健福祉部長　山下　能久君	福祉事務所長　永田　孝一君
福祉政策課長　寿山　一昭君	健康増進課長　徳永　明子君

9月8日（2日目）

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

高齢者福祉課長	川畑　博行君	保護課長	保金　満君
商工観光部長	武下　義広君	商工情報課長	向井　渉君
紬観光課長	島袋　修君	産業建設課長	岩下　忠久君
建設部長	保浦　正博君	都市整備課長	竹元　康晴君
建築住宅課長	岡江　康裕君	教育部長	福長　敏文君
スポーツ推進課長	大山　茂雄君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	重信　竜昇君
主幹兼議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（与　勝広君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし，各時持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますよう質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。

更に，当局におかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますよう，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

なお，﨑田信正君から一般質問中の資料投影のため書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

６番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。まずは，６日日曜日に奄美に最接近した台風１０号ですが，全国的に新型コロナウイルスの感染防止に取り組んでいる最中の台風となりました。奄美では，感染者がいない状況で本当に助かったなという思いをしておりますけれども，昨日の報告のとおり，台風が最大級の勢力をもって接近するとの予測に建物，工作物，農作物への被害は避けられないと覚悟し，それでも人身への被害がないことを願っておりました。幸いにもこちらの被害報告はなく安堵しているところであります。この台風対策にあたり避難所はかつてなく活用され，臨時の開設や自主避難所として解放していただいた民間の事業所，また，ご近所の方の避難を受け入れていただいた個人の方々や宿泊施設の利用など，防災に向け市職員をはじめみんなで取り組んだことが結果につながったのではないかと思います。それでも被害が皆無ということはありません。大なり小なり被害を受けられた方には，心よりお見舞いを申し上げますとともに，一日も早い日常を取り戻されますことを願っております。

さて令和２年，社会・政治・経済そして自然界も含めて激動の年となっております。新型コロナは，東京での新規感染者数は，一定減少しているように思いますが，収まったわけではありません。なお感染防止対策には，万全を期することが必要であります。この状況の中で安倍首相が，８月２８日辞任を表明され，９月には新総理が誕生するのではないかと思います。安倍総理にとっては，任期半ばでの健康上の問題での辞任は不本意だったのではないかと察しますけれども，立つ鳥跡を濁さずのことわざがあります。これは立ち去るときは後始末をしっかり，また引き際は潔くとの意味だということでありますけれども，安倍首相個人に関する疑惑は，森友問題，加計問題，更には，桜を見る会などの真相疑惑は未だに解明されておりません。総理を辞めることで，これらのことが不問にされることになれば，この種の問題は，これからも繰り返されることになるのではないでしょうか。何よりも教育上も問題ではないかと思います。どなたが総理大臣になろうとも新しい総理には，国民の利益と日本の平和を願い，立憲主義に基づく国会運営がされることを強く願っているところであります。

それでは通告に従って順次質問をさせていただきます。第３回定例会最初の質問となりますけれども，住用町戸玉集落周辺の採石場関連についてでございます。これは６月議会で取り上げたものでありますけれども，住用町の採石問題は，住用村の時代から延々と続いているものであり，「自然環境を守れ，生活環境を守れ」と住民運動が継続して続けられております。ある意味，必要に迫られて継続されているということだと思います。業者の方や許認可権を持つ鹿児島県，そして住民の要望に応え生活を守る立

場にある奄美市の担当者の方も解決の糸口を捜そう，いい解決策を見出そうと悩み続けている課題ではないかと思います。そして，その地で日夜生活をされている住民の方の御苦労は，察するに余りあるものであります。私は，解決を阻んでいる第一の理由は，採石法にあると感じておりますけれども，これについては後で触れますけれども，まず最初に４月３０日に戸玉集落の区長より市長宛てに，戸玉集落の環境実態調査並びに公害防止協定書の立会人としての責務履行に関する請願法による請願書が提出されております。この中で「戸玉集落の環境実態調査，騒音，粉じん，振動並びに今後立会人としての責務を果たしていただきたく請願いたします。」とあり，早々の回答をお願いしているところであります。この取り扱いが今どうなっているのかについて，お伺いをいたします。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。﨑田議員にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり，確かに今年の４月，戸玉集落からの採石事業に係る請願書をいただいております。お話のとおり，本件に関しましては，採石法に基づき事業が実施されております。住民の皆様には，長年に亘り議員がお話になりましたとおり，大変な思いをなされており住民の安心、安全を守る拠り所である行政として，双方が納得できる解決に至っておりませんことには大変残念な思いをいたしております。平成８年に事業者及び集落が締結いたしました公害防止協定の立会人であります本市といたしましては，まずは双方の話し合いを通じて解決に向けた取組を進めるべきだと考えております。そのため事業者及び集落，お互いによる話し合いの場を設ける提案を何回も行ってまいりましたが，現在実現には至っていないところでございます。そこでまずは，お互いの御意見を拝聴しながら話し合いの機会を持てるよう市において努力をしてまいりたいと考えているところでございます。そういう中でございますので，議員がおっしゃるとおり，その請願に対する回答書については，未だ回答がなされていないことを非常に申し訳なく思っております。戸玉集落の皆様方，そして議員の﨑田議員にも御理解を賜りたいと存じますが，今，双方が話し合いができるように，そして御意見を事業者，集落の皆さんの話を伺いながら，そこで調停役をしっかりと果たしていくことが私どもに課せられた責務だと思っておりますので，大変申し訳ございませんが，回答については今しばらく時間を賜りますように御理解をお願いするところでございます。なお，後段の分については，また担当のほうに委ねますので御理解をいただきたいと思います。以上です。

６番（﨑田信正君）　ありがとうございました。４月３０日に出された請願書について，まだ回答されていないと。いろいろ理由があるんだと。これは理解いたしますけれども，冒頭申し上げましたように日夜そこで生活をされている方は，一日も早い解決を望んでおられるわけですから，一日も早く前へ一歩進むということが重要だと思います。それで事業者それと住民との話し合いも進めるということで答弁いただきましたけれども，これについては質問ですけれども，なぜ話し合いが，今言ったようにできていないのか。それで双方の言い分があるんだと思いますけれども，とにかく話し合いなしで解決する問題ではありませんから，努力を続けていただきたいと思いますけれども，双方の言い分について何か情報があれば教えていただけますか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君）　先ほども申し上げましたとおり本市といたしましては，お互いの話し合いの場を設ける提案を双方に行いましたが，実現には至っておりません。実現に至らなかった理由についての御質問ですが，それぞれのお考えがあってのことですので，具体的な理由については，お答えは差し控えさせていただきたいと存じます。いずれにいたしましても，問題解決の糸口は，話し合いの場から生まれるものと思います。議員とも同じくしておりますので，今後とも御理解御協力をお願いいたします。

６番（﨑田信正君）　私も現地の住民の方から相談を受けて，この質問に立っているわけです。住民の方が，いろいろ条件をつけて話し合いを拒んだということも一部聞いているんですよね。だけどそれは，私の方からも相談を受けた立場として，まずは話し合いだということについては同じ立場で臨んでいきたいと思いますけれども，ただ，ただ話し合いを，場を設けるということではなくて，具体的な説明は控えるということでしたけれども，住民の方が，最初から拒絶するんじゃなくて，こうこうこういう問題があるから話し合いの場に応じないんだと言っているというふうにも聞いているんですよね。だからそこを解決することが先だということだと思いますので，ここは被害を受けているのは住民の方ですから，ずっとそこで３６５日これからずっと永遠に，永遠というかずっと住まわれるという人の思いを思えばですね，譲歩という言葉がいいのかどうか分かりませんけれども，とりあえず，こうすれば話し合いの場が設けられるというような立場で，ぜひ早期に実現できるようにお願いしたいと思いますけれども，その意気込みはどうでしょうか。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君）　議員の御指摘のとおり，早々に双方にいろいろお話をしまして，早急にまた話し合いの場を設定できるように，私たちも努力してまいりますので御理解をよろしくお願いいたします。

６番（﨑田信正君）　何でも話し合いが一番先で，そこから問題解決の糸口を見つけ出す以外はないかなと思いますので，ぜひよろしくお願いいたします。

次に，６月２８日に地元住民の方が撮影された写真があります。６月２８日といえば，私が採石場問題で質問をさせていただいたのが６月の１５日ですね。その後の写真です。これだけ問題視されていながら，あの写真を見せられた時は，信じ難い思いで驚きでありましたけれども，どんな状況かと言えば，その写真を皆さん方にも御紹介したいと思います。写真１，お願いいたします。

これは戸玉港です。海が赤く汚染されているのが分かるのではないかと思います。撮影時間は，これはちょっと小さいですが，午後４時４分というふうになっています。

次に，写真２をお願いいたします。

これは金子川河口でよりはっきり赤くなっているのが分かります。防波堤の向こう側ですね。色が完全に違っております。

次に，写真３をお願いいたします。

これは，午後７時９分に撮影されたものであります。同じ日ですね。赤水汚染の原因と思われるのが，管から，管というかパイプですが，のようなところからですね，勢いよく，これは金子川になりますけれども放流されているところが撮影されております。

写真４をお願いします。続いて写真５，写真６をお願いします。

御覧のように，その水が，金子川をつたって戸玉港を赤く汚染しているんだと思いますけれども，このことについて当局の御見解をお願いお伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君）　ただいま議員からの写真もお示しされた６月２８日には，本市でも現地の確認を行い，河川に赤土流出が確認されたので，事業所を訪れ代表者に対して河川への赤土流失防止対策について口頭で指導を行ったところであります。また，採石事業に対する許認可権者である県においても，赤土流失防止対策を徹底するよう口頭での指導を行ったと伺っております。これからも本市といたしましても，河川及び港湾管理者として赤土流出が環境への悪影響を及ぼすことから定期的にパトロールを行うとともに，県との情報共有を密にするなど対応を図ってまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

６番（崎田信正君）　先ほど示した写真は，赤水汚染だという認識でいいわけですよね。それで，この問題，指導を繰り返していると言っておられますけれども，その結果が今なんですよ。このことに対して指導じゃなくて，これまでもずっと繰り返しやってこの現状があるというところが問題だと思うんですね。これでいろんな資料を探している時に，こんな文章がありました。

私も反省しなければいけないなと思うのは，この採石場に関連して質問しておりますけれども，一連の問題を採石業者と集落民との問題だと狭く捉えていた節があるんですね，私自身。ただ本来，赤土汚染とか港の管理ということになれば，これは市が，維持管理，保全すべき性質の業務だと思います。住民から通報があったから指導するんだということじゃなくて，港湾の河川，港湾，それから赤水汚染ですから，市が自然環境を守るためにまず動かなければいけないということですから，今なにか逆転しているような感じをですね。採石業者と住民の方のトラブルみたいな捉え方になっているのはまずいのかなというふうに思います。それで，いろいろ資料を昨日調べていたら，平成１１年の９月にこんな文章がありました。これ大島支庁農林課長から各市町村長に宛てた通知です。工事施行中における赤土等土砂流出防止対策についてという通知が平成１１年に出されているんですね。これ宛て名が各市町村長ですから，そこの採石場のことだけを言っているのではなくて，赤土汚染全般の採石以外でも赤土の出る工事がありますから，それを全部ひっくるめてのことだと思いますけれども，とにかく赤水汚染，赤土汚染を抑えようという通知が平成１１年に出されております。これ９月２２日です。大島支庁の農林課長より出されている内容ですね。それで同じ月，９月２４日に今度は，大島支庁土地改良課長，大島支庁の土地改良課長から同じ文書が出されているんですね。その次は，これは平成１２年の翌年の３月１５日です。今度は，大島支庁土木課長・河川港湾課長連名で，同じく工事実施中における赤土等土砂流出防止対策についての通知が出されております。つまり６月２８日のあの写真だけを見て言っているんじゃなくて，これまでずっと続けてきて，指導を繰り返し繰り返し行っていて，更にあったと。それも６月１５日にこの議会でこの問題が取り上げられてその直後の話ですね。現地の人から聞くと８月にも同じように赤水汚染がどんどん放水されているという情報が入っているんですよね。つまり，いくら指導されてもこの実態が変わらなければ何のための指導だと。指導自体が力を持たない，ただの何と言いますかね，言い訳みたいな形で終わるのは，やっぱりそこに住んでいる住民の方には耐え難い思いじゃなかと思うんですけれども，このことについて御見解があればお願いをいたします。

市長（朝山　毅君）　議員がおっしゃいますとおり，年次は私も今手元に確認ができませんが，大島支庁において１２市町村をまたいだ赤土防止対策連絡協議会というのがございます。これについては，県はもとより各市町村とも発注工事に対して，赤土が流れないような最善な工法をもって事業を執行していただきたいという趣旨で，例えば河川の工事もしくは港湾の工事をする場合によっては，オイルフェンスなどをしっかりと整えて，赤土が，また濁りが発生しないような最善の注意を払って，環境を守り港湾を海岸を守るような事業を執行していただきたいという趣旨の会でございます。この件については，毎年１回その会議をもっておりまして，各地域の事業報告など実施報告などをいただきながら，互いに連携をして奄美の自然環境を整えていこうと，守っていこうという趣旨の会でございます。このことについては，市においても各市町村においても事業発注については，そのように最善の注意を払いながら，事業者にその旨順守していただくような環境を整えているつもりでありますが，それでもやはり大雨が降ったりしますと自然流水と言いますか，流れてきているのも実態でございますが，公共事業者の発注については当然のこととしてその責務を全うしたいと。しかし，それ以上のものが，やはり雨が降ったりすると流れてくることもございますが，それらについても十分注意を払いながらやっていきたいと。加えて，この戸玉の件についてもしっかりと同様のことでありますので，今後とも注意を喚起しながら自然環境を保全していくように促していきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

６番（崎田信正君）　答弁ありがとうございます。冒頭申し上げましたように，その実態を業者それから

住民それと市当局，県もそうですけれども共有することが大事だと思いますね。そのためには，やっぱり一刻も早くそれぞれの条件，話し合いを持つ場には条件付きもあるかも分かりませんけれども，なるべく広く条件は受け入れてですね，とにかく同じテーブルに着くということで一歩進めれば，進んでいただければというふうに思います。何よりも河川，それと海の港湾の管理ですから，住民に意図するんじゃなくて市当局が，責任を持って対応するという立場でお願いしておきたいと思います。

次に，４月１日付で占用許可証を発行したＣ型チャンネルの面積の算出方法は妥当かということについてでありますけれども，これは６月議会で通告外だということで，こちらから状況だけを説明しておりました。答弁をいただけておりませんので，改めて質問ということにさせていただきます。またこれは写真で現場を確認していただきたいと思います。写真７お願いいたします。

これは戸玉港のところでレール，レールっていうのが，これＣ型チャンネルということらしいんですけれども，２本敷き詰められてあります。これは船を陸に揚げるためのものだということで，写真８をお願いいたします。

これレール２本にまたがって船が陸揚げをされているところです。このレールは，数年前から平成２７年度ということですから，そのときから設置をされているものですけれども，問題は，港を管理する市当局は知らなかったのか，住民からの問い合わせにより現場を実測をして，業者の方にも占用許可申請を提出をしてもらったというものなんですね。３月３１日の申請で４月１日に許可証が発行されたと。写真ありがとうございます。これは無許可で工作物を設置した業者の責任が問われるのはもちろんでありますけれども管理責任者としてもいささか問題があったのではないかと思いますけれども，御見解をお伺いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君）　議員御質問の戸玉港の船揚場に設置された小型船舶の揚げ降ろしを行うためのレールにつきましては，これまで設置に至る経緯等を把握できておらず，利用許可等の手続きに遺漏があったものでございます。この度改めて関係者と立会いを行い，本年４月１日付で港湾施設用地使用許可書を発行するに至っております。今後は，このような事態が起こらないよう巡回及び港湾利用者などとの情報共有を徹底してまいりたいと思いますので御理解よろしくお願いします。

６番（崎田信正君）　次にその許可面積についてですけれども，写真９をお願いいたします。

レールの幅は，これ２０センチなんですね。その長さの２本分を占用面積として算出をしております。先ほどレールとレールの間は除外をされております。設置されて数年経っており，これにより住民の方が迷惑をしているということではないと思うんですが，この占用面積の算出というのは，自治事務ということであり奄美市の判断に任されるということですね。だから，この２０センチ幅の長さを占用面積とするのか，レールとレールの間も含めて占用面積とするのは，その自治の市町村の判断によるんだというふうに思われますけれども，このような占用面積の算出は，妥当だったのかどうかですね。ほかにもこういった類で占用許可を出しているような事例があれば分かればですが，なければこれが前例となることになりますので，今後そういったことで問題が出ないのかなという心配をしております。いろんな状況の中で，今後この占用面積の算出が妥当だということになれば，今後いろんな問題が出てこないのかなという思いの質問ですので御見解をお願いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君）　それでは占用面積の算出についてお答えいたします。当初，レールの設置面積のみで算出しておりましたが，他市類似事例等も調査しレール間も含めた面積が適当であると判断いたしました。そのため占用面積を修正した申請書を提出してもらうこととしたところでございます。先ほどの議員がおっしゃいました他市町村とも確認はしましたけれども，こういう事例はありませんでした。以上です。

６番（崎田信正君）　じゃ４月１日の許可証は変更されるということですね。今後ともよろしくお願いいたします。

次に，採石法について市当局の見解についてであります。６月議会の答弁では，県知事が採取計画や採取場所の状況，そして地域の意見を踏まえて適正な措置を行うことで，住民の暮らしも守ることができるというものです。こうなれば現在の戸玉集落の現状は，守られていると認識されていることになりますけれども御見解をお伺いをいたします。これは言葉尻とか重箱の隅をつっつくような質問だというふうに捉えてもらっては困るわけですが，基本的な考え方ということで，お伺いをさせていただいていますので御答弁をお願いいたします。

住用総合支所事務所長（弓削洋一君）　それではお答えいたします。採石法についての見解について，６月議会での答弁書と繰り返しになりますが，採石法において「岩石採取の申請があった場合は，許可にあたって，他人に危害を及ぼし，公共の福祉に反すると認めるときは，許可をしてはならない」となっております。また，許可された後においても議員が危惧されている土地の崩落，流出，陥没の発生や恐れがあるときは，県知事は，事業者に対して災害防止のための必要な措置や岩石採取の停止を命ずることができ，市町村長は，県知事に対して必要な措置について要請することができます。このことから適切な措置を行うことで，住民の暮らしも守ることができると考えております。しかしながら先ほどの質問にもありましたとおり，戸玉集落の皆様からは，県および市に対して採石事業に関する請願書が提出されております。このことは住民の皆様にとっての現状は，十分に納得できるものではないということの証であると，深く受け止めているところです。そのため繰り返しの答弁となりますが，本市といたしましては，双方での話し合いによる解決策に引き続き努めてまいる所存でございますので，御理解をお願いいたします。

６番（崎田信正君）　双方での話し合いということですので，まずこれを実現させましょう。私も側面から協力したいと思います。

次に，新型コロナウイルスの影響と対策です。介護保険料とか国民健康保険税，それから後期高齢者医療保険料及び国民年金保険料の取り扱いについてですけれども，収入が減った場合については，減免制度があります。これらの制度について現在どうなっているのか。最初に国民健康保険税についてですけれども，これは災害や失業などの場合には，減免制度があります。また，収入が一定度以上減少する場合も適用されますけれども，新型コロナウイルスの影響は，２月頃から出ているかと思います。近年国保加入世帯は，低所得者が多くなっているのが実情であり，その影響が心配をされるところです。

国も新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が，令和２年４月７日に閣議決定され感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して，国民健康保険，国民年金等の保険料の免除等を行うとされました。奄美市の実施状況及び周知はどのようにされているのか。国民年金保険料の減免についても併せてお伺いをいたします。

市民部長（満永亮一君）　それではお答えいたします。国民健康保険税，介護保険料，後期高齢者医療保険料につきましては，新型コロナウイルスに対する新たな減免制度を設け，申請を受け付けているところでございます。減免の基準や財源等がほぼ同じでございますので，市民部のほうでまとめてお答えさせていただきます。なお，この財源につきましては，国が全額負担するものでございます。減免の対象は，令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に国民健康保険税が課税されている世帯です。減免の対象世帯の要件としまして２点ございます。１点目は，新型コロナにより主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。２点目は，新型コロナの影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ，かつ該当する三つの項目をすべて満たす世帯となります。この三つの項目と申しますのが，まず１点目が，今年見込まれる事業収入等のいずれかの減少額が，令和元年中の１０分の３以上であ

ること。２点目に令和元年中の所得が，１，０００万円以下であること。３点目に減少した事業収入等に係る所得以外の令和元年中の合計額が４００万円以下であることとなっております。なお，先ほど「介護保険料，後期高齢者医療保険料の新型コロナの減免につきましては，基準や財源等がほぼ同じ」と申し上げましたが，この２番目の項目が１，０００万円以下であることは，国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が対象となっておりますので補足いたします。

次に，減免の基準についてでございますが，こちらは対象となる保険上の算定や減免の割合が段階的に多岐に分かれておりますので，具体的な基準につきましては，ホームページ等で御確認いただきたいと思います。また，対象となられた方へは，それぞれの担当課へお問い合わせいただきますよう，７月に配布いたしました広報紙，国保だよりと併せて周知を行ったところでございます。なお，８月末時点におきましての減免に対する申請件数でございますが，国民健康保険税申請８５件，減免金額１，２７２万２，７００円。介護保険料申請６件，減免金額４６万７，１００円。後期高齢者医療保険料申請４件，減免金額３万６００円といった状況でございます。

続きまして，国民年金保険料の取り扱いについてお答えします。国民年金保険料の事務取り扱いに関しましては，奄美大島年金事務所の所管でございまして，市といたしましては，政府厚生労働省に委託された免除申請等の窓口業務を行っているものでございます。新型コロナに対する国民年金保険料の取り扱いといたしましては，奄美大島年金事務所に確認しましたところ，現行の国民年金保険料の免除は，税法上の前年所得等に基づき適用を行っているところを，新型コロナの２月以降の保険料に対する減免に関しては，臨時特例の時限的措置といたしまして，令和２年の２月以降の保険料に対する減免措置を，本年度の収入減をベースにした迅速な対応を行っているとのことでございます。具体的な減免対象者や期間，申請方法，添付書類等に関しましては，日本年金機構のホームページにおいて掲載しているとのことでございました。なお，奄美市における国民年金保険料の免除件数等につきましては，通常の免除申請と区分けすることが非常に難しいため，新型コロナのみでの件数は把握できないと奄美大島年金事務所から回答をいただいております。以上でございます。

６番（崎田信正君）　次の介護事業所への影響についてお伺いをいたします。感染の不安からですね，介護事業所においても対策対応に苦心をされていることと思います。デイサービスや訪問介護において，事業所からサービス提供を制限したり，あるいは利用者のほうからサービス利用を手控えるというようなことがあれば，当然事業収入は減少するわけですけれども，奄美市では本土にみられるような感染者の広がりがありませんから，それほどの影響はまだ出ていないのかなと思いますけれども，現状がどうなっているのか。また，どのような支援が行われているのか。お伺いをいたします。

また，事業所の減収補償，収入が減った場合ですね，報酬算定の特例で割増算定の取り扱いがあると，可能だということでありますけれども，奄美市内の事業所での割増算定の実態が分かればお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　おはようございます。介護事業所への影響についてお答えいたします。本市で新型コロナが発生した４月には，感染拡大防止の観点から，入所系サービスでは新規受け入れを見合わせたり，通所系サービスでは，事業所の縮小や休止の措置を取らざるを得なかった事業所があり，その間サービスの利用ができなくなった方，また，新型コロナ感染リスクの不安から，利用者自ら利用を控える方がいらっしゃいました。現在でも島外から来られた方との接触があった場合などに，制限をかけている事業所があることも承知しております。介護サービスの利用ができなくなったり，また利用を控えなければならなくなった場合，利用者の在宅生活維持そのものはもとより身体，認知機能の低下等も懸念されることになります。このようなことを防ぐため，事業所においては，電話等による安否確認のほか訪問サービスへの切り替え，配食サービスの追加等，代替サービスを提供するなどし，対応にあたっているところでございます。

また，介護事業所においては，特に通所サービスにおいて減収となったことを聞いておりますが，先ほども申し上げましたとおり，厚労省通知に基づいて，通所サービスを訪問サービスに切り替えるなどして報酬算定を行い，減収幅を小さくしたということでございます。

割増算定につきましては，利用者の負担金も割増もなることから，算定した事業所はないようでございます。

市内において４月１７日以降，新たな感染者は発生しておりませんが，新型コロナにつきましては，長期化が想定されます。このようなことから現在，介護事業所内で感染者が発生した場合の事業継続計画の策定，事業所間の連携，市の支援策等について介護事業所と検討を重ねており，今後とも連携を密にして取組を進めてまいりたいと存じます。

６番（﨑田信正君）　ありがとうございます。次に，生活保護の申請に変化はないかということについてですが，新聞の報道では，新型コロナウイルスにより全国で生活保護の申請が増えていると。これはもう当然だと思うんですが，奄美市の現状はどうなっているのか，お伺いをいたします。保護件数であったり，保護に至った理由あるいは母子家庭や年齢層など分かればお示しをいただきたい。

また，コロナに関係しての保護申請となると，緊急避難的な短期の保護という状況も考えられます。そのときに現状の保護基準を機械的に適用してしまうと，例えば現在，車を持っている方についての車の保有は認められておりません。そういったことがあればですね，なかなか申請にも足が遠のくということになれば，生活に影響するわけですから，柔軟に対応することも必要だと思いますけれども，これらのことについても検討されているのか。お伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君）　それでは生活保護申請数の現状についてお答えいたします。生活保護申請数は，令和２年４月以降で４月１１件，５月５件，６月９件，７月１１件，８月は７件，合計４３件となっております。

申請の内訳としましては，高齢者世帯が２４件，障害者世帯が２件，傷病者世帯が６件，その他世帯が１１件となっております。申請理由につきまして主なものでは，傷病による医療費の捻出が困難であるというのが１５件，預貯金等の減少，これが１１件，扶養義務者からの援助等が減少したというのが７件などとなっております。

現在のところコロナウイルス感染症の影響による収入減に伴い保護申請に至ったケースは１件のみという把握をしております。感染症の影響は，今後も続くと考えられることから，今後の保護申請数の増減に関し引き続き注視のうえ，相談業務等注力したいと考えております。

次に，申請にあたっての預貯金，不動産，自動車の所有に関する取り扱いなどですが，これらにつきまして，生活保護の利用申請にあたって，現在のところ国から特別な取り扱い変更の指示が出ておりません。現行の判断基準での認定審査においても，預貯金，不動産，自動車等の資産について一律に所有を禁止しているものではございません。例えば預貯金額の多寡や不動産の性質，自動車保有の必要性等資産保有に関して，総合的に勘案しておりますので，制度利用の可否の判断を行っているというところです。新型コロナに関して特別にこの辺を基準を緩めるとか，そういうことではなくて現行どおりのままでやっていることを御理解いただきたいと思います。以上です。

６番（﨑田信正君）　緊急避難的な保護申請の場合ね，やっぱり柔軟に対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に，就学援助制度の適用についてですが，私は，これまでも子どもの貧困対策の一環としても，就学制度の完全実施を求めてまいりました。入学準備期などは改善をされました。まだＰＴＡ会費など実施されてないものが残されておりますけれども，今回は，コロナ対策としての取り扱いについてお伺いですが，準要保護世帯については，児童・生徒便で就学援助制度の申請手続きが案内されており，必要な世帯

にはもれなく対応できているものと思いますけれども，その基準は前年度の所得によるものと思いますが，新型コロナの問題は，２月頃から影響が出始めているのではないかと思います。コロナによる減収も当然就学援助制度の対象となると思いますけれども，奄美市の現状がどうなっているのか。お伺いをいたします。制度そのものが周知されているのか。もれなく申請されるような周知方法についてもお伺いをいたします。

教育部長（福長敏文君）　それでは就学援助制度の適用についてお答えをいたします。本市におきましては，就学援助制度について，市のホームページに記載するとともに，各小・中学校を通じて全世帯に案内しており申請に基づき適切に対処しております。

また，年度途中での相談等にも随時応じているところでございます。

新型コロナの収束が見えない中，今後も長期に亘り影響が想定されますので，引き続き相談等には随時応じるとともに，関係部局との連携を図り，他自治体の事例も参考にしながら，調査研究を進め周知方法を含めて適切に対処してまいりたいと考えております。以上です。

６番（﨑田信正君）　よろしくお願いいたします。次に，教育奨学金の返済猶予についてであります。今年，市の教育奨学金を借りて卒業した学生の奨学金の返済が，６か月猶予を経てからということだそうなので，これから始まるということになるのかなと思います。その人たちが無事就職できて生活できる収入を得ることができていれば，これは問題はありません。しかし正に，コロナ禍の最中での社会への船出ということになり，現状が大変心配されるわけですが，また奨学金の返済を続けている人も状況は同じです。未来ある若者たちが，いわば借金返済に追われるという状況になれば，生活への影響が心配されますが，返済対象者の人数と返済に関する相談受付の現状，対応は，どうされているのか。お伺いをいたします。

教育部長（福長敏文君）　教育奨学金の返済猶予についてということでお答えをいたします。本市では，奨学金の返還につきましては，これまでも当初の計画どおりの返還が困難になった方に対しまして，返還計画の見直しや返済猶予を行ってまいりました。今回の新型コロナの影響により返還が困難になった方に対しましても，返還計画の見直しや猶予ができるようホームページや広報紙などを通して広く周知を行うとともに，返還中の皆様へも案内文書を発送し，支援ができる体制を整えております。

議員御質問の今年度１０月から新たに返還開始対象者となる方は１１名でございます。今年１月に返還に関する文書を発送しておりますが，現在返還開始のお知らせとともに返還計画の見直しや猶予など，遠慮なく御相談くださるよう文書にて御案内をさせていただいております。

現在までに新型コロナの影響による返還計画の見直しや猶予の相談は受けておりませんが，影響の長期化も懸念されておりますので，その都度申請期間の延長を行うなど，適切にそして丁寧に対応してまいりたいと考えております。以上です。

６番（﨑田信正君）　よろしくお願いいたします。次に，避難所運営についてです。９月・１０月は，台風の接近が心配される時期でもありますと，これは原稿をつくっているときにこういう文章にしてあったんですが，冒頭申し上げましたとおり，台風１０号が，もう既に接近通過していきました。泊まりがけの経験を積むことになりましたけれども，昨日の関議員の総括質疑でその準備状況も明らかにされましたけれども，やはり気がかりなのは，毎日のコロナがあればですね，体温チェックやＰＣＲ検査の実施，場所と器具，消毒とか，それから換気の問題など，人の体制がどうなるのかが大変気がかりになります。奄美市のコロナ禍での避難所運営指針とその周知についてお伺いをいたします。

総務部長（三原裕樹君）　それではお答えをいたします。避難所の運営指針につきましては，国・県のガ

イドラインなどを参考に避難所感染症予防対策における具体的なチェックリストを作成をしております。内容につきましては，基本的な感染症予防対策，これは手洗い，咳エチケットの徹底，消毒。これを徹底をするとともに主な対策といたしまして，避難所開設時には，避難者の氏名，住所の聞き取り。避難者の健康チェック，それから避難者運営時には，基本的な感染対策の徹底，三密の防止，健康状態の定期的な観察・確認などを実施をすることとしております。

人員の体制運用につきましては，通常の避難所担当職員のほか感染症対策のための特別な人員配置といたしまして，発熱者など体調不良者専用の施設を名瀬，笠利，住用地区に各１か所ずつ新たに設け，体調観察のために保健師を配置をいたします。

また，対応人員が不足するなどした場合には，待機をする職員を追加派遣するなど柔軟に対応をしてまいります。指針などの周知につきましては，７月に避難所運営を担当する職員に対し，チェックリストに沿って実演形式で対応をシミュレーションし，疑問点を解消するなど適切な感染症予防対策が行えるように努めてまいりました。今回の台風１０号でも，そのような対応でしっかりと対応はできたものと認識をしております。

また，広報紙などにより「複合災害・感染症予防の備えと注意点」や「感染症予防に配慮した避難」などについて広報するなど，市民の皆様に対して感染症対策の周知を図っているところでございます。いずれにいたしましても，避難所における感染症予防対策を徹底をし，必要に応じて運営指針の見直しを行うなど，十分な対策を講じてまいりたいと存じます。以上でございます。

６番（崎田信正君）　次に，子ども食堂への影響です。子どもの貧困が問題になったこともあり，子ども食堂の存在は，全国急速に広がりました。奄美市で子ども食堂が開設をされ，貧困対策だけでなく子どもの居場所づくりとしても評価されているかと思いますけれども，こちらでもコロナによる影響がないのか。お伺いをいたします。

鹿児島県は，子ども食堂緊急対策事業補助金交付要綱を定めておりますけれども，奄美市で実施をされている子ども食堂がこの対象になるのか。お伺いをいたします。

福祉事務所長（永田孝一君）　それでは子ども食堂の現状についてお答えいたします。子ども食堂，現在７か所が開設されております。議員御質問の新型コロナの影響というところだと思いますが，今年度は６か所が活動できていなくて，１か所のみの活動となっております。県の実施する子ども食堂緊急対策事業の交付については，県に子ども食堂の実施について登録をする必要があります。先ほど７か所あると申し上げましたが，そのうちの３か所が登録をしておりまして，この３か所につきましては，この県の事業の対象になるということになります。残り４か所等につきましても，これから県への登録等を進めてまいりたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

６番（崎田信正君）　よろしくお願いいたします。次の社会保障制度と福祉政策についてです。国民健康保険制度ですけれどもコロナの影響によってですね，国保でも傷病手当金制度が利用できるということになりました。コロナに感染してだけの限定ではありますけれども，しかし国保の傷病手当金制度の議論は古くからありました。国保財政の問題とか農業収入や自営業の場合など，適用する場合は，収入がどうみるかなど難しい面もあって，議論が進まなかったようであります。しかし，国保加入者が病気で仕事ができない場合に，生活保護申請をするケースも少なからず発生をいたします。自動車の保有や資産運用などすぐに対応できない場合もあることから，コロナに限らず国保の傷病手当金制度は必要な制度だと思いますけれども，当局の御見解があればお伺いをいたします。

更に，続けて今後の国保税の見通しについても，続けてお伺いをいたします。６月議会の関誠之議員の総括質疑の中で国保問題で今後，料率の変更もあり得るような答弁があったと思います。従来奄美市は，国保会計に２億５，０００万円の繰入を続け，国保会計を支えてまいりました。近年，職員の努

力もあり，国保税収納率は９０パーセントを越え９３パーセントとなる状況が続いておりますけれども，国保税値上げをしないために，一般会計からの繰入の選択肢は残しておくべきだと思いますけれども，御見解をお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君）　それではまず，傷病手当の件についてお答えいたします。傷病手当金とは，被保険者が療養のため一定期間業務に従事できないときに支給するものでございます。国民健康保険制度におきましては，様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ，保険者が保険財政上余裕がある場合などに条例または規約を定めるところにより，傷病手当金の支給を行うことができると定められております。

奄美市国保といたしましては，今回の国の意向に沿った新型コロナに関してのみ，時限的に傷病手当を支給しておりますが，コロナ以外で傷病手当を支給することは。

議長（与　勝広君）　すみません。答弁の途中でございますが。

以上で日本共産党　﨑田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分に再開いたします。（午前１０時３１分）

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午前１０時４６分）

引き続き一般質問を行います。しばらくお待ちください。

改めて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。自由民主党　川口幸義君の発言を許可いたします。

１６番（川口幸義君）　市民の皆さま，議場の皆さま，おはようございます。また本日は，民生委員の皆様方，ようこそ傍聴席御来席下さいまして心から感謝申し上げます。かねてから本市の福祉行政に御尽力を賜り，議会議員として心より感謝申し上げます。本日の一般質問は，４名となっております。最後までお付き合いのほどよろしくお願いします。

令和２年度第３回定例議会で一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。一般質問の前に少々私の所見を述べさせていただきます。緊急事態宣言が全国的に解除されました。この解除という言葉が誤解を生んでいます。街は人出が多くなり，マスクをつけない人が出始めました。宣言は解除されましたが，制限が解除されたわけではありません。制限は緩和されたというのが正確な理解です。よって緊急事態は，解除されたわけではなく緩和されたのです。外出やお店への立ち寄り緩和されましたが，今までどおりマスクをつけて行動すること。政府は６月１９日までを第１段階，そして７月・８月と開催できるイベントなど，順を追って平時の体制に戻ってはいきますが，マスクをつけ，手洗いを頻繁に行い，一定の距離を保つ行動範囲の制約は外されていきますが，行動姿勢は，緊急事態宣言下と変わりありません。コロナの前に戻るのではなく，ポストコロナのニューノーマルが始まるのです。そしてワクチンが開発・普及されるまで続いていく，新たな生活様式なのです。緊急事態宣言が解除された途端，マスクを外す行為は全く事態を理解していない行為です。韓国やドイツでは，緊急事態を緩めた途端，新たなクラスターが発生しました。熱があるのに平然とライブハウスに行き，そこでクラスターをつくってしまった人。緊急事態の解除の意味を取り違えていた人。専門家に言わせると新型コロナウイルスの感染力がいちばん強くなるのが発症直前と言われております。自覚症状がないが弱いときが一番危険です。マスク，手洗い，ソーシャルディスタンスは，新たな生活様式として馴染ませていかなければなりません。

さて，２次補正が閣議決定され，まもなく国会提出されます。１次補正を含む緊急経済対策と同等の規模で合わせれば，事業規模で２３０兆円を越える空前絶後の対策事業となりました。いわゆる真水と呼ばれる国費は６７兆円程度ですが，金融支援の原資となる財政投融資も加えれば，財政支出総額は１

２０兆円を超えると言われております。１次補正で対応不足と言われ，各方面に手厚い対応が可能となりました。事業所得以外で申告していたフリーランスの方，すべてをカバーする１００万円の持続化給付金，個人事業主１００万円。資本金１０億円以下の中小中型企業への持続化給付金２００万円に加え，家賃補助として半年間で最大６００万円が支給されます。

更に，ひとり親の児童扶養手当，支給対象の家庭の所得が下がっていれば更に５万円，第２子以降に３万円加えてその家庭の所得が下がっていれば，更に５万円が支給されます。つまり親１人子２人の家庭を想定すれば一律１０万円給付と併せて４３万円が支給されることになります。

また，コロナ患者の対応している医師や看護師などには，慰労金として２０万円が支払われます。コロナ病床に空いているベッドに対しても支給されます。また，介護の現場でコロナの対応を強いられている介護職員に対しても同じく２０万円が支払われます。併せて朗報は，雇用調整助成金の大幅な引き上げが上げられました。今まで月換算１８万３，０００円の支給額は，３３万円と大幅に引き上げられました。世界最高レベルの支給のイギリスと同等となりました。また，欧米に比べてコロナの死者数が圧倒的に低いことを，海外はジャパニーズミラクルと呼んでいます。皆保険制度や医療現場の質の高さ，自発的に協力する国民性，クラスターを潰していった日本型対応など，その原因が分析されていますが，注目されているのは，衛生意識の高い日本の生活様式が世界から高く評価された証であります。香港や南フランスでは，大量の使用済みマスクが海へ不法投棄され新たな社会問題となっております。

それでは質問に入ります。大きな１番目に市長の政治姿勢について伺いいたします。

次に，（１）コロナウイルス感染について①医療従事者と行政，市民等の連携体制について伺いいたします。この後は発言席にて質問いたします。当局の御答弁，誠意ある御答弁を求めます。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは川口議員に御答弁させていただきます。皆様も御存じのとおり４月１７日に新型コロナの陽性者が確認されて以降，本市において新たな感染者は確認されておりません。このことは住民，事業者の皆様一人ひとりが感染防止対策に取り組んでいただいた結果であると深く感謝を申し上げたいと存じます。また，医療従事者の皆様をはじめ，福祉や運輸など私たちの生活を支えていただいている事業者の皆様方にも，改めまして深く感謝を申し上げたいと思います。

議員がおっしゃるように全国的な状況を見ますと，多くの感染者が確認されており，鹿児島県におきましても複数のクラスターが発生し，まだまだ予断を許さない状況であり，本市におきましても緊張感を持ちながら様々な対策に取り組んでいるところであります。お尋ねの連携体制についてでございますが，新型コロナにつきましては，地理的にも離島であり本土と比較しますと，医療体制が十分とは言えず，また高齢者も多い状況の中，万が一感染が拡大いたしますと，医療や暮らしに大きな影響を及ぼすことが考えられます。そのため感染拡大を何としても防ぐ必要があります。医療機関をはじめとする関係機関としっかり連携を取り，また市民の皆様の御協力を得ながら進めていくことが重要であります。連携体制といたしましては，生活圏域を同じにする奄美大島の他の町村を連携を密にし，奄美大島全体としての感染防止対策を進めてまいりたいと思います。

更に，医療機関との連携につきましては，これまでも対策会議等の中において，医療従事者の皆様や関係機関の皆様から現状や課題について情報を共有し，行政ができる支援策としてマスク等の衛生資材の提供や県に対する要望等の取組を行っているところであります。

また，市民の皆様に対しましては，感染防止対策の徹底についてのお願いや緊急事態宣言が出された際には，不要不急の外出を控えていただくことなど，感染リスクの状況を踏まえて．その時々の協力のお願いをさせていただいております。更に市民の皆様ができるだけ不安なく生活ができますよう，関係する情報につきましても，迅速な情報提供を常に心掛けているところでございます。

新型コロナ対策は，長期に及ぶと考えられます。今後も医療機関をはじめとする関係機関と連携を密

にし，市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら，感染防止対策に取り組んでまいりたいと存じますので，すべての皆さまの御理解と御協力を重ねてお願い申し上げる次第でございます。

１６番（川口幸義君）　どうも市長。ありがとうございました。私もですね，このコロナ問題については，全くの素人であります。そしてまた，当局もね，情報を得て皆様にお互いに発信をしているわけです。今，世界中にですね，このコロナウイルスについての専門家は１人もおりません。もちろん日本の医療界もそうなんです。これは専門家が，よくテレビで発信しておりますけれども，これは類似のいわゆる感染症のこれを見ながらこうであろうという想定をしながら国民に発信をしていると。こういう状況の中で我々奄美市は，とにかく１人の感染者も出さずにですね，頑張っておられるこの姿，非常に私はね，感動しているんですよ。政治の仕事イコールコロナ問題。ましては台風１０号の問題もね，職員は一丸となって，それぞれの配属された場所で，市民の安心安全それに取り組んでおられる。これを見てね，非常に僕は感動してね，さすが朝山市政で培われている職員の皆さんよく頑張っていると，私はこのように思っております。

それでは，私も素人でありますけれども，このコロナについては一応は質問を出してありますので，伺いたいと思っております。今，行政と医療従事者と地域の連携については，市長が説明ございましたので，こういった問題については，情報を包み隠さず共有することが最も重要かなと，このように思っているわけであります。それでは，この奄美市の独自のガイドラインとかそういったものはありますかね。ありましたらちょっとよろしくお願いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　奄美市における感染者が発生した場合のガイドラインについてお答えいたします。まず，情報の在り方なんですけれども，感染者が発生した場合に県のほうから居住地の市町村のほうに情報が流れてくることになっております。その中で７月の１５日までは，情報といたしましては，年代，性別，症状，行動歴，療養先等でございました。７月の１５日から若干情報の流れが変わりまして，それに加えまして感染者の同意を得られた場合に，ある程度の詳細な情報が奄美市のほうにも流れてくると。また市が，対応しなければいけません学校であったり保育所に関係する情報につきましては，保健所のほうから感染者に対して，感染者のほうから施設のほうに連絡をするよう指導するという形に変わっております。それを受けまして感染者が発生した場合のフロー図をつくりまして対応しているところでございます。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　ガイドラインと言っても，やはり県や市町村からのいわゆる情報に基づいて皆さんが行動なさっていらっしゃる。その計画であるということで一応は何もないほうがいいんだけども，とりあえずは，有事の備えはしなければならない。そういうことだと思うんです。

それでは②にちょっと入りたいと思っております。災害時を含めたリモートでの対応の必要性とその進み具合などについて，これ②とですね，③番は，大体似たようなものでございますので両方，一括して質疑しますのでお答えいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　それではお答えをいたします。災害時，避難所での食糧，資機材の不足，避難者の体調管理また新型コロナ感染疑いの発生など，即時対応するために，災害対策本部をはじめ各関係機関との情報共有は必要不可欠でございます。本市におきましては，平成２９年より情報共有の手段の一つとして携帯アプリ，これキントーンと言いますけれども，そのアプリを利用いたしまして避難所と災害対策本部との避難所内の人数や体調不良者の把握などの情報共有，対応の指示報告を行っております。この携帯アプリの導入により，災害対策本部だけでなく救護，感染症予防に関する各課とも相互にリアルタイムで情報共有を図ることができ，迅速できめ細かな対応が可能となっております。

今回，この携帯アプリの中に避難者個人情報入力項目を付け加えまして，新型コロナへの感染症対策

としまして「息苦しさ」,「強いだるさ」,「高熱等の強い症状のいずれかがある」,「２週間以内に島外への渡航」,「島外の旅行者などとの接触があったか」などの感染疑いのチェック項目を追加をいたしまして，更にきめ細かな対応が可能となってまいりました。いずれにいたしましても，離れた場所でも迅速に対応できるよう，今後も避難所や関係機関との情報共有，連携強化に努めてまいりたいと存じます。

それから続けて３番目でございます。災害時の避難所での感染者の対応，トリアージについてお答えをいたします。感染者の対応につきましては，国や県からのガイドラインを参考に，まず受付時点で３７．５度以上の発熱がないか検温を実施をいたします。息苦しさ，先ほども申し上げましたが，強いだるさ，高熱等の強い症状，発熱や咳など比較的軽い風邪の症状，２週間以内に島外からの旅行者，訪問者との接触，２週間以内に島外の渡航，これらの聞き取り調査を実施をいたします。検温，聞き取り調査の結果，感染が疑われる場合には，名瀬保健所へ連絡をし，県の責任において病院への入院または宿泊療養施設へ入所をすることとなります。

また，感染の可能性の低い体調不良者につきましては，本市の保健師を配置をしました専用の避難所に避難をすることとなります。無症状者の感染も想定をされますことから，避難所では，手指アルコール消毒，マスク着用の呼びかけなど可能な範囲で定期的な喚気や避難世帯ごとに１メートルから２メートルの間隔を離していただくなど避難所内での基本的な感染症予防対策を徹底いたします。

また，避難所への声掛けを通して体調チェックを行い，感染疑いや体調不良者の早期対応にも常時努めてまいります。今後も避難所や関係機関と情報共有，連携強化に努め，感染予防対策の徹底に取り組んでまいりたいと存じます。今回の台風１０号の避難所の運営につきましても，全体で７８か所避難所開設をいたしました。密にならないようにということで，９か所が満杯になりまして，ただ職員が臨機応変に的確に対応していただきまして，順調な避難所運営ができたものと認識をしております。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　部長。どうもありがとうございました。このリモートでの対応，あれでどのようにこれは一つのカテで予備的なものなんだと思うんですけれども，このいわゆる感染した感染についての評価の対する啓発というのは，医療を受けるとき以外は自宅に滞在しましょう。自宅であなた自身を家族から隔離しましょう。医療機関に受診する前に前もって電話しましょう。マスクを着用しましょう。咳やくしゃみを覆いましょう。手洗いしましょう。家庭内の器具の共有を避けましょう。自分の病状をモニタしましょう。こういった啓発も一応ありとあらゆる対策はあることはあるんですけれども，こういったものを我々は，生活様式をやはり変えながらですね，日常きついけれども厳しいけれどもこれを繰り返しやっていくことが，将来次の疫病が出たときに，こういったものが活かされるのではないかなと，このように思いまして，今皆さんは，苦しいけれどもマスクや手洗いを一生懸命取り組んでいらっしゃるこの姿を見てね，将来的には，これが活かされるのだろうなと，このように思いながら様子を見ているところであります。

それでは，その④番に入ります。防護服，フェイスシールド，マスク，アルコールを含めた模擬練習の必要性について，奄美市はこの防護服などの備えがありますか。あるかないか。そして，それの使い方ですね，そういったものを分かればお願いします。

保健福祉部長（山下能久君）　避難所運営での新型コロナ対策に必要なアルコール，非接触型体温計，マスク等の衛生用品につきましては，名瀬，住用，笠利のすべての支所に配備しております。また，市内にて新型コロナ感染者が確認された場合に備え，防護服やフェイスシールドについても，対応ができるよう備蓄ができている状況でございます。なお，防護服の使用方法につきましては，防護具の着脱方法のマニュアルを作成し，緊急時にも対応できるよう担当者での共有を図っております。以上です。

１６番（川口幸義君）　安心しました。今，防護服がね，奄美市もしっかり備えはあると伺いましたの

で，仮に何かあって緊急を要するときに，この防護服は，１人で着れるものなのか，何人かの手助けが必要なのか。そうとなると緊急事態にどの程度の時間でその防護服をまとって現場に行けるか。お願いしたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　防護服の着脱方法のマニュアルがございます。こちらのほうでは，スムーズに着脱ができるよう２人１組で行うこととしております。また，時間につきましては，２分程度時間を要するということにしております。また，脱ぐ際につきましても，１行動ごとに消毒を行うというマニュアルになってございます。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　部長，時間がどの程度の時間で準備ができるかということをちょっと，その防護服を着て，着るのにも時間がかかるでしょう。すっといかないでしょう。これがどれくらいの時間が皆さんがその着替えができるかということは経験していませんか。

保健福祉部長（山下能久君）　市の健康増進課のほうで，この防護服の着脱の演習は，実際演習をしております。その際に時間につきましては，約２分程度，２人１組で２分程度かかった，かかるということでございます。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　これで安心しました。とりあえずは備えしてあるものは，いつでも使える体制は取ったほうがいいかなと思って質問しましたので。次に，入りたいと思います。⑤観光客への対応。マスクなしでスーパーなどを歩く人たちへの対応について，来島時に島での医療脆弱，ベッド数も少ないなど具体化している，相手に伝える必要があるのではないかなと思っておりますけれども，こういったものについては，市が，各スーパーとか商店主にどのような御指導をなさるか。それを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　観光客への対応についてお答えいたします。緊急事態宣言が解除され，６月以降，ＧｏＴｏトラベルも開始され，奄美への観光客も徐々に増えてきております。議員御質問のとおり，一部の観光客の方々は，開放感からかマスクを着用せずに店舗を訪れる場面も見受けられます。このようなことから本市では，次のような取組をいたしております。一つ目に奄美大島へ来島される前に感染防止に関する事前の準備や体調管理をお願いする内容の「島旅のしおり」を作成し，ホームページで周知を行っております。次に，空港や港におきまして，子どもたちからのメッセージとしてマスク着用を促す看板を設置し，来島された方へマスク着用について周知を行っております。次に，観光客や来店者に見える形でマスク着用を促すポスターを，コクトくんのイラストを使って分かり易く，来店される方へのお願いや事業所独自の取組を記入し掲示できるよう準備いたしました。事業所の皆様へ感染症予防対策としてのご活用していただくよう周知を図っているところでございます。また，奄美大島５市町村において，観光客に向け，マスク着用等の感染防止対策を促す「島うちわ」を作成，島内の宿泊施設等へ配布を行っております。今後とも観光客の皆様がマスクの着用等感染防止対策をしっかりしていただけますよう，様々な手段を用いて周知を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　観光客の問題なんですけれども，これ看板はあってもですね，平気でマスクなしでそういった商店に入られるという，こういったときに商店主から勇気をもってね，マスクをするようにというこういった指導もあってもいいんじゃないかなと。本人のためにも社会全体のためにもね，これはやるべきかなと思っているんですけれども，こういったものはもう看板だけで行政としてはいいものなのか。例えばスーパー，そういった商店主に対して，そういったものを見かけたときに遠慮なく言葉で指導すると，こういうところまでやっていただければありがたいかなと思うんですけど，それについては考えていませんか。

保健福祉部長（山下能久君）　なかなか口頭でマスクをというのは，お店を経営されている方につきましては，お客さんに対しなかなかし辛い面もあるということで，マスク着用についてのお願いのポスターだったり，そういったものが分かり易い店の中で表示できるポスターが簡易にできるような支援を市のほうとしましては今しているところでございます。観光客につきましては，あらゆる手段を用いて感染防止対策に取り組んでいただけるよう，今後ともしっかり対応していきたいと思っています。以上です。

１６番（川口幸義君）　今，部長ね，商店主の方もね，なかなか言えないみたいよ。マスクして下さい。だから僕は今，ちょっと考えたんですけれども，あらかじめ録音しておいてね，マスクをしない方が入店して来られたらすぐスイッチを入れて促すと。こういう案も僕はいいのかなと思ったりして，お互い皆さんお客さんですから，なかなか面と向かって「マスクして下さい」と言い難いと思うので，僕はあらかじめ録音しておいてロボットからでも発信さすと。これぐらいやったほうが，この脆弱な奄美をね，守るということは，もう到底僕は，難しいかなと思っていますよ。やはり我々は，鹿児島から侵略したらいけないと思っていたところに与論島のほうから侵略が始まった。これは見えない菌だから，そうなるとやはり我々も今５市町村は，一生懸命取り組んでおりますけれども，やっぱり離島全体のことを考えたときには，やっぱり万全を期してね，お互いに共有をしながら頑張ってもらわないといけないのかなと，このように思っています。今のところは，皆さんが一生懸命頑張っていらっしゃるから何とかもっている。市の職員も１人も罹患者がいらっしゃらない。これが誇りなんですよ。私は，家帰ったらバケツでもかぶって歩こうかなと思っているんですけど，それぐらいお互いに用心をしていかないとやっぱり奄美もね，年配の方が多いですから非常に危惧をしているところあります。

それでは次に入ります。⑥番営業店における合格マークについては，既に皆さんはもうそういったことは経験あると思うんですけども，これについては，どのようになさっていらっしゃいますか。合格とのマークつけてね。つけてないお店の方もあろうかと思いますけど，ここらあたりは徹底したほうがいいかと思いますけど。

保健福祉部長（山下能久君）　合格マークについてお答えいたします。先日，県の「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の発行について発表がございました。これは，事業者が必要事項を登録，実施項目のチェックなどをしていただいて登録をしていただき，「実施宣言書」と「ステッカー」を取得できるというものになっております。本市では，「独自の感染防止対策チェックシート」や業界団体の作成したガイドラインに沿った対策を促すために，県のように全事業所統一の合格マークとしてのステッカーではなく，事業所それぞれが行っている感染防止対策を，事業所独自のポスターとして活用できるよう整備をしております。ポスターと併せまして店内に掲示することで感染防止対策の周知，啓発ができるような媒体も奄美市のキャラクター，「コクトくん」を使用し作成しております。事業者の皆様が，独自のポスターを気軽に作成できるよう，事業者応援ブースを設けまして，ポスターの印刷等につきましても支援をしているところでございます。これからも事業所の感染予防対策を促進するための取組を行ってまいりたいと存じます。

県のこの宣言合格マークにつきましては，ちょっと基準的にも項目が多くございまして，事業所の皆様におかれましては，どちらの方法を取りながら選択していただいて，やり易い方向で実施していただけたらと思います。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　とりあえずは県のガイドラインで奄美市もこの合格マークはやっているという，奄美市独自のそういったものも取り入れてやっていらっしゃると，こういう理解でいいんですかね。

保健福祉部長（山下能久君）　この取組につきましては，先ほど申し上げました独自の奄美市のポスター

につきましては独自のものです。県とはまた別のものでございまして，県は，基準に沿った形でチェックをして，それに全て項目についてできている。感染防止対策ができているものについて合格マークを出しますということでございます。店におきましては，いろんな事情がございまして，店の広さだったり，なかなか間隔を設けられないとか，そういった形でそれぞれの感染防止対策が，それぞれで違いますので，奄美市の場合は，自店のしている感染防止対策をポスターに貼っていただいて，利用される皆様に周知していただくというようなやり易い，店側にとってやり易い方法を独自で進めているところでございます。

１６番（川口幸義君）　よく分かりました。それでは大きな２番，（２）番奄振事業交付金について伺う。①交付金は，５市町村応分の負担で空港や港で水際対策に取り組んでいるのか，伺う。国や県も含めてですね，どのような負担で皆さんが取り組んでいらっしゃるのか。伺いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　それでは水際対策にお答えをいたします。議員御案内のとおり，空と海，それぞれの玄関口である奄美空港及び名瀬港での水際対策といたしまして，検温及び追跡調査については，県及び奄美大島５市町村が，連携をして取り組んでいるところでございます。これまで大島支庁や市町村職員により対応をしてまいりましたが，対策の長期化を見据え，現在，県において民間委託による実施に向けた調整が行われております。そのため新型コロナ対策第３弾として今回専決をさせていただいた５号補正予算において，委託料に係る奄美市負担分を計上をさせていただいている状況でございます。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　よく理解しました。それでね，②の令和元年度の交付金活用が活かされるかどうか。この令和元年度については，事業がどれだけ進んでおって，この交付金の繰越がだいぶあると思うんですけれども，これをほとんどこのコロナ問題に流用，どれだけの量ができるかということを考えて伺っておるんですけれども，この活用が，どうですかね。今その交付金については，例えば離島から鹿児島までの農水産物の輸送コストとか加工品の問題，加工品はあるとして，この金が今回は，いわゆる水際対策で相当皆さん頑張っていらっしゃるので，この交付金については，ここで流用できたら一番ありがたいと思うんですけれども，これにどの程度のウエイトをおいて，これから頑張っていかれるのか。お聞かせ願いたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　まず，奄振交付金の執行状況について御説明をさせていただきます。奄振交付金事業といたしましては，大きく分けて三つございまして，一つ目が農林水産物等輸送コスト支援事業，二つ目が航路・航空路運賃軽減事業，そして三つ目がネコ対策事業や離島留学推進事業などが含まれます成長戦略推進事業でございます。三つの事業それぞれ執行状況をお答えさせていただきますと，元年度の実績につきましては，一つ目の農林水産物輸送コスト支援事業につきまして，令和元年度，農林水産物の移出において計画事業費１，４７８万９，０００円に対しまして実績額が７０７万９４３円。執行率は約４７．８パーセントでございます。加工品の移出において，計画事業費８７３万８，０００円に対しまして実績額が５０５万１３８円。執行率は約５７．８パーセントでございました。

次に，航路・航空路運賃軽減事業につきましては，奄美群島航空・航路運賃軽減協議会への本市の負担金としての金額でございますけれども，令和元年度は，計画額が９，７４３万１，１５０円に対しまして，実績額が９，０７７万５，８９２円。執行率は約９３．２パーセントとなっております。

それから三つ目の成長戦略推進事業につきましては，令和元年度が８事業。計画事業費１億５５５万１，０００円に対しまして，実績額が８，８２３万３，８５６円となっておりまして，執行率が約８３．６パーセントでございました。

議員御質問の交付金を今回のコロナ予算にということでございますが，今回５号補正におきまして，

奄振交付金を活用した事業も計上いたしております。この奄振交付金補正予算につきましては，新型コロナからの経済活動の回復，これを目的としたものとなっておりまして，今回の奄振交付金の補正予算につきましては，滞在型観光の促進支援として観光関連事業を中心とするものとの方針が国のほうから示されたため，この水際対策に経費として奄振交付金の活用については，今回は見送ったということでございます。

奄振交付金につきましては，事業間の流用ということも制度上できるようになっていますので，今後，交付金の特性を活かした弾力的な運用に努めてまいりたいと思います。コロナに関しましては，確かに奄振交付金の流用というのも大変貴重な御意見だと思います。ただ全国的なこのコロナの感染ということでございまして，地方創生臨時交付金，これ１０分の１０の補助事業でございます，そういったものについても国が積極的に活用するようにという指示もきておりますので，まずは，そういった交付金，臨時交付金を活用して今回のコロナ対策をまずは進めてまいりたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

１６番（川口幸義君）　部長，どうもありがとうございました。この地方創生臨時交付金というのは，これは，どんどんどんどん予算要求しなくても出てくるものなのか。これは人口割で，例えば県単位で配分があるのか。ちょっとそれが分かっていたらお願いしたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　基本的には，事業計画書というのを提出をいたしまして，限度額というのがございます，国のほうの。国も全体の枠がすべてあるわけじゃございませんので，その中で我々が，事業，このコロナに関する経済対策を含めて事業計画を提出をして，それに合致をする事業につきましては，国のほうから地方創生臨時交付金ということで交付をされるということになっておりますので，概ね今回予算を要求した中の実施計画に載った事業については，認められるものだというふうに認識をしております。以上でございます。

１６番（川口幸義君）　ありがとうございました。今回は，コロナ問題でね，職員の皆さんが大変御苦労なさっておりますので，私も時間を早々と引き上げて，これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上で自由民主党　川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時３２分）

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属　奥　晃郎君の発言を許可いたします。

４番（奥　晃郎君）　始まる前に字句の訂正をお願いします。６の（１）令和元年度を令和２年度に修正のほどお願いします。市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。私は，党籍自民党，奄美市議会では，無所属の奥　晃郎でございます。自民党に入党した理由は，理念の一つ，すべての人々の人格の尊厳と基本的人権を尊重する真の自由主義，民主主義の政党であることからです。令和２年第３回定例会にあたり，一般質問の機会をいただきましたので質問させていただきますが，質問に入る前に所信を述べさせていただきます。

中国を発生源とした新型コロナウイルスが，各国に急速に拡大し，全世界では，現在２，７００万人を超える感染者，８８万人以上の死者が出ております。我が国においても新年早々に発生した新型コロナウイルスの感染者は，首都東京を中心に瞬く間に全国の道府県に拡大し，現在，全国での感染者累計

は，７万１，８５０人を超え，死者１３６人を超えております。ちなみに東京に住む私の息子も新型コロナウイルスに感染し，２週間，ホテルで監禁されたということであります。ただ奄美大島には，帰ってきておりませんので御心配なく。鹿児島県内の感染者も９月５日現在で累計３７１名，死者１１名で，感染も収束していない状況にあります。奄美大島でも与論町でクラスターが発生，５６人の感染者が発生しましたが，奄美市においては，感染当初，２名の感染が確認されて以来，現在まで感染者は確認されておりません。このことは，行政のコロナウイルス感染症に対する対策等が的確なことはもちろん，市民の方々一人ひとりが，感染しない，感染させないことを意識しているからだと確信しております。しかしながら本市においては，空港，港が存在し，他県からの観光客を含め大勢の人たちが往来しており，いつ感染者が発生してもおかしくない状況であると思っております。新しい生活様式に基づき，これまで以上に注意し，市民全員が感染しない，させないことに意識してまいりましょう。また，今年の夏は猛暑に見舞われ，日本では４１度を超える地域が出るなど，連日の暑さで熱中症の患者も増えている状況にありますが，各人が熱中症にも気をつけましょう。そのような中，内閣府が，先月１７日に発表した２０２０年４月から６月期の国内総生産速報値は，物価変動を除く実質で前期比７．８パーセント減。戦後最悪で，このペースが１年間続くと仮定した年率換算は，２７．８パーセント減になるという数値が発表されております。奄美市においても社会経済へ及ぼす影響は，大きいものがあると思います。厳しい状況にある経済の下支えをしながら，新型コロナウイルスを前提とした経済社会活動をしなければならないという難問解決の難しさ，課題解決への取組が求められていると思います。防災行政無線を通じて，五つの市町村と子どもたちからのお願いとして，新型コロナウイルス感染予防の広報には，多くの人たちの心に響くものがあったと思います。また，先般８月１９日に市内中学生によるひかり議会を傍聴させていただきました。地域生活をこれまで以上により良くしていくための視点で，私とは半世紀も違うかという若者中学生が，その思いを堂々と質問していました。この中学生に負けないよう，通告してあります項目に沿って一般質問を行います。

私の選挙公約は，豊かな島の人づくりであります。私は，地方自治の原点は，住民自治であり，その役割を担う主役は，地域に住む住民，集落であると理解しております。笠利町においては，日本復帰前の昭和２３年に行政と集落の連絡調整の役割を担うことを目的として駐在員区長制度が創設され，合併後の今日に至るまで２９集落が，存続されています。先人から引き継がれてきた歴史，文化，芸能の保存，継承に貢献してきた経緯があり，集落の果たす役割は，大きなものがあります。ちなみに笠利地区においては，毎月所長，関係職員，駐在員で駐在委員会が開催され，行政の情報伝達，集落からの要望等を聞く場が設けられており，駐在員はそれを受け，各集落ごと常会が開催され情報が伝達されております。平成１８年３月２０日に旧名瀬市，住用村，笠利町が合併して奄美市誕生から１４年余の月日が経過しましたが，奄美市内における自治会，集落数についてお尋ねします。大きい１の（１）ですが，奄美市内の自治会及び集落の数についてお答えください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

市民部長（満永亮一君）　それではお答えいたします。奄美市の自治会及び集落の団体数は，令和２年８月末現在１０９の団体がございます。内訳についてですが，地区別で御説明いたしますと，住用地区と笠利地区においては，集落がそのまま集落会となることから，住用地区１４集落で１４団体。笠利地区２９集落で２９団体ございます。名瀬地区におきましては，行政区として５２の町がありますが，自治会などの団体数となると６６の団体がございます。以上です。

４番（奥　晃郎君）　人口の減少，高齢化が進行していく中で，役員のなり手がいない。年間行事の実施運営が難しくなっているという集落もあると聞きます。総務省，国土交通省は，昨年４月に実施した調査によると，全国の過疎地域にある集落６万３，１５６集落を対象に，６５歳以上の高齢者が住民の半数

以上を占める限界集落が２万３４９集落に上るというデーターもあるようですが，次の質問です。奄美市においても限界集落と言われる集落が存在すると思いますが，どの程度の限界集落があるかをお尋ねします。

市民部長（満永亮一君）　昨年，総務省が発表しました過疎地域に関する状況把握調査報告書は，議員御案内のとおり，全国の過疎地域にある集落を対象に居住者の世帯別割合から算定したデータでございます。

奄美市において，６５歳以上の住民が半数を超える集落数は，１２集落ございます。地域別の内訳としましては，名瀬地区３集落。住用地区２集落。笠利地区７集落でございますが，これはあくまでも高齢化率を表す指標でございます。平成３年高知大学の教授でありました社会学者の大野晃氏が提唱しました限界集落の概念としましては，６５歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え，かつ社会的共同生活の維持が困難な集落を指すとされております。

奄美市において集落の状況に関する調査を毎年行っており，先ほど申し上げたとおり，６５歳以上が半数を超える集落は，１２集落となりますが，集落行事や日常生活などの社会的共同生活は行われておりますので，本市に限界集落の概念に該当する集落はないものというふうに考えております。

４番（奥　晃郎君）　承知いたしました。６５歳以上の占める割合，それが５０パーセント以上ある集落は１２集落ありますよということでありますけれども，それぞれ年齢に関係なく，皆さん元気で集落の活動に参加できているということで承知をしたいというふうに思います。

次です。冒頭に触れましたが，地方自治の原点は，住民自治であります。地域住民による主体的な集落づくり，集落が抱える課題を解決していくには，その集落に住む住民自らが考え，問題解決に向けて取り組む必要があると思います。集落には，有能な方がたくさんおります。地域集落の主体的な取組を解決していくためには，行政のサポートが必要であります。集落が抱える課題を洗い出し解決策，集落が，我が集落の将来のあるべき姿をイメージした羅針盤づくりが必要であると思います。

次の質問です。集落の活性化，集落力向上に向けて行政としてどのような取組をしているのか。お尋ねいたします。

市民部長（満永亮一君）　議員御指摘のとおり，本市のまちづくりにおきましては，住民が主体的に活躍できる地域コミュニティーが重要であると位置付けており，その主体性が各集落，自治会それぞれの魅力ある地域づくりにつながるものと考えております。

この理念の下，本市が取り組む地域活性化の事業としましては，まず，「紡ぐきょらの郷（シマ）づくり事業」がございます。市民が考え，市民が主体となって，市民のために提供する提案事業を支援するもので，応募できる団体は，利益を目的としない市民団体や集落会を対象としております。

事業内容としましては，地域活性化に向けて伝統文化や特産品などの集落の宝を活用し，集落の皆さんが，協力し取り組む活動のソフト面及び，その集落の活動拠点となる施設等ハード整備に対して支援するものでございます。

次に，「一集落１ブランド事業」がございます。現在，２１の集落において伝統文化や自然景観など２２のブランドが認定されております。本事業は集落の宝を活用し，集落及び奄美市の認知度を向上させることで郷土に誇りと自信を持ち，交流人口拡大を推進し地域活性化を図るものでございます。

事業内容としましては，イベントでの物販やＰＲ活動，集落価値を高めるための情報冊子発行やホームページの公開などを行っております。今後とも集落の主体性を尊重し，集落の目指す共生協働のまちづくりを実現するため，引き続き支援してまいりたいと考えております。以上です。

４番（奥　晃郎君）　よく理解できました。行政のサポート，更に期待をいたします。よろしくお願いします。それでは次，大きい２番目の項目に入ります。防犯灯についてです。前回の一般質問の答弁にお

きまして，奄美市で設置管理している道路照明や防犯灯などを含め，名瀬地区２，９７２基，住用地区４９８基，笠利地区が１，３４０基。合計４，８１０基となっていることを確認しております。質問です。今年度の要望数及び既整備数についてお尋ねをします。各地区ごとにお願いします。

市民部長（満永亮一君）　街灯設置に関する御質問にお答えします。まずは，今年度の街灯設置補助金による新規設置の実績は，８月末において名瀬地区が１３基，住用地区１基，笠利地区４基でございます。街灯設置補助事業は，平成２７年度よりＬＥＤへの移行設置を促しており，これによる街灯は，平成２７年度から平成３１年度の５年間で４，３５０基が整備され，補助額は６，６７２万８，１８９円となっております。

地区別の内訳としましては，名瀬地区２，６５４基，住用地区４６１基，笠利地区１，２３５基となっております。以上です。

４番（奥　晃郎君）　今年度の整備数についてお答をいただきましたけれども，現時点でもですね，設置が必要な箇所，整備不良の防犯灯が見受けられますが，行政としては，たぶん地区集落からの要望がないとの回答だと思いますが，行政としては要望がない原因をいかにお考えでしょうか。お尋ねします。

市民部長（満永亮一君）　奄美市街灯設置補助金につきましては，まちを明るく美化するとともに，犯罪防止などのため街灯を設置しようとする団体もしくは個人などに対して設置費の一部を補助する制度でございます。平成２７年度からＬＥＤ移行を含む多くの街灯が設置しておりますが，このことからもおおよそ整備が行き届いたものじゃないかというふうに認識しておるところでございます。本制度につきましては，集落等設置を行う側の判断でございますので，今後とも補助制度の広報を広く行うとともに安全安心の地域づくりを支援してまいりたいと考えております。

４番（奥　晃郎君）　今，市民部長がお答えになりましたけれども，あくまでも集落の要望に基づいてということでありますけれども，集落が要望しない理由としてですね，聞くところによりますと，ＬＥＤ管の交換，これが１基あたりの補助１万円。それから新規設置に２万５，０００円。電気料金の４分の１の補助ということで，すべてを行政が補ってくれるわけではないと。集落に負担がかかるんだということもあってですね，要望を控えているという集落もあるようです。ということで，この補助率を上げることを検討していただきたいというふうに思います。それでは同じく防犯灯についてです。２番目の（２）ですけれども，防犯灯に起因する事故等の発生件数についてお尋ねします。

市民部長（満永亮一君）　集落が設置している街灯による事故等の把握でございますが，街灯の設置及び管理は，あくまでも設置者の集落でありますので，事故等の報告義務もありませんので把握はしておりませんが，仮に集落が管理する防犯灯が倒壊またトラブル等が発生した場合は，本市としましては，相談を受けるなどの対応をすることとしております。以上です。

４番（奥　晃郎君）　分かりました。集落内の防犯灯は，相当数の年数が経過し危険な防犯灯もあると思いますが，老朽化や台風，地震等で倒壊し，第三者を死傷させる事故が発生した場合，先ほど市民部長も申し上げましたとおり，所有管理者は，集落であるということで，その責を所有管理者である集落が負うのかなと思いますが，もし損害が発生した場合には，財政力も乏しい集落には，大きな負担となります。台風の常襲地である奄美においては，いつ倒壊する事例が発生するのか分かりません。地域の住民の安全を守り，安心して暮らせる生活環境構築の観点からも防犯灯は必要不可欠であります。

質問です。２の（３）集落が管理する防犯灯の損害賠償保険を公費加入できないか。お尋ねをします。

市民部長（満永亮一君）　市が所有する施設等の過失が原因で，第三者に損害を与えた場合に対する補償がございますが，地域の安全安心を促す街灯とはいえ，集落等が所有する街灯について，市が公費で保険に加入するということはできないこととなっておりますので，御理解ただきたいというふうに思います。

４番（奥　晃郎君）　できないということでありますけれども，あくまでも市で決めることでありますので，これから検討していただきたいというふうに思います。前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次は，大きい３番目の質問に入ります。電柱の無電柱化事業導入に向けての取組についてです。国内においても無電柱化を推進しておりますが，一番進んでいる東京でも５パーセント程度，ただし外国に目を向けますと，ロンドン，パリ，香港，シンガポールについては，電柱が全くないようです。無電化のメリットは，良好な景観の形成，美しい街並みが形成され，通行空間の安全性，快適性の確保，道路の防災性能の向上等でありますが，台風常襲地である奄美では，台風の上陸，接近に伴い台風通過後の停電は当たり前，今回の台風１０号の通過時には，奄美市内で約１，１００世帯が停電しましたが，１日の停電で済みました。これまで笠利地区においては，一週間以上も停電が続くことがあり，地域住民は台風後の生活に不便をきたしていたのが現状であります。いったん台風が，上陸，接近すると，暴風雨に伴い電柱の倒壊，電線の切断等により停電の憂き目にあうことは十分に想定されますが，これが通年の生活サイクルで当たり前と捉えている現実があります。生活環境の観点からも当然のことでありますが，防災の観点からも無電柱化事業を導入していく計画はされてないのか。お尋ねします。

建設部長（保浦正博君）　お答えします。議員御指摘のとおり，防災の観点からも無電柱化の推進は，今後のまちづくりを進めていく上での課題であると認識いたしております。そのため，鹿児島県無電柱化協議会に加盟し関係機関と検討調整を図るとともに，情報収集等に努めているところでございます。これまで末広・港線などで検討を行ったところですが，電線管理者との費用負担の関係などから実施には至らなかったところでございます。今後とも関係機関との検討調整を図るとともに，国道・県道における無電柱化について，要望等も行ってまいりたいと考えております。以上です。

４番（奥　晃郎君）　無電柱化それから防犯灯，これらに関して質問しましたけれども，電柱がなくなったら防犯灯は，どうなるのとか。いろいろ矛盾しているんじゃないかというふうに思われる方がいるかもしれませんが，電柱なし，太陽光等利用の防犯灯，街灯，各個人では，小さい太陽光を利用して暗くなると明るく照明を明るく照らすというような設備も個人的にやっているようでありますので，このへんも含めておいおい提案をしていきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。前回の一般質問において，市営住宅の現状についてお尋ねした奄美市住宅生活基本計画及び奄美市公営住宅長寿命化計画の見直しが，今年度から来年度にかけて策定予定との答弁がありましたが，質問です。進捗状況は，いかがでしょうか。今，明示できるものがあれば，お聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

建設部長（保浦正博君）　お答えします。次期「奄美市住生活基本計画」につきましては，８月に委託期間を令和４年２月までとした契約を締結いたしました。今後，人口動向や世帯状況，地域の特性などの調査や住民・事業者アンケートなどを行い，策定委員会に諮った上で，市内の住宅事情やまちづくりの現状等を踏まえ，本市の目指すべき方向性とその実現に向けた計画を作成することとしております。なお，次期「公営住宅等長寿命化計画」につきましては，来年度を見直しとしており，住生活基本計画の方向性・理念を踏まえたものとしたいと考えております。以上でございます。

４番（奥　晃郎君）　分かりました。前回私は，住宅は，名瀬と奄美市と言えば名瀬，笠利地区と言えば赤木名に多くありますよということを申し上げまして，それこそ小さい集落ですね，に市営の住宅を造っていただいて，そこに住んでもらう人，集落以外からの人が来れば，そこの人口も増えるというふうに申し上げましたので，その辺も考慮にいれての計画をよろしくお願いをいたします。併せてですね，定住促進住宅，この利用者の状況及び今後の整備計画についてもお聞きしたいんですけれども，よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君）　それではお答えいたします。定住促進住宅につきましては，地域の活性化と地域コミュニティーの育成を目的として，老朽化した公共住宅などを整備改修をしております。これまでに名瀬地区に２５戸，住用地区に４戸，笠利地区に１１戸，合計で４０戸の住宅を整備をしております。今年度は，名瀬地区において長浜定住促進住宅を３戸の改修を行っており，来年度以降につきましても計画的な整備を予定をしているところでございます。

また，入居者数につきましては，名瀬地区に１１世帯２７名，住用地区に３世帯７名，笠利地区に８世帯２４名の方が入居をされております。以上でございます。

４番（奥　晃郎君）　承知いたしました。それでは次の質問ですけれども，前回，途中で止められましたけれども，ＰＦＩ，民間資金を利用して，民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法，これらの取り入れについて第二次奄美市行政実施改革でＰＦＩ導入を検討したようですが，その検討結果についてお尋ねするとともに，今後はどのようにお考えでしょうかをお尋ねします。

総務部長（三原裕樹君）　議員御案内のとおり，ＰＦＩとは，公共施設の建設，維持管理，運営などについて民間事業者のノウハウを活用することにより，効率的かつ効果的な公共サービスを提供できる官民連携の手法でございます。議員御質問のとおり，平成２２年度に策定をいたしました第二次奄美市行政改革大綱において，ＰＦＩ手法の活用として，制度導入の検討を位置付けられております。現在もＰＦＩ手法の研究や活用可能の施設の検討を続けているところでございます。直近では，昨年度，本市中心市街地機能の強化に向け，国の補助事業を導入し，課題等について調査を行ったところでございます。

また，庁内におきましても専門的な研修への参加や，職員向けの勉強会を開催するなど，制度導入についての研究も行っております。現在のところ具体的な導入には至っておりませんけれども，本市といたしましては，引き続き整備を行う施設がその役割を十分に発揮し，より良い市民サービスが提供できるような施設について，ＰＦＩの活用など研究を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

４番（奥　晃郎君）　了解いたしました。民間企業とのコンタクトをしっかり取っていただいて，参加する企業がなかったということはないように，この事業が成功することをお祈りいたします。それでは次の質問に移らさせていただきます。次の質問は，スポーツ施設についてです。高齢化社会と言われる現在，当然奄美市においても高齢化が進んでいる状況ですが，奄美市の男性平均寿命は，鹿児島県内市町村別では，４３市町村中４３番目でワースト１です。全国でもワースト１８位となっている状況です。運動の推進に更なる重点を置いたらいかがでしょうか。ちなみに笠利地区においては，グラウンドゴルフ，ゴルフ等が盛んに行われています。月２回のグラウンドゴルフの定例会には，１００歳を筆頭に多くの高年齢者が各会１５０から２００名の方々が参加しております。健康あまみ２１二次によりますと，総医療費の高い生活習慣病上位１位が糖尿病，３位が高血圧で両方の総医療費が３億円を越えているというのを確認しましたけれども，糖尿病及び高血圧の抑制には，運動が最適かと思われます。そこで質問です。５番の（１）ですけれども，奄美市内にスポーツ施設がいくつあるかをお尋ねをします。民間，公営及び有料，無料に分けて御説明をお願いします。

教育部長（福長敏文君）　それでは奄美市内のスポーツ施設数についてお答えをいたします。現在，教育委員会が所管する社会体育施設は，太陽が丘総合運動公園陸上競技場や総合体育館，笠利海洋センターなど２４施設ございます。すべて有料となっております。そのうち名瀬運動公園や太陽が丘運動公園内のクロスカントリーコースでのジョギングやウォーキングにつきましては，無料で御利用ができます。

民営のスポーツ施設につきましては，こちらで把握している分で１３施設ございます。うち，先ほど奥議員の質問の中にも言葉がございましたが，うちグラウンドゴルフ場が４施設ございまして，いずれも有料というふうに伺っているところでございます。

４番（奥　晃郎君）　分かりました。特に高齢者が利用されておりますグラウンドゴルフにつきまして，利用者の方から今いろいろ補助もいただいていますけれども，高齢者福祉制度では，はり・きゅう施術料助成事業それから悠遊長生き健康づくり推進事業，地域健康等々ありますけれども，高齢者に対する有料スポーツ施設の利用補助について検討できませんかということでありますけれども，５の２番で高齢者に対する有料スポーツ施設の利用補助について検討できないか。お尋ねをします。

教育部長（福長敏文君）　それでは高齢者に対する施設利用の補助についてお答えをいたします。教育委員会の所管する社会体育施設につきましては，健康増進のため，併せて気軽にスポーツが行えるよう，市体育協会の加盟団体等が大会などを開催する際には，使用料の半額を減免いたしております。併せまして，市または市の関係する機関が後援する場合も同様の減免を行っております。更なる高齢者に対する使用料補助につきましては，市全体の年代別利用状況や民間の利用状況などを考慮しながら，今後の検討課題というふうにさせていただければと考えております。御理解をお願いいたします。

４番（奥　晃郎君）　よく分かりました。先ほども申し上げましたように，健康と運動というのは非常に関連があります。高血圧になってからの運動は，あまり効果はありません。ならない前に，それこそ中年の頃からしっかり運動をできるような体制をつくり上げていけば健康寿命も伸びる。平均寿命も伸びるというふうに思っておりますので，検討のほどよろしくお願いをいたします。

最後の質問になりますが，陸上自衛隊奄美警備隊が駐屯したことについてです。前回の私の一般質問において，陸上自衛隊奄美警備隊が駐屯したことによる効果について，人口，税収その他についてをお聞きし，朝山市長から人口増加による効果，当時の総務部長から税収及びその他の効果について答弁がありました。今回は，既に確定している税についてです。６番目の（１）駐屯したことによる令和２年度税収の効果がいかほどかお尋ねをします。よろしくお願いします。

市長（朝山　毅君）　それでは奥議員にお答えいたします。隊員の方々から市へ直接納税があるものに住民税があります。住民税は，市民税と県民税を合わせて市で徴収しております。この住民税は，前年の所得に応じて課税されております。賦課期日である１月１日に奄美市に住民登録がされている方が対象となります。陸上自衛隊奄美駐屯地へ赴任してきた方々のほとんどが，平成３１年３月から４月に本市へ転入してきておられますが，平成３１年度令和元年度の住民税については，それぞれの前任地での納税となっております。本市での税収といたしましては，令和２年度から効果が出てきております。今年度の陸上自衛隊奄美駐屯地隊員の特別徴収を行う市県民税につきましては，賦課額１億１，７００万円で，徴収人数は３４６人となっております。そのうち市民税として市の税収となるのが，約７，０００万円と見込んでいるところでございます。後段の分については，また担当者にお答えさせていただきたいと思います。

４番（奥　晃郎君）　了解いたしました。前回の質問時には，同規模駐屯地を想定して推測をした金額約５，６００万円というふうに前総務部長お答えになりましたけれども，既に確定している住民税７，０

００万円ということで承知をしました。

それでは同じく自衛隊に関する質問ですけれども，周辺整備法というのがありまして，周辺整備法は，自衛隊及び米軍の行為または米軍の施設及び区域並びに自衛隊の施設の配置運用による障害の防止等のため周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置と自衛隊の特定の行為による損失補償を行うことにより，住民の生活安定と福祉の向上に寄与することを目的として定められたものでありますが，２番目の質問，（２）番目です。基地周辺整備事業が，まずあったのかどうか。それから，これから利用の計画があるのかどうかをお尋ねをします。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君）　それではお答えいたします。今，議員からもございましたように，基地周辺対策事業につきましては，自衛隊施設周辺の住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする事業でございます。事業の種類といたしましては，障害防止対策事業，民生安定助成事業などがございます。具体的な事例で申し上げますと，障害防止対策事業は，道路改修や洪水・土砂流失対策など。また，民生安定助成事業は，消防施設や公園，コミュニティー共同施設などの建設，改修等に活用できる事業でございます。

本市におきましては，本年度から農業用施設，畜産物処理施設整備事業といたしまして，奄美大島食肉センターの建設事業が採択をされております。事業計画といたしましては，令和２年度今年度に実施設計一式，令和３年度に造成工事及び配水管布設工事一式，令和４年度から令和５年度に建築工事等一式の計画でございまして，令和５年度中に供用開始の予定といたしております。今後も基地周辺対策事業に関しましては，計画的に事業導入に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

４番（奥　晃郎君）　承知いたしました。陸上自衛隊奄美警備隊が，駐屯したことによるこの周辺整備法に基づき防衛省の経費を運用して，生活環境の向上に努められるというふうに確信をしております。更なる利用について検討していただき，利用していただきたいというふうに思います。持ち時間ちょっと余っていますけれども，以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上で無所属　奥　晃郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１４時４０分に再開いたします。

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午後２時４０分）

引き続き一般質問を行います。公明党　栄　ヤスエ君の発言を許可いたします。

９番（栄　ヤスエ君）　市民の皆様，議場の皆様，また傍聴していただいております民生委員の皆様，こんにちは。公明党の栄　ヤスエでございます。最後までよろしくお願い申し上げます。質問の前に少々所見を述べさせていただきます。まずは，全国で自然災害が起こる中，お亡くなりになりました皆様，そして被災されましたすべての皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。奄美におきましては，直近ですが，台風１０号が去った昨日まで災害対応されました朝山市長はじめ職員の皆様の御尽力に敬意を表します。コロナ禍での日常にとっては，情報と正しく向き合うことが大事になると思っております。新聞の記事を引用いたしますが，私たちは，自分の取り巻く状況に不安を覚え，何らかの確かな情報が欲しくなると一生懸命いろんな情報にアクセスをします。その際，知らず知らずのうちに信じたい情報，共感できる情報ばかりを入手してしまう傾向があります。友人や知人からも自分の考えと似かよった情報が手元に集まってくる。それを見てやっぱりそうなんだと自分の考えを更に補強し強固にして偏った情報が手元に集まってくる。それを見てやっぱりそうなんだと自分の考えを更に補強し強固にしていく。偏った情報に取り囲まれてしまう。そうなれば真に多様な考えを知る機会も失ってしまいます。結果として自分たちとは異なる意見を排除することにつながっていく。更に，許せないと思える

情報が入ってくると強いリアクションを取ってしまい，攻撃的また差別的な言葉を発信しがちになります。それが感情の対立や分断を乱すことにつながります。自分の考えが正しいかどうか。正しい状況判断ができているかどうか確認するには，あえて自分と異なった意見や見方に接し，一度立ち止まって深く考えてみることが大切です。それは楽なことではないですが，自分の感情に訴えかける情報だけを取り込んでいては，先入観や偏見から逃れることはできないでしょう。ということで，一人ひとりが，情報と正しく向き合うことで対話の文化，そして平和の文化が築かれていくというふうに思います。という言葉がございました。実際本当にコロナ禍におきましても，誰もが自分ごととして捉えることができれば，誰一人傷つけることなくいくのではないかと，そういう社会になるのではないかと考えております。

それでは質問に入りますけれども，１防災について，（１）政府が５月に作成しました災害対応力を強化する女性の視点，男女共同参画の視点から防災，復興ガイドラインを基に防災対策についてお伺いします。８月３０日から９月５日までは，防災週間ということで，９月１日は防災の日でございました。このガイドラインには，災害は自然現象，自然要因とそれを受け止める側の社会の在り方，社会要因によりその被害の大きさが決まると考えており，被害を小さくするには，社会要因の困難を最小限にする取組が重要としております。中でも人口の半分は女性であり，女性と男性とが社会から受ける影響の違いに，十分配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが，防災や減災，そして災害に強い社会の実現にとって必須であると。市町村の防災，危機管理担当部局また男女共同参画担当部局が，女性の視点から災害対応を進める際に参照にできるよう，また基本的な考え方，平常時の備え，初動段階また復旧，復興の各段階において取り組むべき事項を示すものとしております。災害後には，平常時における固定的役割分担意識を反映し，増大する家事また子育て，介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっております。災害時といった非常時には，平常時の社会問題が顕著に表れるため，平常時から男女共同参画社会の実現に向けた検討が課題となっております。そこで質問でございますが，本市における女性の防災分野での人材育成について伺います。防災会議や自主防災組織また自治会への女性の参画を拡大するため，女性リーダーの育成や意識醸成のための研修の実施や，男女共同参画の視点からの自治会運営ガイドラインなどを活用した働きかけも必要と考えておりますが，本市としては，どのように捉えているか。伺いたいと思います。次の質問からは，発言席にて行います。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは早速，栄議員にお答えさせていただきます。本市におきましては，防災分野の事業活動を通して，女性の地域リーダー育成を図っているところであります。なお，栄議員におかれましても女性消防団員として一生懸命頑張っておられることを存じ上げておるところです。そのような中，女性消防団員といたしまして，令和２年現在，３５名の方々が在籍しておられます。防災活動の中心になる役割を担っていただいております。今後におきましても女性団員の人材育成に努めながら団員数の増加を図ってまいりたいと考えております。

また，毎年行われております奄美市防災訓練や防災出前講座などにおいても，多くの女性の方々が参加されるなど，地域の防災活動に積極的にかかわっておられます。そのことが，地域の安全，安心につながるものと考えております。今，議員がおっしゃいましたように災害は，自然要因と社会要因により，その被害の大きさが決まるとも言われております。被害を小さくするためには，社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要であるということであろうかと思います。中でも人口の半分は女性であります。女性と男性が，災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが，災害に強い社会の実現にとって必要なことと認識をいたしております。今後も地域防災リーダー養成講座などの機会を通して積極的な人材育成に引き続き取り組んでまいりたいと存じますので，今後とも変わらぬ御理解と御指導をよろしくお願いいたします。

９番（栄　ヤスエ君）　市長。御答弁ありがとうございました。しっかりとまた人材育成よろしくお願いいたします。関連になりますけれども，女性の視点ということでございますけれども，公明党の国への提言の中にもですね，やはり女性の消防士に占める女性消防士の士員を令和８年度までに当初までに５パーセントにする目標ですとか，消防の仕事の魅力と女性が活躍できる職場であることをＰＲしていくとか，女性専用の消防士ができた場合には，専用のトイレや更衣室，浴室，仮眠室などの整備ということも提案をさせていただいております。その中で関連ですけれども，大島地区消防組合におきましても，現在の庁舎の老朽化によって新庁舎の計画がございます。また計画の段階で女性の視点をしっかりと活かしていただいた上でそういった施設等もですね，含めて御検討をお願いしたいと思います。

また，その提言の中には，地域の防災リーダーとして先ほど市長が，おっしゃってくださいました女性消防団員の確保というところで，やはり課題の中にもですね，妊娠，出産，育児とそれぞれのこう段階がございまして，やはり女性，若い団員が入りますと，どうしても結婚，妊娠，出産，育児という形でどうしてもこうお休みをする期間がございます。そういったところもしっかりとフォローする体制ができていれば，団員もしっかりと安心してまた復帰できる体制をつくっていただければ，継続して消防団としても継続できると思いますので，そこら辺の配慮もまた，これは消防団のことですけれども，お願いしたいと思います。その中でまた，このような中で地域の防災リーダーの観点からも，奄美大島の５市町村でも女性の消防団が各地域でおられます。それを一堂に会して意見交換ですとか，また交流通じながら連携を深めることも大事かと思っております。そういった意味で女性消防団員の活性化大会などですね，コロナ禍ではございますけれども，その中でオンライン研修ですとか，また意見交換会などしながら，それぞれの立場に立ってどういったことを活用しているか。そういった研修等もできる機会がございましたら，しっかりまた女性の防災リーダーも育っていくかなというふうには思いますので，これは提案とさせていただきます。

また次の質問ですが，７月に起きました九州を中心とした豪雨災害におきましては，コロナ感染症対策を徹底した避難所運営の対応が求められておりました。被災した熊本県におきましては，内閣府の調査チームの一員といたしまして，そこに男女共同参画局の職員が派遣されまして，しっかりとしたガイドラインを基に更衣室の設置ですとか，また，避難所ですので，また大きな体育館だったりとか，個別なプライバシーが保たれてないとかあるんですけれども，更衣室の設置ですとか，そこに長期間になってきますと性犯罪ですとか，性暴力なども起こってくる事例がございます。これはもう東日本大震災からございましたけども，そういったものの啓発チラシを配布したということでございます。私ども公明党は，近年の災害対応と感染症対策を踏まえた防災対策の提言を４月に政府に出しました。その中にも３密対策や女性の視点を活かした避難所運営，女性の視点を活かした防災対策，女性の参画ですね，参画拡大を入れております。本市においても自治会や自主防災組織などの役員に女性参加もまだまだ低いのではないかというふうに考えておりますけれども，そういった担い手を育成するには，防災に関する知識の普及とともに，あらゆる分野に女性の参画を，先ほどから申し上げますように，流していくことも重要かと考えております。そこで質問でございますが，自主防災会や町内会での女性の参画，避難所の運営等，女性の視点をどのように市として捉えているか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君）　それではお答えいたします。自主防災会や町内会・自治会組織において，女性の視点は，とても大切なものであると認識をしております。議員御案内の今年５月に政府が作成をいたしました「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」では，女性の視点からの防災に対しての新たな気付きや改善点がございました。平常時からの地域見守りとして，子どもや高齢者への配慮，避難施設運営におきましても，乳幼児を抱えた母親世帯への授乳ができる場所の配慮や長期の避難生活への懸念事項といたしまして，保健衛生対策や今後への備え等，女性の視点を活かした様々なきめ細かな対策を，今後の災害対応力強化の参考にさせていただきたいと存じます。

本市におきましては，自主防災会や町内会では，現在，女性役員の登用が決して多いとは言えない状況ではございますが，これらのガイドラインなどを参考に今後，女性の視点を災害対策に反映するよう，地域の防災力強化につながるよう，取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。いざ災害が起きたときには，その影響やニーズっていうのが男女で，先ほどから申し上げますように違いますし，また障害の有無とか要介護者への配慮ということも事前に認識して体制を整えるべきだと思っております。まずは，避難所の運営，備蓄品としての，妊婦ですとか，乳幼児に必要なものですとか，またトイレの設置，男女分けるとか，場所を変えるとか，要介護者などの対応，更にはその後の復旧・復興のすべてのこの段階において，女性の視点というかを反映させることも重要かと考えておりますので，よろしくお願いしたいと思います。

防災の意識決定の場に女性の参画が少なかったことが，東日本大震災でですね，先ほど申し上げたように，性暴力や性被害があったということが要因だったということが言われておりますけれども，またプライバシーが確保できるように，間仕切りや段ボールベッドなどの備蓄も，コロナ禍においても避難所における大事な資材と考えますが，今回，第三次補正の中にもしっかりと組み込まれているということは認識しておりますので，そういったものを活かしながらですね，また，その間仕切りとか段ボールを使った，どういうふうに配置したら回避できるかとか，いろんな体制づくりも実際にシミュレーションされているとは思いますけれども，そういったところも細かく細かくやっていただきながら，そこにまたしっかりと女性も入れていただいて，いろんな意見を取り入れながらですね，避難所の開設のセッティングとか，そういったものを流れを決めるとか，そういったものもですね，コロナ禍におきましては，本当大事なものだと思いますので，感染リスクを下げるためにもそういったものもしっかり訓練，訓練というかシミュレーションをいただきたいと思っております。

台風１０号で名瀬地区の避難所３６か所，また笠利地区２８か所，住用地区は１５か所ですね，先ほど部長もおっしゃいましたけど，７９か所で開設をされておりまして，９か所がいっぱいになったという部長からの答弁でございましたけれども，その要因としてちょっと考えられるかなと思ってなんですけれども，やはりエアコンがあったりとか，涼しいところ，やはり暑い中ですので，暑かったって，ほかのところに行ったところが，ちょっと暑かったねというお話とかも聞きましたので，こういったところの整備も今後必要ではないかなというふうに考えました。

今回のその台風１０号に関しては，奄美市としては，９月５日土曜日に１０時に避難所開設の行政無線が鳴りました。そして，避難勧告という形になって，高齢者ですとか，障害のある方とか本当に早めに早めに避難しないといけない方たちが，本当にこう落ち着いて雨風がない中で、落ちついて避難ができたよというお声を，昨日ちょうど災害があって９月５日行ったときに各地域を回ったときにですね，そういったお声をいただいて，やっぱり早めに聞いてよかったよ。安心したよというお声をいただきましたので，今後，早め早めのそういった避難勧告ですとか，そういった放送ですとか、いろんなことでしっかりとリスクを避けるような取組も必要ではないかと思いましたので，お伝えをさせていただきたいと思います。

その中でですね，市民の皆様もやっぱり避難所に行く際にですね，お子様連れとかもいらっしゃいますけれども，その中で今，奄美市内でもペットを飼っていらっしゃる方たちも結構多いということで，やっぱりペットは家族ということでですね，やはりゲージに入れながらちょっと避難したいんだけどということで，そういう方もいらっしゃいましたので，そういったもので市民の皆様からの普段からの備えや危機感管理ということも含めてですね，ペットなどもいっしょに避難はできたかどうか。そこら辺の対策もちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君）　今回の第１０号に避難所に関しましては，そういう問い合わせがございまして，結果といたしましては，１か所の避難所で担当職員が臨機応変にケージにペットを入れて別の場所

で避難していただいたという実績がございます。ただ大きなフロアになりますと，アレルギーをお持ちの方ですとか，そういった方もございますし，今回のコロナ禍の中では安全が確保できるのであれば，知人，友人宅，そういった避難も国のほうでもガイドラインとして進めているところでございますので，この後ですね，避難所を開設した後に，必ず検証を関係職員交えて毎回やっております。そういった中で反省点，課題等ございましたら，またそれは次の機会に向けて検証をしてまいりたいというふうに考えております。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。しっかりまた検証していただきまして，ペットは家族という思いの方たちが本当に多いですので，そこらへんもですね，熊本地震があったときにもですね，熊本は地震でしたけれども，車の中でペットといっしょにすごしたりとか，いろんな形でですね，あとはペットがいれるようなホテルですとか，対応ができるようなホテルですとか，そういった個別の対応もあったようですので，しっかりとまた検証よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけれども，マイタイムラインやまた地区防災計画を自治会などまだ小さな単位で策定が必要と考えておりますけれども，そのことに対してどのように捉えているか。伺いたいと思います。まずはよろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君）　御案内のマイタイムラインにつきましては，これから起こり得る災害に対し一人ひとりの家族構成や生活環境にあわせて，「いつ」，「誰が」，「何をするのか」を，あらかじめ時系列で整理をした自分自身の行動指針のことでございます。

本市におきましては，マイタイムラインは，現在ございませんが，地域防災計画において災害種別ごとに災害の時間経過に従った各種行動計画を定めております。また，本年度の鹿児島県の事業において「避難所強化支援事業」を本市の自治会を対象に行っております。本事業は，今回対象地区の浜里地区で本市では２例目でありまして，自治会独自の避難力である「自助」，「共助」の強化を図っていく事業でございます。

事業の概要といたしましては，市単位での地域防災計画を更に細分化した，地区ごとの防災計画や個別避難計画などを策定する予定でございます。また，今回の自主防災組織の新規立ち上げ後におきましても，本事業をモデルに地域ごとの災害対応力強化が図られていくものと考えております。

災害時におきましては，被害を最小限に抑える取組の一環としまして，本事業を通して自治会や自主防災組織単位での避難力強化が図られるよう，今後も引き続き活動支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。浜里地区で詳細にそういった訓練というか，やられたということが１つ事例として分かりました。７月にですね，私も市内の自治会の防災協議会というところに出させていただいて，１つの防災自治会なんですけれども，そこに危機管理室のお二人の職員の皆様も来ていただきまして，その中で自治会長ですとか，班長さんと少人数の中での参加で地域の防災上の危険性とかですね，あとまた防災グッズ，どういったものを持って避難したらいいかとか，紹介をさせていただいたりとか，また住民の避難方法など単身者世帯と要援護者の世帯の情報共有をしっかりとしながらですね，班長さんとしながら市の職員よりですね，災害時の避難行動要支援者支援計画，これ個別計画ですね，そういったものと，また避難行動要支援者登録台帳の説明が二つございましたけれども，しっかりまたこれが本当にデータとして，その地域においては，細かい要支援者，要援護者の方たちの本当にデータとなりますので，しっかりとこういったものを本当にその地域ではですね，先日なんですけれども，その自治会におきましては，早速その自治会で住民全世帯にその手作りの御案内文を出されて，支援計画の作成をやっていきますよと御案内をされてですね，しっかりと取組を始められたというふうに聞いております。名瀬地区においても自主防災組織や自治会のない地域もございますの

で，こういった小さな取組をですね，自治会ごとにできるかどうかっていうのあれなんですけども，奄美地区がですね，地区が，地区防災会というのを立ち上げましたね。その中で地域支え合いの組織の中にも提案でございますが，しっかりと防災班みたいなのをつくっていただいて，本当にないところをカバーする，補完するっていうような形でできたらなと思います。そういった意味でもマイタイムラインや地区防災計画などをその中で学び合って，避難所の運営マニュアルの作成などもですね，進めていく必要があると思います。この避難所運営マニュアルについては，市で作っていると思いますが，そういったものもやはり形だけではなくですね，しっかりと実践にしていただけるようにですね，１つまたモデルの地域をつくっていただいて，こういうふうにやっていますよという，先ほどの浜里地区ではないんですけど，そういった形でモデル地区をつくっていただいて，マニュアルもこの地域の皆さんが集まっていただいて，地域の皆さんの中でどういうふうにやっていったらいいというのをやっていただくといいかなというふうに思います。そのためのマニュアルだと思っておりますので，しっかりとこれも活用していただいて実践，実行にしていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に入りますけれども，次は２番。行政のデジタル化ということでなんですが，（１）政府は７月１７日，新たなＩＴ戦略となる基本計画をまとめました。このデジタル強靭化社会の実現ということで，ＩＴ基本法の全面改正ですとか，国と地方の情報システムの統合，小・中学校の１人１台の端末機配備を今年度中に実現。またＡＩを活かした防災チャットボットによる避難情報の提供ですとか，またデジタル情報支援員制度による高齢者などの支援，また一つに，想定されるＩＴ基本法の改正内容といたしましては，デジタルミニマムの理念を掲げる，あとは英語で言ってですね，ＩｏＴ，５Ｇの普及に向けた国土全体のデジタルインフラ整備などをポイントとしております。

国は，これを２０２２年度末までに行政サービスを１００パーセントデジタル化するというふうに示しておりますけれども，ここで千葉市ではですね，千葉市はょっと行政単位，人口割も違うと思いますけど．千葉市におきましては，この新型コロナウイルスの感染拡大防止によりまして，行動が制限される中でも社会経済活動を維持する環境づくりのためにということで，本年３月３１日に千葉チェンジ宣言というのを発表しております。行政サービスの原則オンライン化ということを宣言しておりまして，三つの変わるということですね，まず，市役所が変わるということと，また教育が変わる，企業が変わるのこの三つの柱で構成されているということです。一つ目の市役所が変わるということで，新旧様々なツールを活用して，利便性向上と市役所機能の最大化ということで，あと教育が変わるということでは，時間と場所を選ばない学習環境の整備ということで，あと企業が変わるということでは，生産性の向上による強靭な地域経済の構築ということを掲げております。

行政におけるデジタル技術について専門家のお話ですけれども，これは情報部門だけのものではなくて，すべての部門の職員にとって必要な基本リテラシーとなってくれるというふうにも言われておりますので，本当にこう奄美市の職員の皆様も今後そういったデジタル化の基本的なリテラシーも必要になってくると思います。そこで質問でございますが，本市におけるデジタル化をどのように捉えているかと伺いたいと思います。また，行政を効率化し，利便性を高める制度といたしましてマイナンバーカードというのがありますが，本市の普及率ですとか，また活用事例，２０２１年の３月から健康保険証としても利便性が拡大をいたしますけれども，普及率を上げるための周知方法なども併せて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君）　まず，これまでの取組について私のほうから答弁させていただきます。これまで本市では，住民票の写しなど証明書発行の電子申請，住民税申告受付システムの導入，各種証明書のコンビニ交付サービスなど，様々な分野で行政手続きのデジタル化に取り組んでまいりました。このような中，今般の新型コロナの状況下におきましては，ソーシャルディスタンスの確保をはじめ，新たな生活様式の実践が求められております。市役所の窓口に並ぶことなど密集・密接につながらないよう，オンライン化や郵送を含め様々な方策を講じております。しかしながら，本市の行政手続きの中には，書面や

対面による対応を必須とするものも現実に残されております。今回，政府が示した基本計画におきましては，デジタル化やオンライン化の障壁となる行政手続きについては，その課題を本年度中に整理をし，オンライン完結できるように取り組むこととされております。このようなことから今後，担当課の意向も踏まえながら，利用者視点での行政サービスを起点として，デジタルを前提とした新しい時代にふさわしい環境整備を進めていかなければならないとそのように考えております。以上でございます。

市民部長（満永亮一君）　それでは私のほうからマイナンバーカードについて答弁させていただきます。本市におけるマイナンバーカードの現状としましては，８月１５日現在，カード交付が１万１，１０２枚。人口に対する交付率で申し上げますと２５．６６パーセントとなっており，鹿児島県平均１７．７１パーセント，全国平均１８．８１パーセントを上回っている状況でございます。昨年は，毎月１５０から２００件前後の申請でございましたが，今年４月以降は，３００件以上の申請となっております。本市でのマイナンバーカードの活用としましては，身分証明書のほかマイナンバーカードを使って住民票や印鑑登録証明書，各種税証明をコンビニで発行できるサービスを行っており，今月中旬からは大型スーパーマーケットでも実施いたします。

本市における普及活動としましては，広報紙やホームページでの案内をいたしておりますが，今後は，申請希望者が多い職場へ出向いて申請の補助を行うことを検討しております。新型コロナ感染防止の観点から，不特定多数の方を集めての出張受付などの積極的な働きかけができない状況でありますが，まずは，本市にあります国・県での機関での実施を働きかけてまいりたいと考えております。

国におきましても普及策の一環としまして，マイナンバーカードを使った消費活性化策でありますマイナポイント制度も９月１日からスタートしておりますが，議員御案内のとおり，来年３月からは，マイナンバーカードを健康保険証として利用できる施策も実施予定であり，マイナンバーの新たな展開として，運転免許証や国家資格との結び付け，また口座との結び付けなども議論に上がっておりますので，今後，身分証明書だけでなく，より便利なツールとしてのマイナンバーカードの普及を図ってまいりたいと思っております。

また，マイナンバーカードの申請は，郵送やオンラインでも手続きができますが，御自分で申請することに不安な方やパソコン，スマートフォンをお持ちでない方につきましては，各総合支所の市民課窓口で対応しておりますので，お問い合わせいただければと思います。以上です。

９番（栄　ヤスエ君）　答弁，ありがとうございました。しっかりとデジタル化に進んでいくということで，まだまだ日本は，デジタル化が弱いというふうに言われていますので，しっかりまた奄美市もですね，ＩＣＴをやっておりますので，しっかりとそこら辺も庁内におきましても進めていただきたいと思います。マイナンバーの普及率は，鹿児島県下に対しては，すごく高いということでございますけれども部長がおっしゃったようにですね，利便性が，どんどん広がっていくものでございますし，今回，定額給付金の１０万円の支給のときにもですね，マイナンバーのカードからの申請であれば早いと言われたんですけれども，やっぱりＩＤですとか，バーコードが必要であるとか，いろんなちょっとこうありましたので，そういったとこもＰＲというんですかね，しっかりと手伝っていただきながら本当に若い人たちは，自分でできるんですけど，おっしゃったように高齢者ですとか，自分でできない方もいらっしゃいますので，そこら辺の普及というかですね，しっかり自分の身分証明にもなりますしね，そういったものを含めて今後取組を加速していただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

次の質問でございますけども，（２）の本市の地域情報化計画にということで，本年度が，本市におきまして，その地域情報化計画の策定というか、になっているというふうにお聞きしております。アンケートも庁内でされているというふうに聞いております。この中で情報化，本年は計画になっているんですけども，２２年度から令和２年度の１０年間で目標として目指してきたものは，この計画に対してどのようなものか。お示しをいただきたいと思います。五つほど出されておりますけれども，情報通信

産業の振興ですとか，ＩＣＴを活用した既存産業の振興，また人材の育成確保，情報通信環境の整備，あと電子自治体の構築ということで挙げられておりますが，一つ目お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは現在の奄美市地域情報化計画の目標等について御説明いたします。平成２２年度に１０年間計画として策定した本計画は，当時の総合計画の前期基本計画重点プロジェクト「地域情報力アップによる産業振興プロジェクト」に基づき，１，企業・仕事誘致等の情報通信産業の振興。２，ＩＣＴを活用した既存産業の振興。３，人材の育成・確保。４，情報通信環境整備。５，電子自治体の構築の五つの項目について策定いたしました。

また，計画を推進するにあたり，各種人材育成や確保支援策の実施や企業・仕事誘致支援策の実施。ＩＣＴを活用した既存産業振興支援や行政の情報化を行い，情報通信企業数や雇用者数の増加促進を目標として取り組んでいるところでございます。以上です。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。この１０年間の中で様々な取組をされてこられたということは，よくよく認識をしております。ＩＣＴをですね，しっかりとまた取り組んでいらっしゃる人材育成とかですね，されていることは認識をしました。いろんな企業ですとか，いろんなところとも提携をしながらその企業さんが持っているツール，ツールというか，いろんなところで広がりを見せたりとか，いろいろとこうされてきたのも承知をしております。そこで二つ目の質問なんですけれども，平成２７年度から平成３１年度までの計画ということで，インターネットを活用した多様な働き方としまして，「フリーランスが最も働きやすい島化計画」ということを策定していらっしゃいますけども，このＩＣＴを活用して仕事を行うフリーランスの支援の取組も行っておりますが，目標として２０２０年度今年度までに２００名のフリーランスの育成とまた５０名以上のフリーランスの移住者を呼び込むということで目標値が掲げられておりますけれども，その成果とまた課題等がございましたら，お示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それではフリーランスについてお答えいたします。平成２７年度に策定した「フリーランスがもっとも働きやすい島化計画」は，平成２７年度から令和元年度までの５年計画において，ＩＣＴを活用するフリーランス，小規模事業者を支援することにより，奄美市における仕事誘致，定住促進，子育て支援につなげることを目的としております。これまでの主な取組内容としまして，フリーランス支援窓口での各種相談対応やホームページ及びＳＮＳでの活動広報による移住定住促進を図るとともに，島外クラウド系企業３社と連携協定を締結し，人材育成講座，「フリーランス寺子屋」を年間を通して開催することで，学びの場を提供しております。また，人材育成講座受講生については，仕事の発注を行うとともに，ライティングの品質チェックや校正等を行うなど仕事機会の創出に努めておるところでございます。

それでは計画に対する目標として，４項目掲げておりますので，実績を含めてお答えいたします。まず一つ目に，フリーランスの育成数，目標２００名に対して実績は２０２名ということになっております。二つ目に，フリーランス支援窓口を通してフリーランスとして本市へ移住した方，目標５０名に対して実績は，移住者の家族を含め２４名となっております。三つ目に，子育てをしながら年収１５０万円のフリーランス育成に対しましては，約６０万円の年収を得る方が出てきている状況です。最後に，年収３００万円のフリーランス育成に対しては，ライター系で２６０万円，ハンドメイド作家で３００万円の年収を得る方が出てきております。

課題としましては，先ほど２０２名のフリーランスを育成しているということでございましたが，すべての方が，まだ収入を得るような状況になっておりませんので，またその中で先ほど紹介しましたように高額の収入を得る方も出てきております。その方をモデルとしてですね，今後また，それをスキル

を引き上げていくと，そういうことが課題になっていくんじゃないかというふうに考えているところです。以上です。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。詳細に亘る報告ありがとうございました。移住定住ですとか，子育て支援等にもしっかりとまた根を張ってしっかりと実績ができているということで認識をいたしました。２００名の目標に対して２０２名ということですね。ありがとうございます。このまましっかりとまたフリーランスの方たちがまた奄美でしっかりと住み易いようにですね，できたらねというふうに思います。

次の質問なんですけれども，本市における今後５年間の地域計画立てておりますけれども，地域情報化計画の目指すところは，どのようなことになるのか。お示しいただきたいと思います。総合計画の中では，２０２０年が目指す，幸せの島の実現というふうに謳っておりますけれども，そこらへん教えていただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは次期奄美市情報化計画について御説明いたします。次期奄美市情報化計画は，令和３年度から実施してまいりますが，地域情報化が，急速に進展していることを踏まえ，計画期間を５年としております。これまでは１０年だったんですが，今回は５年ということで計画をしております。

現在の取組状況としましては，計画策定に向け，これまでの課題整理や国の動向，他自治体の事例調査などを行っているところでございますが，計画は，「奄美市攻めの総合戦略２０２０」の目指すしあわせの島を実現するため，総合戦略２０２０のテーマに即した内容で策定を行ってまいります。

具体的には，総合戦略において取り組む１，経済的に自立した島。２，子育てに適した島。３，皆が知恵を出し実行する島。４，豊かな自然と伝統を守る島の４施策の実現に向け，ＩＣＴの活用方法や取組等を計画するものです。以上です。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。しっかりとまた２０２０年の目指すそのしあわせの島と言われる四つの計画が，しっかり今，お聞きしましたけれども，しっかりとまたそれが，目標達成できるようにですね，取組をよろしくお願いしたいと思います。今，本当にコロナ禍にあたってテレワークですとか，今どこでも一極集中，東京集中ではなくて地方でも仕事ができる今体制，体制というか，なってますので，どこにいても仕事はできるということで，このフリーランスにとっては，本当に今，必要とされるものではないかというふうに思っております。

四つ目の質問になりますけども，この１０年間の間で民間におけるＩＣＴ分野での人材育成とか，また先ほどから縷々おっしゃってくださいましたけども，民間との連携もされてきているというふうには認識をしているんですけれども，そのような人材，育てていただいた人材の方たちを活かしてですね，例えば，今，学校で始まるプログラミング教育ですとか，ＩＣＴの支援員とかも必要とされることがございますけれども，そういったとことの連携というかですね，民間の力を使ったＩＣＴの分野のその人材を教育分野ですとか，いろんなところにまた連携つなげていけるようなそういった取組も今後必要ではないかというふうに思いますけども，質問ですが，例えば，その学校分野でのＩＣＴ支援員としての活用など，どのように考えているかをお示しいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。議員御承知のとおり，これまでＩＣＴ分野の従事者向けに，島外研修に要する費用の補助やプログラミング手法，サーバー運営，ウェブ開発手法等の講座を実施し，人材育成を行うとともに，旧大島工業にありますが，共同開発センターにおいて，民間企業が連携し業務を行うなど，開発力や受注力の向上を図ってまいりました。議員御提案の学校でプログラミング教育を行うＩＣＴ支援員としての活用でございますが，現在，ＧＩＧＡスクール構想を策定にあ

たり様々な検討がなされていることから、その検討を踏まえて今後対応させていただきたいと考えています。以上です。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。 しかもまた，そういったこともですね，民間の力をしっかりと活かしながらですね，せっかく育てているものでございますので，ＩＣＴに対しては，奄美という，奄美市というふうな銘を打っていただけるような形で是非力を入れていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

では，次の質問に移らせていただきます。市民生活についてということでございますけれども，高齢化の方ですとか，また障害のある方などのバリアフリー観光ということで質問させていただきますが、国は，平成２９年の２月にすべての人が，お互いの人権や尊厳を大切に支え合い，誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現に向けた取組を取りまとめました。これがユニバーサルデザイン２０２０行動計画ということで策定しておりますけれども，平成３０年７月には，鹿児島県におきまして，第８回バリアフリー観光推進全国フォーラム鹿児島が開催をされました。このユニバーサルツーリズムの主な対象となる高齢の方や障害のある方，国内総人口の中でも３割以上にあたると言われております。平成２８年の４月には，障害者差別解消法が施行されまして，障害がある方の社会参加への対応が，社会全般に求められております。この奄美市，新型コロナウイルス感染症対策事業におきましてですね，市民向けの宿泊体験プログラムの助成事業の予算というものが，１，０００万円計上されておりましたけれども，本当に販売後すぐに予約でいっぱいになったというふうなお話を聞いております。このような形でですね，今なかなか高齢者とか障害者の方たちもなかなか外に出難いコロナ禍ではありますけれども，リスクはありますけれども，そういった方たちも含めて，ちょっと外に出る機会を増やしていけるような形でですね，健常者だけではなくて，そういう方たちも車いすで，こうちょっと宿泊してみようとか，そういった形の体験も必要ではないかというふうに思っております。ということで，島内でできる取組といたしまして，この市民向けの宿泊や体験プログラムへのこういった方たち，障害者ですとか，高齢者の方たちにもしっかりと助成をしていただきまして，島内観光の需要を喚起する。そういった意味での説明もございましたけども，そこで質問ですが，①コロナ禍で外出機会が少なくなり，また島外などへの移動もできない方，また高齢者の方や障害者の方たちを島内でバリアフリー観光体験という形でできないかというふうに伺いたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。島内におけるバリアフリー観光についての御質問でございますが，平成３０年３月に観光庁がまとめた「高齢の方障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」によりますと，ユニバーサルツーリズムの主な対象となる高齢の方や障害のある方は，国内総人口の３割以上を占めております。今後，高齢者の増加とともに，その方々が家族や友人などといっしょに旅行に出かけることにより，マーケットは，更に広がりをみせるものと考えられており，観光地にとっては魅力的な旅行形態と捉えることができます。このような中，県では，平成２８年度に「鹿児島県ユニバーサルツーリズム報告書」を作成し，積極的な取組を始めており，また平成３０年度には，ＮＰＯ法人かごしまバリアフリーツアーセンターと連携し，「鹿児島ユニバーサルツーリズム情報誌」を作成しております。この中で島内６か所を体験できるおすすめコースを設定しているほかに，各種アクティビティについても紹介されております。これらの観光施設や体験メニューについては，コロナ支援対策として６月に実施しました「市民向け宿泊・体験プログラム利用助成事業」にも含まれておりましたことから，第二弾実施の際には，リスト等に分かり易く表示するなど改善を図り，高齢の方や障害のある方などにも幅広く御活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。しっかりとなかなかこう表示，その対象になっていた

けれども，届かなかったというところだと思いますので，やはりＰＲというか，どうしても健常者ですとか，障害者の方たちは時間がかかりますし，本当に支援が必要な方たちが多いですし，またホテルとかそういったところもですね，バリアフリーがトイレですとか，そういった段差であったりとか，そこらへんもしっかりと考慮しないといけないということが出てきますので，しっかりと今回，第二弾に関しては，ＰＲをですね，しっかりしていただきまして，なにかしら見える化をしていただいて，そういった例えば，障害者の施設ですとか，そういった事業所ですとか，そういったところにも，あと奄美地区には，自立支援協議会とかございますので，そういったところにも働きかけをしていただきまして，幅広くＰＲをしていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけれども，本市とまた奄美大島５市町村でユニバーサルツーリズムを進められないかということで伺いますけれども，先ほどありました鹿児島県においては，指宿市ですとか，霧島市など観光地におきましては，ユニバーサルツーリズムの普及促進事業で施設の調査ですとか，宿泊モニターツアーなどで移動手段ですとか，宿泊施設また食事の施設，見学先等におけるバリアフリーの現状の調査なども行われていると聞いております。また，８月２０日にですね，奄美地区の障害者差別解消支援地域協議会というのが開かれておりまして，この新聞記事なんですけれども，航空会社のＪＡＬさんは，障害のある乗客をサポートするための専用電話番号を紹介しておられまして，事前に連絡を入れていただくことで手話通訳ですとか，ストレッチャーですとか，そういった搭載日に提供をされるというふうに聞いております。そしてマルエーフェリーさんは，名瀬港の岸壁整備に伴いまして，車いすの乗客も自力でこう乗船できるようなボーディングブリッジを整備する計画があるというふうに報告をいただいております。バスに関しては，まだバリアフリーに適応したノンステップバスが，島内には１台もないというふうに現状報告されている記事がございましたけれども，このユニバーサルツーリズムは，すべての人が楽しめるようにつくられた旅行でございまして，高齢や障害の有無にかかわらず誰もが安心して参加できる旅行です。ハード面として移動手段である乗り物のバリアフリー化も必要であると考えておりますけれども，また公明党の奄美市議団でも毎年，市長への予算要望の項目の中にこのバリアフリー化を進めるためにも障害者の方たちにも楽しめるユニバーサルツーリズムなどを導入して要望しております。コロナ感染症の対応も考えましたら，車いす対応の福祉車両ですとか，本当に個別，団体ではなくて個別の対応も必要になると思いますので，そういった少人数の旅行もリスクを減らす意味でも考えられます。ということで，質問ですけれども，すみません。考えられます。鹿児島には，バリアフリー旅行の相談窓口として先ほど紹介ございましたバリアフリーツアーセンターも設置をされておりますので，旅行社の相談ですとか，旅行のコーディネートなども行っているようでございますので，そういったところにも相談していただきまして，しっかりと取組をお願いしたいと思います。また，奄美を訪れる観光客や外国人観光客にも，多言語でバリアフリー情報などの発信も必要かと考えております。海外からのクルーズ船で来られる方にもですね，私が知る限り，高齢者の中で観光客にも車いすで電動カーを借りて島内観光，市内ですね，御夫婦で回られている方もいらっしゃいました。今後そういった海外からの来る，日本人もそうですけども，クルーズ船のお客様方もそういった必要が出てくると思いますので，今後も多様な観光客にも対応できる体制づくりも必要ではないかというふうに考えております。そこで次の質問でございますけれども，このバリアフリーマップなどの観光アプリの作成ということなんですけども，なかなかこうどこにトイレがあるとか，どこに何がバリアフリーの対応しているとか，なかなか見える化で分からない部分がございますので，紙ベースのマップも必要でございますけれども，観光マップなどがございましたら，そういったアプリが市のほうでも作っているものがございましたら，そこに入れ込むこともできるかと思いますので，こういった観光アプリの作成はできないかということで，お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。バリアフリーマップについての御質問ということでございますので，マップにつきましては，平成２４年度に奄美大島５市町村で構成する奄美地区

地域自立支援協議会が，主に島民の方へ向けた島内のバリアフリー対応施設等を落とし込んだマップを作成したことがあり，そのため議員御指摘の観光マップとしての内容にそぐわない面もあろうかと存じているところです。一方でバリアフリー観光については，先ほど申し上げた日本バリアフリー観光推進機構に加盟する全国２２か所の各地相談センターのうち，本県においては，鹿児島バリアフリーツアーセンターが，１，県内各宿泊施設や観光施設，交通機関とのバリアフリー調査及びその情報発信。２，バリアフリー情報に基づく個別の旅行相談，案内。３，県内各宿泊施設や飲食施設，ボランティア団体等に対して旅行受け入れや接遇に関する勉強会や研修会の実施。４，県内各宿泊施設や観光施設等へのバリアフリーアドバイス。５，バリアフリーツアーのプランニング。６，福祉タクシー，介助者の手配。以上の活動を担った県全体のワンストップ窓口となっており，同センターのホームページ上では，先にお示しした施設について，バリアフリー機能を含めた施設紹介やマップ機能も掲載されているところでございます。

また，鹿児島県においては，県ホームページの中で，「やさしい鹿児島スイスイなび」として，県内地域ごとに官公署をはじめ，飲食，宿泊，体験，娯楽レジャーなど日常生活から観光までの多岐に亘る情報を提供していただいております。このようなＩＴを活用した情報発信も充実してきているところでございますので，本市においても，これらの関係機関と連携し，しっかりと情報を提供ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

９番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。いろいろと調べていただきましてありがとうございます。本当に誰も取り残さないというかですね，本当にこう外出機会がない方々たちへの配慮というんですかね，そういった人たちも多岐に亘るようなそういったユニバーサルツーリズムの実現をしっかりとまた奄美市も含めて５市町村でですね，しっかりと取り組んでいただきまして，取組をお願いしたいと思います。瀬戸内町にもそういったバリアフリーに特化した施設もございまして，車いすで船に乗れたりとか，マリンスポーツができたりとか，そういった施設もございますので，しっかりとまたそういったところも調査していただきまして，本当にこう一緒に観光が楽しめるようなそういった施策にしていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは最後の質問になりますけれども，市民生活についての（２）でございますが，地方創生交付金の自治体独自の事業で特別給付金の基準日４月２７日より後に生まれた子どもさんの１０万円の給付対象にならないかということでお伺いしたいと思います。内閣府は，７月２７日に都道府県に対しまして、新型コロナウイルスの対策として２０２０年度の第二次補正予算で増額した地方創生交付金について，新生児などに自治体が独自で行う給付金の支給に活用できると通知を出しております。感染症の拡大の中で出産や産後の育児などに不安を抱える妊産婦や新生児などへの給付金の支給が，可能になるということでございます。本市においても新型コロナウイルスの感染症緊急対策事業として，国の特別給付金の支給をしてまいりましたけれども，私も市民相談をいただきまして，コロナ禍の中での生活を余儀なくされまして，市民生活において経済的にも精神的な大変な状況の中，市民相談を受けました。コロナ禍の中，この方なんですけれども，コロナ禍の影響で夫婦共にお仕事を休むことになりまして，収入が減る中で妊娠中の奥様が退職をすることになりました。経済的に支援できる制度としては，すべて利用させていただきましたけども，それでも改善されない，生活環境が改善されない中での出産を迎えることへの不安ということを訴えられました。出産後も新生児のためのおむつやミルク等のまたベビー用品などの購入などの経済的負担がかかってまいります。そこで質問ですが，全国でも独自に支給される自治体が増えてまいりました。地方創生交付金の自治体独自の事業で，特別給付金の基準日４月２７日より後に生まれた子どもも１０万円の給付対象にできないかを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

福祉事務所長（永田孝一君）　それでは特別定額給付金基準日以後に生まれた新生児への給付についてお答えしたいと思います。議員御提案の基準日以降の新生児も対象に加えて１０万円を支給しているとい

う自治体が徐々に増えてきているというのは承知をしてございます。本議会でも６月議会で多田議員からも質問があったところです。本市としましても，これまで独自の子育て支援を実施しておりますけれども，未だコロナ収束が見えない中でですね，今後も生活支援とりわけ子育て支援は，多くの方々が頼りにしているということは感じております。子育て支援は，０歳児から小・中・高校生，島で暮らす子どもたち，そして島を離れて生活している大学生など，幅広い年代への多様な支援策が求められているところだと思います。現在ですね，どういう支援策が効果的なのか。財源をどうするのか等臨時交付金の有効活動も視野に検討しております。特別定額給付金，新生児だけにこだわらずですね，幅広くどういった子育て支援が有効かということを考えておりますので，御理解をお願いしたいと思います。

９番（栄　ヤスエ君）　分かりました。御検討中で，まだまだ煮詰まらない状態だということは，よくよく分かりました。しっかりまたコロナ禍において本当に大変な思いをされている方は，たくさんいらっしゃいますけれども，その中の本当に次の世代につなげるような，本当に妊産婦の方たちへの生活支援というのも大事なことだと思っておりますので，しっかりもう誰も置き去りにしないですね，ＳＤＧｓ考えの下ですけども，しっかりと取りこぼしのないようにですね，皆さんの生活をしっかり守っていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上で公明党　栄　ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日は，これをもって散会いたします。（午後３時３９分）

第 3 回 定 例 会

令和２年９月９日

（第３日目）

9月9日（3日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　正野　卓矢君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　奥　晃郎君
5番　荒田　幸司君	6番　﨑田　信正君
7番　安田　壮平君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
12番　林山　克巳君	13番　西　公郎君
14番　関　誠之君	15番　奥　輝人君
16番　川口　幸義君	17番　伊東　隆吉君
18番　元野　景一君	19番　与　勝広君
20番　竹山　耕平君	22番　多田　義一君

○　欠席議員は，次のとおりである。

11番　松山　さおり君	21番　橋口　和仁君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅君	副市長　東　美佐夫君
教育長　要田　憲雄君	住用総合支所事務所長　弓削　洋一君
笠利総合支所事務所長　濱田　洋一郎君	総務部長　三原　裕樹君
総務課長　平田　宏尚君	企画調整課長　國分　正大君
財政課長　永田　公洋君	プロジェクト推進課長　當田　栄仁君
市民部長　満永　亮一君	市民協働推進課長　佐野　早苗君
保健福祉部長　山下　能久君	健康増進課長　徳永　明子君

9月9日（3日目）

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

商工観光部長	武下　義広君	商工情報課長	向井　渉君
農林水産部長	栄　広久君	農林水産課長	石神　康郎君
建設部長	保浦　正博君	土木課長	平山　光二君
教育部長	福長　敏文君	教育委員会総務課長	徳永　恵三君
学校教育課長	末吉　正承君	スポーツ推進課長	大山　茂雄君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	重信　竜昇君
主幹兼議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（与　勝広君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２０人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は一般質問であります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますよう，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますよう，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，社会民主党，関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は，社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

はじめに，台風１０号により罹災されました皆様に，心からお見舞いを申し上げますとともに，一日も早い復旧・復興を祈念をいたします。避難所等において，昼夜を問わず市民の安全・安心を守っていただきました市職員の皆様のご苦労に対し，心より感謝を申し上げます。

さて，一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。安倍晋三首相が８月２８日，自らの体調が悪化し，首相の職を継続することが困難になったと判断して，辞任する意向を表明いたしました。８月１７日に慶応大学病院で検査を受け，２４日にも再検査を行いました。首相の体調を案じていましたが，突然の辞意表明に大変驚きました。結果として，突然の幕引きの格好になりましたが，病気と闘ってこられた安倍首相にお見舞いを申し上げるとともに，まずは病気の療養に専念をしていただきたいと思います。安倍政権は８月２４日に２，７９９日となり，連続在職日数も歴代最長になったばかりです。政権の評価は，ただ長ければ良いというものではありません。長期安定政権の中で政府与党の国会軽視が目立ち，政権のおごりに対する批判が絶えませんでした。その象徴といえるのが歴代内閣が禁じてきた集団自衛権の行使に道を開き，国民の間に懸念の強かった安全保障関連法や，特定秘密保護法，共謀罪法を強硬に採決されたことであります。安倍一強の弊害として，官僚の忖度も問題視されました。森友・加計学園，桜を見る会等，首相の知人を優遇したのではないかと，国民に疑惑がもたれる問題が発覚しています。しかし，安倍首相は，政治は結果責任，任命責任は私にあると言いながら，一切の責任も取らずに退陣と至るのは，極めて遺憾であります。コロナ禍の中でも，アベノマスクやＧｏ　Ｔｏ事業の迷走など，国民ニーズとの乖離が度々目につきました。悪癖が繰り返されては困ります。積み残しとなった外交懸案も多く，北朝鮮による拉致問題，ロシアとの北方領土交渉も進展は見えていません。決意や覚悟だけでなく，新政権には当面する新型コロナ対応に全力を挙げるとともに，与野党双方が今後の政治についてしっかり方向性を打ち出したうえで，早期に国民の信を問うようすべきであります。

さて，７月１２日投開票されました鹿児島県知事選挙は，戦後最多の７候補が争った結果，無所属で新人の前九州経済産業局長の塩田康一氏，５４歳が初当選をいたしました。塩田新知事は経済産業省で約３０年間行政経験を積んできました。これまでの地域経済の活性化，地方創生の仕事に携わってきた経験を生かして，鹿児島のために頑張りたいと職を辞して，県知事選に出馬を決めたとマニフェストに書いています。そのマニフェストのタイトルは，「鹿児島を変える８本の柱」であります。まず，一つ目に新型コロナへの対応，二つ目は県民が豊かになる産業振興，三つ目は脱原発に向けて，四つ目はアジア中核都市の実現，五つ目は県民が安心してできる行政づくり，六つ目は優しく働きやすい福祉の実現，七つ目は鹿児島が誇れる人づくり，八つ目は多様な魅力をもつ離島は鹿児島の宝，となっていま

す。特に８番目の離島については，暮らしやすい，働きやすい，また行きたい，定住したいと思う島づくり，蓄電池を活用した地産地消型再生エネルギー推進，ＬＣＣ新設やジェット機就航による観光客の増大と謳われております。奄美市の政策を具現化するためにも，新知事の政治理念をいち早く理解し，その政策を取り入れることは大変重要なことであると考えます。

ここで，市長の政治姿勢について，（１）塩田康一新鹿児島知事の政治理念，マニフェストについて市長の見解を求めるを質問をいたします。①「鹿児島を変える８本の柱」について，期待するものは何でしょうか。お答えください。

次の質問から発言席にて行います。よろしくお願いをいたします。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，早速，関議員にお答えさせていただきます。議員，お話しになりましたとおり，先般の県知事選挙において，塩田康一氏が新たに鹿児島県知事に就任されました。塩田知事のマニフェストについては，今，８本の柱を関議員が朗読いただきましたが，その中でも，多様な魅力をもつ離島は鹿児島の宝など，現在の県政に求められる重要課題について，知事のお考えが明確になされております。これらのマニフェストの実現にあたりましては，塩田新知事の長年の行政経験や，御本人自体が離島で幼少期をお過ごしになった経験など，その手腕に大変期待をいたしております。個別の施策については控えさせていただきますが，塩田新知事の在任期間中には，令和５年度には奄美群島振興開発事業の期限がやってまいります。奄振法については，御案内のとおり，私どもの大きな振興・開発の要であります。その時限が来る期間中の知事でございますので，奄美に対しても，また，鹿児島県政の浮揚に対しても，大変大きな期待を寄せているところでございますので，今後，離島をよく御存知であられる新知事の手腕に，大変期待を寄せているところでございます。以上であります。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。市長も今話されたように，塩田新知事はですね，私自身も奄美で暮らしたことがあると，そして，農業面・教育面などまだまだいろいろな分野で本土との格差があると，これをいかにしてなくして，暮らしやすい島をどうつくっていくか取り組みたいということでありますから，正に，奄美振興開発のですね，真髄をしっかりと理解をされながら，奄美に寄り添った形でですね，県政を進めていきたいというふうに思っておるのではないかというふうに思っております。

次に，奄美の観光と離島振興という点から，少し議論をさせていただきます。観光関連事業の振興において，奄美大島と徳之島の世界自然遺産登録を目指して，引き続き関係市町村，国，関係機関と連帯をし，ユネスコ世界自然センターへの働きかけを行うとともに，奄美群島国立公園に指定された亜熱帯の貴重な動植物資源として，環境保全に努めますというふうにマニフェストにもあります。そういう中で，市が連携して働きかけられる施策というのが具体的にあれば，お示しをいただきたいというのが一つ目。二つ目は，離島振興の考え方は，本土との格差をなくすと，先ほども少し申し上げましたけれども，基幹産業に関しては付加価値の高いものをどう作っていくかと，教育面に関しては，オンラインなどの活用が格差是正のヒントになっていると考えておるということで，マニフェストにも書いてありますが，この件に関してですね，市として具体的な提案があれば，お示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　それでは，まず１点目の世界自然遺産に関する件についてお答えをいたします。まず，ユネスコ世界遺産センターへの働きかけにつきましては，ユネスコ世界遺産センターは，各国の世界遺産登録の手続きや，既に登録されている遺産の保全状況報告等の業務を担う組織となっております。このような国際機関に対する広報活動につきましては，これまでに時宜を捉えて国へお伝えを

している地元市町村などの意向を踏まえ，世界遺産委員会への政府代表団となる我が国の関係省庁等において，適切に対応がなされているものと考えております。

このような中，鹿児島県と連携した地元の取組といたしまして，奄美群島希少野生生物保護対策協議会における，盗掘・盗採の対策等の希少種保護，奄美ノネコセンターの設置運営等の外来種対策，金作原における利用ルール試行等の観光管理，公共事業への環境配慮など，多くの取組を実施をしてきておりますが，これらの取組を新知事の下でも，今後とも引き続き継続をしていくことで，登録審議に際して評価をしていただけるものと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは高付加価値化として基幹産業の中の農林水産業の振興についてお答えいたします。

鹿児島県の県産農林水産物の新たな付加価値を生み出す支援策といたしまして，「６次産業化ステップアップ事業」がございます。事業内容につきましては，一つ目として，６次産業化に取り組む農林漁業者の総合支援窓口としての「鹿児島６次産業化サポートセンター」の設置・運営，二つ目として，６次産業化実践者の育成・確保，三つ目として，６次産業化商品の開発支援，四つ目として，６次産業化商品の販路開拓の支援，五つ目として，施設整備等の支援がございます。

本市としての関わりといたしましては，大島支庁の６次産業化担当部署と地域別６次産業化コーディネートチームを構成し，農林漁業者への窓口となり，「鹿児島６次産業化サポートセンター」への情報共有・連携を図り，ともに訪問支援等を行っております。これらの支援に取り組むことにより，農林水産物の高付加価値化を生じ，地域の農林水産業者の所得向上につながるものと期待しているところでございます。

教育部長（福長敏文君）　それでは，学力向上とオンライン活用の今後の展望について，ということでお答えをいたします。本市では，児童生徒の学力の向上を目指して，学力向上対策・授業改善五つの方策を基に，授業における指導方法の改善，自主的な家庭学習の定着など，具体的な例を示し，積極的に取り組んでいるところでございます。その成果が，鹿児島学習定着度調査でも徐々に表れているところでございます。議員御提案のオンラインを活用した教育面での地域格差の解消については，十分な教育効果を上げることができるものと考えられますので，今後，新型コロナ感染症の状況等を踏まえ，国や県の動向等と併せて，オンライン利活用の工夫について，研究してまいりたいと考えております。以上です。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。そこでですね，コロナ禍で世界自然遺産登録が非常に情報が入っておりませんが，もしこの情報等あればお示しいただきたいと思いますが，いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　我々も環境省と連絡は密に取っておりますけれども，現段階で情報等は得られておりません。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　なかなか情報が今のところ入っていないようですけれども，知事も登録を目指してですね，頑張るということでありますから，是非，県とも連携してしっかりやっていただきたいというふうに思います。教育面のオンライン，ＧＩＧＡスクールを前倒しをしてですね，私も学校をあちこち回らさせていただきましたけれども，徐々に整備は進んでいるように見えますので，しっかりと活用をお願いをしたいと思います。

この件の，最後になりますけども，県政運営についてですね，県民と真の対話を行う場を設け，県政に県民の声を反映させますとマニフェストにありますが，是非この奄美市において，知事との対話の場を最初に要望したらいかがかということを提案したいと思いますけれども，いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　議員御案内のとおり，塩田知事のマニフェストにおいて，県民と真の対話を行う場を設ける，とございます。具体的な対話の手法や実施時期等，現時点で詳細は示されてない状況でございますが，本市や離島の実情などを知っていただくうえでは，大変重要なことだと思います。今後，状況なども確認させていただきながら，対応を検討させていただきたいと思います。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　前知事ともですね，就任早速そういったことを，議会もさせていただきましたが，是非，行政・議会一体となって，県政の推進を含めてですね，奄美のことを訴えていくということにしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。（２）新型コロナウイルス感染症の今後の問題点と取組について，質問いたします。多くの同僚議員がやっておりますので，私は奄美市における４月の１２日，１７日に陽性確認があって，その後，その前も和泊もありましたけれども，与論町で４月の２２日に陽性が確認がされたと。そして，また，与論ではクラスター，いわゆる感染者集団が発生をしたということ。この経験から学んだことと再度感染確認がなされたときの対策について，どのような体制が敷かれるのか，お答えをいただきたいと思います。それと，県病院に導入予定のＰＣＲ検査は，９月中に導入されるというふうに聞いておりますけれども，その辺の状況と，導入された後の検査基準的なものがあれば，しっかりとお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　議員御案内のとおり，本市では４月１７日に感染者２名が確認されました。５月２５日には全国の緊急事態宣言が解除され，県を跨いだ移動も自由となりましたが，心配されている新たな感染者は発生しておりません。本市で感染者が確認されてから，市民一人ひとりや事業所の皆様が，感染予防対策に取り組んでいることによるものだと考えております。

感染者が確認された後，更なる感染者予防対策として，周知啓発が必要であることから，奄美大島５市町村と連携した「奄美大島警戒レベル」の設定，観光客の方への感染予防対策としての「島うちわ」の作成・配布，来島予定の方や帰省を考えている出身者に向けての「島旅のしおり」を作成し，ホームページや新聞等で周知広報をいたしております。また，感染拡大防止等を目的として，改めて島民も含めて，マスクの着用などの基本的な感染予防対策の取組につきまして，防災行政無線を通じて，日常から定期的に促すような取組も行っております。更には，鹿児島市や与論町でのクラスター発生を受けまして，リスクの高い接待を伴う飲食店を含む事業所等に対し，感染防止対策について周知啓発を行っております。事業所それぞれが取り組んでいること，取り組めることを，奄美市のキャラクター，「コクトくん」を使用し，事業所独自のポスターが作成できるようにしております。現在，飲食店等へポスター作成方法や活用方法についての案内を，感染防止対策チェックシートを添付し，配布を行っております。これからも，ホームページや広報紙等で，感染症予防対策についての周知啓発に努めてまいります。市内で感染者が発生した際の体制につきましては，対策本部会議において市内公共施設，学校，保育所等の取扱について協議を行い，ホームページ，ＦＭラジオ，ＳＮＳ等により，市民の皆様へ速やかな情報提供を行うこととしております。

続きまして，ＰＣＲ検査機器について，お答えいたします。県は６月補正予算におきまして，県内５か所の県立病院へのＰＣＲ検査機器の導入について予算計上し，早くても９月中には県立大島病院への導入・設置も行われると伺っております。ＰＣＲ検査を含む検査の基準につきましては，感染症法に基づく行政検査の対象が定められており，行政検査対象となった方への検査費用につきましては，無償となっております。行政検査の対象といたしましては，感染症法第１５条第１項，第３項第１号により，一つ目に新型コロナウイルス感染症の患者，二つ目に当該感染症の無症状病原体保有者，三つ目に当該感染症の疑似症患者，四つ目に当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者，と示さ

れております。これに加えまして，特定の地域や集団，組織等において濃厚接触者が生じやすいなど，クラスター連鎖が生じやすいと考えられる場合なども行政検査の対象となります。検査の手順といたしましては，帰国者・接触者相談センターに相談，帰国者・接触者外来を受診後，医師の判断に基づき検査を受けることとなっております。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。繰り返しませんけれども，やはりはこの行政検査対象というのは枠があって，なかなかＰＣＲが上手く進んでいないというのが現状じゃないかなというふうに思いますが，やはり，与論と奄美の違いは，奄美市では遊漁船に６人が乗ってて，同居の女性もおりましたけれども，１２人くらいが濃厚接触者ということで，ＰＣＲ検査を受けておりますけれども，与論はですね，やはり，会食をし，その与論の徳洲会病院の方の職場でクラスターが発生をしたということで，病院関係者でも１９９人のＰＣＲ検査が必要になったということで，やはりこの会食と，いわゆる濃厚接触ですか，職場と，いわゆる，多数いる職場の濃厚接触者ということで，たまたま，奄美の方では遊漁船の６人くらいで，実際は１２人の濃厚接触者がいて，ＰＣＲをやったと聞いておりますけれども，そういう違いでありますから，皆さんが，こういう「島旅のしおり」ということで出しておりますけれども，ここにですね，詳しく，マスクをしてくださいとか，いろんなこと書いてあります。

昨日の続きじゃありませんが，そういう広報もなされておりますので，しっかりとこれを旅に来る人たちにですね，周知徹底をしたいと。また，可視化ということで奄美大島コロナ警戒レベルというようなことを出しておりますけれども，今新聞でも可視化できるような形で，警戒レベル３ということで出ておりますが，そういうことでしっかりとこういった取組を前に進めていただきたいということを申し上げ，この質問を終わりたいと思います。

三つ目，（３）であります。（３）は，奄美市の財政状況と今後の財政運営について，ということで，どのような財政指標に注目し，将来を展望した財政運営をしていくのかということでありますが，この数年の地方財政状況調査表を見ますとですね，実質収支の減少，単年度収支の赤字，実質単年度収支の３年連続赤字，標準財政規模の減少，財政調整基金の減少，地方債現在高の急激な増高，また，基金額比率の減少，ちょっとこれは良いことでありますけれども，基金額比率の減少，実質収支，公債比率の増加，将来負担比率の減少，これは良いことでありますけれども，公債費の増加とか，普通建設事業の増加，物件費の増加，繰出金の増加，また，民生費の増加，農林水産費の増加，土木費の急増が際立っておるという中で，先ほど質問いたしましたけれども，そういうことも含めて，総括でもやりましたけども，再度この財政調整基金が３１年度には５億５０８万６，０００円減少しています。この主な要因は，何であるのか。今回のコロナ関連に対して，財政調整基金を財源として，１１億４，１６６万７，０００円取り崩しているが，現在高と今後の積立計画，この間の総括では今後の積立計画について答弁をもらっておりませんので，中心にお示しをいただきたいと思います。二つ目は，平成３１年度の地方債現在高が４２９億３，４２８万４，０００円と，前年度に比べて４億６，８０１万９，０００円増加しておりますけど，要因は何であるのか。また，普通建設費の平成３０年度は極端に７６億１，８３５万円と伸びております。実施計画というのに沿って計画されていると思っておりますが，この実施計画書に沿って本当に実施されているのか。前倒しして実施された事業等，今後の起債見込みがあればお答えをいただきたいということであります。先ほど申し上げましたこのような状況を踏まえて，今後どのような財政指標に配慮し，将来を展望した財政運営をしていくのかお示しをいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　まず，現在の起債残高と今後の積立計画についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり，令和元年度末の財政調整基金の残高は３４億３，４６１万９，０００円となっております。平成３０年度末と比較をいたしますと，５億５０８万６，０００円減少をしております。主な要因といたしましては，地域振興基金へ５億，それから，公共施設整備事業基金へ２億の，計７億

円の積み替え，それから，下水道事業会計が公営企業会計へ移行をいたしましたので，その運用資金として２億円を繰り入れたことなどが主な要因でございます。新型コロナ関係予算におきましては，９月補正までに繰り入れた財政調整基金は，９億５，００７万１，０００円となっておりまして，現在高は２７億６，２４１万３，０００円となっております。

今後につきましては，地方創生臨時交付金の２次配分の交付限度額，これが７億４，８０４万４，０００円。この確定後に，今後の新型コロナ対策事業の追加に伴う調整を踏まえまして，財政調整基金との財源更生を行う予定としております。いずれにいたしましても，コロナ禍の長期化により，今後更なる感染予防対策や経済対策も見込まれますことから，災害対策を含む緊急の財政出動の備えといたしまして，これまでも申し上げておりますが，予算規模の約１割であります３０億円程度の，財政調整基金の確保が図れるよう，努めてまいりたいと考えております。

それから，２点目の前倒しをして実施をされた事業と，今後の起債償還見込みということでお答えをいたします。令和元年度につきましては，当該年度の償還額が３９億６，３７８万１，０００円に対しまして，借入額が４４億３，１８０万円。こういうことで借入額が償還額を上回っておりますので，これは必然的に地方債残高が増加をするということとなりました。その主な要因といたしましては，教育施設冷房設備整備事業，これが６億４，７６０万円，それから臨時財政対策債，これが５億２，６９０万円，本庁舎整備事業，これが２億３，２１０万円となっております。

今後の起債見込みでございますが，これまで実施をしました大型事業のほか，現在実施をしております市民交流センターなど，大型事業が今後も続きますことから，今後しばらく地方債残高が増加をする見込みとなっております。それから，一方で，大型事業につきましては，償還額のうち，交付税措置を除いた実質的な市負担分，これについては，減債基金へと積立を行うなど，償還財源の確保に努めているところでございます。また，平成３０年度の普通建設事業費が２９年度と比較をして，約２７億円増加をしている主な要因でございますけれども，これにつきましては，学校給食センターや本庁舎整備に係る事業，これが主な要因でございます。

議員御質問の実施計画に沿った事業実施であるかとの御指摘でございますけれども，各年度の予算におきましては，実施計画に基づき，財政規律であります起債額３６億円の範囲で予算を組み立てております。しかしながら，国の補正予算などにより，財政的に有利と判断をした場合につきましては，実施計画を見直して，前倒しをして，事業実施してるものもございます。平成３０年度の実績で申し上げますと，奄美振興会館の改修事業，それから，教育施設の冷房設備・整備事業など，大きな事業費を伴う事業につきまして，国の補正予算を有効に活用して実施をしたところでございます。

それから，３点目の今後の財政運営ということでお答えをいたします。

本市の財政状況は各種大型事業の実施によりまして，公債費，それから，介護給付費等の伸びに伴う扶助費の増，そして今回，新型コロナの影響等，大変厳しい状況下にございます。財政指標で申し上げますと，財政構造の弾力性を示す，経常収支比率や公債費の大きさを示す実質公債費比率，将来負担の残高を指標化する将来負担比率などを見ましても，厳しい状況が予想をされております。特に，今後５年ほどは地方債の現在高や公債費の増加により，財政指標も更に厳しくなるものと想定をしておりますけれども，特殊要因とする大型事業の償還財源を確実に積み立てることや，財政規律である単年度起債枠の３６億円，これを順守をしていくことで着実に地方債残高を減らしながら基金も積み立てる。このことが健全な財政運営につながってくるものと考えております。いずれにいたしましても，より良い行政サービスや健全な財政運営が前提でございます。将来を見据えた実施計画や財政計画を念頭に，市民生活の向上と地域経済の活性化に向けた投資とのバランス，そして現在の厳しいコロナ禍への対応もしっかりと図りながら，適切な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　ありがとうございました。必要に迫られたものに対して，例えば，振興会館とか教育の冷房とか，前倒しをしたということでありますから，それはそれとして，了としたいと思います

が，やっぱり今後の財政運営が少し心配になりました。先ほど，答弁もありましたとおり，５年くらいは借金の関係できつい財政運営になるだろうということでありますから，是非これまで通した事業の維持費の状態を考慮してですね，財政計画に基づく財政規律をしっかりと，先ほど言った３６億円，年間ですね，そういった起債の規律を守り，また，先ほど，経常収支比率ですか，重点的に見ていきたいということでありましたから，是非，指標に十分配慮しながら計画的な財政運営をお願いをいたして，この質問は終わりたいと思います。

次に，大きな２番，教育長の再発防止委員会についての基本的考え方について，質疑をいたしたいと思います。奄美新聞の８月２０日木曜日でありますが，寄稿という形で「拝啓　奄美市教育長様」という寄稿文が載っておりましたけれども，どうも，読んでみてですね，すとんと落ちないところもありますけれども，寄稿ですから，寄稿した人のある意味，思いが綴られているものだというふうに思いますけれども，ここでですね，教育長の見解を求めたいと思います。まず，第一に，教育委員会を中心にして，主体的に検証するということ，私も昨年の６月でしたか，その質問させていただきましたけれども，その結果をウェブサイトに公表するということですので，このことをまず進めていただきたいというふうにここに記載をされたわけですよね，その答弁が実行されていない，に対する教育長の見解はいかがということが一点目。

２点目はＡさんが亡くならないためには，どの時点で誰が何をすれば良かったのかという点。具体的に振り返る検証をしてください，というようなことも書いてありますけれども，このことについて教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

三つ目は，翌日の臨時校長会において「いじめた側の子が責任を感じて自殺した」と全く違った説明をしたことと，これ原文そのとおりですからね，事後対応の最も大きな問題点として，検証しなければならない責任があるとの主張をしておりますけれども，このことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それと，第三者調査委員会の元委員長の面談を再三にわたって断っておりますけれども，この拒む理由について，是非，面会をしていただきたいと思いますけれども，そこを含めての見解をお願いいたします。以上四つのことについて教育長の見解を求めます。

教育長（要田憲雄君）　おはようございます。お答えを申し上げます。

まず，主体的な検証とウェブサイトの公表についてでございますが，平成２７年１１月の奄美市立中学校男子生徒の自死事案につきまして，第三者調査委員会の報告書における指摘事項に対しまして，市教委として検証し，令和２年１月２２日付で取りまとめを行い，その結果を１月２９日の第５回再発防止対策検討委員会において，報告をしたところでございます。なお，第三者委員会の報告書における指摘事項に対しての検証につきましては，再発防止対策検討委員会が審議中でございますので，現在公表を控えているところでございます。今後，再発防止対策検討委員会の審議が終了した後に，速やかに指摘事項について，検証の内容については公表していきたいと考えているところです。

２点目のＡさんがなぜ自殺したのか，どうすれば防ぐことができたのかの検証は明らかにされているのかということでございますが，生徒がなぜ自ら命を失ったのか，どうすれば防ぐことができたのかの御指摘につきましては，第三者調査委員会の報告書における指摘事項の検証内容から，いわゆる心に寄り添う指導や組織的な対応が十分でなかったところに，課題があったというふうに私どもも考えているところです。その結果の解決に向けて，現在，再発防止を目的とした生徒指導ハンドブックの策定に向け，再発防止対策検討委員会の中で，委員の皆様に御審議をいただいているところでございます。生徒指導ハンドブックの内容等については，委員の皆様からも多くの意見をいただきながら，何度も何度も内容の見直しを行い，二度と子どもたちの尊い命を失うことがあってはならないという強い覚悟のもとに，策定に向けて取り組んでいるところでございます。１０月に開催される第９回再発防止検討委員会で，委員の皆様の御理解をいただきまして，生徒指導ハンドブックの学校での活用を早急に図ってまい

りたいと考えているところです。

３点目の教育長発言についてでございますが，臨時校長研修会での発言は，当時の学校からの報告を受けて，その重大事案はどこの学校でも起こりうること，更には，自殺が連鎖する可能性があったことを踏まえ，各学校内において危機意識をもって再発防止に取り組んでもらうために，早急に説明をしたところでございます。結果として，自死の原因がいじめではないということが，第三者委員会で明らかになりました。遺族の皆様には不快な思いをさせてしまったことに対し，お詫びを申し上げたところでございます。今後は，二度と子どもの尊い命が失われるという重大事案が発生しないよう，再発防止策，各学校で取り組んでいくことが大切であると考えていますが，重大事案発生後の市教育委員会の対応の在り方につきましては，再発防止対策検討委員会で審議することになっているところです。

４点目ですが，元委員長との面談を拒む理由についてですが，第三者調査委員会は遺族側より，文部科学省背景調査指針に基づき，第三者による詳細調査を実施することの申し入れにより，平成２７年１１月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会として設置され，平成３０年１２月９日に調査報告書が公表されました。市教委といたしましても，この報告書を基に，現在８回の再発防止対策検討委員会を開催し，再発防止に向けての取組を現在を審議しているところでございます。第三者調査委員会元委員長との面談につきましては，再発防止対策検討委員会において，再発防止策が策定され，審議が終了した後に，研究・熟慮のうえ，判断してまいりたいと考えているところです。以上です。

１４番（関　誠之君）　教育長ですね，やはり，この寄稿を読んでみますと，何か私の感覚では，教育長というのは公人ですよね。公人である人が，総合教育会議の長である市長が，第三者委員会にお願いをして報告書をまとめてもらった，そういう委員長の人が，いろんな意見交換をしたいということに対して，拒むという理由が，今のことでは全然言われてないんですけれども，それは教育長として本当に，どういう思いで会わないということを貫いておるのか，それについてもう少し具体的におっしゃっていただけますか。

教育長（要田憲雄君）　私としては，現在，対策委員会が進んでいる最中でございますので，それが終わった段階で面談するかどうかは考えてみたいということは，前々からお話を申し上げているところでございますので，更に，研究・熟慮してみたいということでございます。

１４番（関　誠之君）　その辺が，市民もこの文を読んでですね，すとんと落ちないとこなんだろうと思うんですよ。公人たる市の教育長がですね，市が設置した第三者委員会の代表である委員長ですよ，その方にも再発防止委員会が終わってからしか会わないと，会えないと。これは非常に，教育長が今言ってる理論では，通らないと思うんですよ。誰であろうと，公人である教育長は，会って話を聞いて，それが再発防止委員会にどういうふうに影響するか，そういうのは別としてですよ，しっかり，これはやるべきではないかというふうに思いますけども，この再発防止委員会と市教委というのはイコールではないわけですよね。いわゆる独立した機関でありますから，その辺のところが，教育長は少し自分が会っていろいろ聞くと，その再発防止委員会に影響を与えるんではないかというふうに思っておりますように聞こえますが，そうじゃなく，市教委と再発防止委員会イコールじゃないわけですから，その辺のところはしっかりと割り切って，まず語ってみないと。相手が一方的とは言いませんが，こういうような形でボーンと新聞に出しますとね，やはり，出された相手方としてもしっかりとそれを受け止めて，聞く耳をもって欲しいというふうに思いますし，この，先ほど一番目の，教育委員会を中心にして主体的に検証をするということができてないのではないかということで，まだお話もしたいというようなことの含みをもたせておるわけですけれども，そういう中で，その結果をウェブサイトは，いわゆる再発防止の結果が出るまでは公表できるものは何もしない。会議録も不開示。これではですね，本当に再発防止のハンドブックとして良いものはできていくのかと，疑問に思うのは当たり前じゃないかというふ

うに私は思いますし，やはり，この教育長の立場というのは非常に重たい立場でありますが，それでいろいろ調べさせていただきましたが，これは市長に対する報告書ですよね。調査報告書，平成３０年１２月９日，平成２７年１１月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会というのがありますが，ここの中にですね，市長，市長は本件報告書を公表したときは，市長の権限の範囲内において，本件報告書の内容を踏まえ，本提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし，当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては，教育委員会に対し当該の措置を講ずるよう要請するというこの規約があるわけですよね。

そういう中で，第三者委員会は終わったと思って，教育長はおられるようですが，その報告は終わっておりますけれども，この内容を読んでみますと，これに従って再発防止委員会は検証していくというようなことを，再発防止委員会の規定にもありますし，そういう意味からすると，その内沢委員長は，元，前かもしれませんが，まだ任務が終わってないわけですよ。皆さんと何かあれば率先して協力をしたいと。報告書にも書いてあるとおりですね。そういう中で，大変市長も頭を悩めておられることだというふうに思っておりますが，是非これはもう奄美市の，いわゆる権威，プライドに反するところもありますので，是非市長がこの報告及び公表の７項目に書いてあります，本提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし，教育委員会に対しては当該措置を講ずるよう要請をするというふうになっておりますが，その辺を含めて市長の見解をお聞かせいただきたいと思いますが，いかがでしょうか。

市長（朝山　毅君）　議員がおっしゃるように，この事案については，大変不幸な事案でありました。したがって，第三者委員会を設置いたしまして，その指摘を受けて，今議員がおっしゃったように，かかる事案に対して適正な措置をとるということについて，議会の皆さんの御理解をいただいて，予算を計上し，再発防止対策協議会を設置したわけです。この事案を受けて，公正・公明に，しかも私心のないように，教育行政としてしっかりとした対策協議会を組織していただきたいという思いでやったつもりであります。その中で，いまだその対策協議会は議会中である。しかも，非公開の状況の中において，この会議がなされている。そういう中において，今それがどういうことかということを私が求められてもノーコメントにして参りたい。公正・公明にして，かかる不幸な事案が発生することのないように，末代の奄美市の教育行政において，禍根を残すようなことのないように，そういう思いで対策協議会を，議会の皆さんの御理解をいただいて組織したわけです。この冷静かつ正確な専門的な意見を，答申を待ちたいと思っています。以上です。

１４番（関　誠之君）　市長が答弁をしていただきましたので，了として理解をしたいと思います。最後になりますが，教育長，会うだけ会っていただけませんか。そうしないと話が全くできないのに。ここに書いてある一方通行ではない会話ということでありますから，やはり，公人の教育長としては，会っていただきたいということを再度要請いたしますがいかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君）　先ほどから申し上げているとおりでございまして，現在，対策委員会が審議中でございます。強いて私が面談をして，そのことが対策委員会の会議の中に，影響するようなことがあってはならないということを考えているところです。しかも，対策委員会が終結した時点でも面談するかどうかについては研究・熟慮したいということでございます。

１４番（関　誠之君）　会うように心が変わることを期待をしておりますけれども，少しこの議論でですね，再度会うようなことも考えていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

次に，３番目のその他の施策について，であります。２０１０年の１０月２０日の豪雨から，ちょうど１０年が経過しようとしております。豪雨の教訓はどのように活かされているのかについて，お尋ね

をいたします。例えば，そのときに問題になりましたのは，初動体制，情報収集の窓口の一元化とか，避難勧告等の出し方の問題，災害要援護者のマップ作成の問題，情報収集伝達の在り方，避難所の運営の問題等々が反省で出ておりますが，それも含めて教訓がどのように活かされているかをお答えいただければと思います。

総務部長（三原裕樹君）　それでは，お答えいたします。平成２２年１０月２０日に発生をいたしました奄美豪雨災害につきましては，本市において２名の尊い命が犠牲になったほか，市内全域で約８００棟に及ぶ住宅被害，また，電気・水道のライフラインや，学校含む多くの公共施設被害，道路交通網のみならず，情報通信網が同時多発的に途絶するなど，あらゆる面において未曽有の被害として記憶にあることは御案内のとおりでございます。この１０年，ハード面の整備といたしましては，急傾斜地防災対策事業として９か所，砂防災害対策事業として１２か所，治水関連事業として４河川実施をしており，防災・減災の観点から，日頃の保守点検などに努め，対策の必要な箇所については，計画的な整備を進めております。

ソフト面におきましては，先ほど出ましたけれども，初動体制の強化といたしまして，初動体制マニュアルを策定し，災害発生時に職員が的確な初動体制を遂行できるよう努めております。また，仮に職員が被災し，人員が不足している場合でも，継続的な災害対応ができるよう奄美市業務継続計画を策定し，対応能力の強化を図っております。避難勧告につきましては，発令基準を本市の地域防災計画で明確に定め，発令時期を逃さず，的確な避難情報の発信に努めております。

ハザードマップにつきましては，平成２４年度に策定をいたしておりますけれども，今年度，新たなハザードマップを策定し，分かりやすく，平時から防災啓発資料として活用しやすいものに更新をいたします。更に，出前講座や防災に関する講演をはじめ，地域防災計画の見直しを随時行い，災害時には避難所開設や防災行政無線での事前避難方法など，早めの対応に努め，豪雨災害を教訓として現在取り組んでいるところでございます。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　同僚議員も後もって，災害等々のことについて質疑をするようですので，是非今言ったようなことも含めてですね，かなり防災減災，奄美市は進んできたというふうに理解をしておりますので，よろしくお願いをいたしたいと思います。

最後になりますけども，いわゆる，この４月に働き方改革担当官の配置をしたということで，その目的と現況についてお伺いをいたしますが，その思わぬ成果といいますか，それが１０万円の特別給付金でＡＩで認識高速化ということで，処理スピードが１０倍になったというようなこと。また，ＲＰＡで行政事務の効率化を図っておるというようなことを，どうも書かれておりますけれども，そういったことも含めてですね，是非働き方改革担当官の配置した目的と現況について，お知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（三原裕樹君）　働き方改革担当官につきましては，働き方改革関連法の趣旨に基づき，全庁的な行政事務の効率化を推進することを目的として，本年４月に配置をしたところでございます。「自治体戦略２０４０構想研究会」というのがございまして，この中では２０４０年ごろにかけて，迫りくる人口減少下において，自治体が住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには，先ほど出ましたＡＩ，それからＲＰＡによって処理できる事務作業は，そのＡＩ・ＲＰＡに任せ，職員は住民に近い場で，職員でなければできない業務に特化をするということが必要と示されております。先般の，先ほどもございましたが，特別定額給付金の支給事務におきましては，振込先の口座の登録処理をＡＩ・ＲＰＡに任せることで，職員の負担を軽減をし，職員は住民からの問い合わせ等，より手厚く丁寧な住民サービスに専念することができたところでございます。今後，少子高齢化の進行により，人口減少が進み，職員の数も減ることが想定をされます。自治体として本来担うべき機能を効率的に提供するた

めには，ＡＩ・ＲＰＡをはじめとするＩＣＴを活用した業務体制を，今から構築する必要があると考えております。以上でございます。

１４番（関　誠之君）　はい。以上をもちまして社会民主党，関　誠之の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上で，社会民主党　関　誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分に再開いたします。（休憩１０時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　再開いたします。（再開１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。チャレンジ奄美　正野卓矢君の発言を許可いたします。

１番（正野卓矢君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継を御覧の皆様，おはようございます。チャレンジ奄美の正野卓矢です。

この度の台風１０号により被害を受けられた皆様，心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。まずは，今回の台風１０号で避難所を開設・運営された行政の皆さん，昼夜問わず雨・暴風の最中，各部署で待機されていた消防，消防団の皆様，また，急ピッチで電気の復旧をされている方や，台風の最新情報を届け続けた皆様，その他にも，いろいろな場面・場所で支えとなって頑張った方々，皆さん，お疲れ様でした。大変，ありがとうございます。今回の台風は，テレビ等で最強クラスの台風ということで，私自身，正直，かなり不安を感じていました。同じように不安を感じ，人生で初めて避難生活を送った方も，今回たくさんいたのではないでしょうか。今年は台風シーズンだと考えられる７月に，一度も台風ができませんでした。そのことにより，海水を程良く掻き混ぜることができなかったのか，海水温が高く，大きな台風への発達の条件がそろってしまったのかもしれません。テレビなどの情報では，まだ海水温が下がっておらず，大きな台風が太平洋上で，またできる可能性があると言っておりました。備えあれば憂いなしという言葉があります。どれだけの準備をしても，被害がゼロになる訳ではありませんが，全ては命あってのものだと思います。今回の台風は，テレビで連日，危険な台風だと報道してくれたことと，また，奄美市も早めの避難を防災無線で促してくれた，そのおかげで，たくさんの方が避難所へ足が向いたと思います。普段から台風や災害に備えて，いろいろ考え，準備しておくというのは難しいかと思いますが，それぞれ一人ひとりが自分や家族の避難の仕方，それを決めておく，マイ・タイムラインを作っておくことで，今後大きな台風が発生したらどうしようとか，急なタイミングで災害に見舞われたときに家族はどこに避難するなど，家族の行動を把握していたら，落ち着いた行動につながると思います。自分だけでも作ることはできますし，離れて暮らす家族とも話し合うことができますので，是非家族で，とても近くしている人たちで話し合って，それぞれの避難の仕方，マイ・タイムラインを是非取り組んでみてはどうでしょうか。ちょっと分かりにくいという方はですね，チャレンジ奄美で配布させていただいてます，このチャレンジ通信の３号で，簡単なやつを紹介してますので，是非それを参考にしてください。

それでは，質問に入らせていただきます。

１，地域防災について，（１）避難所について，①避難所運営説明会について，危機管理室主催で避難所運営説明会が６０人の参加で開かれたと地元紙で見ましたが，これを開いたことで感じた成果や，ここは課題だなと感じた部分があれば，お示しください。また，一度，避難所運営をシミュレーションしたことで，今回の台風１０号での避難所対応で役に立ったことがあれば，それも併せてお願いいたします。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　正野議員にお答えいたします。また，正野議員には，今般の１０号台風に携わってこられた全ての方々に，御慰労の言葉をいただきましたことに，まず，感謝を申し上げたいと思います。議員が今お話にありましたとおり，職員を対象に，避難所の検温，受付，名簿作成やゾーニング方法など，実演形式で避難所での感染症予防対策について，実施検証を行っております。その中で，受付で行列ができた場合の対応，幼児連れの家族の対応など，活発な意見が交わされ，危機意識の高さを再認識したところであります。また，国や県など，関係機関から示される避難所運営マニュアルやガイドラインなどを関係職員と共有・検証することで，より緊張感をもった対応につながっていくものと考えております。一方，そういう中においての課題については，新型コロナの収束が未だ見えない中，無症状の感染者も想定されることなどから，避難者への声掛けなど，体調不良の方の体調チェックに努めるなど，きめ細かな対応に心掛け，感染予防対策並びに災害対策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので，皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

総務部長（三原裕樹君）　今回の説明会を開いた上での，今回の１０号での避難所運営でございますけれども，シミュレーションをして，職員が実証実験，実践に応じたシミュレーションで，避難所の運営をやった，その効果もありまして，大きなトラブルもなく，おおむね順調に，シミュレーションとおりの避難所対応ができたものというふうに報告を受けていますし，そういうことで皆さんも頑張っていただいたというふうに思っております。以上でございます。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。史上最強クラスの台風ということで，避難された方もたくさんいたと思います。そこで運営の面で，今スムーズだったとおっしゃいましたけど，いくつか引っかかったところもきっとあると思います。ここ最近の気候変動を考えますと，このクラスの台風が今度またいつやってくるかというのは予想はできませんので，命を守る行為をより早く確実につなげるために，課題等もしあればですね，挙がった部分があれば，少しずつでも良い方向に考えていけたらと思っていますので，よろしくお願いします。ちなみに段ボールベッドやパーテーション，この間予算で組まれたと思いますが，これは感染が確認された方や発熱者が避難される避難所，笠利・住用地区に１か所ずつ設置されると聞いたんですけど，今回，避難を受けてどのように感じたか，お示ししていただいていいですか。

総務部長（三原裕樹君）　専決予算で計上させていただいた段ボールベッドなど，感染症対策用資器材につきましては，国・県のガイドラインに基づきまして，全ての避難所と発熱者などの専用避難所の収容可能人数等を基に，配置をする予定でございます。今回まだ，段ボールベッド，実際，物が来ておりません。発注の手続きは進めてますが，全国的な需要も多いことで，まだ現物は届いておりませんけれども，福祉避難所，それから友人・知人宅への避難の案内，そういったものを同時に行いながら，今回対応いたしましたので，実際，避難所でそういった大きな要望と申しますか，そういったものは直接は聞いてない状況ですけれども，今後，このような台風も想定されますので，なるべく早く準備をして次に備えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。最近ではですね，テレビ等でもあちらこちらの避難所の放送をされるようになりまして，私を含め，皆さん，避難所というもののイメージが少し変わってきているのではないかと思っています。今回，段ボールベッドや簡易トイレ，仕切りのパーテーションを取り入れて奄美市も意識高くやってくれているとは感じていますので。高齢者の方や身体の不自由な方も，実際避難となると普通の避難所に向かう形になります。そこで，避難所の環境について質問をしたいと思います。②の避難所の環境についてです。今回，新聞等で見えた避難所に身を寄せた方々の意見は，

自宅では心配で眠れなかったと思うが，安全な建物の中で過ごせてほっとしている，知り合いも多く安心して過ごせた，子どもたちも怖がらずぐっすり眠れたなど，ポジティブな意見が多くありました。奄美の方々のたくましさと助け合いの精神はすばらしいと感じたところです。今回は台風のスピードも途中から上がり，最接近が昼間だったことも良かったのかもしれません。避難所へ身を寄せた方々の新聞での意見を読みますと，今から自分がする質問は水を差す感じになるかもしれませんが，停滞したり，迷走したり，台風にはいろいろ性格がございますので，避難所で過ごす時間が長くなることも考え，質問させていただきます。最近のテレビのニュースで，熱中症での搬送が毎日のように流れていました。避難所の環境は，避難される方が，新型コロナウイルスはもちろん，熱中症等にならないように気を付けなければなりません。エアコン等の空調や洋式トイレ，バリアフリー化は大切だと考えますが，ストレスなく避難生活を過ごすための避難所の環境はどうなっていますか。お示しいただけたら，お願いします。

総務部長（三原裕樹君）　本市の指定避難所につきましては，その多くが地域の拠点であり，普段から人が集まる場所である学校や集会所，公民館など，既存の施設を指定しておりますが，現状といたしまして，議員からもございましたが，空調や洋式トイレの設置がなく，バリアフリー化されていない施設も少なからずございます。避難所，現在１１４か所，指定避難所がございますが，その環境状況といたしましては，空調を備えている施設，これが３９か所，洋式トイレ，バリアフリー化施設，これが７１か所となっております。本市といたしましては，この重要性はもちろん認識をしておりますので，新たに建設をする施設には，防災機能を持たせた設計にするなど取り組んでおります。また，既存施設につきましても，今後ですね，計画的に改修に努め，避難所機能の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１番（正野卓矢君）　はい。ありがとうございます。今回もですね，避難所として満員となった場所と，そうでなかった場所があったかと思います。このコロナ禍でですね，密を避けるために人数をいつもより少なく設定されていたこととは思いますが，それでも満員というのは限りなく密に近い状態だと思います。満員を避けるためにも，やはり地域の避難所へ均等に避難された方がいいと思いますが，今の時点で環境が整っていない場所もあるということで，できたらそれを進めていってください。今回の台風１０号を踏まえ，今奄美市が公表している避難所の数が１１４か所でしたっけ，と，今回の台風を経験した上で，避難所として適当とした判断，収容人数はこれからも方針も合わせて一度きちんと整理していって，老朽化しているところにこれからまた入れていくのか，手を入れてそこもまた避難所として扱っていくのか，きちんと整理することが必要だと思いますが，この部分に対しては，整理するということですね，今のままでいって，今の避難所にも手を入れていくのか，きちんと見直して新しいところ，見直してきちんと受け入れ体制を十分にしていくのか，それをちょっと聞いてもいいでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　今，指定避難所１１４か所ございます。その指定避難所１１４か所で４３，０００市民がすべて避難できることは，現実的に無理でございます。そういうことも踏まえまして，国のガイドラインでもですね，コロナ禍の影響もありまして，安全が確保できるんであれば，友人・知人・親戚，そういったところに避難をする。また，今回自主的にホテルのほうに避難をされた方もいらっしゃいました。そういうのも踏まえまして，やっぱり避難の在り方っていうのも，今回やっぱり見直す必要があるのかなというふうには考えております。もちろん，指定避難所１１４か所につきましては，これは指定避難所でございますので，環境整備については，一度には正直，申し訳ないけどできない状況もございますので，計画的に整備を進めていくという風な考えではございます。ただ，今回最大２，５００名の方が今回避難をされました。密を避けるということで満杯になった避難所が９か所ございまして，そういうのも踏まえまして，早めの避難所開設に努めたつもりではございますが，そういった満杯

になった避難所もあったというのは現実でございますので，今回の台風の避難を踏まえまして，毎回ですけれども，その後に検証を関係職員を交えて，検証をいたしております。その中でまた課題などを見つけながら，次の避難所運営に活かしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１番（正野卓矢君）　はい。ありがとうございます。今回新聞にも避難所の案内がありましたし，スマートフォンにも警戒案内が届きました。とてもありがたい情報でした。でも新聞の掲載もやっぱり，文字は小さく，ちょっと老眼が進行し始めている自分にも少し読みにくかったですけど。今回台風１０号の，もっと避難に対して意識をもっていくのが大切だと改めて感じさせていただきました。でも内地に住む方からですね，離れて住む，島に住む両親にどこへ避難していいのか教えたいと思って，ハザードマップを確認したところ，山裾や海の近くの避難所もあり，どこが安心なのかちょっと分りにくいという意見もありました。是非今回の経験を活かしてですね，避難所の場所の設定と受け入れ人数をきちんと整理して，民間も併せてですね，奄美市として本当の意味で避難所の数と受け入れ体制が十分であるというのを目指して欲しいと思います。これは要望になりますけど，早めの避難が必要な方々は，奄美市として把握できてると思います。エアコンなど空調設備の整っているホテルへ避難ができれば，本人さんも介護に携わっている方々も，その家族も，安心して備えることができると思います。そうなった場合の本人の負担がどのくらい掛かるかということはとりあえず置いといて，ホテルとかそういったところとの協定を結ぶ予定はありませんか。今回の台風１０号のように，避難が必要なレベルの台風とかになりますと，普通にホテルの部屋も空いている状況が予想されますし，掛かる予算としても，今から避難所を全部設備投資していくよりは掛からないと思います。今回の台風１０号では，市内のビジネスホテルは避難している方で満室になったと聞きました。これはコロナ禍であることも要因の一つだと思いますが，これは市民の皆様が望んでいる，そういう感じの答えにはなりませんでしょうか。今回は市民の皆さんが自分でホテルへ避難されました。先に言いましたが，早めに避難が必要な方々，これは奄美市として把握できていると思われます。ホテル等への避難ができれば，ご本人さんも，介護に携わっている方々，その家族も安心して備えることができると思いますが，奄美市としてホテル等と協定を結ぶ予定はございませんか。いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　本市では，介護が必要な方など，通常の避難所での避難が困難な方につきましては，福祉避難所，これ４か所ございます，への避難，それから病院等への事前の入院を，今現在呼び掛けているところでございます。ホテルとの協定につきましては，空き室の事前確保，それから，避難希望者の需要の動向など，あらかじめ予測できない不確定な要素などもございますので，現在協定には至っておりません。しかしながら，先般の，先ほども申し上げました台風１０号では，自主的にホテルへ避難された方もいらっしゃったということですので，今後，その可能性についても，研究をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。是非，検討していただきたいと思います。

　では，次の質問へ移ります。２，地域コミュニティについて，（１）地域の集会所や公民館の取組について，①地域の集会所や公民館等での取組について，集会所の管理を行っているのは，その地域の自治会や町内会であると伺っておりますが，地域内での親睦を図るためにどのような取組がなされているか，具体的に分かっていることがあればお示しください。また，地域内の交流をより良くするために，行政として何かしら支援があれば，それをお示しください。よろしくお願いします。

市民部長（満永亮一君）　それでは，お答えいたします。本市のまちづくりにおきましては，住民が主体的に活躍できる地域コミュニティが重要と位置付けており，その主体性が各集落，町内会，自治会，それぞれの魅力ある地域づくりにつながるものと考えております。各町内会・自治会におかれましては，

地域づくりの一環として，敬老会などの伝統行事や，地域の夏祭りなどのイベントを行っており，行事実施の際には，地域の拠点施設としての集会所を活用していただきながら，地域内の交流が図られているものと認識しております。また，行政といたしましても，町内会・自治会が主体的に取り組む地域活性化に資する市民提案型事業への助成を行っており，地域の諸課題の解決や，地域資源の活用等に取り組むことによって，地域内の交流が更に深まっていくものと考えております。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。地域の集会所での取組は，地域づくりの一環である敬老会や夏祭りなど，町内会行事を進める中で，話し合いも含めた活動の拠点施設として利用するという意味なんですね。答弁の内容は理解できました。

　では，次の質問です。居場所づくりのための集会所の開放についてですが，町内の昔からあった商店や床屋，銭湯などが減少し，年齢や会社・学校などの所属に関係なく，その地域の人たちが気兼ねなくゆらえるスペースが必要ではないかと考えると，地域の集会所が一番一般的な場所だと思います。①の質問で管理しているのが自治会や町内会であることから，使用用途は管理者に任せていることは理解しましたが，地域の方々の井戸端会議や茶飲み場として，常時の開放は可能でしょうか。これは地域の住民が望めばという形になりますが，最近ではテレワークという仕事の仕方もありますし，市役所の職員の中でテレワークで仕事ができる方に，集会所を開放しながら仕事をしていただき，更にその中で，奄美市の職員の方が地域の方々とコミュニケーションを取り，地域で困っていることなど，相談事があったらそれを聞いたりすることができないかと考えたりしますが，そういった人的支援は可能でしょうか。

市民部長（満永亮一君）　議員御案内のとおり，地域における住民同士の交流は大切なものであるということは，重々認識しております。奄美市所有の集会施設につきましては，議員もおっしゃるように各町内会・自治会に施設の管理を委託しており，施設の利用や日頃の維持管理を行っていただいております。施設の開放時間につきましては，施設を管理している町内会・自治会が主体的に運営いただいておりますので，御質問の常時開放につきましては，各町内会・自治会の判断となります。また，議員のおっしゃった，職員が常時集会所で配置できないかという御質問なんですが，現在のところはですね，まだ，そういった支援の計画はないこととなっております。以上です。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。最近はテレワークで仕事をすることも可能になってきていると思うので，指定避難所になっている集会所には，担当の職員もいらっしゃると思いましたので，集会所でできる仕事もあるのかなと思いましたので聞いてみました。今のところそういう支援はないということで，ですね。それを踏まえて，③多世代型の交流についてですが，地域コミュニティをより良くしていくためには，多世代型の交流が大切だと考えています。高齢者にとっては親子や地域を交えて異なる世代と交流することは，毎日の暮らしを豊かにして，健康な心身を保つのにつながると思います。多世代型の交流が成功している事例で，行政として，これは良いんじゃないかと，是非進めていきたいという事例がありましたら，その理由も併せてお示しください。また，佐大熊で５月に行われた伊津部地区の地域の支え合いの座談会ではですね，集会所をもっと活用できないか，地域活動を活発にしていくためには，人と人とのつながりをつくるためには，この三つをテーマに話し合われたそうです。結論として，拠点となる集会所の設備が充実し，誰もが利用できるようになれば，新たな活動やつながりができる，というふうになったそうです。こういったことを踏まえ，多世代型の交流を進めていくためには，拠点となる集会所の環境整備が必要かと思いますが，エアコン，空調設備など，集会所のトイレ等，バリアフリー化の支援はできませんでしょうか。お願いします。

市民部長（満永亮一君）　多世代型の交流が盛んな事例について，お答えいたします。本市において，子

どもから高齢者まで様々な年代が交流している地域は，住用地区や笠利地区，旧三方地区のような，従来の集落型地域コミュニティが機能している地域に多いと認識しております。その理由としていくつかあると思いますが，まず第一に，ムチムレなど様々な伝統行事があり，多世代が交流する機会が多いということが言えます。もう一つは，そのコミュニティにおいて，各世代ごとに団体があり，組織化されてることが大きいと考えております。議員御存知のとおり，町内会や集落会には子ども会から青年団，壮年団，老人クラブなど，各世代ごとに団体がございますが，従来型の集落コミュニティはこの各団が組織的に機能し，それぞれ役目を果たし，各行事を進めております。次に，交流の拠点となる集会所の環境整備につきましては，コミュニティ活動に必要な備品や設備に対する「宝くじ助成事業」による支援，また，バリアフリー化等の改修が可能な「集会施設改修事業」への助成を行っております。また，そのほかにも，地域コミュニティの拠点となる集会施設の環境整備に各種支援メニューがございますので，各町内会・自治会におかれましては，活用していただきたいというふうに思っております。

１番（正野卓矢君）　御答弁ありがとうございます。住用・笠利地区，旧三方地区は組織に行事が根付いていて，隣近所の付き合いができているということですね。そうだと思います。一つは，地域の祭り等に関わることで，住民間の親睦が生まれ，準備・実行する中でその役割を感じることで関係性を築いていってる，そういったことが魅力であるとも思います。ですが，担い手の高齢化や引き継ぐ人がいなかったり，地域に住み始めた若い世代が興味を示せなかったり，課題がないわけではないと感じています。そして，名瀬の市街地には，自治会がない地域もあり，人と人とのつながりは希薄化しております。関わるのが面倒くさい，そんな理由で街中に住んでいる人もいると思います。ですが，災害時や弱い立場の人のことを思うと，やはり最低限のつながりは必要だと思います。市街地は特にですが，もっとリラックスしてゆらえるのが理想だと思います。良い距離感を保ちつつ，支え合う関係，この曖昧な言葉が一番しっくりくるんですが，いろいろな世代が溜まり場的に，場所として集会所が，そのコミュニティを使うことで，この関係性は作られ，地域の課題解決や人と人がつながる楽しみが増えていくのではないかと考えています。あくまでも住民自治という理念を頭に置きながらの話ですが，行政側から日本全国いろんな地域での取組を紹介したりですね，こんなことしたら面白いんじゃないか，などの良い事例を案内してもいいのではないかと思っています。若い世代の親たちも興味を示すかもしれませんし，高齢者にとっても子育て中の親にとっても，地域を交えて異なる世代と交流することは，毎日の暮らしを豊かにしますし，健康な心身を保つのにつながると思います。新しい人が関わりやすい環境づくり，新しい人を受け入れる環境づくりが，多世代交流の場が充実していくためには必要だと思っています。理想としては，市民一人ひとりが自分たちの地域をどのようなまちにしていきたいのか考え，その一員として地域に携わり，自らの手で地域をつくっていこうという意識が生まれ，それが育っていくことだと思います。理想は。災害の予防は元気な高齢者をつくることである，これは前回一般質問で，橋口耕太郎議員の質問の中で出てきた言葉です。いつまでも地域で元気で暮らしていける，奄美市としても目指している方向だと思いますけど，多世代型の交流の発展は，いろんな意味を含んでいると思いますので，その動きを促し，把握してですね，支援してくれる行政との協働も重要だと考えております。お力添えをお願いして，この２番目の質問は終了させていただきます。

それでは３番目に移ります。三儀山のプールについて，ですね。（１）５０メートルプールについて，昨年，伊東議員の一般質問の御答弁でですね，この５０メートルプールについてですけど，万全の体制で利用できるように臨みたいと思っています。大事な問題ですので最善の努力をしたい，と答えられておりますが，現在の三儀山の５０メートルプールの状況について，お示しください。

教育部長（福長敏文君）　それでは，現在の名瀬運動公園の５０メートルプールの状況について，お答えをいたします。現在，５０メートルプールは，昨年６月に濾過装置の配管からと思われる大量の漏水が確認され，利用できない状況でございます。併せまして，プール管理棟につきましても，平成３０年度

に実施されました「都市公園施設長寿命化計画策定業務」，この調査結果の中で，老朽化などにより危険度が高いと診断がなされまして，利用禁止の判定を受けている状況でございます。プール本体と管理棟は一体的に利用がなされるため，施設を開放することができないのが現状でございます。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。そのまま２の修復について，に入らせていただきます。コースロープや濾過機，プールの塗装など，いくつか整備がされつつ，今現在，配管途中から水漏れで使用が禁止されているということですね。でも，この状態で放置してしまうのは勿体ないというか，整備に使った予算が少し無駄になるのかなと。そこでですね，漏れている配管は使わずにですね，配管を露出させて，直接プールと濾過機をつなげる方法があるかと考えられますが，それについてはどうでしょうか。

教育部長（福長敏文君）　議員御指摘の配管露出での改修についてお答えをいたします。配管を露出する工法は，費用面では通常の配管工事より安価で行えるということは認識をしております。市といたしましても，濾過装置の配管改修の検討を行ってまいりました。その結果，漏水箇所がまず確定がされていないこと，また，５０メートルプールは建設から４０年以上が経過しておりまして，老朽化が進んでおります。管理棟も含めた再整理や名瀬運動公園全体の整備計画の中で，検討してまいりたいというふうに考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１番（正野卓矢君）　はい。ありがとうございます。配管を露出させるわけですから，安く上がるんだったらやって欲しいなっていうのがこちらの意見なんですけど，分かりました。三儀山の全体の構想の中ということですね。ありがとうございます。

③に移ります。ここから三儀山の５０メートルプールの可能性について聞きたいと思います。昨年，やはり伊東さんの質問でもありましたが，５０メートルプールには大きな可能性があると感じております。奄美唯一の５０メートルプールのもっている可能性をですね，ちょっとお示しいただきたいと思っています。

教育部長（福長敏文君）　それでは，５０メートルプールのもっている可能性について，お答えをいたします。この長水路，５０メートルプールを使用することによって，競技力の向上が，まず見込まれます。併せまして，県大会や全国大会などの会場として，多く使用されておりまして，実際の大会と同様の練習が可能となります。また，島外からの合宿などで活用したいとの問い合わせ等も伺っております。これまでも合宿で来られた大学などの指導者や選手の皆さんが，島の子どもたちのコーチをしていただいたり，一緒に泳いだりしながら，水泳技術の習得などに大変寄与していただいております。いろいろなメリットがあることも十分認識しておりますが，先ほどお答えしたとおり，５０メートルプールは建設から４０年以上経過いたしまして，老朽化が進んでおります。安全に利用できる施設として再整備するには，管理棟の建て替え等様々な改修が必要となります。そのことを踏まえまして，今後の名瀬運動公園全体の整備計画の中で，費用対効果も含めまして，関係部署，団体等ともしっかり協議を重ね，方向性を示してまいりたいというふうに思っております。以上です。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。いろいろ可能性を言っていただいてありがとうございます。ここからは自分のですね，三儀山の５０メートルプールのもっている可能性について，私なりの意見を述べたいと思います。三儀山運動公園の５０メートルプールはですね，先ほどもおっしゃいましたけど，奄美唯一の５０メートルプールであるということ。そして県内で数えるほどしかない，屋外の５０メートルプールであるということ。そして，一度でも合宿に来た大学や日本学生選抜の皆さんや池江璃花子さんなど，有名な選手も名を連ねるスイミングクラブからも，この５０メートルプールは大変好

評だったということです。好評の理由を，自分も聞いたときはびっくりしましたが，その理由がですね，屋外のプールで照りつける太陽だったり，強風だったり，いきなりの雨など，室内の設備の整ったプールでは体験できない厳しい環境に身を置いて練習したい。そういうことなんです。イメージとしては，マラソン選手が酸素の薄い高所トレーニングするような感じだと思います。この三儀山運動公園の５０メートルプールは，その条件を満たしています。そして合宿先の利点として，奄美はゴールデンウィークから１０月くらいまで長い期間泳ぐことができますので，その間合宿を組むことができるということです。そして，練習に集中できる，そういう空気があるということです。県の大会としても，鹿児島県スポーツ少年団交歓大会，水泳競技を４，５年に一度，是非奄美大島でやりたいという声もあります。応援に来る親御さんも合わせると，合計５００人程度の来島が期待できる大会です。あと，大人の方の県大会もですね，これも４・５年に一度，島でやろうという話が出ているそうです。これもやはり２５０人程度の来島が期待できるそうです。この二つの大会が上手い具合，組み合わせることができたら，２年半に一度，大会を誘致することができます。そして今日一番お伝えしたいのはですね，先ほど言ってもらいましたが，５０メートルプールが使用可能になりますと，選手たちが合宿にいらした場合ですね，その選手たちと島の子どもたちの交流ができるということです。前回合宿にいらしたときも，中高生は一緒に練習に混ぜてもらい，そのスピードに，選手の体の大きさに，子どもたちは大変刺激を受け，喜んだそうです。小学生には，水泳教室を開いてくれたそうです。ここで大事なのは，技術を教えていただく，それはもちろんですが，日本のトップスイマーの練習を目の当たりにできることです。練習への仕方，取組，向き合い方，メンタル面など，すべてが勉強になります。特に日本のトップ選手ともなると，精神面が強く，そういう選手たちと触れ合う，こういったことは島にいてなかなか体験することができないので，子どもたちのとてつもない財産になります。どんどん上を見て練習する子どもたちも，増えていくのではないかと思います。これは奄美市が掲げるスポーツアイランド構想にも沿ったものだと，そういうふうに思っております。この素晴らしい可能性をもった奄美で唯一の５０メートルプール，県内でも数えるほどしかないこの５０メートルプール，ここを使った練習は，島の子どもたちの可能性をきっと伸ばしてくれると思います。時期やタイミングが合えば，奄美群島からも水泳をしている子どもたちが，トップ選手の練習を体感する可能性もあります。奄美群島の子どもたちが日本を代表するトップスイマーと関われたことで，練習への向き方が変わってくると思います。将来この奄美からも，日本を代表するトップスイマーが，その先にはもっと素晴らしい夢を見せてくれる選手が，生まれるかもしれません。とりあえず，管理棟は併せての話だとは思いますが，管理棟はなしにしてという形はできないんでしょうかね。子どもたちに，選手たちに，プールを，練習できる環境を整えてあげてほしいと思っております。望んでいるのはその部分だけです。すべての可能性は，やっぱりそこから始まると思ってますし，今日この場で回答は求めませんが，来年，新型コロナの流行が収束を迎えることができていたならですね，奄美で唯一の三儀山の５０メートルプールで，選手たち，子どもたち，奄美大島の子どもたちのね，可能性は大きく見られることをね，感じられることを期待しています。是非，泳げるようにしていただくことをですね，前向きに進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。これでこの質問は終わります。

４番に移ります。コミュニティＦＭについて，（１）非常用自家発電設備について，①非常用自家発電設備の導入について，現在，奄美にあるコミュニティＦＭの一つ，あまみエフエムでは，台風時停電になると，雨・強風の中，電波塔のある山の中まで危険を冒して，リースで借りた発電機を持って電気をつなぎに行っている状態だと聞きます。大変危険なことだと感じます。停電時，コミュニティラジオの情報はとても貴重です。放送が止まってしまうことで，奄美の今の状況が見えなくなってしまうのです。その状況を防ぐためにあまみエフエムのスタッフは，放送を止めないように危険を顧みず，発電機を持って電波塔まで行っています。非常用の自家発電機を導入することによって，スタジオから自家発電機を起動することができます。コミュニティＦＭの放送で情報を得る市民のために，スタッフの安全のためにもですね，非常用自家発電機の導入を考えていただきたいと思いますが，どうでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えさせていただきます。コミュニティＦＭにおける自家発電機導入について，という御質問ですので。コミュニティＦＭにつきましては，これまでも本市との災害協定を結ぶなど，防災行政に貢献していただいているところでございます。御提案の件につきまして，コミュニティＦＭに確認しましたところ，台風等の停電対応として，親局の有屋送信所アンテナを含め，４か所に自家発電設備をリースし，対応していると伺っておるところでございます。公共電波を発信するラジオやテレビ等の通信事業者の施設整備は，基本的には事業所の責務によって負担していただくということになっておりますが，しかしながら，コミュニティＦＭにおかれましては，災害時における重要な情報伝達手段の一つとして，市民の皆様に広く周知されていることから，意向などを確認した上で，支援の可能性について検討してまいりたいと考えております。以上です。

１番（正野卓矢君）　ありがとうございます。できないと言われると思って文章を考えてきたんで，全然違う感じになりますけど，よろしくお願いします。本当，よろしくお願いします。以上で私の質問は終わります。よろしくお願いします。

議長（与　勝広君）　はい。以上でチャレンジ奄美　正野卓矢君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午後１時３０分）
午前に引き続き，一般質問を行います。
チャレンジ奄美　安田壮平君の発言を許可いたします。

７番（安田壮平君）　皆様，こんにちは。チャレンジ奄美の安田壮平です。はじめに，７月の九州などでの豪雨災害で被災された皆様，また，今般の台風１０号で被害に遭われた皆様に，心よりお見舞い申し上げます。特に後者については，過去最大級との予測もあり，多くの市民の皆様が万全の対策を取られたことと存じます。本市行政においても，事前の呼びかけや避難所開設・運営など，市民の安全を守る取組を適切に行っていただき，住民の一人として感謝申し上げます。新型コロナ感染症に留意しながらの避難所運営は，これまでとは異なる難しさがあったことと思いますが，まだ続く台風シーズンに向けて，今回の経験から引き出せる教訓や課題を整理し，次に備えていただきたいと願っております。それでは，通告に沿って質問をいたします。本日は民生委員・児童委員の皆様も，多く傍聴にいらっしゃっております。皆様にとっても，分かりやすい議論となるよう努めてまいりますので，よろしくお願いいたします。

はじめに，主題を，ウイズコロナにおける新常態，ニューノーマルとしました。このテーマで，経済・雇用・移住支援をまとめるのは，若干強引な感じもあるでしょうが，私が意図しているのは，新型コロナと向き合い，賢く共生していく時代において，人々の働き方や消費の仕方などの行動様式，生き方や人生観などの価値観が変わってきていると感じます。その変化を前向きに捉えつつ，本市発展のための質問と提案をさせていただきます。

まず，農林水産物等輸送コスト支援事業（加工品・原材料）について，昨年度の実績と今年度の取組は，ということですが，加工品と原材料について品目ごとに補助金額と当初予算に対する執行率をお示しください。また，今年度について品目や補助内容などに変更点があれば，お示しください。以下の質問からは，発言席にて行います。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは，まずは，農林水産物等輸送コスト支援事業の原材料について，お答えいたします。昨年度，本市の支援対象となる原材料につきましては，移入量の大きなクルマエビ

の飼料や，たんかん，カボチャの化成肥料の３品目を選定し，予算計上いたしました。実績につきましては，事業の応募を受け付けたところ，飼料や肥料の使用に関し，全体の生産額から移送にかかるものの区分や，挙証記録等の提出を求められたことにより，申請者の事務負担が大きかったため，昨年度は申請がなく，従いまして執行率という点では０パーセントでございます。本年度の農産物の原材料につきましては，本土出荷にかかる原材料として数量の把握が容易であり，かつ申請者の事務の軽減が図られるであろう，カボチャ，たんかんの出荷用段ボールへの品目変更を行っております。なお，水産物につきましては，今後申請の可能性もあることから，クルマエビの飼料を品目として残しているところでございます。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，続きまして，加工品の実績について，お答えいたします。農林水産物等輸送コスト支援事業の加工品につきましては，粗糖，黒糖焼酎，飲料水の３品目について補助を行っております。昨年度の補助実績及び予算に対する執行率につきましては，粗糖が，バラと袋を合わせまして１０８万４，３８０キロで，補助額にしまして４４７万６，９３０円で，予算額７１８万２，０００円に対しまして，執行率６２パーセントとなっております。黒糖焼酎は，５万１，９３８リットル，補助額５７万１，３１８円で，予算額７０万円に対し，８２パーセントとなっております。飲料水が５４０リットルで，補助額１，８９０円で，予算額８５万６，０００円に対し，０．２２パーセントとなり，３品目合計で５０５万１３８円，執行率５７．８パーセントとなっております。黒糖焼酎，飲料水においては，宅配での輸送が主流となっており，輸送コストの実績が上がっていない状況となっているところでございます。なお，今年度の品目等の変更はなく，予算につきましては粗糖が１，２９９万１，０００円，黒糖焼酎が１１３万３，０００円，飲料水が３５万２，０００円となり，３品目合計で１，４４７万６，０００円を計上しております。以上です。

７番（安田壮平君）　はい。分かりました。ありがとうございます。昨日の川口議員もですね，同様の質問をされていまして，それを更に詳しく伺わせていただきました。始まったばかりの制度ということもあり，なかなか使い勝手，またはその利用状況というのがですね，課題があるんだろうなと。是非，せっかく実現できた貴重な制度でありますので，大いに活用できる方向でですね，必要に応じて，やっぱりその制度も柔軟に見直していただきながら，県のほうとも国のほうとも協議をしていただきながらですね，できる限り活用できる方法でですね，取り組んでいただきたいなというふうに思います。昨年度から始まって，本年度２年目で，この農林水産物等輸送コスト支援事業，農林水産品含めた総額でいくと大体，年間の総額が６億何千万円かだと思うんですけれども，昨年度・今年度は若干微増で確保できたと思うんですが，やっぱりこれ，加工品の部分も含めて，全体で見たときに，本当にこの金額をですね，今後も維持できるのかというところが，非常にやっぱり不安というか心配を抱えています。しっかり活用しないと，やっぱりどんどん予算が減らされてきて，奄美群島にとっても大事な食と農の分野でですね，出荷をすると，外貨を獲得するという分野で，せっかくの制度が，本当になくなってしまいかねない。そういう危機感も感じますので，是非そこは改善に改善を図っていただきたいなと思います。ちょっとここから黒糖焼酎に的を絞って質疑をさせていただきます。黒糖焼酎は皆様も御存知のとおり，奄美群島を代表する特産品でありますし，奄美市と龍郷町においては，ふるさと名物応援宣言の特産品でもあります。この黒糖焼酎もやはりコロナ禍で出荷量の減少が見込まれます。今日だったか昨日だったか，焼酎出荷量の新聞記事ありました。昨年度のですね。ありまして，やや微減，県全体で見れば健闘しているということだったんですが，黒糖焼酎は。ただ，恐らくまた今年度入ってですね，飲食店・お土産の需要がだいぶ消失していますので，家飲みの需要は多少上がったとしても，かなり厳しい戦いを強いられるんじゃないかなと思います。先ほども申し上げました，奄美に来ていただかなくても，購入していただける，外貨が獲得できる，貴重な商品でありますので，この黒糖焼酎のですね，この制度の活用に向けた取組を伺いたいんですけれども，参考までに，奄美群島内で多くの市町村がこれ

を補助の対象品目に入れてると思われますが，昨年度の群島全体の補助金額をお示し願います。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。黒糖焼酎における奄美群島全体の補助金額につきまして，鹿児島県に確認いたしましたところ，群島１２市町村中７市町村において，黒糖焼酎のコンテナ輸送にかかる費用の補助を実施しているとのことでございましたが，現時点では全体の実績額については今精査中ということでございましたので，御理解賜りたいとお願いします。

７番（安田壮平君）　ちなみに，実績額は精査中ということですが，予算額はお分かりになりますか。

商工観光部長（武下義広君）　申し訳ございません。ちょっと実績額ってことでお伺いしておりましたので，ちょっと予算額もまた確認しておりませんので申し訳ございませんが，また後程お答えさせていただきたいと思います。

７番（安田壮平君）　はい。じゃあまた後程，是非お願いします。では，７市町村が活用しているということで，私が分かる範囲で調べた範囲では，例えばお隣，龍郷町，大きな蔵元がありますが，そこでは，五百数十万円の予算を確保してたということで，やはりそのコンテナ輸送を行っている会社がある自治体においては，かなり多額のですね，予算を確保できてるんだろうなと思います。ちなみに奄美市の黒糖焼酎メーカーのうち，本事業を利用している会社の数ですね，昨年度今年度いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。本事業を利用している黒糖焼酎のメーカーにつきましては，昨年度が２社，今年度は１社でございます。なお，今年度利用事業者が減少した要件といたしましては，事業者において島外の輸送量や輸送費用等の見直しを行ったところ，宅配便輸送が安価であったため，コンテナ輸送からですね，切り替えておるということをお聞きしております。以上です。

７番（安田壮平君）　はい。今年度，残念なことにですね，利用する会社が一つ減ってしまったということで，市内全部で５社あると思うんですけれども，本当に限られた一部の会社，その会社にとってはすごく有り難い制度だと思うんですが，やっぱり，すべての会社に使っていただけるような，そういう制度設計を目指していただきたいなと思います。やはり一つが，宅配便が，市内のですね，メーカーは主流であると，コンテナ輸送はやってないというところがネックになってるということを認識した上で，②に移りますが，今後の方向性としてなんですけれども，現行制度の下でより多くの黒糖焼酎メーカーが本事業の恩恵を受けるためには，原材料，瓶や段ボールあるいはお米というのもあると思います。黒糖というのももしかしたらあるのかもしれません，の購入時の輸送コスト支援を実現する必要があるのではないかと考えますが，見解をお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　はい。お答えいたします。昨年度より拡充になりました，原材料の移入につきましては，奄美群島外に出荷される農林水産物の生産に必要な原材料等が，輸送コストの支援の対象となっており，加工品にかかる原材料の移入につきましては，対象外となっているところでございます。議員御提案の加工品の原材料移入の支援拡充につきましては，現在，鹿児島県において農林水産物等輸送コスト支援事業の予算枠の上限が示されているところでございますので，まずは，限られた予算枠の中での，既存の支援メニューの安定的な運営に努めながら，拡充する支援の内容を踏まえ，業界団体と連携を密にし，情報収集に努めるとともに，国・県，更には群島１２市町村とも調整を図り，その可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

７番（安田壮平君）　はい。現行の制度ではそういうことではありますが，このまま同じやり方を続けていってもですね，なかなか利用状況というのは上がらないだろうというふうに思います。黒糖焼酎もですし，水もですね，要は，今回触れてないんですけれども，かなり昨年度厳しい状態だったということで，状況だったということで，やっぱり何かしら工夫・改善が必要だと思います。実は先月ですね，大島支庁で県の，多少，奄振関係の事業に携わる方々と意見交換をさせていただいた時もですね，こういう声が黒糖焼酎の会社の方からも挙がっていますというふうに申し上げた，やはり，そういうまずは意見書とか要望書とか，そういうのを出していただくのが第一だと。逆に言えば出していただかないと変わらないと。出せば変わることがあると，可能性があると，いうことでしたので，この辺はまだ業界のその意思統一というものを図る必要はあるんですけれども，是非柔軟にですね，柔軟に制度改善・運用できるように，他の町村の状況なども見比べていただきながら，利用状況を見比べていただきながら，働きかけを続けていっていただきたいと。最初に申し上げた，この補助事業自体がもしかしたら少しずつなくなっていくんじゃないか，そういう心配もありますので，是非そこは前向きにお願いしたいと思います。一つ，先般，新聞で見たんですが，離島行政懇談会で宅配料金への支援に対する要望が出たようですが，これについて，実現の見通しなどはあるのでしょうか。お示しください。

総務部長（三原裕樹君）　宅配料金への実現の見通しについて，お答えをいたします。先般の離島行政懇談会で要望ということでございました。改めて県にも確認をいたしましたところ，宅配便料金につきましては，県内どの地域からでも同一料金であり，本土と離島間に格差がないことから，宅配便への輸送コスト支援事業は補助対象外ということでございました。しかしながら，宅配便料金への支援につきましては，制度創設当初より制度拡充を求める声もございます。今後，奄美群島が持つ，距離的・時間的な条件不利性を解消する事業の在り方について，奄美群島広域事務組合及び１２市町村で連携をして，引き続き研究を続けてまいりたいというふうに考えております。一方，奄振交付金におきまして，加工品の販路拡大への支援を目的とした事業の中で，奄美群島加工品販路拡大支援実証事業というものが，今年度新たに創設をされたところでございます。本事業につきましては，販路拡大に取り組む事業所に対しまして，パッケージデザイン開発費，それから，送料等軽減を図るなど，総合的な支援が可能となっておりますので，今後これらの事業の活用などにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

７番（安田壮平君）　はい。新しい事業が創設されるとのことですので，是非その推移とか活用状況，拝見していきたいと思います。やはり宅配料金については，これまでも何度も議会でもですね，いろいろ説明をいただいたとおり，やはりそういう原則がありますので，難しい面もあるんでしょうけれども，更に，事前の策としてですね，先ほど申し上げたような加工品への原材料輸送コスト支援というのも，有り得ると思います。今の制度を使ってる，出荷の時の輸送コスト支援を使ってるところはもう，そのままで使えるようにしといて，使えないところに新しい制度，どちらでも使える，どちらか一つ使えるようにする，選択できるようにする，そういう制度設計でも良いと思いますので，是非前向きに考えていただきたいと思います。また，新しい制度の活用状況もしっかり見させていただきます。

　続いて，航空・航路運賃軽減事業について，今年度の利用実績なんですが，新型コロナの影響により，航空・航路の利用減少が顕著になっていると考えますが，奄美大島・鹿児島間の利用状況などから，本事業の直近の利用実績について，分かる範囲でお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　はい。それではお答えいたします。御質問の航空・航路の利用減少につきましては，県に確認しましたところ，実際の減少額については現時点では今，精査中ということでございましたので，奄美群島の利用実績について，お答えさせていただきたいと思います。まず，航空路につきましては，日本航空が発表しております輸送実績によりますと，４月が対前年同月比２９．５パー

セント，５月が２０パーセント，６月が５７．９パーセント，７月が５４．６パーセントとなっており，４月から７月までの４か月間で見ますと，４０．１パーセントとなっております。次に，航路につきましては，県旅客船協会によりますと，４月が対前年同月比１５．９パーセント，５月が１５．２パーセント，６月が４１．１パーセント，７月が４１．２パーセントとなっており，同じく４月から７月までの４か月間で見ますと，２７．７パーセントとなっております。しかしながら，この実績には，議員御質問のいわゆる離島割引を利用している方に加え，観光やビジネスで訪れた方も含まれております。あくまでも推測でありますが，今回のコロナ禍では特に観光を控える傾向が高まっていることもあり，生活路線としての活用割合が高まっていることが考えられ，事業の執行率という観点から言いますと，先ほどそれぞれ申し上げた利用率よりは減少幅は小さい可能性も否定できないところでございます。従いまして，航路・航空路は利用金額や利用者数に違いがあり，事業全体の実積率とは乖離する可能性のあることや，お示しした利用率は全利用者の実績であって，離島割引利用者だけではないこと等を踏まえ，あくまでも現時点での参考程度の数値と捉えていただければと思いますので，よろしくお願いします。以上です。

７番（安田壮平君）　はい。分かりました。参考になる数字だと思います。航空・航路運賃軽減事業，市役所でカードを発行していただいて５割以上の割引を受けて，鹿児島あるいは奄美群島内，船・飛行機，移動できるという制度なんですけれども，奄美在住者あるいは準住民といわれる本土在住者の方々ですね，が対象です。飛行機で，要は実績が６割減，船で７割減ということでありますので，それをそのまま，この制度の利用に当てはめられないということでしたけれども，恐らく多額の不要額が出るだろうというふうに考えられます。その上で②ですが，他事業への活用について，奄振交付金の条件不利性改善事業が，不用額が見込まれる場合の他事業への活用について，概略をお示しください。その上で今年度分についての見解，どういうことを活用しようと考えているのか，お示しください。

総務部長（三原裕樹君）　平成２６年度から創設をされました奄美群島振興交付金につきましては，事業の進捗などに合わせて，県及び市町村の裁量により，予算の事業間調整など弾力的な対応が可能となっております。このようなことから，御質問の条件不利性改善事業に限らず，奄振交付金活用事業全体において，県と奄美群島広域事務組合が中心となり，定期的に執行状況の確認を行っております。例年ですと，第３四半期，１２月くらいになりますけれども，第３四半期までの事業進捗状況や年度末までの執行見込み額を考慮して，奄振交付金計画の変更にかかる作業などを実施をしているところでございます。今年度におきましては，議員御案内のとおり，新型コロナの影響を考慮する必要がございまして，例年よりも早めの対応も必要と考えておりますので，国・県，広域事務組合などと連携を図ってまいりたいと存じます。

７番（安田壮平君）　はい。一つ話を聞いて安心したのが，先ほどの輸送コスト支援もですが，この航路・航空の運賃で不用額が見込まれる場合は，また調整をしていただいて，それはそのまま国に返すのではなくて，また再度，補正などの形で，再度，各市町村などにですね，配分をするということでありますので，その点は少し安心しました。今回勉強になったところなんですが。ちなみにその他事業への流用といいますか，予算の配分のし直しといいますか，他事業への活用について，何か使途が限定されてる，予算の付け方が限定されてるなどの制約があるのかどうか，ハード事業限定なのか，ソフト事業もできるのか，その点については，いかがでしょう。

総務部長（三原裕樹君）　奄振交付金事業の執行残の活用につきましては，交付金要綱というのがございます。この交付金要綱に定めがあるもののほか，特段の制約はありませんで，ハード事業・ソフト事業，いずれも使用できることとなっております。しかしながら，執行残を活用とする場合につきまして

は，交付金計画の変更というものが伴いまして，補正予算計上や事業着手の時期，時期の関係から，当該年度の完了が難しく，予算を繰り越して対応する場合がございます。そのため，これまでの制度運用においては，ハード事業を中心に予算の活用を図っているというふうな状況でございます。以上でございます。

７番（安田壮平君）　はい。年度の繰り越しというのが一つのハードルなんだろうなというふうにお察しします。ここもまたいろいろ研究していただいて，別にハードが，ハードじゃなくてソフトを優先して欲しいとか，そういう一面的に言うわけでもないんですけれども，是非多様な使い方を検討していただきたいなと思います。で，これに関連して③なんですが，観光需要の創出という意味での質問です。島内・群島内で小中学校の修学旅行を催行あるいは誘致するための支援はできないか。県本土では鹿児島市，霧島市，指宿市，南九州市が鹿児島県四地区観光連絡協議会を結成し，相互に，また対外的に修学旅行を催行・誘致する活動を行っています。コロナの状況を見ながら，島内または群島内の子どもたちのために，同様の取組ができないか，見解をお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，議員の御質問にお答えいたします。現在，島内で実施する修学旅行を催行・誘致するための支援としまして，奄美大島５市町村が連携して実施している奄美満喫ツアー助成事業のメニューの一つに，「学校研修旅行誘致助成事業」がございます。本事業は，群島外の学校が，奄美大島の環境や文化・歴史などを巡る学校研修旅行，修学旅行を実施した際，奄美大島内の民間宿泊施設に宿泊し，かつ参加宿泊者の延べ人数泊が３０人泊以上であった場合に，最大２０万円の助成を行うものであります。議員より御提案をいただきました，群島内の学校が奄美大島へ来島する修学旅行につきましては，奄美大島への誘客を促進するという本事業の目的と合致するところでございますので，事務局でありますあまみ大島観光物産連盟や奄美大島５市町村も含めて，検討させていただきたいと思います。なお，島内の学校ですね，島内の学校につきましては，自然の家を活用した宿泊学習等が既に実施されていることもございますので，島内自治体間での修学旅行に対する需要などを見極めつつ，今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので，御理解を賜りたいと存じます。以上です。

７番（安田壮平君）　はい。ありがとうございます。満喫ツアーという制度を活用してなんとか実現の方向にもっていっていただきたいんですけれども，是非，ただ制度があるよというだけじゃなくて，その１２市町村でですね，連携を取った各市町村の観光部門がですね，連携を取ったこういう取組をしていただければなというふうにも思います。これに関して，実際，修学旅行を実施するのは各学校であるということを踏まえたうえで，教育委員会として何か見解がありましたら，お示しを願います。

教育部長（福長敏文君）　それでは，お答えをいたします。まず，学校教育における修学旅行の位置付けについて少し，説明をさせていただきます。文部科学省から示されております学習指導要領におきまして，修学旅行は特別活動に位置付けられ，更に，遠足，旅行，集団宿泊的行事に分類されており，小学校・中学校段階におけるねらいと内容がそれぞれ示されているところでございます。各学校はこれまで，この学習指導要領に基づいて，教育活動の一環として目的に沿った学校独自の計画を立てて，実施をしてまいりました。現在，各小中学校の状況としましては，コロナ禍において，修学旅行の実施時期を当初の１学期から２学期にずらしたり，目的地についても慎重に検討を重ねたりするなど，子どもたちへの感染防止対策を優先して，実施する計画を検討しているところでございます。今後も奄美市を含めた５市町村で定めた，新型コロナ警戒レベルに基づいて，そのときの状況に応じて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。御提案の市内群島内での修学旅行の実施につきましては，感染のリスクが大いに軽減されるものというふうに思われます。しかしながら，先ほど申し上げました，教育活動としての目的を十分に果たす必要がございますので，この目的に応じた内容が整うとい

うことであれば，是非とも各学校に紹介をしてまいりたいというふうに考えております。

７番（安田壮平君）　はい。ありがとうございます。是非，状況など見ていただきながらですね，前向きに各学校にも周知をお願いできればなと。こういうやり方・考え方があるよということでですね。お願いしたいと思います。ちなみに沖永良部島の小学校，３つの小学校くらいのようですが，今回修学旅行を島内で実施するということで，正にディスカバー地元というかですね，ふるさと学習として位置付けている取組もあるようです。このやり方，近い所，いわゆるマイクロツーリズムというような考え方は，恐らくコロナ禍において一つのスタンダードになるんじゃないかと，今年度・来年度，もしかしたらその先も，続くんじゃないかと思っていまして，むしろ，ＬＣＣで旅行しやすい時代だからこそ，奄美群島の多様性を知る，子どもたちにもですね，そういう機会を与える良いチャンスになるんじゃないかなと思いますので，是非いろいろ考えていただければ有り難く思います。ちなみに県のディスカバー鹿児島キャンペーンについても，奄美を含む離島分の執行状況などを伺おうかと思ったんですが，時間の関係で割愛をさせていただきます。

続いて，副業支援について伺います。これ本当に私は大事な取組だなと思っています。奄美はまだそれほど失業とか，そういった声がそこまで顕在的に聞こえてきているわけじゃないんですが，本当に本土のほうとか都会のほうにおいては，この副業というのがですね，重要な働き方の一つになってきていると。多様な働き方，価値観の表れでもあるし，収入を確保する大事な働き方でもあるということで，①コロナ対策におけるこれまでの取組の状況，雇用維持に向けた副業応援助成金，休業対策，コロナに対する緊急事業として市が今年度始められましたけれども，その実績について所属元，受け入れ先の業種，職種など，できる範囲で詳細にお示し願います。

商工観光部長（武下義広君）　コロナ対策における副業応援助成金について，お答えいたします。副業応援助成金は，新型コロナの影響により，業務を縮小せざるを得なくなった事業者が，雇用や従業員の収入を維持するために，その従業員を短期間副業として受け入れる事業所を支援する制度でございます。これまで，副業受け入れ事業所については，ホームページや新聞広告で募集を行うとともに，４月以降にハローワークや新聞で求人広告を掲載している事業所へ直接連絡を行い，事業の説明や副業受け入れの有無を確認した上で，受け入れ可能事業所一覧を作成し，ホームページで公表したところです。１８社掲載しております。議員御質問のこれまでの実績について，申請書が提出された７件について，詳細を御説明いたします。本業の業種といたしましては，飲食業４件，小売業２件，障害者福祉事業１件となっております。また，受け入れ先の業種といたしましては，製造業３件，宿泊業２件，サービス業１件，自動車販売・整備業１件となっております。以上でございます。

７番（安田壮平君）　はい。ありがとうございます。非常にきめ細かな取組をしていただいたんだなということでですね，この奄美市の取組については，かなり特筆すべきものがあるんじゃないかなと，私，感じるところであります。そういった取組のですね，内容を知らずに，②書いてしまったんですけれども，今のお答えでだいぶよく分かったなというところなんですが，②に関しては，市による副業支援のための仕事マッチングができないか，正に今，説明していただいた部分でもあるんですが，ちょっと参考までに他事例も紹介しながら質問しますが，青森県弘前市や島根県出雲市など，やや大きい地域でありますが，自治体が地元の求人情報を仲介する動きが広がっており，具体的には自治体のサイトに求人情報を掲載したり，専用窓口で相談に応じたりしています。地域の経済・雇用状況に鑑みると，市として広く民間に対し副業を奨励・推進していく必要があると考えますが，地元企業や経済団体などと連携して，このような取組ができないか。更なる工夫改善できないか。見解をお示しください。

市長（朝山　毅君）　それでは，私のほうから，ただいまの安田議員の意図する他企業等，商工会議所等

との連携，マッチングということについて，少し私のほうから内容を申し上げたいと思います。市においては，最新の求人情報等の広報を，ハローワークと連携してホームページで行っております。相談窓口につきましては，専門員による幅広い相談業務を行うハローワークが本市にありますことから，適切にハローワークへつないでいるところでございます。また，議員御存知であろうかと存じますが，平成２３年度以降，本市が運営する奄美産業活性化協議会におきまして，ハローワークや市内の経済団体等と連携をしまして，求職者の人材育成及び事業所の雇用拡大に関する就職支援セミナー，合同企業面接会，更に，各種就職支援に関する情報発信を行うなど，就職支援やマッチングに関する取組を実施してまいりました。今年度は更に，地域を拡大して，奄美大島全域を対象とした「奄美大島雇用創造協議会」を今年５月に設立し，厚生労働省委託事業，「地域雇用活性化推進事業」に応募いたしましたところ，全国９地域の一つに選定していただきました。就職促進を目的とした各種セミナー及び合同企業面接会や，ＵＩＪターン向けの就職相談会のマッチングイベントを今年１０月から３年間かけて行う予定になっております。この事業により，ハローワーク等の雇用支援団体，構成員は若者サポートステーション，商工会議所，社会福祉協議会などと連携いたしまして，副業によるメリット・デメリットを洗い出しながら，マッチングの実施を検討してまいりたいと考えておりますので，どうか御理解を賜りたいと思います。

７番（安田壮平君）　はい。ありがとうございます。私もその雇用創造協議会の全国９地区に選定されたというニュースはネットで知りまして，非常に画期的だなと，有り難いことであるなというふうに感じたところです。是非今後も取組の推移，見守らせていただきたいと思います。ハローワークとも連携しっかり取ってるというところで，かなり手厚い取組もされてるというふうにお見受けしました。ただ一つには，いろいろセミナーとか，マッチングもしていくということであるんですが，副業に関して，時短勤務等に関してですね，なかなかハローワークに求人を出すのがかなり手続きが厳しい，手間がかかる，労働条件・就労規則など，しっかりしたものを揃えないといけないとかですね，そういうハードルの高さを指摘する声もありますので，そこを是非，行政としてもですね，理解していただいて，また，行政としての奄美市としての役割というものもですね，必ずあると思いますので，何かもっと柔軟な職業紹介，無料であれば地方自治体はできるわけですから，そこも是非考えて取り組んでいただければというふうに思います。

次に移ります。移住・定住促進について，なんですけれども，今朝のラジオニュースで聞きましたが，統計取り始めて初めて，首都圏１都３県からですね，人口が転出超過になったと，転入よりも転出が多くなったと，今年の６月ですね，そういうニュースも聞きましたし，在宅勤務で地方移住に関心が高まっているという，内閣府の統計調査もあります。今コロナ禍において，移住・定住という，地方の一つのチャンスと捉えるべきなのかもしれません。そこで，今年度の相談，移住の実績について，相談件数，移住実績をお示しください。併せて，過去３年分と比較して，どのような状況かお示し願います。

総務部長（三原裕樹君）　それでは，お答えいたします。移住・定住に関する相談件数につきましては，令和２年８月２５日現在，電話・メール及び窓口来庁等により，５７件の相談を受け付けております。これまでに平成２９年度が１０５件，平成３０年度が１２９件，令和元年度が１７５件，昨年同時期が５８件の相談がございました。年々，増加傾向にございましたが，今年度につきましては昨年度と同程度というところでございます。次に，移住の実績につきましては，本市の施策を通して移住された人数といたしまして，移住支援を目的としました定住促進住宅，これに平成２９年度４世帯１０名，平成３０年度４世帯６名，令和元年度２世帯５名の方が入居をしております。なお，今年度，これも８月２５日現在でございますが，３世帯８名の方が入居予定というところでございます。また，「移住定住・住宅購入助成」という事業がございます。この対象者が平成２９年度５世帯８名，平成３０年度９世帯２８名，令和元年度４世帯８名，今年度，これも８月２５日現在ですが，３世帯６名。そのほかに，「同

リフォーム費助成事業」というのがございまして，この対象者が平成２９年度が４世帯１２名，平成３０年度２世帯３名，令和元年度が１１世帯２５名，今年度８月２５日現在でございますが，３世帯６名となっております。これらの事業を活用した移住者数といたしましては，平成２９年度が３０名，平成０年度が３７名，令和元年度が３８名，今年度が８月２５日現在で２０名というふうな状況でございます。

７番（安田壮平君）　はい。承知しました。あくまでも本市の事業を活用しての移住ということですから，実際はそれを活用しない移住者の方も多いだろうというふうにお察しします。安定的に推移してるのと，本当はもっと多いんだろうなというふうに思うところです。

続いて②にいきますが，移住支援金の利用状況ということで，これ，国の地方創生の政策の一つの目玉である，最大１００万円とか，あるいはまた，起業する方には最大３００万円とか，そういう金額をですね，住居の確保あるいは引越支援金として差し上げるというような制度なんですけれども，奄美市において対象としている業種・職種の説明，あるいは対象となる企業数やこれまでの実績についてお示し願います。

商工観光部長（武下義広君）　はい。それでは，移住支援金について御説明いたします。移住支援金は企業の担い手不足の解消及び移住の促進を目的とした国の制度であり，平成３１年度に鹿児島県が策定し，認定を受けた地域再生計画に，奄美市を含めた県内３３自治体が参加し，取り組んでいるところでございます。奄美市が移住支援金の対象としている業種につきましては，本市の「雇用者確保支援に向けた行動指針」における，支援強化分野である情報通信産業，宿泊業，バス事業，大島紬従事者であります。そこから鹿児島県が運営するマッチングサイト「かごＪｏｂ」に移住支援金対象企業として登録する必要があり，現在，対象事業として情報通信企業の１件が登録されております。昨年度，移住支援金についての実績はなく，県内においても残念ながら「なし」となっている状況です。以上です。

７番（安田壮平君）　はい。昨年度，県内全体でも実績なかったということで，かなりいろいろな制約がですね，雇う企業にとっても，あるいはまた，申し込む移住者にとってもですね，いろいろな条件，制限，制約があるような，なかなか使い勝手が難しい制度であるようにお見受けしています。まずは，対象となる地元の企業数を増やしていくことが大事なのかなと。４つの業種あるんですが，実際はＩＣＴ関係，情報通信関係１社のみということですので，ただ，やっぱりコロナの影響で，その宿泊とかバスとか紬の会社は経営的にも厳しい状況にあろうかと察せられますので，是非その情報通信，奄美市の一つのリーディング産業でありますから，ここを増やしていけるように，受け皿となる企業を増やしていけるように，是非努力を続けていただきたいなと思います。この国の制度，６年間で６万人，東京から地方にですね，移住を促そうという制度でありますので，やっぱり，いろいろ考えないといけないこともあるんでしょうけれども，是非，ある制度を活用していただきたいと，地域のために奄美市のために，そして，移住してくる方のためにですね，前向きな活用をお願いしたいと思います。

③に移ります。移住・定住促進に向けて地域おこし協力隊の活用やトライアルハウスの提供はできないか，ということについて，見解を伺います。

総務部長（三原裕樹君）　地域おこし協力隊につきましては，本市におきましても「奄美大島ＤＭＯ構築事業」と「世界で活躍するグローカル人材育成」を課題として，平成２８年から３０年までの３年間，２名の方が着任をされ，様々な分野において貢献をしていただいたところでございます。御質問の移住経験者としての地域おこし協力隊による移住相談につきましては，元協力隊の方に「奄美群島ＵＩＯターン支援協議会・奄美大島連絡会議」の委員に就任をしていただきまして，移住体験ツアーの参加者に対して，移住に至った経緯，移住後の生活設計についてお話をいただくなど，定住・交流人口の拡大に

様々な御協力をいただいております。それから，お試し移住のトライアルハウスの確保・提供につきましては，ホテル等の宿泊施設の少ない地域におきましては，大変有効な手段だと思っております。本市には，ウィークリーマンションなど，利用者のニーズが重複する民間の宿泊施設も多くございます。奄美群島ＵＩＯターン支援協議会や移住希望者からの御意見を伺いながら，今後必要に応じて検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

７番（安田壮平君）　はい。是非，地域おこし協力隊については，以前，そうだった方を活用しているということでありますが，今後もですね，新規の方を，新規の外部人材を活用し，そして，その方が活躍する地域でないと，奄美市としての発展はないんじゃないかと思います。その一つの試金石としてもっと前向きに地域おこし隊の活用を進めていただきたいと，気持ちや課題が分かる，あるいはまた，夜間や週末の相談にも対応できるような観点からもですね，活用を考えていただきたいと思います。トライアルハウスについては，瀬戸内町は町営のを持ってるみたいなんですが，それ以外はなくて，龍郷町に民間のＮＰＯ法人が運営しているのが２件ほどあるということで，是非奄美市でも，住用・笠利含めてですね，検討していただきたい。定住促進住宅をトライアルハウスに使うとか，あるいはまた，市の土地を民間に貸したり，売却したりして，そこに民間資本で造るとかですね，あるいは本土に住んでて，普段なかなか使わないというようなお家をですね，市の方で責任をもって借り上げて，年間の１０か月くらいトライアルハウスとして貸し出すとか，様々な案があると思いますので，是非前向きに検討していただきたいと思います。ここは要望して次に移ります。

教育行政，再発防止対策検討委員会についてなんですが，昨年，第２回第３回定例会一般質問において，この検討委員会について，私自身質問し，その後も推移を注視してきました。この間，再発防止対策検討委員会のメンバーに遺族や第三者調査委員会の方々も加わっていただき，私としては非常に良かったと思いました。議論が深まり良い方向に進んでいくことを期待しておりました。ですが，新聞報道を見ると，議論が良い方向に進んでいないのではないか，お互いに納得の上で進んでいないのではないかと感じざるを得ませんでした。特に今年度に入り，遺族が教育委員会に意見書を出したり，第三者調査メンバーとの共同会見を開いたりしたことで，この２者と教育委員会との間で意識や認識の食い違いや，感情的な対立があるのではないかと感じています。先週もまた遺族が意見書を出したということも新聞で拝見しました。このことについて教育委員会の考え方，捉え方はいかがでしょうか。食い違いや対立があるとすれば，どこに原因があり，どのようにすればそれが解消されるとお考えでしょうか。そして，３者が納得して取り組んでいくために，具体的に何が必要か，考えをお示しください。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。平成２７年１１月，奄美市立中学校男子生徒が自らの尊い命を失うという事案が発生しました。残された遺族や友達，学校関係者，地域の方々をはじめ，多くの方が深い悲しみに包まれました。教育委員会といたしましては，二度と奄美の子どもたちが尊い命を自ら失ってはならないという強い覚悟の下，敢えて遺族や第三者調査委員会の方にも委員として参加していただきまして，再発防止検討委員会の中で様々な御意見をいただきながら，具体的な再発防止の策定に向け，提案・修正に取り組んでいる状況でございます。このことにつきましては，遺族，第三者調査委員会，教育委員会の願いは，「二度と子どもたちの尊い命を失ってはならない」という点で一致しているところでございまして，これからも更に，遺族と第三者調査委員会の皆様に寄り添いながら，御理解をいただけるように丁寧に，私どもとしても説明をしていくことが必要であるという認識ももっているところでございます。今後一刻も早く，再発防止対策を策定して，各学校で具体的な取組を実施していくことこそ，教育委員会の責務であると考えているところでございますので，御理解を賜りたいところでございます。

７番（安田壮平君）　今，教育長の御答弁を正面から受け止めまして，本当に遺族，第三者調査委員の

方々とですね，寄り添いながら，そして丁寧に説明を尽くしていっていただけるということですので，そこは是非実践していただきたいと，行動でお示ししていただきたいなと，教育長をはじめですね，関係する教育委員会の皆様にですね，そこは要望させていただきます。大変僭越ではあるんですが，民主主義の基本は対話でありますので，しっかりですね，また学校あるいは教育委員会という組織は，子どもたちに政治教育という意味ではなくて，この民主主義の世の中で民主主義という価値観・概念をですね，学校運営の中で教える立場にもありますので，是非その価値を守っていくためにも，対話や議論というものをしっかり尽くして欲しいなというふうに思います。是非ともそこは要望させていただきます。私からの提言といいますか，要望も兼ねて，言葉を申し上げますが，法的責任という言葉とは別に，道義的責任という言葉があります。この事案を教訓とするための再発防止対策検討委員会の取組について，私は奄美市と教育委員会には道義的責任があると考えています。恐らく，子どもを失った御遺族の悲しみは一生癒えることはないのでしょう。その悲しみを正視し受け止め，寄り添っていく姿勢が，市と教育委員会には求められるのではないでしょうか。市役所も教育委員会も組織ですので，そこで働く方々，メンバーは時とともに変わっていきますが，それでもなお，遺族の悲しみを忘れることなく寄り添い，この事案から得られる教訓を活かし続ける道義的責任があると私は考えます。その出発点となる再発防止対策検討委員会の取組について，せめて遺族の心情に寄り添うような進め方をしていただけますよう，希望いたします。是非とも信頼関係をですね，構築していただいて，今後も長く，やっぱり向き合い，寄り添っていかないといけないと思いますので，是非とも信頼関係構築に，教育長はじめ，教育委員会の皆様の尽力をいただきたいんですが，もう一度教育長，何か御見解をお願いします。

教育長（要田憲雄君）　私どもとしては，先ほど申し上げましたように，当初は遺族の第三者委員会の代表もこの会には入ってなかったんですよ。敢えて入ってもらったということは，いろんな御意見を賜りたいということで入っていただきました。そして今，活発に議論をしながら進めているところでございます。私どもとしては，そういう意見に耳を傾けながら，よりレベルの高い対策をつくって学校に下して，学校で実践していただくということだと思っているところです。ただ，第三者委員会は代表になる方が一人，会の中に入っているわけですよ。１０名委員がおって，その中の２人が遺族と第三者委員の方だと，副委員長ですけどね，ですから，従って，第三者委員会からいろんな問題があれば，第三者委員会の代表によって，その中で反映されていくものというふうに考えているところです。

７番（安田壮平君）　分かりました。是非，私はこの再発防止対策検討委員会の議論をですね，しっかり尽くしていただきたいと，お互いにですね，納得するまで，時間はかかるかもしれませんが。確かに早く現場にそれを伝えたいという思いも重々分かるんですが，やっぱり遺族，第三者調査委員も三者が納得していただくような成果物をしっかりつくっていただくために，議論を尽くしていただきたいと，信頼関係を構築する取組を果たしていただきたいということを要望しまして，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上でチャレンジ奄美　安田壮平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。１４時４５分に再開いたします。（午後２時３０分）

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午後２時４５分）
引き続き，一般質問を行います。
日本共産党　荒田幸司君の発言を許可いたします。

５番（荒田幸司君）　市民の皆さん，議場の皆さん，そして，傍聴席においでの皆さん，こんにちは。日本共産党の荒田幸司でございます。これから，一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い

いたします。

はじめに，台風１０号により罹災された皆様に，心よりお見舞い申し上げます。また，対応に当たっていただきました行政の皆様をはじめ，多くの方々に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

さて，日本で新型コロナウイルスの感染が始まって，約９か月。未だに収束の兆しは見えません。新型コロナウイルス感染症発生の背景には，発展途上国における乱開発があると言われています。森深くに眠っていたウイルスが，開発が進みすぎることによって人間世界に出てきてしまったと。これは，多くの識者が言われている資本主義経済の富の追求と無縁ではないと，私は考えております。今回の台風１０号は，私たちがこれまでに経験したことがない，風速７０メートルから８０メートル級の風が吹くと言われていました。幸いにしてそこには至りませんでしたが，これも資本主義経済による富の追求の延長線上にあり，地球の温暖化の問題と絡んでいると思われます。そのようなことを考えたときに，経済とはいったい何だろうという問題に突き当たるのではないでしょうか。経済は一部の富裕層のものなのでしょうか。私は人間一人ひとりが幸せになるためにあるものだと考えています。私たちは今一度，新自由主義による経済格差が広がりつつある今の日本の在り方を，考える時期にきているのではないかということを申し上げ，質問に入ります。

まず１番目，核兵器禁止条約についてです。２０１７年７月７日，核兵器の禁止や使用や保有などを法的に禁止する核兵器禁止条約が，国連加盟国１９３か国の６割を超える１２２か国の賛成により採択をされました。これは，世界中の多くの国々が核兵器廃絶に向けて明確な意思を表明した結果といえます。また，同年１２月には条約採択への貢献などを理由に，核兵器廃絶国際キャンペーン，ＩＣＡＮがノーベル平和賞を受賞するなど，世界的に条約に対する関心と期待が高まっております。一方，日本政府の対応はどうでしょうか。日本政府は，核兵器禁止条約の採択がされた会議を，核保有国，核を持っている５か国と一緒にボイコットするなど，背を向けている状況にあります。８月６日に開催された広島県の被爆者７団体と安倍首相の面談では，「私たちの生あるうちに核兵器のない世界をどうか現実のものにしてください」，と被爆者の切実な訴えがありました。その訴えに対し安倍首相は，核兵器廃絶のゴールは共有をしているが，我が国のアプローチは異なるなどと明言し，核兵器禁止条約の署名を否定をしました。そこで，質問です。このような日本政府，安倍首相の対応に対し非核都市宣言も行っている奄美市として，この状況をどのように捉えているのか，お聞かせください。

次の質問より，発言席で行います。

市長（朝山　毅君）　それでは，荒田議員にお答えさせていただきます。この条約につきましては，議員御案内のとおり，核保有国であるアメリカ，ロシア，中国，フランス，イギリスなどなど，保有国並びに先進国が批准をしていないという中の，日本の国もそういう状況下にあります。核を持っている国がこの中に入ってないというこの現実を踏まえながら，少し私なりの思いを述べさせていただきます。この条約に対し日本政府の見解としては，我が国は唯一の戦争被爆国として，核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標は共有しつつも，同時に，北朝鮮の核・ミサイル開発を日本及び国際社会の平和と安定に対する重大かつ差し迫った脅威として認識しているということ。この人道と安全保障，二つの観点を併せて考慮することが重要との立場から，安全保障の観点が踏まえられていない核兵器禁止条約の採択には参加していないとの考えであろうかと思います。また，現在の安全保障上の脅威に適切に対応しながら，核軍縮の前進による核兵器のない世界の実現のため，粘り強く取り組んでいく考えも併せて示されているところでございます。なお，本件についての本市の考え方についての御質問ですが，いろいろな御意見があることも承知の上でございますが，外交や安全保障に関わる事項は，いつも申し上げます，国の専権事項と認識いたしておりますので，政府の見解に対して本市としての発言は控えさせていただきたいと思います。御理解をいただきたいと思います。

５番（荒田幸司君）　市長のおっしゃることは一応理解はできます。しかし納得はできないという状況ですね。一つは先ほども専権事項という言葉をお使いになりましたけども，例えば，やはり防衛の問題で，沖縄県は辺野古の基地に，やはり県民挙げて反対をしております。そして，イージス・アショアの配備については，秋田県，山口県もやはり反対だということを明確に挙げて，やはり，それを撤回させてという状況があります。ですから，やはり，国と自治体は，対等，平等の関係にありますので，安全保障といえども，やはり国が危ない方向に行くと考えたときは，しっかりと意見を申し上げる，そういうことが非常に大切じゃないかと私は考えておりますけども，その辺についてはいかがでしょう。

総務部長（三原裕樹君）　議員御案内のとおり，奄美市は平成１８年の６月に「非核・平和都市宣言に関する決議」が市議会により採択をされ，平成２９年度から核兵器の廃絶と恒久平和の実現を目指す日本非核宣言自治体協議会，これにも加入をし，他自治体との協力の下，平和事業に取り組んでおります。世界平和は人類共通の願いだというふうに思っております。その中で，議員の思いも十分理解をした上で，先ほど申し上げましたけれども，国の専権事項について本市としての答弁は控えさせていただきたいということでございますので，よろしくお願いいたします。

５番（荒田幸司君）　今部長から非核・平和宣言都市の話が出されましたけれども，この内容に書いていることは，宣言をしますよということですけどもね，より，やはり，実効性があるものにするためには，やはり少しメッセージを発するとか，そういったことが大変重要じゃないかなというふうに考えるんですけども。やはりこれは掲げてそのままという形で，インターネットとかそういったものには掲載されてますけどね，もう少しやはり，市民の皆様にもなかなかこれをよく理解されてないっていうか，知らない方も多くいらっしゃると思うんですよ。ですから，奄美市は，皆さんにも，この宣言都市をしっかりやってて，こういう方向に奄美市は向かってますよと，いうことのメッセージを発するということは非常に必要じゃないかなというふうに考えるんですけども，その辺はいかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　繰り返しになりますけれども，日本非核宣言自治体協議会という協議会がございまして，これも我々も非核宣言都市になっているということで加盟をさせていただきました。繰り返しになりますけれども，世界平和，これはもう人類共通の願いだと思います。そういうことで，そういった非核宣言自治体協議会の設立趣旨に賛同して加盟をした経緯がございますので，思いは理解しつつも，本市として特別に行動を起こすということは今やっておりませんけれども，そういう自治体協議会の中でそういった意見をもらいながら，情報共有しながら取り組んでいくということですので，その辺についてはどうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

５番（荒田幸司君）　この問題についてはですね，やはり安倍首相をほかの国との橋渡しをするということでおっしゃってますけども，ほとんど動いてないというのが実態じゃないかと思います。本当にそういう風な動きをする決意はあるのかなと，疑わざるを得ない状況があるんですよね。一つを示しますと，やはり先日，広島地裁が出された黒い雨の問題ですね。あれも被爆者の方々，本当に高齢で非常に大変な状況にあるんですけども，やはりそれを控訴しないで欲しいということもお願いをしましたけれども，残念ながら，控訴に踏み切っている。それが理由としてはやはり，雨が降った地域をもう少し幅広く検証したいということですけども，これも検証するんでしたら，一応控訴をしないで確定させてそれからやったって別に遅くないわけですよね。そういったことがやはり，被爆者の方々への思いっていうか，そこをなかなか受け止めきれてないという現状が私はあると思うんですね。今これまでの安倍首相のやはり言動はそうだというふうに考えるんで，やっぱり地方からもこういった声を上げていかないと，変わらないんじゃないかなということで，こういったことを申し上げた次第です。是非御理解をいただきたいと思います。最後に少し述べさせていただきます。どのような理由があっても唯一の被爆国

として，核兵器禁止条約に背を向けることは許されないと考えています。核兵器禁止条約の発効まで批准国があと５か国に迫っています。一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准をし，唯一の被爆国として世界に連帯を呼び掛けるメッセージを発してほしいと考えております。そのことを是非お願いを申し上げまして，一応この質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは，次の質問に移ります。次の質問は自衛隊のヘリコプターの低空飛行についてです。去る，８月の２２日，午後３時過ぎ自衛隊ヘリコプターが下方地域に立て続けに４回来たと聞いていますが，低空で飛来するという状況が目撃をされ，地域住民から不安の声が出ています。この間のオスプレイをはじめとした軍用機の低空飛行で，少し過敏になっている面もあるかもしれませんが，奄美市はこの飛行目的などの詳細を承知しているのかお尋ねをいたします。

総務部長（三原裕樹君）　それでは，お答えいたします。８月２２日の飛行につきまして，奄美駐屯地へ問い合わせをさせていただきました。その結果，自衛隊ヘリの体験搭乗ということでございまして，飛行ルートにつきましては，奄美駐屯地から宮古崎を往復をするルートで，約１５分間，また飛行高度につきましても，航空法施行規則に基づき，計７回の体験搭乗にかかる飛行を実施をしたということでございました。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　この体験飛行については御存知なかったということなんですかね，奄美市は。聞いてなかったということですか。

総務部長（三原裕樹君）　通常の訓練等につきましては，自衛隊のほうから連絡がございますけれども，体験飛行につきましては自衛隊の広報の事業の一環ということでございますので，特にうちのほうに連絡はございませんでした。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　この体験飛行に参加された皆さんは，どういう形でやりますからというような連絡をして，情宣活動して，集まっていただいたという経緯なんでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　奄美駐屯地のほうから直接御案内があって，その方々が約４０名搭乗されたということは伺ってはおります。その基準につきましては，奄美駐屯地での件ですので，我々はそこについては関与はしておりません。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　じゃあこれからも体験飛行については，市への連絡もなし，向こうの情宣活動ということで，やっていくということになるんですか。結局自衛隊のヘリコプターは恐らく，こっちには常駐してないと思うんですよね。こっちに飛行士もいらっしゃらないという状況の中で，実質的には本土から飛んで来てそういったことをやってるんですが，そこはじゃあ，奄美市の方は全然無関係でやっていただいていいという理解になりますけども，そういうことなんですか。

総務部長（三原裕樹君）　今回のヘリコプターにつきましても，熊本の自衛隊ということは聞いております。体験搭乗につきましても，ほとんどが海上の飛行ということでございまして，自衛隊の中の広報活動というのが，位置付けられている一環でございまして，その中の事業の一つでございますので，市として搭乗体験のヘリに関与をするべきものではないというふうに考えておりますので，そこについては御理解いただきたいと思います。

５番（荒田幸司君）　その平易な言葉で言ったらどなたを乗せるのか，その宣伝する範囲の問題，そういったのもほとんど，どういった基準で選んでいただいたのか，それも分からない状況の中で，体験飛行

をやっていくということについては，少しやはり違和感がありますけどね。それはだけどやはり，向こうのやることですから，なかなかそこまでは追及できないということなんですかね。せめてそこだけでも聞いていただければというふうに思いますけど。

総務部長（三原裕樹君）　自衛隊も駐屯地の件に関してもですね，１周年で駐屯地内の見学，そういったのも予定されてたようでございます。このコロナ禍の影響でそれは流れたようでございますが，そういった自衛隊が広報する活動の一つでございますので，特別にそれほど神経質になるということはちょっと考えておりませんで，活動の一つということですから，そこは陸上自衛隊の方で考えをもってやられたことですので，それに対しては関与をしないということでございます。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　現に，最初に申し上げましたけれどもね，やはり地域の方々が「何だろう」と不安をもっているわけですよね，実際ね。やはり同じように４回も飛んできてなんかグルグル回ってると，やはりこの間の低空飛行のこともありますから，どうしてもやっぱり不安になると思うんですよ。そういった意味ではやはり，情報をしっかり提供するということが，先ほど海上がほとんどって言ったけど，実際は朝仁のほうと，あと知名瀬のほうでも目撃されてるわけですね。そういった状況がありますから，だったらやはり，その体験飛行はほとんど海の上をやりますよとか，なんかそういった形で決めていただくと，住民の方々も不安になることはないし，その情報もなくてもそんなに違和感ないかなと思いますが，その辺では，ルートの問題ではどうでしょう。

総務部長（三原裕樹君）　今回の飛行に関しまして，我々のところに問い合わせは１件もございませんでした。今回，ちょっと話は違いますけれども，十島村が全島避難ということで自衛隊のヘリで本土のほうまで移送している，そういった実態もございます。そういった中で，やっぱり体験搭乗っていうのも，自衛隊のそういった，よく，奄美駐屯地も含めてですが，活動していただく，それは良い機会なんじゃないかというふうに思っておりますので，そこは，仮に訓練とか，そういったので詳細が必要な分につきましては，それは当然我々のほうに連絡がありますし，奄美空港とかそういったところを利用する場合には当然連絡がございます。そういうことですので，今回は駐屯地のヘリポートから往復をしたということですので，その辺については，特に連絡がなかったということでございます。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　おっしゃってることは意味は分かりますけど，なかなか納得できないという部分がありますけども，これ以上その話をしてもなかなか前に進まないというふうに思います。ですけど，せめてですね，やはりこの情報だけはやっぱり掴んでいただくという，例えば，今回の場合は，市のほうに，管理課に，市民から連絡があったときに，さっと答える状況，そういったやはり，奄美の全体を視野に入れた管理といいますかね，そういったことが必要だと思いますので，それぞれに任せてるということでなく，全体を視野に入れてやはり，目配りをしていただきたいというふうに思いますので，是非その辺は，よろしくお願いいたします。

それでは，次の質問に移ります。２番目の新型コロナウイルス感染症に関連してです。まず事業所支援給付金の支援実績に関連して，質問をいたします。８月の２１日の全員協議会で報告された事業所支援給付金の執行状況は，交付決定件数は１６４件，予算として１，２５０件を組んでいたと。それから交付金額が４，８５９万８，０００円，予算が３億７，５００万円という報告がありました。この状況についてどのように分析しているのか，見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。本給付金は新型コロナの影響により，３月から１２月の売り上げが減少した市内事業者のうち，国の持続化給付金の対象とならない減少幅の事業

者の事業継続を支援するため，実施しているものでございます。ちょっと数字が変わりますが，８月２７日現在，申請件数１９４件，うち支給決定は１８２件の５，３５３万６，０００円で，予算執行率は１４．２７パーセントとなっております。主な業種や件数等につきましては，食料品等の卸・小売業が６９件，２，０５３万８，０００円，理容業・美容業４０件，９２０万９，０００円，飲食業２１件，６３０万円となっており，これらの業種で１３０件，支給額３，６０４万７，０００円と支給額の６７．３３パーセントを占めている状況にあります。これらの業種につきましては，４月の緊急事態宣言後，外出自粛の休業・時短営業などの影響が直接，売上額の減少につながっているものと考えております。また，執行率につきましては，まだ未申請の事業所が数多くあると思われることや，５０パーセント以上の売り上げ減少の事業者については，国の持続化給付金への申請を行っている関係もあるものと考えております。このようなことから，本市におきましては本給付金と並行し，中小企業者の融資による資金調達を支援するため，セーフティネットの認定を行っておりますが，本年３月以降の認定件数は２４０件あり，認定業種もほぼ同じ傾向になっております。５月の申請をピークに６月以降は減少傾向にありますが，新たに設計や機械リースを含む建設業関係や自動車整備業等が増加してる傾向にあり，新型コロナの影響が幅広い業種に広がりつつあると考えているところでございます。こうした状況を踏まえ，本市といたしましては，７月以降新たに売上額が２０パーセント以上５０パーセント未満減少する事業者の事業継続を支援するため，先般の専決第３号におきまして，本給付金の対象月を本年１２月まで延長することとしたところでございます。以上です。

５番（荒田幸司君）　見解ありがとうございます。私がですね，この質問をさせていただいたのは，やはり８月末が一応，最初の締め切りでしたね。そういった中でやはり，この予算の全体の見たときに執行状況が非常に低い。やはり，申請者が少ないというふうに考えたんで，質問させていただきました。そういった意味では，やはり奄美市の事業所，個人事業を含めて，それほど売り上げは減ってないというふうに考えてもいいのかどうか，その辺の見解はいかがでしょうか。要するに，２０パーセント以下だと，収入の減り方がですね，そういった事業所が多いという考え方でいいのかどうか，その辺はいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　先ほどお答えさせていただきましたが，まだやはりそういう２０パーセント以上のですね，そういう影響を受けてる方の，やはり申請もまだ出されてない，申請をされてない事業所も数多くまだあるんじゃないかというのが一つとですね，あとまた，逆に売り上げ減少がですね，５０パーセント以上超えてしまったと，そこについては国の持続化給付金の対象になりますので，そのような形で申請がなされているものかなというふうに，今考えているところです。以上です。

５番（荒田幸司君）　私は，ですからね，その分析をしていただきたいと申し上げたのは，国の持続化給付金の申請がどのくらいあって，今回，これ８月末まででしたよね，それがだから実質的には１月まで伸びたわけですけれども，実際は８月末までだから，かなりあっておかしくないんじゃないかなというふうに思ったんですね。だって今申請してない方々は，これから，それまでで最初の段階ではもうやれなかったわけですよね。そういった意味では８月末までに減った方々は申請をしてくるだろうなと。そういったことを含めて，実際にどちらも申請してない方が多いのか，その辺をしっかり見極める必要があるのかなと思ったんで，分析をということで申し上げた次第なんですけど。

商工観光部長（武下義広君）　はい。１点ですね，まず，国の持続化給付金につきましては，実はオンライン申請という形で，そもそも国のほうに直接請求することになります。そのデータについて私どものほうで見られない状況ですので，じゃあこの事業所が何件，国の持続化補助金を申請したんだろうと，そういう状況を掴めない状況になってます。だからそういうことも想定してですね，市としては，その２

０パーセント以上やっぱり売り上げが減収あるだろうという形で，より多くのですね，形で予算を確保しているわけですけれども，その中でじゃあ，その中から何件，国のほうに持続化給付金の申請があったと，これは申し訳ありません，これについてはですね，国に直接ですので，私どものほうではデータがちょっと見れない状況になっていますので，それで把握できないということで御理解いただければというふうに思います。以上です。

５番（荒田幸司君）　はい。持続化給付金は確かにそのオンラインで国に申請してますから，国のほうから情報いただかない限りはなかなか難しいということはよく理解できます。ただやはり私が最終的に心配しているのはですね，やはり１０パーセントから２０パーセント未満の事業所，そこをですね，奄美の場合は結構やはり体力がないんじゃないかなというふうに考えてます。そういった意味ではですね，もう少し２０パーセントじゃなくて１０パーセント以上とか，何かもう少し線引きをして，手当をすることが必要じゃないかなと思ったりもするものですから，そこを少し見極めて，今，１月の末まで，その２０パーセントから５０パーセント未満のところは延長しますよということなんですけれども，もう少し，もう一歩，きめの細かいですね，対応が必要じゃないかなというふうに考えております。やはりこのコロナで事業をちょっとやっぱ閉じなきゃならないという状況を，最大限やっぱり防ぐということでは，そのことが必要だと思いますので，一応，この質問をさせていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　はい。議員御指摘のとおり，奄美市においてはやはり，小規模事業所が多いことは承知しているところでございます。新型コロナに関する支援については，小規模事業所であっても売上額の減少が２０パーセント以上あれば，国または市からの給付金を受けられることとなっております。対象事業所を２０パーセント以上としたのは，国の持続化給付金の対象とならない，売上額の減少が５０パーセント未満の事業所においても，新型コロナの影響が大きく，支援が必要と判断したものでございます。しかしながら，限りある予算の中で，給付金は上限額等の一定の条件があり，売上減少額すべてが給付されるというわけではございません。多くの事業所が負担を伴っているものと考えております。事業収入が２０パーセント以上減少する場合につきましては，国税・地方税関係で納税猶予がですね，２０パーセントから認められるという形になっており，他の支援制度とも整合性が取られていることを御理解いただければと思いますので，よろしくお願いします。以上です。

５番（荒田幸司君）　はい。分かりました。それじゃあ，先ほども申し上げましたけど，引き続き，是非いろいろと目配りをしていただいて，支援をよろしくお願いいたします。

それでは，次の質問に移ります。コロナ禍での，奄美のですね，小中学校の授業形態について，お伺いをいたします。多くの自治体でコロナ禍によって３密を避けるために少人数学級の授業形態が取られ，既に分散登校は終わってますけども，全国でやっぱり，細やかな指導が可能になる少人数学級を求める声が上がってきてる状況にあります。奄美市の授業形態はいかがだったのか，お伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君）　お答えをいたします。新型コロナ感染症対策につきましては，各学校の実態に即して，登校時に非接触型体温計での体温測定や体調確認を行うとともに，３密を避けるための取組を全校体制で実施しているところです。大規模校におきまして，教室内での児童生徒の座席の距離をできるだけ離す，マスク着用を徹底する，そして，教室の対角の窓を開けて換気を行いながらエアコンを稼働する，手洗い・うがいの励行や，終業後の消毒を行うなど，感染予防対策を徹底しているところでございます。また，少人数指導におけるきめ細かな指導につきまして，大規模の小学校の算数や，中学校の数学・英語の授業で加配教員による少人数指導も行っているところです。更に，本市独自の施策として，

小学校５・６年生につきましては，「あまみっ子すくすくプラン」による３５人以下学級の実現のための講師を配置しているところです。本年度は伊津部小学校に１名を配置しております。今後の少人数学級の展望につきましては，文部科学省や県の動向を注視してまいりたいと考えているところです。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　恐らく旧名瀬市のところのですね，小学校・中学校は，恐らく１学年で４０名とかの生徒さんがいらっしゃるところもあると思うんですけれども，そこも結局休校が解除された後は，そのままの形で授業をなさったということですかね。私がもしかしたら聞き漏らしたかもしれません。

教育長（要田憲雄君）　すくすくプランによる学級編成につきましては，３５人を基準にして進めているわけでございまして，先ほども申し上げましたように，今回は伊津部小学校が対象校でしたので，伊津部小学校に市の予算で１名，配置してるというふうに御理解ください。あとは，文科省の規定によってそのまま進めているということです。ただ，先ほども申し上げましたように，少人数学級等も算数ですか英語なんかありますから，できるだけ空き教室を利用して少人数学級で指導をしているというふうに考えているところです。そして教室ではできるだけ隅々まで幅を広げて密を避けると，そのことについては対応してるというふうに理解をしております。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　はい。分かりました。それぞれの学校で工夫をしながらやってますということで，理解をさせていただきます。最後に少し述べさせていただきますけれども，政府はですね，７月２日に全国知事会，そして市長会，町村会の３会長が提出をした少人数学級を含む緊急提言などの後押しもあり，少人数学級の導入に向けて動き出してます。それは萩生田光一文部科学大臣が，９月の１日の閣議決定後に記者会見を行っておりますけれども，そのときに安倍晋三首相の私的諮問機関の教育再生実行委員会で検討されてる少人数学級導入に関し，どなたが首相や文部科学大臣になっても，感染症に対応できる新たな学校をつくらないといけない，リーダーが変わっても，立ち消えになることはない，と述べたことに表れていると思うんです。そういった意味では是非，国もそういった動きをつくり始めていますので，奄美市の教育行政も是非，このことを視野に入れて，進めていただくことをお願いして，この質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，次の質問に移ります。次は，医療機関におけるコロナ禍の影響についてです。奄美市の医療機関を運営しているある法人にお尋ねをしたところ，運営をしている３つの医療機関の４月から７月までの累計で，収入は前年比で１１パーセント減と，金額にして９，０００万円の減収で赤字になってるということをお聞きしてます。同じ系列の九州圏内の法人も，同じような傾向になってるということです。またこの傾向は，全国の医師会が運営する病院，医師会病院ですね，そこの統計資料からも見て取れるという状況になっています。従って，奄美市の医療機関がコロナ禍の影響で閉鎖することがないように，影響調査，患者さんの状況，職員，それから必要な物品の不足，経営状況等を行っていただいて，必要な対応を行うことが必要だと考えてますけども，いかがでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　議員の御質問にお答えいたします。まずはじめに，現在，医療従事者の皆様が，感染リスクと隣り合わせの状況で職務に務められておられることに対しまして，深く感謝申し上げます。御質問の「奄美市内の医療機関の経営状況を把握してるか」につきましては，把握できておりませんが，一般社団法人日本病院会等が加盟する病院に行いました，「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営の状況の調査」の令和２年度第１四半期結果によりますと，令和元年度と比較すると，外来患者数が減っていることが報告されており，病院経営への影響を懸念しているところでございます。医療機関への支援につきましては，新型コロナ感染症緊急包括支援交付金により，「新型コロナ感染症対応従事者慰労交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について，県が

今回の補正予算において計上いたしております。新型コロナ感染症対応従事者慰労交付事業では，７月末までに通算１０日以上従事した関係者が対象となっており，最大２０万円を給付するものでございます。国は対象となる従事期間を６月までとしておりますが，県では７月以降に感染者が増加したことにより，１か月従事機関が拡大されております。

次に，医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業につきましては，感染拡大防止対策や医療体制確保などに要する費用を補助するものとなっております。この二つの給付金につきましては，医療機関や事業所が，県国保連合会を通じて県に申請を行うこととなっており，申請時期につきましては調整中とのことでございます。新型コロナ感染症につきましては，様々な業種に影響が及び，長期化することが予想されております。これからも関係機関と連携を取りながら市民の受診控えを含めた健康状態への影響の把握に努めるとともに，どのような支援が必要かを研究してまいりたいと存じます。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　今，部長がおっしゃった，その国のいろんな支援事業については大体，私も承知しているところですね。ですから，ただ，奄美の病院の状況，これはやはりその地域に，足を運んでいる病院の中で聞いたり，いろいろしないとなかなか分からない部分があると思うんですよね。やはりこの病院については県の管轄ということもありますけれども，ただやはり実質的には奄美の方々の命と暮らしを守るそういった機関ですから，そういった意味ではですね，やはり是非足を運んで，病院の実態をやっぱり調査をしていただくということはできないものなんでしょうかね。

保健福祉部長（山下能久君）　議員御案内のとおり，新型コロナ対応につきましても，医療体制も含めた医療につきましては，その役割を担うのは国・県でございます。そのような中で，奄美市におきましても笠利・住用に，これは公設民営ではございますが，国保の診療所がございます。お伺いしたところ，この具体的な数字じゃなくて，外来の患者数が，新型コロナ，４月以降，やはり２割から３割減少してるということをお伺いしてるところでございます。また，国のほうではですね，経営の悪化した医療機関に対する新たな支援策としてですね，医療機関向けに融資を行う独立行政法人福祉医療機構と官民ファンド地域経済活性化支援機構が連携しまして，機構内に専門チームを新設し，きめ細かい経営指導や融資等の資金面でのサポートを行うという方針を固めたという報道もございます。これら国の支援策の動向を見極めながら，市としての支援策については，研究させていただきたいと存じます。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　はい。分かりました。今の現状の中では，国の対策とか，そういったことを見極めながら，推移を見守るということの理解でよろしいですかね。分かりました。

それでは，次の質問に移らさせていただきます。次の二次救急医療機関に対する特別交付税制度の導入についてです。総務省は２０１５年度から民間の二次救急医療機関に対して，特別交付税措置を講じることを決めてます。これは民間の二次救急医療機関に対する援助を明確にして，地域医療を支える二次救急医療体制の整備を後押しする狙いがあるものと思います。残念ながら，全国的にはこの制度を導入している都道府県は多くないと思います。これはもうインターネットでしか調べてないんですけどね。しかし，奄美大島は外海離島であることから，限られた医療支援で島民の命と暮らしを守っていかなくてはならない厳しい側面をもってます。中でも二次救急医療機関の存在は大変重要ではないでしょうか。今回のコロナ禍の影響で，奄美市内での数少ない二次救急医療機関は大変厳しい経営状況にあると伺っております。是非，二次救急医療機関に対する特別交付税の導入を進めていただきたいと考えてますけども，いかがでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　お答えいたします。救急医療に対する特別交付税制度につきましては，受け入

れ医療機関の選定困難，いわゆるたらい回しということがありまして，この重大事案の発生を踏まえて，平成２１年に消防法の改正を受け，平成２３年に制度として創設をされております。制度といたしましては，県が告示をする救急医療機関へ市町村が助成をする場合，救急搬送受入者数に対する経費について，８割の特別交付税措置を講ずるという内容でございます。対象となる医療施設につきましては，本市を含む大島地区消防組合管内で申し上げますと，県立大島病院のほか，民間では奄美中央病院や名瀬・瀬戸内・喜界の徳洲会病院の計４か所となっております。特別交付税制度につきましては，地方交付税総額の６パーセントとされておりまして，全国の災害への対応など特別な財政需要に基づき交付をされる制度でございます。本市におきましても毎年の災害対策や，最近では世界自然遺産登録やかごしま国体など，その年の特別な財政需要も算定対象に加え申請をしているところでございます。特別交付税は，限られた予算枠の中で全国配分となりますので，対象となる多くの個別事業の積み上げ総額から，それぞれの自治体ごとの状況を鑑み，調整をされ決定をされるというふうになっております。従いまして，救急搬送受け入れに対する助成につきましては，特別交付税の算入項目の一つとして，総額には含まれますものの，救急医療に対する分としてその交付額が確約をされるわけではございません。総額の中で入ってまいります。このようなことから，救急搬送受入の状況や県内の他市町村の対応などを踏まえながら，今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　はい。ありがとうございます。是非，なかなか厳しい財政状況ということは，交付税の中でですね，理解できましたけど，是非積極的にですね，御検討いただくようにお願いいたします。よろしくお願いします。

それでは，次の質問に移っていきます。種苗法の改正について，質問をいたします。先の国会で審議が予定されていました，種苗法改正法案は種を守る会や農民連などの反対運動で先送りとなりました。この法案が奄美の農家や市民に与える影響をどのように捉えているのか，見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは，種苗法改正法案の影響について，お答えいたします。農産物における優良な品種は農業の発展を支える重要な要素となっており，これまでも環境や消費者の嗜好に合った新品種の開発は，生産性の向上や付加価値を増加させてまいりました。しかしながら，近年，日本で開発されたブドウやイチゴなどの優良品種が海外に流出し，他国で栽培・販売されたり，第三国に輸出される事例が生じており，今後，国内で品種の開発が滞ることも懸念され，農業分野における知的財産の重要性が増してきているところでございます。このような中，種苗法改正法案は，優良な登録品種の海外への不正な持ち出しの防止を図るものでございます。主な内容としましては，一つ目として，登録品種の開発者，これは育成者権者というんですが，が，栽培地域を指定できるようにすること。二つ目として，登録品種については農家が収穫物から種や苗木を採取する自家増殖は，開発者の許諾を必要とすることとなっております。議員御質問のこの法案が奄美の農家や市民に与える影響についてでございますが，この法案で開発者が栽培地域の指定を可能としたり，自家増殖に許諾が必要となるものは，国や県の試験場などが長年，年月と費用をかけて開発し，登録された登録品種のみでございます。現在，日本で利用されてるほとんどの農作物は，一般品種であり，奄美市でも同様，栽培されている多くは一般品種であり，これまでとおり栽培・自家増殖は可能でございます。サトウキビにつきましては，登録品種が多くを占めておりますが，現在でも国から県糖業振興協会がまとめて許諾を受けて栽培・自家増殖が行われております。従いまして，種苗法が改正されましても，開発者の許諾を得れば，今までどおり自家増殖は可能とされていることから，農家の事務負担やコストの増加は想定されておりません。今後とも，関係機関と連携し，農家の営農に支障が出ないよう，仕組みづくりを図ってまいりたいと考えております。

５番（荒田幸司君）　ありがとうございます。ここで種苗法自体のですね，議論をするということにはできないと思うんですけれども，ただ私がいろいろ調べた結果ですね，やはりいろいろ問題あるということは確かだなというふうに考えています。それで，具体的に先ほど登録品種でサトウキビのことは出ましたけども，あと何か奄美で登録品種でありますか。

農林水産部長（栄　広久君）　奄美でですね，登録品種となってるのが津之輝とかが登録品種になっていたと思います。

５番（荒田幸司君）　この法案のですね，調べた結果，やはり海外への流出，先ほども部長が申し上げましたけれども，流出をやっぱり防ぐということなんですが，これは政府側もですね，やはりそれをやったことでは流出は防げないと。やはりそれぞれの国で登録品種をちゃんと，登録をするということが最重要ではないかなという見識に立ってると思うんですね。ですからこの法案を出した，やはり真の目的といいますかね，そこはなかなか見えにくい部分があるんですけれども，やはり企業に，種子がですね，渡っていくというのかな，そういったところでやはり管理が，将来的にされていくというような懸念があるように思われます。最後に少し私の考えたことを申し上げて終わりたいと思います。今回の種子法の改正案は，登録品種すべてが，自家増殖できなくなるというだけではなく，企業による種子の囲い込みや種子開発競争の激化につながり，農業者がその支配下におかれる。生物多様性や食の安全，食料主権が脅かされる危険が広がるとも言われています。従って，種子法改正は農業者だけではなく，消費者である国民にも大きな影響を及ぼすことになります。私はやはりこの種子法については，今後出てくるかもしれませんが，反対の立場で活動していきたいと思いますので，そのことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に移ります。大型２種運転免許証の取得についてです。御存知のように，奄美大島本島内には三つの自動車学校があります。しかし，残念ながらどの自動車学校も大型第２種の運転免許証の取得はできません。大型第２種運転免許証を取得するには，本土の鹿児島市などですね，行くことが必要となり，仕事を休むことや多額の費用を要することになります。ホームページで鹿児島市内のある自動車学校の大型第２種運転免許証を取得するための費用を検索をしたところ，大型の免許を現在もってても，最低３２万円ほどかかるという形になってました。１９時間の学科，それから１８時間の実技，そういった受けることが必要になりますので，やはり日数的にも２，３週間仕事を休まなきゃならないということが考えられます。奄美市に，幸いにしていって補助金制度があるということはお伺いしてますけども，最大上限２０万円ということですけども，それを受けたとしてもやはり，かなりハードルが高いと言えるのではないかなというふうに考えています。従って，島内で取得できるように環境整備をできないか，御検討いただきたいということで，答弁をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　はい。それではお答えいたします。先ほど議員から御案内ありましたように，自動車免許取得に関しまして，島内には指定自動車学校，届出自動車学校含めて三つの自動車学校がございますが，大型免許取得についての必要なコースが整備されていないため，まだ講習や試験ができない状況でございます。議員御提案の島内で免許を取得するためには，まず大型免許取得に応じたコースの整備，そしてまた大型車両の確保等が必要になり，多額の経費が伴うことになりますので，自動車学校の意向が最も重要なことになると考えております。本市においてはこのような資格取得に関する地理的ハンディを支援する制度として，キャリアアップ助成金がございます。本制度は事業を営むために不可欠な免許・資格であり，かつ島内で取得できないものにつきましては，資格取得に要する旅費・宿泊費等の必要経費３分の２を助成するものでございます。また，大型２種免許につきましては，受験料も高額となることから，受験料の３分の２も補助しているところでございます。これまでの実績としま

して，キャリアアップ助成金制度は平成３０年度から事業を行っておりますが，２年間で大型２種免許の取得に対して２件の支援を行っているところでございます。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　はい。ありがとうございます。２年間で２件の申請しかないということですが，それはどう捉えたら良いとお考えですか。要するにハードルがやはり高いからとか，それとも需要がないという，どちらが，どうなんでしょう。

商工観光部長（武下義広君）　はい。これは事業所からですね，免許を取得するために必要な研修を受けてもらうという形で，事業所のほうから行って来いという形で，個人に行かすわけですけれども，その中では当然，例えばバス事業所であれば，初めからバスの資格をもっている方も多くいらっしゃると思います。その中で，事業所の中でバスの資格などをもってない方についてはですね，こういうバスの免許を取って来いという形で，行かしている形になっていると思いますので，２件が多いのか少ないのかということではございましょうが，１年に１回はですね，こういう形で支援が出ているということでございますので，制度的にはしっかりと機能しているんじゃないかと思っておりますので，よろしくお願いします。

５番（荒田幸司君）　失礼しました。分かりました。是非ですね，やはり一定の広さがないとなかなか，自動車学校のそういった環境整備はできないみたいですから，そういった意味では少しやはり情報収集をしていただいて，今後に何か対策は打てないか，そういったことを動きをつくっていただくことをお願いして，一応この件については終わりたいと思います。ありがとうございました。

最後の質問になります。時間も押してきてますが。横断歩道の設置について，御質問をいたします。この質問をするに至った背景はですね，４月に和光町の整形外科にバスで通院している高齢者の方より，バスを降りて道路の向こう側に渡るのに大変な思いをしていると，何とか横断歩道の設置ができないかの相談がありました。その後，私は奄美警察署に写真と要望書を提出をしてますけども，やはり地域住民からなかなかそういった要望がないという，警察のほうで調べたらそういったことで設置ができないという御返事になってます。私は実際，現地に行ってですね，やっぱり必要だと思ったんで申請をしたんですけど，国道５８号線，和光トンネルの和光町側はトンネル出口から約１キロメートル程度，横断歩道が設置されてません。そういった状況を見たときに，市としてはどういった見解になるんでしょうか。お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

建設部長（保浦正博君）　お答えします。議員御承知のとおり，横断歩道設置を含む交通規制につきましては，交通管理者である奄美警察署の管轄となります。従いまして，交通管理者が交通量や地域の状況等の調査・検討を踏まえて判断したことにつきまして，市として見解を述べる立場にはないと考えております。今後，交通規制に関することにつきましては，交通管理者との協議の機会を捉えて，情報共有に努めたいと考えております。以上でございます。

５番（荒田幸司君）　はい。ありがとうございます。私も諦めることなくもう少し事を進めていきたいと思いますので，できるだけの協力をよろしくお願いいたします。

これをもちまして，私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上で日本共産党　荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日は，これをもって散会いたします。（午後３時４５分）

第 3 回 定 例 会

令和２年９月 10 日

（第４日目）

9月10日（4日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　正野　卓矢君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　奥　晃郎君
5番　荒田　幸司君	6番　﨑田　信正君
7番　安田　壮平君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
12番　林山　克巳君	13番　西　公郎君
14番　関　誠之君	15番　奥　輝人君
16番　川口　幸義君	17番　伊東　隆吉君
18番　元野　景一君	19番　与　勝広君
20番　竹山　耕平君	21番　橋口　和仁君
22番　多田　義一君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

11番　松山　さおり君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅君	副市長	東　美佐夫君
教育長	要田　憲雄君	住用総合支所事務所長	弓削　洋一君
笠利総合支所事務所長	濱田　洋一郎君	総務部長	三原　裕樹君
総務課長	平田　宏尚君	企画調整課長	國分　正大君
プロジェクト推進課長	當田　栄仁君	保健福祉部長	山下　能久君
福祉事務所長	永田　孝一君	福祉政策課長	寿山　一昭君
健康増進課課長補佐	當田　加奈子君	高齢者福祉課長	川畑　博行君

9月10日（4日目）

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

商工観光部長	武下　義広君	商工情報課長	向井　渉君
紬観光課長	島袋　修君	農林水産部長	栄　広久君
農林水産課長	石神　康郎君	農林水産課長（笠利）	坂元　久幸君
建設部長	保浦　正博君	土木課長	平山　光二君
教育部長	福長　敏文君	学校教育課長	末吉　正承君
スポーツ推進課長	大山　茂雄君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	重信　竜昇君
主幹兼議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（与　勝広君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２１人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は，一般質問であります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて，６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますよう，質問者においてご配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましても，答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔・明瞭に行われますよう，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に公明党，大迫勝史君の発言を許可いたします。

１０番（大迫勝史君）　議場の皆様，傍聴席の皆様，おはようございます。令和２年第３回定例会一般質問最終日，最初の登壇になります，公明党の大迫勝史でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

質問に入ります前に，去る８月２３日，永田町で火災が発生いたしました。当該地区は山裾かつ急斜面であり，火災消火困難区で日頃から心配されていた地域でもありました。被災されました３世帯の方々には，心からお見舞いを申し上げますとともに，１日も早く心と体が安んじられますように願っております。

また，今般の台風１０号では，全体的には心配された程の被害はないものの，家屋被害もあり，怪我をされた方もいらっしゃいます。その方達の１日も早い復旧復興も心から願うものであります。

また，消防団や市職員，関係各局の皆様の心強い働きが未曾有の被害を心配されていた市民への物心両面からの支えになりましたことに，厚く御礼を申し上げます。

本日はまた，民生委員の方々が傍聴にお見えになっていただいており，いつもより緊張いたしますが，社会福祉の増進のために，無報酬ながら毎日の社会奉仕に頑張っておられるお姿には，深く尊敬の念を抱いております。時節柄，お体の健康管理には十分留意されて，これからも地域住民の相談相手として，市民と行政や専門機関を繋ぐパイプ役として頑張っていただき，時には，我々にも叱咤激励や喝を入れて下さいますように，よろしくお願い申し上げます。

それでは，通告に従いまして，質問に入らさせていただきます。

大きな１の（１）新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金についてお尋ねいたします。①国の第２次補正予算，交付確定に係る実施計画提出が９月３０日であると聞いていますが，実施計画の策定の進捗状況を伺います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは早速お答えさせていただきます。

第１次に係る地方創生臨時交付金実施計画につきましては，専決予算で計上させていただいた，新型コロナ対策事業の第１弾，並びに第２弾の事業において提出を行い，交付を受けております。第２次に係る実施計画につきましては，新型コロナ対策事業の第３弾，並びに補正予算において計上いたしております。市単独事業を追加し，提出を行うよう準備を進めているところでございます。また，実施計画の提出に関しましては，第３次提出が最終となっておりますが，今後の新型コロナの状況を注視しながら，感染症対策や新しい生活様式への対応に向けた効果的な事業実施に向け，引き続き検討を進めてま

いりたいと存じます。

また，交付金については，国においても各種事業について積極的に運用するよう通知がありましたことから，引き続き遺漏なく交付が受けられるよう努めているところでございますので，どうか御理解をいただきたいと思います。

１０番（大迫勝史君）　はい。いろいろな企画を盛り込みながら，コロナ対策に対して順調な進捗状況だと認識をいたしました。それで，もし今この時点で言えるのであればでございますが，その新しい事業計画の中に，特筆すべき目玉となるような施策があれば，お示しできるものがあれば，お示し下さい。

総務部長（三原裕樹君）　それではお答えいたします。現時点では，これまで議会の皆様にも御理解をいただきながら実施をしております第１弾から第３弾，また本議会で補正予算として計上しております各種事業について，新型コロナの影響を受けた市民や事業所等，それぞれの状況に即して，効果的な支援ができるよう，実施をしてまいりました。そのような中，国においても地方創生臨時交付金を活用して取り組む事が期待される，２０の政策分野を地域未来構想２０として例示しており，地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対して強靭なものへと改革することを推進をしております。これを踏まえ，具体的な目玉となる施策ということでございますが，引き続き現在の新型コロナの状況を注視をしながら，時機を逃すことなく，地域の実情に沿った効果的な事業が実施できるよう，取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君）　これからの事案に対して臨機応変に取り組んでいかれるということで，具体的な中身というか，目に見えるようなあれはちょっと感じなかったんですけども，しっかり取り組んでおられる姿勢は感じましたので，どうかよろしくお願いいたします。

次に，事業所支援給付金について伺おうと思っていたんですが，この現在，全協の時の予算執行率の説明では１３．０パーセントと，昨日の荒田議員の答弁の中では，１４．２７パーセントまで上がってきているということを伺いました。質問内容も重複しているようなので，昨日の荒田議員への答弁の中で，理解をいたしましたので，この質問は削除いたしたいと思います。

それでは，②事業所支援給付金についての②でございますが，鹿児島市が事業継続支援金として６月から８月を対象月とする，第２期の申請が８月１７日からスタートをしています。この事業は，上限を５０万円に拡大し，条件は先の制度と変わらず，前年の同月日の売上が２０パーセントから５０パーセント未満の減少率で前回の申請で給付を受けた事業所も対象になるというものであります。本市でも，同様の取組が可能ではないかと思いますので，当局の御意見をお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　はい。おはようございます。それでは，お答えいたします。事業者への直接的支援としては，国や県が行う各種施策を補完，補給することにより，より幅広く，かつ効果的な支援につながるものと考えております。昨日も御答弁いたしましたが，新型コロナの感染拡大の収束が見通せない中，事態の長期化と他業種への影響が拡がりつつある現状において，まずは対象期間を延長することにより，７月以降に新たに売り上げが減少する事業者の支援を行うとともに，議員の御提案にありました，他自治体の制度や家賃支援金など新たなスタートとした国の給付金等の状況を見ながら，必要な対策が行えるよう，今後検討してまいりたいと考えています。以上です。

１０番（大迫勝史君）　今後研究ということですが，今，本市におきましては，申請期間を延ばしたわけですよね。対象月もでしたっけ。鹿児島市がやったのは，更に今年の夏，最初の対象月が３・４・５月でしたので，６・７・８月と，今年の夏に向けてもやはり，コロナはちょっと異常な増え方をいたしましたので，その状況を乗り切るために，この事業に踏み出したわけでございますが，事業所からする

と，事業も継続しつつありますが，被害も損害も継続しつつあるという状況であると思います。また，本市におきしましてもですね，この鹿児島市の５０万円とは言いませんが，この上限を前回同様，今の制度同様に３０万円までとしても，財源をですね，執行残がだいぶあるということと，またこの２次補正の交付金で何とかなるのではないかと思うのですが，その点に関してはいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　はい。先ほど答弁を差し上げましたが，まずコロナの収束がまだ見通せないと，当初については，３月から６月までのその期間については非常に厳しいだろうということで，支援を開始しました。その中でですね，またコロナが収束しない中で，やはり他業種にまたいろいろと影響が出てきているというのも出てきておりますので，まずはですね，今の状況を延ばして，３月から１２月までについてですね，その中でやはり２０パーセント以上のですね，そういう影響を受ける事業所も出てくるということがすごく想定されますので，まずその状況を見守っていきたいというふうに考えておりますので，御理解いただきたいと思います。以上です。

１０番（大迫勝史君）　はい。状況を見守るということなので，可能性がないわけではないと，勝手に認識をいたしました。それでは，次の質問にまいります。

（３）２次補正の交付金を活用して基準日以降の新生児に１０万円の給付を始める自治体が多いが，本市の対応はどうかということを質問したいのですが，特別定額給付金の基準日４月２７日より後に産まれた子どもも，対象にして欲しいとの声は，前回の定例会でも市民の声として多田議員が取り上げていました。また，全国の公明党議員にも声が寄せられ，金額の違いはありましたが，対応している自治体も多数ありました。しかし，財政面で難しい状況である自治体が大半を占めていたと思います。一昨日の栄議員も内閣府の通達について，紹介していましたが，再度申しますと，内閣府が７月２７日都道府県に対し，新型コロナウイルス対策として，２０２０年度第２次補正予算で増額した地方創生臨時交付金について，新生児などに自治体が独自で行う，給付金の支給に活用できると通知した。通知では，内閣府が作成した同交付金の活用事業例で子育て世帯などに対する給付金を挙げていることを踏まえ，感染症の拡大の中で出産や産後の育児などに，不安を抱える妊産婦や，新生児などへの給付金の支給が可能と明示したとあります。また，マスコミもですね，共同通信の配信でも，７月７日に政府１０万円独自給付も容認，非対象新生児にも臨時交付金で，とのタイトルで政府は７日新型コロナウイルス対策で，創設した地方創生臨時交付金の新たな使い道を明らかにした。一人あたり一律１０万円とした，特別定額給付金の対象から漏れた新生児らに対し，自治体が独自に給付金を配る場合も，交付金を財源とすることを容認する，１０万円給付が４月２７日時点で住民基本台帳に記載されている人が対象で，政府が費用の全額を負担する，ただ，同月２８日以降に住民登録された新生児らは対象外となる為，自治体から臨時交付金を原資に給付したいとの要望が多く寄せられたという，本市は要望していないと思いますけども。これ以降，多数の自治体が新生児への１０万円給付に舵を切っています。鹿児島県内においては，垂水市，曽於市，鹿児島市，奄美群島では喜界町が行います。垂水市と喜界町が，令和２年４月２８日から令和３年３月３１日生まれの新生児を対象とし，鹿児島市と曽於市が令和３年４月１日生まれまで対象になります。要するに，同学年の子どもたちが平等に対象であるとのことであります。３月３１日までとしている喜界町に確認しましたところ，同学年になる，４月１日生まれの新生児は来年度の事業として考えているということでした。県内でも続々と同様の施策が展開されるものと思います。ここで質問ですが，仮に本市におきまして，新生児給付金を導入するとしたら，如何ほどの試算になるかお示し下さい。

福祉事務所長（永田孝一君）　それではお答えいたします。新生児に給付するとしたら如何ほどになるかという御質問ですので，母子手帳の発行数からしか推測ができません。毎年の平均もあるんですが，おおむね３００人ぐらいの新生児が，来年の年度末までには出生する見込みとなっております。よって，

１０万円給付といたしますと，３，０００万円の費用がかかるという見込みです。以上です。

１０番（大迫勝史君）　３，０００万円，いろいろ事務経費が入りまして３，５００万円とか４，０００万円のお金になると思いますけども，第２次補正の７億５，０００万円，この事業ベースの中にこれを入れることは，そんなに難しいと思いませんけども，如何でしょうか。

福祉事務所長（永田孝一君）　御提案の新生児１０万円ですが，議員からお話もありました，臨時交付金の財源等のお話もありますけれど，とりあえず特別定額給付金につきましては８月２５日に受付を終了しまして，この１０万円給付につきましては，特別定額給付金としてはもう終了したといった認識を持っております。改めまして，今回御提案の新生児につきましては子育て支援というところから，総合的な中身の一つとして検討したいと考えておりまして，新型コロナの収束が見えない中ではございますが，生活支援，とりわけ子育て支援は多くの方々が頼りにしているというのは感じております。それで，子育て支援につきましては，０歳児から小中高校生の島で暮らす子どもたち，それから島を離れて生活する大学生らの幅広い年代の多様な支援策が求められると考えております。その財源の話もですが，どういった支援策が効果的なのか，財源をどうするのか，臨時給付金の有効活用も視野に入れて，検討をしたいと考えているところでございます。

１０番（大迫勝史君）　はい。大体昨日の栄議員との答弁と全く同じだと思いますけども，いろいろ角度を変えて質問をしても，この件に関しては，同じような答弁だと思います。そこで市長。奄美市の行政トップとして，本件に対する，どうか前向きな見解を是非お願いいたします。

市長（朝山　毅君）　昨日来，担当部署のほうで答弁いたしておりますが，先般来，お話がありますとおり，国においては積極的に活用するように，という通告がなされております。それらを踏まえ，交付金が充当できるということも，議員がお話になったとおりです。そういうことを踏まえて，先ほどの商工観光部長からもありました，今，市独自の給付金もまだ達成率が少ないということにより，期間の延長，また内容の拡充等について調査，検討しているところであります。ただいまの，新しく産まれてこられる，新生児，出生者に対する同学年の中の１０万円ということについても，積極的に今調査・検討しているところでありますので，しばらく時間をいただきたいと思います。以上です。

１０番（大迫勝史君）　ありがとうございます。ただいま，市長もおっしゃいましたが，この新生児への給付金を決断した，ある首長のコメントには，感染収束の兆しが見通せない中，新生児に平等に給付し，子育て世帯をしっかりと支援していく必要があると述べています。確かに，市長もおっしゃいましたが，同学年の子どもたちの中で，公平さを欠くようなことがあってはならないということで，市長の答弁をいただきましたが，大変私は前向きに検討していただいているということで理解しましたので，どうかよろしくお願いいたします。

それでは，次の質問でございます。医療・介護・障害福祉関係者へ職種，雇用形態を問わずに５万円から２０万円の慰労金の申請，給付が各都道府県で８月２０日頃から始まっていると聞いています。これは今回の通告書を作成した時点での国の情報でした。しかし，８月２８日付の地元新聞報道にて，県議会，臨時会の中で本件は９月１５日から９月３０日が初回の審査受付で，申請内容審査後１０月下旬に慰労金の支給ということが分かりました。申請は原則，勤務先が対象者に変わって行うとの事ですけども，本市の各事業所等には県から申請関係の通達がいっていると思われますが，そこのところの現場の状況などが分かればお示し下さい。

保健福祉部長（山下能久君）　議員御案内の本慰労金につきましては，国による新型コロナウイルス感染

症緊急包括支援事業の一つで，医療機関や介護，障害福祉サービス事業所，施設等に勤務する職員が，相当程度心身に負担がかかる中，強い使命感を持って業務に従事していることに対し，慰労金を支給するものでございます。本市の現状といたしましては，現時点でまだ申請書類が届いた事業所は確認できておりませんが，先ほど議員から御案内のとおり，県は今月１５日からの申請受付開始を予定していることから，間もなく届くものと考えております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君）　なんか鹿児島県遅いですね。現時点でこの交付金，助成金はですね，今現在で退職している方や，パートで経って１０日以上勤務した方も対象になります。該当者は元の勤務先を通じて申請をできますが，それが難しければ，勤務先がある都道府県に個人で手続きをしなければなりません，とのことです。この場合，申請補助の様なお手伝いを当局にお願いすることができないか，伺います。というのも，退職者が年配の方とかやっぱりいらっしゃると思いますし，個人でこういう県に対する申請業務というのは大変いろいろ難しいのではないかと思うからで質問をいたします。

保健福祉部長（山下能久君）　本慰労金の支給対象につきましては，すでに退職された方も含まれており，給付申請は対象期間における勤務先における申請，都道府県への直接申請の２通りが示されております。議員御質問の都道府県への直接申請における申請補助についてでございますが，退職者個人から直接相談を受けた場合は，申請方法等について適切なアドバイスを行いますが，先ほど申し上げました２通りの申請方法，いずれの場合におきましても，元の勤務先から勤務時間の証明を取得し，勤務先においては，それを適切に保管しなければならないとされていることから，元の勤務先による申請のほうがよりスムーズに進むものと考えております。従いまして，本市といたしましては，退職者を含むすべての対象者が確実に給付を受けることができるように，各事業所に対して，現に従事している者のみならず，すでに退職された方にも積極的に申請勧奨を行うよう要請するなど，制度の周知を図っていく事が重要であると考えているところです。以上でございます。

１０番（大迫勝史君）　はい。おっしゃるとおり，対象になる方への周知広報とかもですね，大変大事になってくると思いますし，１０日だけ勤めてすぐ辞めた方に，快く申請業務を元の勤務先がやってくれるかどうかというのも，甚だ疑問ですし，そういう場合の相談にはしっかりと当局が乗れるということも周知のほうを，広報紙などで周知のほうをよろしくお願いいたします。

それでは，次の質問にまいります。防災関連についてでございますが，タイムライン，防災行動計画についてですが，この質問は９月８日の栄議員の質問の答弁においては，地域コミュニティにおけるタイムラインのやり取りでしたので，ここでは行政側の防災関係機関を含むという主旨で質問いたします。タイムライン，防災行動計画とは，災害の発生を前提に，防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定して共有した上で，いつ，誰が，何をするか，マイタイムラインを行政の枠というふうに大きくした感じですね。いつ，誰が，何をするかに着目して，防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画を言います。全国的に見ると，国管理の河川流域にある，約７３０の自治体で避難勧告の発令に着目したタイムラインが導入済みで今年の７月豪雨に見舞われた川沿いの自治体の中には，住民の避難行動にタイムラインの取組が生きて，被害を最小限に食い止めたとの実証もあります。本市にも県管理の２級河川や市が管理する河川が多くあり，被害が発生する危険性を考えると，独自のタイムラインが行政側でも必要だと思いますが，現時点での状況を伺います。

総務部長（三原裕樹君）　お答えいたします。御案内のとおり，タイムラインにつきましてはこれまで国管理の流域面積が大きい洪水予報河川を中心に策定をされておりましたが，平成２７年の関東・東北豪雨により，大規模な浸水被害を発生したことにより，平成２９年１月に国から中小河川等における，水防災意識社会の再構築の在り方について，答申がなされ，中小河川に対しても同様の取組が進められて

おります。現在，本市のタイムラインはございませんが，平成２９年に大島支庁，気象庁，奄美大島５市町村及び喜界町で構成をする協議会を作り，新川をモデルケースとしたソフト対策の一つとして，タイムラインの策定作業も進めているところでございます。いずれにいたしましても，円滑かつ迅速な避難につながる，大切な計画でございますので，早期策定に向けて関係機関と連携をして作業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君）　行政側としてのタイムラインはこれからしっかり関係機関と情報共有しながら進めて行くということで理解をいたしました。防災というのはですね，やはりどこまで備えればいいのか，天井知らずのところもありますけれども，やれることはどんな事でもやらなければいけないということに尽きると思います。どうかよろしくお願いいたします。

次に，（２）避難所の熱中症対策について伺います。ミストシャワーは，水を微細なミストの状態にして噴霧し，水が蒸発する際に気化熱を吸収する効果を利用して，その空間の気温を下げて冷却する仕組みです。質問にありますように，避難所の熱中症対策について，ミストシャワーが使えないかということですけども，噴霧直後に素早く気化しますので，浴びても濡れません。以前より，何度か質問で提案させていただいておりまして，現在本市では，保育所や小学校の一部に設置されております。夏季の温度を下げる以外に室内での加湿，防塵，防臭，花粉対策などにも使われており，温度を下げる電力消費は，一般エアコンの２０分の１程度でエアコンの様な排気熱もなく，ヒートアイランド対策としても期待されています。このミストシャワーを避難所として利用する体育館のような空間の大きな施設に取り付けることはできないか伺います。

総務部長（三原裕樹君）　議員御案内のとおり，体育館のように大きな施設ではランニングコストの高い空調設備に比べ，電力消費も少ないミストシャワーについては，熱中症対策に有効な設備の一つとして挙げられるというふうに考えております。以前，先ほどございましたが，議員からの提言を受けまして，市内小学校など４か所に設置をさせて頂いた経緯もございます。御質問の避難所となる室内のミストシャワーの冷却効果につきましては，大気の温度が高く，湿度が低いほど，冷却効果が高まる為，ミストによって湿度が高まった屋内の空気を，屋外に排出をする強力な換気システム，これにより湿度を上げずに温度を下げるということが可能となるようでございます。その上で，屋内施設では，水漏れ時の対策，それから大きな空間で効率的に温度を下げる為には大型の機材，多数の噴霧器の設置，安全対策等，施設の改修も必要になってくるというふうに考えております。本市が指定をしております避難所につきましては，その多くが地域の拠点であり，普段から人が集まる場所である学校や集会所，公民館など既設の施設を指定しており，平常時の利用などにも配慮が必要というふうに考えております。ミストシャワーに限らず，熱中症対策に伴う設備につきましては，既存の空調設備の更新など，総合的な計画の中で検討しながら，避難所環境の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君）　つまりミストシャワーの提案は却下ということでございますか。

総務部長（三原裕樹君）　施設の改修が伴う，これちょっといろいろ確認をしたところなんですけれども，噴霧器など設置をする為の施設の改修，それから大きな空間ということでかなりの機材が伴う，というふうに聞いております。そういうのを含めて，総合的にちょっと判断をさせていただきたいと思いますので，これからちょっと検討させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

１０番（大迫勝史君）　いろいろ課題はあるかと思いますが，前向きにどうかお願いします。想定してい

るのはですね，住用の体験交流館でもあるんですけども，あそこも予定であれば今年の国体で使用されるということで，再三何人かやっぱり議員の方が一般質問でも冷房装置について質問がありましたけど，そういうところに１番有効ではないかと思った次第でございますが，一つ前向きに検討をお願いいたします。ミストシャワーはですね，エアコンのような人工的な風ではなくて，マイナスイオン効果を期待でき，自然に近く，体に優しい風でもあります。御紹介しておきます。

次に，（３）の奄美豪雨災害から１０年，東日本大震災の発災から９年経過し，記憶の風化が懸念をされます。自然災害の危険は常に身近にあります。小中学生への防災教育の現状と取組を伺います。

教育長（要田憲雄君）　おはようございます。お答え申し上げます。防災教育につきましては，児童生徒の命を守る，極めて重要な取組でございます。そのため，各学校の立地条件を踏まえた，防災教育を実施するよう，校長会あるいは教頭会で常に取り上げて指導しているところでございます。奄美豪雨災害及び東日本大震災の発災から約１０年が経過しております。議員御案内の映像資料につきましては，現在市内の半数以上の学校において，この二つの災害の記憶を風化させることがないように当時の映像を使用した防災教育が行われているところです。これらの映像を視聴することで，自然災害の恐ろしさを瞬時に理解することができるとともに，自然災害時に対する日頃からの備えの大切さに気付く事も，これにもつながると考えているところです。一方で，映像を見て不安感が高まったり，家族や親戚が被災したことを思い出したりするなど，児童生徒の心情に与える影響などもありますので，各学校の実態に応じた映像活用を促していきたいと考えております。また，この映像を活用した防災教育以外にも火災・地震・津波・風水害・土砂災害などを想定した避難訓練が実施されており，各学校や地域の実態に応じて，関係機関，地域と連携した避難訓練も実施されているところです。特に，地震を想定した避難訓練につきましては，各学校に設置・配備しております，緊急地震速報器を活用をしているところです。今後，教育委員会といたしましても，児童生徒の防災教育の意識を高める為に，関係機関との連携を更に強化するとともに，各学校に対しまして，計画的・継続的な防災教育の実施について徹底を図ってまいりたいと考えております。以上です。

１０番（大迫勝史君）　はい，ありがとうございます。現時点の状況を聞いてからその映像の活用をどうかなと聞こうと思ったのですけれど，答弁がちょっと先行しているような感じがしますけども，確かに今映像を使っていただきながら，映像が及ぼす影響も考慮しながら，しっかりやっているということで理解しました。やはり，あの当時１０歳，小学校４年生はもう二十歳なんですよね。そういうことで果たしてあの覚えているかどうかというのは，大変にどうかという状況なので，やはりこの記憶の風化についてはしっかり取り組んでいっていただきたいと思っているところでございます。「自然は過去の習慣に忠実である。地震や津浪や新思想の流行などには委細かまわず，頑固に，保守的に執念深くやって来る」これはですね，１９３３年昭和８年の３月３日の昭和三陸津波の直後，物理学者の寺田寅彦さんが，随筆「津波と人間」に書き込んだ一文でございます。自然の驚異を鋭く抉ったこの指摘は８０年余の時を経て，一層凄みを増して３．１１後生きる現在の私達に新鮮な衝撃を伴って迫ってきます。この全編を通じまして，忘れっぽい日本人を執拗に説教した後に，寺田は災害を防ぐ唯一の方法は，人間がもう少し過去の記憶を忘れないように努力するしかないと訴えています。つまり，風化に抗え，教訓を伝えよ，そういうことだと思います。現時点で首都直下型地震や南海トラフ地震のエックスデーが迫り来る中，先人のこの警鐘に耳を傾け，忘れない，伝えたいとの思いを強く感じておる昨今でございます。最近，奄美テレビで見たんですけども，名前は申せませんが，総務課の職員の方が最近大島高校で当時もそういう災害担当の携わった役場職員がですね，大島高校に招かれて防災講座をやっておりました。小・中学校でも語り部講座のような授業はどうでしょうか。提案をいたしますが，答弁をお願いします。

教育長（要田憲雄君）　防災教育は，大変大事な教育活動でございますので，前向きに取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

１０番（大迫勝史君）　はい。それでは，大きい３の市道の景観についてでございます。平松町の植栽伐採についてでございますが，この件は新聞記事では市土木課は事前に土木課職員と作業実行者が立ち会った。しかし，作業内容について相互に確認ができていなかったと問題の発生の原因を説明をいたしました。平松町の市道でですね，皆さん見られた方いらっしゃると思うんですけども，両面の数１００メートルの街路の植樹がですね，ばっさり根元から伐採されている件でございます。業者側と当局の意思疎通の不完全さで起きたという内容でしたけども，どうもその新聞の報道だけでは納得できないという地域の方々も何人もいらっしゃいまして，それで当時当局の作業の依頼内容の詳細とですね，どういう行き違いがあったのか，などの説明をまず伺います。

建設部長（保浦正博君）　お答えします。議員御指摘の平松２号線の植栽帯の伐採につきましては，樹木に隠れた歩行者が見にくいとの相談があり，枝打ちを行う事といたしました。今般の事案は，作業内容の最終確認がなされないまま，作業着手したことに起因しております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君）　内容がお互いに分かり合えてなかったということですね。まぁ，単純と言えば単純ですけども。今後同様の事は起こさないという反省はございますか。

建設部長（保浦正博君）　議員御指摘のとおり，枝打ちということで伝えた事が最終的に現場で確認できなくて，全部伐採に至ったということで，今後につきましては委託者と受託者間の打ち合わせの徹底を図りたいと考えております。

１０番（大迫勝史君）　枝打ちが幹打ちになったということですね。それではあの，切り株に立てられてある，カラーコーンは何の意味がありますか。教えて下さい。理由があれば。

建設部長（保浦正博君）　根元まで全部切れておればよかったんですけど，一部やっぱり２０センチメートルぐらい株が出てると，そこで何かしら転んだり，事故があると困るので，カラーコーンで保護をしていると，いうことでございます。

１０番（大迫勝史君）　はい，了解しました。あると余計目立つような気もするんですけども。それでですね，今後のこの通りの植栽の計画を伺います。

建設部長（保浦正博君）　平松２号線につきましては，今後皆様の御意見を伺いながら，歩行者や車両の安全に配慮し，歩きやすい歩道の整備を行う事としております。以上でございます。

１０番（大迫勝史君）　はい，地域住民の声をしっかり反映して作業にあたっていただきたいと思います。それではですね，　今日はちょっと構成内容がいまいち不完全でしたので，ちょっと早めに時間が余ってしまいましたけども，以上をもちまして，私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上で，公明党　大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４０分に再開いたします。（午前１０時１４分）

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午前１０時４０分）

引き続き，一般質問を行います。

自由民主党　奥　輝人君の発言を許可いたします。

１５番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，そして笠利総合支所内１階正面入り口ロビーの待合場で設置されましたモニターを御覧の皆さん，きゅうやうがみしょうらん。こんにちは。笠利地区の皆さん，奄美市議会の一般質問の模様を，また，雰囲気をゆっくりと御覧いただければと思います。私は，自由民主党会派の奥　輝人です。

あらかじめ通告しております，一般質問を行います。その前に，少々所見を述べたいと思います。新型コロナウイルスの猛威についてであります。一体いつになればこの国難とも言える時代の新型コロナウイルスの収束・終焉が見えて来るのだろうか，一度は緊急事態宣言の解除で落ち着いて来ると思っていましたが，逆に全国において新規の感染者数が増加している状況で，これまで感染防止対策や予防対策の徹底を図っているが，中々収束に向かっているとは思えない状況であります。これからも更に引き続き，感染防止対策や予防対策に万全な体制で臨まなければならない事にコロナストレスを強く感じるのであります。とにかく，一日でも早く，この新型コロナウイルスの新しい生活様式が撤廃されて，解放されて，自由な普通の元の生活に戻れる日を切望するばかりであります。

それでは，一般質問を行います。

１　新型コロナの対応について　（１）新規感染者の増加による，国の対応についてであります。全国において５月２５日に緊急事態宣言が解除されました。その理由に国民のコロナ対策への協力があり，感染者の減少と重症者の減少につながり，解除となりました。しかし，解除になったその後において，コロナに対する安心感への増大と，感染への気の緩み，３密回避への怠りなど，人の動きが活発化し，その後において，第２波とも言える，新規の感染者が増加し始めたのであります。東京都では，７月において，最大で新規感染者が４００名を超えたり，また，大阪府においても新規感染者が２００名を超えるなど，連日の報道の数に耳を疑う事が多くあったのであります。全国において，１日の感染者数は最大約１，５００名を超え，恐怖さえ感じた時もありました。しかし，その時の国の方針は，新規感染者は若者に多い。特に２０代，３０代が６割近くであるとの事で，緊急事態宣言の再発出は必要でないとの認識であった。重症者の数が緊急事態宣言中の４月と５月と比べ，死亡者数も少ない，また，以前と比べて医療供給体制も充実していると言うのも理由の一つでありました。しかし，私の思いは，重症者が少ない，死亡者が少ないから，緊急事態宣言の再発出は必要ではないという見解に疑問を持ったものであります。新規感染者の数や動向を見れば，不安や心配のほうが強いのであり，感染者の増加を封じ込めることが先決であると思うのであります。国の方針である，コロナ感染者の減少への対策と社会の動きを止めない，経済を回していく，この両立を図っていくとの事だが，理解はできるけど，しかし，やはり私の思いは，現在の状況から見て，新規感染者を減少させていく，コロナを撲滅させていく，これに尽きるのと思うのであります。今の状況と新規感染者の増加による，国の対応についての見解を伺いたいと思います。

後の質問からは，発言席から行います。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（山下能久君）　それではお答えいたします。新型コロナウイルス感染症は議員御案内のとおり，５月２５日に全国における，緊急事態宣言解除後，６月以降再び感染者数が拡大傾向となり，第一波を超える感染状況となっております。現在の状況といたしましては，新規感染者数は４月，５月を遥かに超え，都市部から地方への拡がりを見せており，当初若年層や無症状者が多いとされていましたが，年齢層も徐々に全年齢に及んでおります。現在，新規感染者は減少傾向にあるとされていますが，

今後の重症者の動向次第では，医療機関への負荷の高まりも危惧される状況と認識しております。国におきましては，国民の生命を守り，感染防止対策と経済活動の両立を図ることを基本としており，感染状況や分科会における専門家の提言などを踏まえながら，対策を講じており，医療提供体制や，検査体制におきましても，整備が進んで来ていると考えております。本市におきましては，奄美大島５市町村で定めました，新型コロナ警戒レベルを踏まえ，感染防止対策を徹底して行うための施策，そして，市民生活と経済活動を回復させていく施策の両面から様々な対策を講じているところでございます。今後も国及び県の方針や取組，そして奄美大島での感染状況を踏まえ，しっかりと連携を図り，協議を行いながら，進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

１５番（奥　輝人君）　はい，ありがとうございます。まぁ，おおむねそういう状況であるということは理解しております。一応，国の方針としては，先ほども冒頭で述べたような，部長が述べたような事でありますけど，その国の方針に従わない各都道府県の国の対応について，ちょっと所見を述べたいと思います。４７都道府県の知事からですね，様々な意見がありました。緊急事態宣言の再発出の要望や，また，ＧｏＴｏトラベルへの中止や延期，また，お盆休みでの帰省の在り方等についてであります。各県においては，独自の緊急事態宣言等が発出されている県もあれば，また，そうではない県もあり，お盆休みでの帰省の在り方についても帰って来ないで自粛して我慢してという県もあれば，どうぞ来て下さい，コロナ対策をして我がふるさとへ，という県もありました。本当に都道府県バラバラな足並みのように感じたところであります。鹿児島県においても，８月６日には塩田知事が本県でも４月以降の感染者が２６２人の感染者が確認されている中，夏休みやお盆の帰省シーズンを迎え，移動が活発になることが予想される，このような状況を踏まえ，お盆休みなどで帰省される場合は，体調管理をしっかり行った上で来県し，感染防止策を徹底されるようにお願いします。また，発熱等の症状がある場合には，移動を控えて頂くようお願いしますとのメッセージ等も発しております。こういう国の方針と都道府県のその考えが温度差があったということでありますけど，ここら辺りは解決もすることもなくですね，やはり感染者がやはり全国に増加していたということが，やはりそこら辺りに何かの問題があったのかなという思いがしておりますので，国としても都道府県としてもですね，やはりその自治体に任せていくのであるなら，徹底した対策等を講じてもらいたかったなという思いがしております。今後はですね，国の方針が良となるように期待をしていきたいと思います。

それでは，（２）に移りたいと思います。来島者への対応についてであります。空の玄関口であります，奄美空港や，海の玄関口である，名瀬港において，水際対策として，検温やサーモグラフィー検査が導入され，運用されております。これまでの検査の中で，異常のある方がいたのか，その対応など，どのようであったのかを伺いたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　本市におきましては，奄美大島５市町村と協力し，奄美空港は４月２０日から，名瀬港におきましては４月２９日から水際対策を行っております。これまでの検査で表体温が高いということで追跡調査を行った方は，９月９日までに７名となっております。表体温が高いと感知された方につきましては，その場で氏名，滞在先，連絡先等の記入をお願いし，翌日以降滞在先の市町村保健師から健康状態の確認について電話連絡を行っております。電話連絡の際は，現在の健康状態などを確認し，体調に不安がある場合などは，帰国者・接触者相談センターへ連絡するよう説明を行っております。なお，これまでの７名の方につきましては，その後の市町村保健師による健康観察におきまして，高熱が続く方は一人も出ていない状況でございます。以上でございます。

１５番（奥　輝人君）　分かりました。７名の方が一応その対象者がいたということで分かりました。そういう方もおるということで，一応私も空港のほうに，検査体制を見に行った経緯があります。サーモグラフィーと検温をしていました。職員二人でやってたように思います。

そういった環境の中でですね，（３）に入りますけども，この無症状者への対応についてを伺いたいと思います。水際対策の中でですね，やはり検温やサーモグラフィーで反応しない，いわゆる無症状者の方ですね，の対応が今後は課題であると私は思っております。無症状者であれば，何の反応もなくですね，本当水際対策をすんなりとすり抜けていくと，そしてその無症状者の方は市内に入り，予防の対策もほとんどなく，マスクの取り外しなどはあっても，ウイルスをばらまく事になるのではないかと思います。そして，感染の拡大へとつながっていくと思われますので，そういった無症状者への対応ですね，本当軽症・無症状者は分からないというデータがありますので，そこらの奄美に入って来るその該当者に向けての対応ですね，そこら辺りを聞きたいと思います。

市長（朝山　毅君）　それでは奥議員にお答えいたします。先ほどの答弁と重複するかと思いますが，御理解をいただきたいと思います。水際対策では，サーモグラフィーで表体温の高いと感知された方について，先ほど申し上げましたとおり，氏名や連絡先などのアンケート調査を実施いたしまして，その後，健康状態の確認を，５市町村の保健師が行っております。御承知のとおり，議員がおっしゃるとおり，サーモグラフィーでは表体温の高い方しか感知されない為，無症状の方については，把握する方法がないと，これが様々な施策が今後想定されるところになります。そういうことで，来島者へは感染のリスクを軽減する為に，来島２週間前からの感染予防対策についての体調管理などのお願いを，島旅のしおりで行っております。また，来島されてからは，感染症予防対策の周知に奄美大島５市町村で作成いたしました，島うちわを宿泊施設で配布を行っております。また，島民も含めたマスク着用などの基本的な取組の実践について，防災行政無線等を通して定期的に促しているところであります。感染予防対策については，ホームページや広報紙を通して，これからも周知徹底を図り，啓発に努めてまいりたいと思いますので，どうか皆さんも御理解と御協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

１５番（奥　輝人君）　はい，市長，ありがとうございました。その無症状者の方についてなんですけど，その無症状者の方がですね，飲食店での対応となってきますけども，飲食店での対応について，身近な友達からですね，やはりあのレンタカーが停まっていて，やはりこういうところで食事をするのは遠慮すると。ちょっと控えたいという声もありました。その中にはやはり，聞くところによれば，安全がその飲食店内でやっぱり飛沫防止とかそういった席を空けてとか，そういった徹底した対策をしておれば入って食事をしたりできると思いますけども，やはり知らない人がいた場合は入りにくいと，やっぱりこういった奄美市の食事券などをもらっているんだけど，その店に行きたいんだけど，やっぱりレンタカーが多くて入りにくいよねという声も聞かれていました。そういう中でやっぱり飲食店に対しての奄美市民が不安を感じない，心配を感じないような，やっぱり対策をしなければそういった飲食店も行きたがらないのかなという思いがしておりますけど，今の飲食店に対するそういった無症状者，またはレンタカーを借りてくる来島者への対応をですね，一応マスクをつけたり，いろいろ周知広報はしてると思いますけども，そういう飲食店に対しての対策対応などあれば聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　飲食店での対応についてお答えいたします。飲食店などの事業所につきましては，奄美市のキャラクター「コクトくん」を使用した独自の感染予防対策ポスターが作成できるよう，ホームページを整備しております。啓発物等の活用方法やダウンロードの仕方，全業種共通の感染防止対策基本チェックシートなどを，飲食店を中心とした観光客にも立ち寄ることが想定される事業所へ，訪問や郵便にて配布を行っているところでございます。パソコンのない事業所や，ホームページのダウンロードが難しい事業所につきましては，市内４か所の事業所応援ブースを設けまして，ポスターの作成に協力頂くことになっております。飲食店を含む事業所の皆様には，事業所応援ブースなどを活用していただき，それぞれ独自の感染症予防対策ポスターを作成し，来店される方，また，従業員の方への感染症予防対策を行っていただきたいと考えております。以上でございます。

１５番（奥　輝人君）　はい。分かりました。そういう対策・対応を是非実行していただきたいと思います。そしてですね，私もなんですけど，一応笠利のほうの食事に行ったんですけど，やはりレンタカーが多くて，やっぱり室内では飲食はしなくて，外のベランダのほうで食事をした経緯もありますので，そういった行きにくくなるような，そういったお店ではなくて，いつでも気軽に入れるようなそのような飲食店であれば，益々飲食店も活性化が図られると思いますので，そこら辺り対応していただきたいと思います。

それではですね，（４）抗原検査の実施についてであります。東京や大阪方面からの来島者が本当に増加している状況であります。来島者においては，異常が見当たらない，症状が分からない人も多いと，先ほどの無症状者の方であります。水際対策として，来島者全員への抗原検査の実施はできないのか，この検査方法はですね，鼻咽頭ぬぐい液及び唾液の検査で，時間も約１０分から３０分程度で結果が出ると聞いております。そういった抗原検査の実施をですね，空港や名瀬港で実施すれば更に予防対策，あと心配，不安とかが解消されていくものと思いますので，そこら辺り，抗原検査の実施について，私素人でありますので，医療の専門でもありませんので，そういった事が思いついたので，抗原検査をそういった水際対策で利用したら，更にこういったコロナの感染者が減少していくのかなと思っての質問ですので，どうでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　抗原検査の実施についてお答えいたします。厚生労働省では，無症状者に対して推奨している検査はＰＣＲ検査及び専用の測定機器を用いて検査機関で実施する，抗原定量検査となっております。御質問の簡易キットによる抗原検査につきましては，発症２日から９日以内の症状がある方に有効な検査とされておりますので，症状がない方に簡易キットによる抗原検査によるスクリーニングを行う事は有用ではないと国がこれまでの知見を基に示しているところでございます。来島者の感染防止対策といたしましては，これまで同様，水際対策で症状のある方への追跡調査を行っていくとともに，来島者の皆様にもマスク着用や手洗い等をお願いし，感染予防の御協力を呼び掛けていきたいと考えております。以上でございます。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応ＰＣＲ検査というのは，やっぱり今奄美には９月の中ごろからという話もしていて，来たとして，来るまでの間は，やっぱり検疫を取って鹿児島に送って，やっぱり３日かかるという，そういった時間的オーバーもあります。この抗原検査につきましてはですね，先ほど言ったように，やっぱり３０分以内で分かるということでありますので，その抗原検査のそういった簡易キット，検査キット，そこ辺りをやっぱりその奄美大島のほうにでもやっぱり取り寄せていけば，更にＰＣＲ検査が来ると同時並行で検査も可能になると思いますけれど，そこら辺りはできないんでしょうか。

保健福祉部長（山下能久君）　抗原検査キットにつきましては，当初供給量が少ない状況にあったため，国のほうで感染者数が多い都道府県へ配分を多くする措置を取っておりましたが，６月８日の通知で需要に応えられる生産が見込まれるということから，国の調整がないということで，本市にございます，県立大島病院においても，この抗原検査キットは必要数を備えていると考えております。以上でございます。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応ＰＣＲ検査が早く奄美に導入されることが一番かなと思っております。その他に抗体検査とかもまたありまして，抗体検査については自分もちょっとネットで調べたんですけども，本当にもうかかっていた人の調べるのが抗体検査ということでありましたので，これはかかっていて，抗体があれば以前にコロナにかかっていたということであります。抗体にな

った場合，抗体になった，かかっていた方は二度とこうやってコロナに感染症にかかるのが低いということも聞いております。また，その抗体の検査も血液でとっていくという話もしていますので，そこら辺り今後この奄美大島本島内においても，抗体検査の実施とか計画とか，それもちょっとあるのかないのか，いいですか。

保健福祉部長（山下能久君）　お答えいたします。抗体とは，ウイルスが体内に入ってきた時に，ウイルスを体内から除去しようと体が作り出すたんぱく質，ウイルスに結合することでウイルスを排除する抗原，ウイルスが体内に入ってきてから数か月して抗体が作られるということになっております。ということで，感染にかかった後に抗体というものができて，それを抗体検査で調べると，以前かかっていた方が判明するということでございます。現在，やっぱり感染防止対策も含めまして，ＰＣＲ検査のほうを早急に検査体制を確立するということで進めております。抗体検査につきましては，その後，いろんな調査をする上で，国・県のほうで実施されるかどうかと考えておりますので，御理解よろしくお願いいたします。

１５番（奥　輝人君）　はい，よく分かりました。

それではですね，（５）の家庭内感染への対応について伺いたいと思います。一番の感染のリスクとして，家庭内感染が急増しているのが現状であります。その前まではですね，夜の街であったと思います。家庭内感染においては，家族同士の感染で対策等が本当に厳しい状況であるのかなと推測するわけであります。対策としてマニュアル等が作成されているが，この防止対策の強化等々この奄美市でどのように図っていくのかを聞きたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　家庭内感染の対応についてお答えいたします。家庭内ではマスクを外してることも多く，同じ空間で長時間過ごす事を考えますと，感染のリスクはかなり高くなることが推測されます。感染防止対策といたしましては，マスク着用，こまめな手洗い，換気など，基本的なことが中心となりますので，日頃から習慣となるよう取り組んで頂く事が大切でございます。また，厚生労働省におきましては，ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合，ご注意していただきたい８つのポイントとして，家庭内の感染対策をまとめておりますので，家庭内の感染対策を市民の皆様にも広く周知していく必要があると考えております。

１５番（奥　輝人君）　はい，大変分かりました。よく理解できましたので，是非コロナ対策につきましてはですね，今後もそういったしっかりと対応対策を講じていってもらいたいと思います。

それではですね，次にですね，（６）の農水産業への影響について入りたいと思います。①農産物への影響についてであります。６月７月８月期においてですけれど，農産物が収穫，出荷されております。その中でですね，マンゴーやパッションフルーツ，スイカ，その他野菜等において，出荷がピークを迎えている作物や，終了している作物がありますが，単価等においてこのコロナの影響があったのか聞きたいと思います。また，その次に，②の水産物への影響についても同様の事でありますので，セットで答弁をお願いしたいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは，新型コロナの蔓延に伴う，６月から８月期における農水産物の影響についてお答えいたします。はじめに，農産物についてですが，名瀬中央青果株式会社における，令和２年６月から８月までの状況につきましては，暖冬などの影響により，マンゴーの出荷量が前年比約４２パーセントと少なかったことに伴いまして，取引金額は減少しております。しかしながら，１キログラムあたりの単価は３，２８６円で昨年より約７６パーセント上昇しております。パッションフルーツにつきましても，前年比約８８パーセントと少なかった為，取引額は減少しておりますが，１キロ

グラムあたりの単価は１，０１８円と昨年より約５パーセント上昇しております。スイカにつきましては，出荷量が前年比約１１５パーセントと増えたことにより，取引金額も増えておりますが，加えて１キログラムあたりの単価も１６４円と昨年より約１２パーセント上昇しております。その他野菜につきましては，冬瓜の出荷量が前年比約１０９パーセントと増えたことによりまして，単価が前年比約６６パーセントと下落しております。その他，昨年度と比較して単価が上昇した物はあっても，大きく単価を下げた物はございません。このような事から新型コロナの蔓延に伴う，地元青果市場における果樹野菜の影響は最小限で推移していると考えているところでございます。

次に，水産物についてお答えいたします。いわゆる，地元内での値動きでございます。名瀬漁協における，市場単価につきまして，水揚げ金額から水揚げ量を割ったキロ単価につきまして，６月から８月の状況を対前年比で御説明いたします。はじめに６月は対前年比９２パーセント，７月は８６パーセント，８月は７７パーセントとなっております。次に，水揚げの多くを島外に移送している，奄美漁協の状況につきましては，６月は対前年比９８パーセント，７月も９８パーセント，８月は９１パーセントとなっております。水産物につきましては，飲食業や観光関連の需要増減により，影響を受けやすく，新型コロナの蔓延状況にも影響を受けているものと推測しているところでございます。以上です。

１５番（奥　輝人君）　はい，大変よく分かりました。一応，コロナの影響であまり農産物についてはそうやって影響はなかったのかなという思いがしております。一番影響があったのはやっぱり，３月４月５月のやっぱり畜産とあと，花き園芸，花きのほうですね，花のほうですね，が，一番影響があったのかなという思いがしておりますので，そこら辺りは今後持ち直してもらえたらいいのかなと思います。この件については終わりたいと思います。

それではですね，大きな２番の畜産の振興（１）肥育牛の可能性についてを伺います。①現在の見解についてであります。奄美本島内や群島内においてはですね，生産牛の振興が目まぐるしく発展しております。その中で特にですね，繁殖牛の子牛生産であります。過去においては，群島内においては，サトウキビが主流でありましたが，現在の生産高はサトウキビに迫る勢いであり，現在は相場の高値や牛肉の消費率の向上など，また，黒毛和牛のブランドでの海外での人気などが影響している状況であると思います。コロナの影響で３月セリと５月セリは相場は下降しておりますが，７月セリにおいてはですね，だいぶ若干持ち直している状況でもあります。今後においてですけれど，これからこの繁殖牛，肥育牛を持続発展させていく為にですね，今後いま考えられているこの肥育牛について生産農家以外の部外者からもですね，奄美での肥育牛の振興はできないのか，また，奄美産の牛肉ブランドに向けての取組などはできないのかという多くの声を今まで聞いてきました。そういったことで，今の奄美での肥育牛への対応について，現在の見解ですね，を聞きたいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは，肥育牛の可能性について現在の見解についてお答えいたします。議員御承知のとおり，肉用牛経営につきましては，子牛を生産し販売する繁殖経営と，その子牛を購入し，肥育を行い，牛肉として出荷する肥育経営，更には，子牛生産から肥育牛出荷までを行う一貫経営があります。本市では，温暖な気候を生かした自給粗飼料を生産による低コスト飼養により，２７戸すべての肉用牛農家が繁殖経営のみを行っているところでございます。肥育経営につきましては，過去に旧笠利農協を含め，奄美群島の数箇所の農協で行っておりましたが，飼料購入や肥育牛を出荷する際に係る海上輸送費並びに飼料代の高騰などにより，経営として成り立たず，中止した経緯がございます。現在，徳之島町で委託を受けて，試験的に肥育を行っている事例はございますが，奄美群島で肥育経営を行っている農家は現在のところございません。奄美での肥育牛につきましては，可能性はあるものの，経営として成り立たせる為には，多くの課題があるものと認識しております。以上です。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応奄美では今やってないということでありますけれど

も，過去においては今部長が言われたようにですね，旧笠利町農協では昭和５５年頃から平成の７年まではですね，肥育牛を一応やっていました。最大の頭数が１００頭ぐらいだったんですけど，常時７０頭から８０頭肥育していた経緯があります。その当時の担当者も今現在農業していていまして，その方に聞きますとやはり採算が合わないもんだから一応農協部会の中で協議して廃止にしていこうということになった経緯があります。そういった廃止になった理由については，本当採算が合わない，だけど今度の２番の課題についてでありますけども，もしもこうやって肥育牛を今後また，そういった希望者がいるとなった場合にですね，今後の計画としてあった場合の，今後の課題ですね，この肥育牛に取り組んでいく農家がいたとした場合の課題などがあればお願いしたいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは，課題についてお答えいたします。本市において，肥育経営を開始するにあたっての想定される課題といたしましては，まず経営規模に応じた牛舎，堆肥舎などの施設整備や素牛購入などにかかる初期投資が大きい事，また，素牛を購入してから肥育牛を出荷して，収益を得るまでに，約２０か月程度の期間を要するという為に，多大な資金が必要な事などが考えられます。その他，牛肉価格や子牛価格，飼料価格などの影響を受けやすいこと，高品質な牛肉は安定して効率的に生産する為の飼養管理技術の蓄積がないこと，食肉処理から流通販売体制が整っていない事，飼料の購入や肥育牛出荷の際に，多くの海上輸送費がかかること，十分な敷料の確保が困難な事などがございます。以上です。

１５番（奥　輝人君）　はい，部長ありがとうございます。そういった課題が山積しているということで，やはりあの畜産農家は肥育の方には一応手を挙げていかないというのが現状だと思います。さらに言いますとですね，やはりあの肥育をするにあたればやっぱり人材の育成ですよ，人材の育成。やっぱり肥育のノウハウを持った方がいなければ，やっぱり簡単にはできないということもあります。また，土地の，さっき部長が言われたように，土地の確保ですよね。草地畑の確保。やっぱり大規模なやっぱり肥育農家っていうのはやっぱり１００頭２００頭の規模じゃなくて，今は１，０００頭以上ですので，鹿児島から来る購買者などはもう１，０００頭，若しくは多いところでは６，０００頭いますので，それぐらいの施設も必要だし，それに対する大型機械，更にはそういった諸々の維持管理費などが積み重なっていきますので，今鹿児島で肥育農家が安定しているのはやはり過去からの積み重ね積み重ね，その維持がやっぱり軌道に乗っているもんだから，こうやってできているものであって，今後のこの奄美での課題は本当これを解決できるのであればですね，本当島ごと奄美の笠利を一本化して，そこでやるぐらいの，そういった気持ちがなければできないのかなという思いがしております。先ほど，部長からの話もあったようにですね，徳之島のほうでは，一応肥育を試験的にやっております。ちょっと説明したいんですけど，肥育といっても６頭です。一応農家さんに３農家さんが手を挙げて一応徳之島の黒牛ということで一応引っ越していただける方を募ったら３農家が手を挙げて，２頭ずつ，計６頭を今肥育しております。３月と４月のセリで，導入したということで，導入後は来年の１２月にとりあえず屠殺をして徳之島のブランドとして，ふるさと納税に活用したり，そして町民祭とか農業祭とかで販売をしたり，また，あの小売業者に販売をさせたりして，そういった町内の飲食店に提供して，観光客などに徳之島の牛ということで，一応普及させていくのが一応目的でいま今年から始まった経緯があります。そういった事もありまして一応，少ない頭数でありますけども，それもやっぱり肥育でありますので，徳之島としては，今後はこういうことで更に肥育農家が少数でもいいから，少ない規模でもいいからやってもらって，徳之島をＰＲしていきたいという話をしていました。そこら辺り，奄美本島内でも笠利でもですね，小規模農家の頭数でできているのかなという思いもしております。これについては一応徳之島で先駆的にやってますので，その様子を見ながらでもいいと思いますので，今後においてですけれど，今ちょっと将来性について，ちょっと私の思いを話をしましたけども，将来性において，小規模農家そういった肥育で，この笠利産の黒牛がこの島内でやっぱりこうやって流通が図られるよう

な，そういう展開がやっぱりあればいいのかなと思っております。将来性について，今後の方向性などあればちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは，将来性についてお答えいたします。先ほど，お答えいたしましたとおり，肉用牛肥育経営を行うには，様々な課題がございます。今後関係機関と連携し，他自治体の取組状況も注視しながら，継続的・安定的に農業経営が可能か見極めていく必要があると考えておりますが，子牛価格が高騰している現状におきましては，労働費の軽減や，飼養管理技術の向上を図り，高品質の牛肉を生産できなければ，奄美大島における肥育経営は厳しいものと考えております。何れにいたしましても，奄美群島は県内でも有数の繁殖経営，子牛生産地域にあり，セリ市では本土から多くの購買者が来島いたしております。今後も子牛の生産地域として粗飼料の反収向上による生産コストの低減や，繁殖雌牛の増頭・更新，優れた凍結精液の確保と，受胎率向上の推進，支援を図り，子牛の商品性向上に努め，肉用牛繁殖農家の経営安定を支援してまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。以上です。

１５番（奥　輝人君）　はい，よく分かりました。自分も今，子牛生産をやっていますけれど，やはり相場が高いもんだからやっぱり購買者，肥育農家にやっぱりこうやってセリで競り落とされた方がやっぱり生産農家は今は本当儲かるというか，儲かる農業経営をやっておりますので，今のところはそのほうがやっぱりいいのかなという思いがしております。やっぱり単価が下がったり，やっぱりそうやって経営が行き詰まるような事態があった場合ですね，そういう時にはやっぱりこうやって石垣島も取り組んでいるように一貫経営ですよね。一貫経営がやってますので，子牛生産，肥育経営，一貫経営でやってますので，相場の上下を見ながらですね，動向を見ながらやっぱりこうやって奄美でも肥育農家が出現，出てくるのを今後ちょっと期待をしながらですね，自分達の世代では出ないんだけど，今後の世代にやっぱりこうやってできるような可能性をやっぱり示していきたいなという思いがしておりますので，今後もまた部長，そういった畜産に対しての一貫経営もありますということ，そういった夢などを語りながらですね，普及していただきたいなと思いますので，よろしくお願いしたいなと思います。

それではですね，次に，３番目のサトウキビの振興に移りたいと思います。（１）反収向上対策についてであります。①の株だし栽培の補植についてであります。サトウキビについてはですね，収穫作業は昨年からは年内操業が始まり，３月までの期間でありました。収穫作業が終われば，次年度に向けての今度は株だし管理となっていくわけであります。この株だし栽培の管理がほとんどされている農家などは，本当徹底してやっていると思いますけど，やはりその中で一番課題になってるのが，やっぱりハーベスタで収穫された畑などが特にですけど，やはりあの鎮圧されたり，株が掘り起こされたり，特に枕地などがですね，本当欠株だらけという状況の畑が続いております。そういった反収を向上させる為にも，やっぱり欠株の補植ですよね。補植をしなければやはりその反収が上がらないというデメリットがありますので，そういったことを踏まえてですね，今年から富国製糖のほうでは管内のほうでその従業員がポット苗ですね，一芽苗のポット苗を作って２月の中旬に作って，４月に植えつけられるように約８，０００本ぐらいだったかな，そのぐらいのポット苗を作りました。初めての試みだったんですけど，それを無償で配布するということで，農家の方に配布，提供させたら一日二日でもうなくなったという結果が出ております。そういった補植苗の件についてですけど，富国製糖が今回やったこの事例を参考にしながらですね，農家への普及とかそういった対策，対応など，今後，今年来年の収穫が始まりますけども，それまでにそういった情報提供とか対策取組などがあればお願いしたいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは，議員の御質問にお答えいたします。毎年実施されております農談会，大島本島サトウキビ生産振興大会などにおきまして反収向上対策の一環といたしまして収穫後の欠株に対する補植の推進を掲げているところでございます。その対策といたしまして，本年の４月上旬

に先ほど富国製糖があったようお話がありましたが，奄美市サトウキビ振興対策協議会におきまして，補植用の苗として一芽苗のポット苗約２５，０００本程度を準備し，希望農家３０戸へ無償配布いたしております。来年度につきましても，今年度同様，一芽苗を２５，０００本程度準備し，希望農家へ無償配布を計画しているところでございます。議員御案内の農家への補植用一芽苗の栽培講習につきましては，補植の重要性を深く理解し，実践していただけるよう，補植栽培講習会開催に向け，関係機関と連携し，進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

１５番（奥　輝人君）　はい，すみません。私，先ほど８，０００本とか言ってましたけど，本当は２万５，０００本の間違いでありました。８，０００本ていうのは，やっぱりその採れたのが８，０００本だったと思います。発芽が悪かったのもありましたので，やはりあのそのポットが１００の中の半分ぐらいしか出てなくて，そういうのもありましたので，そこら辺りは土のかぶせとか，ポットが小さくて中々生育ができなかったというそういった欠点もありましたので，その２万５，０００本がすべてが生育したのであれば，この反収アップにつながると思いますので，そこら辺りもやっぱりポット苗を作る時には，注意しなければいけないのはやっぱりその全部発芽できるような仕組み，そういった取組をしなければいけないのかなと思いますので，そこら辺りも従業員と話をしておりますので，そこも取り組んでもらいたいなと思います。それとですね，一応この一芽苗の件も今話もしましたけど，またあと二芽苗もありますので，その二芽苗の場合はもう直接床を作って，そこにキビを並べてですね，床を作って並べてそこで発芽させていくのも方法があります。しかしその二芽苗の場合は床を作るもんだから，あとその植え付けの時に，採る時に根を切ったりして若干活着に時間がかかる活着しない株も見受けられた事もありました。今回もそのサトウキビ振興協議会の一芽苗の苗と二芽苗の苗も作っていましたので，その二芽苗を自分もちょっと試験的にやったんだけど，やっぱり活着するのがちょっと悪かったなと，ちょっといい成績ではなかったような感じがしておりましたので，それを二芽苗もちゃんとするのであれば，床を作る時に，下にビニールシートを敷いて，根が地面の中に入り込まないような対策などをしたら，二芽苗も効果があるのかなということで，一応製糖会社の職員とも話をしまして，来年はそういうことをして取り組んでいこうと話もしたところでありました。やはりサトウキビにおきましては，収穫面積が今までは６００ヘクタールぐらいあったんですけど，この前のサトウキビの夏植え推進の時でも，市長もいたんですけど，来年の収穫面積が５３５ヘクタールですか，約７０ヘクタールぐらい収穫面積が減少しているという報告もありました。やはり富国製糖を運営させる為には，やっぱり最低でも２５，０００トン以上，３０，０００トンは確保しなければいけないというそういった目標クリアがありますので，そこら辺りを達成させる為にはやっぱりその収穫面積が下がっていく中で，反収を向上させるのも一つの手段でありますので，今後はこういった補植苗の普及させるように取り組んでもらえたらなと思います。

それではですね，次に，除草剤対策についてであります。この除草剤対策についてもですね，畑がやっぱり多い状況でありますので，そこら辺り除草対策をしなければ，反収アップにもつながらないということでありますので，自分もこうやってサトウキビ畑を巡回をしておりますけども，やっぱり徹底している畑は徹底していますね。現状で，８月までの台風が来るまで，圃場を見れば，やはりその中でやっぱり何箇所かやはり手が回ってないのかな，除草剤を撒いてないのかなという畑も結構見受けられるのが現状だと思います。そこら辺り農家さんに，この畑は分かりますので，農家の氏名も分かると思いますので，その畑に除草剤でも撒いて手入れをしていただきたいなといった指導体制ですよ。そこら辺りを徹底していかなければ，いつまで経ってもやっぱり除草剤を撒かない，そういった草ボーボーの畑が減少する，なくなるのはいつになるのか，除草剤対策を徹底しているんだと思うんだけど，していない農家に対しての指導ですね。訪問してやってその農家さんに直接こうやってもう少し除草していただきたいとか，もう少し反収アップにつなげるために工夫していただきたいとか，そういう指導をやっていただきたいと前からずっと話をしていますけれど，そこら辺り，実践されているのかをちょっと聞き

たいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それではお答えいたします。議員御指摘のとおり，本市管内におけるサトウキビの圃場を見てみますと，除草管理作業が行き届いていない圃場が多く見受けられます。農談会や大島本島サトウキビ生産振興大会などにおきまして，適期管理作業の指導を今行っているところではございます。奄美市サトウキビ振興対策協議会におきましては，除草剤購入に対し，５分の１以内の助成を実施しており，あまみ農業協同組合におきましても，年二回に開催されます，ＪＡあまみの農業機械展示会において，除草剤の販売を通常の価格よりも安価にて提供されています。また，大島農業共済事務組合におきましてもサトウキビ共済加入者に対し，除草剤の助成を行っております。このように各種の取組を行っておりますが，現状といたしましては除草管理作業が行き届いていないのが実情となっております。サトウキビの反収アップにつなげていく為にも，除草管理作業は必要不可欠でございますので，今後奄美市サトウキビ振興対策協議会を基に対策案を協議し，関係機関等で生産農家に除草管理作業の必要性を呼び掛け，徹底できるよう進めてまいりたいと考えておりますので，御理解賜りたいと存じます。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応そういった圃場で除草剤とか管理徹底されてない農家を見ればですね，私の推測ではやはり副業をやっている方，専門的にサトウキビをやっている方はほとんど徹底してやってるんだけど，やっぱり副業をやっている方が手が回らないのかなという思いがしております。そういった手の回らない方々への指導ですよね，そこら辺りがやっぱり徹底されなければ，いつまで経ってもこの状況が続くのかなと思いますので，さっき部長が言われたように農談会とか一応各集落に回っての聞き取り調査，いろいろありますので，そこら辺りでも徹底してですね，それをＰＲしてもらえたらいいと思います。しかしながら，そういった副業の方はそこには参加しないのが，昼間しか１時半とか朝とか昼に会合をもちますので，聞き取り調査とかもありますので副業の方などは別の仕事をしていて，夕方にしか帰って来ないということで，そういった方々をどうにか指導するように今後はやってもらいたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。それとですね，一応サトウキビの来年度のハーベスターの単価ですけれど，一応目視でありますけれど，この畑から３トン未満であれば今までは５，８００円でありましたけれど，今回から１万円ということで，ハーベスター組合がそれをもう決定されております。本当に目を見て３トン以下であれば，あなたの畑はもう３トンもありませんので一応，反あたり１万円取りますよというのが決定されておりますのでそこら辺りもですね，やっぱりその農談会とかでも話をされていると思いますけど，今年は特にコロナの影響で農談会もままならなくてですね，サトウキビ振興大会も開催されていませんので，そこら辺りを再度こうやってＰＲして，広報していく為にしなければいけないと思いますけど，来年の収穫までにはそれをしなければいけないと思っていますので，そこら辺り取組として広報活動など，どのようにされるのか聞きたいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それではお答えいたします。平成２９年１２月に開催されました北大島ハーベスター連絡協議会総会におきまして，奄美大島の低反収の大きな要因の一つとして，圃場の管理がなされていないことが取り上げられました。その中でハーベスターを稼働するにあたり，収穫圃場の反収が低いと受託者は赤字経営となることからハーベスター組織の経営安定のため，受託料金改定について協議がなされ，令和３年産より反収３トン未満の圃場につきましては，低反収圃場の受託料金として一反あたり一万円を基準とし，受託者の判断において決定することといたしております。対象圃場の判断方法につきましては，議員御指摘のとおり，目視によるものでございまして，受託者が圃場の状況や過去の実績等を加味し，決定するものといたしております。なお，農家への周知方法といたしましては，奄美市サトウキビ振興対策協議会からは毎年実施をしております農談会や面積調査を行う際に，説明させ

ていただいております。後，受託者の方からも周知を促していただいておりますので，何とぞ御理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

１５番（奥　輝人君）　はい，分かりました。是非そういう広報活動も徹底していただきたいと思います。最後になりますけれど，台風１０号の関係でですね，夏植えのシーズンなんですけれど，中々８月の末から雨が多くてですよ，夏植えの進捗率が本当鈍っていると思います。私も２０アールぐらい植えるんですけど，全然手が付かない状況でありますので，サトウキビの夏植えの推進出発式もありました。奄美市で１００ヘクタールだったか，９０何ヘクタールですかね。それが本当に達成できるのか，今現状では心配ではありますけれど，今後の自然，天気が回復されてですね，農家の皆さんがやっぱり１００ヘクタールぐらいの夏植えができるように，今後頑張ってもらえれば，来年度以降の富国製糖さんへの搬入量が維持されると思いますので，農家の皆さんの頑張りに期待をして，私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（与　勝広君）　以上で，自由民主党　奥　輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時３８分）

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属　永田清裕君の発言を許可いたします。

３番（永田清裕君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継を御覧の皆様こんにちは。無所属の永田清裕でございます。

第３回定例会の一般質問を行います。質問に入る前に所見を述べさせていただきます。まず，先日の台風１０号の影響により，被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心から願うところであります。そして，台風１０号の防災対策に昼夜を問わず，取り組んで頂いた職員の皆様に，市民の一人として心から感謝を申し上げます。一方で，未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった皆様に，衷心よりお悔やみ申し上げますとともに療養中の皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。また，４月に本市で発生した事案以降，当局の皆様は様々な対策を講じ，日夜多くの職員を動員し，コロナ感染防止に取り組んでおられることに，心から敬意を表するところであります。市民の皆様におかれましては，見えない敵に対して，多少なりとも不安を抱えながら，来島への来島者への規制が緩和され，観光客などの交流人口が増えてきている中，経済活動がままならない厳しい状況でありながらも，しっかりと自らの感染防止に努め，現在に至るまで一名の事案発生にも至っていない事は，正に奄美の人の人情であり，心意気であります。心から敬意と感謝を申し上げます。

さて，先の二日間において同僚議員からコロナに関する多くの質問がありましたが，一同に一丁目一番地は新型コロナであるという思いからだと思います。当局の皆様方には御理解をいただきまして，少々重なる質問があるやもしれませんが，改めて市民の皆様に詳細に分かりやすくお示しいただきたい，こういう思いで質問をさせていただきます。

それでは早速１番目の質問でございます。大きな１番の新型コロナウイルス感染症対策（１）感染予防対策として，体制や関係機関との連携っていうことでお伺いします。これはもう先の同僚議員の中でいろいろ質問がありましたので，４月，７月に発生した事案を受けて，実際に現場で直接対応をして感じた事，学んだ事については，昨日の答弁の中で，警戒レベルの設定，島うちわ，島旅のしおり，無線による呼び掛け，あるいはチェックシートを配布している，そういったことなどは承知しました。現在の感染予防対策，今後更に必要とする体制の整備など離島地域における課題はないのかお伺いします。また，県保健所，関係機関との連携した取組等々について御教示いただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行いたいと思います。よろしくお願いします。

保健福祉部長（山下能久君）　それでは感染防止対策体制や関係機関の連携についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては，本市において４月に感染者が確認されました。また，７月以降鹿児島県内及び大島郡内である，与論町において集団感染が発生し，感染が拡大した際の生活や医療へ及ぼす影響の大きさを認識し，緊張感や危機感を改めて感じたところでございます。議員御案内のとおり，本市は外海離島であり，本土に比べますと，医療体制や十分とは言えません。また，高齢者も多く，万が一感染が拡大した場合には，重症化する恐れもあるため，何としても感染拡大は防がなくてはなりません。特に鹿児島市や与論町での集団感染の発生や全国において集団感染につながる要因が明らかとなってきており，外からの感染のリスクを低減する対策とともに従来から言われている３密を伴う場や，大人数での会食など，クラスターにつながるリスクの高い要因につきましては，重点的に取り組む必要性を感じているところでございます。現在，新型コロナにかかわる体制といたしましては，各種対策の決定を行う対策本部に加え，新型コロナ緊急対策室を設置し，庁内における情報の集約や調整，また，情報発信を行い，庁内の連携強化と必要な施策を円滑かつ迅速に実施できるよう取り組んでおります。また，生活圏域を同じくする，奄美大島５市町村で連携を取りながら，奄美大島対策本部会議を設置し，奄美大島全体として対策を進めており，今後も更に連携強化を図ってまいりたいと考えております。県や関係機関との連携につきましては，大島支庁や名瀬保健所，また，医療機関をはじめとする関係機関と情報を共有し，連携した取組を行っているところでございます。今後につきましても，まずは感染が拡大しないための対策，そして万が一感染拡大となった場合，島の暮らしをしっかりと守れるよう関係機関と強力な連携を図りながら対策を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

３番（永田清裕君）　それでは今後もしっかりと関係機関と連絡を取りながら，連絡を密にしながら努めていただきたいとそのように思います。また，医療機関，高齢施設などの職員の皆さんは，特に強い使命感を持って業務にあたっておられます。一日も休む事ができない，そういった状態にあろうかと思います。実際に私のもとに届いた，市民の声の一つをお尋ねします。高齢者の介護サービスを担う事業所で感染者が発生されたとします。サービスが止まることになります。他の事業所が支援する体制が構築されているのか，事業間の情報共有の体制はどうなっているのか。横のつながりで互いに助け合っていけたらという気持ちが大切だと感じます。そういう内容でしたが，この件に関して本市がどの程度関与し，支援されているのかのお尋ねです。御教示いただきたい。併せて集団感染リスクの高い施設への感染症対策について，国や県の動きも含めてどのような支援がなされているのかを御教示いただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　介護事業所におきまして，感染症が発生した場合の支援体制についてでございますが，比較的大きな法人では法人内の他の事業所から応援体制が想定されていると伺っております。しかしながら，小さな事業所ではまだそこまでの設定はできていないのが実情でございます。市といたしましてもこの事につきましては，大変重要な課題として捉えており，現在介護事業者内での感染者が発生した場合の事業継続計画の策定，事業所間の連携，市の支援策等について介護事業所や名瀬保健所と検討会議を重ねているところでございます。この検討会議につきましては，事前に利用者の同意のもとではございますが，あらかじめ協力事業所を選定しておく事や，訪問介護においては前もって二つの介護事業所を組み入れておく事など，具体的な協議を進めているところでございます。今後もこのような協議を重ねながら介護事業所において感染症が発生した場合に連携した対応ができるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に，介護事業所と国・県の支援策についてお答えいたします。国・県におきましては新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所，施設，介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆様

に対しまして，一つ目に感染症対策を徹底した上で，介護サービスを提供するために必要な経費を支援しております。二つ目に介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備なども支援しております。三つ目に職員の皆様に慰労金を支給する支援をしているところです。以上でございます。

３番（永田清裕君）　はい，ありがとうございます。介護事業者ともできるだけこういった猶予期間と言ったらおかしいですけれども，発生してない時期にこまめに連絡をとって今後起きた時はどういった体制を敷くのかと，その付近を細かく打ち合わせて備えていただきたいと，そのように思います。それでは，次の質問に行きます。検査体制についてということでございます。これも再三質問がありましたけれども，９月中にＰＣＲ検査が配備されるという報告は先日の答弁で再確認できました。医療技術は日進月歩であります。そこでＰＣＲ検査と抗原検査を適切に組み合わせ，今後の検査体制を強化するとした厚生労働省からの指針が７月にありました。奄美市では，県立大島病院での抗原検査キットの使用はあるのかという質問でしたけども，今日午前中の奥議員の必要があるということを聞いておりますけれども，また，この抗原検査キットが今後奄美市での整備予定はないのか，そこをお示し下さい。

保健福祉部長（山下能久君）　検査体制につきましてお答えいたします。奄美大島５市町村で組織します新型コロナ感染症対策会議では，６月に鹿児島県に対し，奄美大島におけるＰＣＲ検査体制の早急な確立について要望を行ったところでございます。現在，県において県内の県立病院の配備が決定され，県立大島病院には早ければ今月９月中に配備ができるよう調整を行っていると情報を得ているところでございます。次に，抗原検査につきましては，国において８月２８日に行われました本部会議の中で，季節性のインフルエンザ流行期に対応し，地域の医療機関で簡易，迅速に行えるよう抗原簡易キットによる検査の大幅拡充の方針が示されておりますので，今後検査体制の整備が図られるものと考えております。本市内におきます，抗原検査キットの件につきましては，先ほど奥議員にもお答えしましたが，指定医療機関におきまして，必要数を確保しているものと考えております。以上でございます。

３番（永田清裕君）　はい，ありがとうございます。御存じのように抗原検査キットっていうのは，３０分くらいで最短で検査できるというのと，特別な検査機器を使用せずに，検査ができるというメリットがあります。奥議員もおっしゃってましたけど，できればゆくゆくは水際対策とか，そこの面で使用できればとそういう思いから私も質問させていただきました。ありがとうございます。

　続いて，水際対策についてお伺いします。外海離島であるが故に，玄関口となる空港や港での水際対策は非常に重要であると感じております。まず，本市が４月から職員を動員し，通常業務を調整しながら，特に港での対策は早朝夜間に及ぶ中で，水際対策に努めていることに敬意を表します。ただし，コロナの影響がいつまで続くか見通せない中で，当然水際対策は続ける必要があるとそのように思いますが，県主導で業務委託をすると聞いておりますが，今現状はどうなっているのか。そして県の動きはどうなのか，県との調整はどうなっているのか，そこを御教示いただきたいと思います。

保健福祉部長（山下能久君）　水際対策についてお答えいたします。水際対策につきましては，県や奄美大島５市町村で連携を取りながら実施しているところでございます。奄美空港は４月の２０日から名瀬港においては４月の２９日から職員を動員し，水際対策を行っております。新型コロナウイルスにつきましては，ワクチンや治療薬の開発も時間がかかることが予想され，長期化されることが想定されております。現在は職員を動員し，実施しておりますが今後も継続して実施していくために業務委託を考えており，県が業務委託については進めているところでございます。現在の状況につきましては，７月から関連する業種の事業所へ受託について個別に協議を行っておりますが，事業所においては人手不足を確保するのが難しい，また，新型コロナに対する不安等の理由により，民間委託が進んでない状況だということをお伺いしております。そのような中で，市においても関連する業種の事業所の方々に改めて実

情をお伺いするとともにコロナの不安について水際対策業務における業務をする側の感染防止対策等の説明を行い，理解を図っているところでございます。以上でございます。

３番（永田清裕君）　やはりこの件に関しましては，水際対策っていうのはコロナが，収束がまだ見えない中で続けていく必要っていうのは感じております。やはりそれを考えると今から備えることが非常に大切な事であって，スピード感が求められていると感じられるところであります。地元の観光団体とかあるいは，他の地元の団体からもやはりしっかりとした態勢で一日も早く進めてもらいたいという声が上がっているところであります。こういう思いを本市からも強く県のほうに要請していただきたいと，そのように思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは続きまして，避難所の感染予防対策ということでお聞きします。台風シーズンの最中に加えて，コロナ禍での避難所運営になると思います。昨日，答弁にて職員を対象とした説明会にて，ゾーニング等のシミュレーションを行ったと聞き，また，先日台風１０号の避難所も早々に設置され，おおむね良かったとそういうことです。そこで，お尋ねしたい事は，次は簡易トイレ，ゾーニングのための間仕切り等の配備後のシミュレーションが必要かと思いますが，お教えいただきたい。併せてコロナ感染者が発生した時の搬送はどうなるのか御教示いただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　お答えいたします。本市におきましては避難所感染症予防対策における具体的なチェックリストを作成をしている他，感染症予防対策に必要な資機材を整備，備蓄をしております。また，今回専決予算にて計上させていただいておりますが，新たに段ボールベッド，間仕切り，簡易トイレなどを購入し，感染症対策資機材の充実を図る予定でございます。感染予防に係る資機材につきましては，供給が被災地へ今集中をしているということと，また，全国的にも需要が高まっているということから供給が需要に追い付いてないという状況でもございます。確実なまだ導入時期については申し上げることはできませんけれども，可能な限り早く導入できるよう，現在手続きを進めているところでございます。それから，事前の避難所受入れのシミュレーションにつきましては，避難所の個室数や避難世帯ごとに１メートルから２メートルの間隔を取った場合の収容人数，この調査を実施しまして３密を回避できる受入人数を把握するとともに，先ほども出ましたけれども，７月には避難所運営を担当する職員に対し，実践形式で対応をシミュレーションし，疑問点を解消するなど適切な感染症予防対策が行われるよう努めてまいりました。それから，感染が疑われる避難者につきましては，名瀬保健所に確実につなぎ，これは県の責任において病院への入院，それから宿泊療養施設へ入所をすることとなります。その他，発熱者などにつきましては，感染症対策といたしまして保健師を配置をした専用の避難所，これを各１か所ずつ設けまして，そこに避難をして頂くということになっております。いずれにいたしましても，避難所における感染症予防対策を徹底をしまして，必要に応じて見直しを行うなど，十分な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

３番（永田清裕君）　はい。ありがとうございます。コロナ感染者が発生した時の搬送ということが非常に重要だと考えましたので，再度質問させていただきました。これからちょっと私の意見としてお聞き下さい。今回のように台風が９・１０と続いてきますと船がストップすることになります。そうなると量販店においても食べ物，電池，避難グッズなどの品薄が発生しておりました。これからも海水温の上昇だとか，気候の変化によって台風が連続して来る可能性が予想されております。今年は７月０から始まって，まだ後何個かの台風の発生が懸念されているところであります。そこで品薄の対策として，何かしら行政と民間との連携，一緒になった対策が必要ではないかと，感じるところであります。検討していただければと思います。また，９月１日は防災の日でもありました。今年は５月に予定をしていた県総合防災訓練も中止になりました。そういった中で，こういう避難所開設のシミュレーションを各機関の協議を図って，そして併せて各地域における日頃からの自助共助の意識の向上，あるいは自主防災

組織の強化につながる取組にも期待をしたいと思います。

それでは，次の質問に移らせていただきます。（２）経済対策①新型コロナウイルス感染症対策事業の振り返り，検証ということでお聞きします。８月２１日の全員協議会でそれぞれの経済対策事業の進捗状況について説明を受けました。既に終了した事業内容の再チェックが大切だと感じており，そこが次の予算への指標の一つになると考えるところであります。特に深刻なダメージを受けて即効性が必要であるという見方から実行することに至った観光事業者や市民向けの観光促進の取組についてのお尋ねです。この対策事業は補助の割合が高く，市民や業者からの評判が良く，すぐに完売となったようでありますけれども，目的は達成されたのか，実績としてはどうであったのか，利用した方々の声はどう反映されていくのか，また，多額の事業費を投入し，多くの皆様に喜ばれた事業であるので，しっかりと事業の再チェックを行い，事業者のレベルアップと今後の事業展開につなげていきたいと思います。今回の補正予算にも追加予算が計上され計画されているようですが，実施の内容はどうなるのか，できれば市民が広く参加できる仕組みができ上がっているとは思いますけれども，お示しいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　はい，それでは議員にお答えいたします。議員の御質問のとおり，事業の再チェック，振り返りによる効果や課題，改善事項を把握し，次の施策に活かす事は大変重要であると考えております。本市では，コロナ禍による大きな影響を受けている観光業の持続・継続を着実に支援するため，先の５月１５日に専決第２弾として観光事業所や市民の宿泊体験プログラム利用への助成事業を実施したところでございます。本事業につきましては多くの観光事業者，市民の皆様の御参加をいただき，コロナ禍により島外からの観光客が少ない中にあっても，一定程度の宿泊体験プログラムの稼働を図ることができたものと考えております。実績といたしましては，当初計画していたよりも多くの御利用を頂いたところですが，現在随時精査を行っているところであり，執行率ベースで申し上げますと，９月１日現在，３８事業所に対し，当初予算２，０００万円の内，１，７８８万７，０００円８９．４パーセントを交付しているところでございます。本事業は事業を実施する段階から奄振補正予算へ充当することを国・県と協議してまいりましたが，６月２日付で交付決定を受けましたことから市の計上予算から追加となる予算分については，本議会に上程させていただいております。

次に，利用者の声としましては，宿泊体験プログラム事業者からは事業継続への効果やサービス向上，事業者相互のレベルアップにつながるとの評価をいただき，また，市民の方々からは奄美の魅力の再発見をすることができたといったお声もいただいております。また，事業の中でアンケート調査を実施しておりますが，アンケートによる評価や魅力，課題などをしっかりと事業者に還元していく事で，コロナ収束後に向けた奄美観光ブラッシュアップに反映させてまいりたいと考えております。

それと，第２弾の事業の内容はということだと思いますので，それについてもお答えさせていただきます。それでは，宿泊体験プログラム利用助成事業第２弾につきましては，事業費２，０００万円を予算計上いたしております。第２弾については，先の第１弾において事業者間の相互ブラッシュアップは十分に図られたものと考えていることから主に市民を対象とした事業を実施したいと考えております。改善点といたしましては，第１弾の利用方法は先着順としておりましたが，御利用いただけなかった市民の皆様も多くいらっしゃったようでございますので，第２弾では抽選方式に改め，しっかりと周知を図り，広く市民の皆様に御参加いただきたいと考えております。以上です。

３番（永田清裕君）　確かに第１弾においては，やはり利用したいのに既に完売になったと，その予約の仕方とかそういうのも必ずしも隅々まで周知されてないような声も聞こえてましたので，今回新たに観光業者の方も非常に大切ですけれども，やっぱり地元の市民に広く知ってもらうということも大事だと思いますので，それを先着順から抽選方式に変えたということですので，今後広く行き渡る，そういったことを期待したいと思います。それで地元の市民が広く利用してもらう事で，ここに良いホテルがあ

るなあとか，良い施設があるなあと，市民の新しい発見につながることも大切だと思います。市民が分かりやすく，日時に余裕をもってお知らせいただきまして，できように事業を進めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

次に，②の奄振事業についてお伺いします。今回奄振事業における奄振交付金の予算において，市として観光事業に関する多くのメニューが示されております。新型コロナの影響を見ながら実施されていくと思いますが，市当局の今後の観光の狙いや，展開をこの予算を通してどのようにお考えなのか，加えて，この事業による地元への効果をどう見てるか，本市の見解をお示し下さい。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。今回のコロナ感染症は，議員御承知のとおり，その特性から特に人の交流を通して感染が拡大していっており，とりわけ飲食業や観光業に大きな影響を及ぼしているところでございます。本市を含む奄美群島の観光の状況につきましてはコロナ禍以前はＬＣＣの就航や世界遺産自然登録を目指した機運の盛り上がりなどの追い風から群島全体としても入込客数が右肩上がりの状況が続いていた事は周知のとおりでございます。そのような中で世界自然遺産登録による入込客数の増加などを見据えて観光施設整備や観光資源の磨き上げ，誘致促進や受け入れ態勢作りなど，民間事業者と行政が連携して一つずつ取り組んできたところでございます。これらの積み上げてきた取組はコロナ収束後にも必ず必要となってくると考えており，今はこのコロナ禍を民間と行政がしっかりとタッグを組み，乗り越えて行く事が重要であると考えております。その上で，先の８月２１日付，専決予算と本９月議会において，奄振交付金を活用した観光関連事業を予算計上させていただいております。今回の奄振補正予算では，コロナ禍における観光対策として，観光事業所が取り組む，感染症防止策に対する補助事業やエコツアーガイド，ダイビング事業者と連携した自然景観調査保全事業，連泊旅行者を対象とした奄美特産品カタログギフト進呈事業，また，先ほどの答弁にもございましたが，宿泊体験プログラム利用助成事業の第２弾などを実施する予定でございます。これらのコロナ禍における受入態勢の構築や滞在促進に関する取組を観光事業者の皆様と連携して展開し，各事業所の事業継続を支援することで地域経済を支えるとともに，来島者にとっても安心で安全な奄美観光の構築につなげてまいりたいと考えております。未だ先行きを見通す事が困難な状況ではありますが，事業者にしっかりと寄り添いながら感染防止と地域経済の両立を図り，コロナ収束後も持続可能な奄美観光を実現してまいりたいと考えておりますので，議員の御理解をよろしくお願いいたします。以上です。

３番（永田清裕君）　はい，ありがとうございます。今回のこのメニューっていうのは，緊急的なものだと承知しておりますが，観光立島を目指しているという，そういう思いから，今後のメニューについてはこの効果を見据えて本市からのメニューの継続，若しくは発案をして，新たな政策に反映できるように努めていただきたいと要望いたします。

③のコロナ対策に関する協議会についてをお伺いします。新型コロナの影響は市民生活，店舗の営業，事業の継続，そして感染症対策に前線で対応する医療福祉分野と多くの業界に多大な影響を及ぼしております。これまでも国や県，そして市において地域の実態や各団体からの要望等を受けてあらゆる対策や支援を実施していますが，今後も長引く新型コロナ感染症の影響に対して，地域におけるそれぞれの分野における現状や取組の内容について，各業界の情報を全体で共有し，対策を考えていく事が重要であると感じております。中小企業懇談会という商工業を中心とした会はあるようですけれども，そこに金融とか医療福祉教育そして新型コロナにかかわる行政機関，そして議会を加えた，コロナ対策に関するすべてが参加した協議会を設置し，適宜話し合う場をもって進めていていただければという思いがありますが，そこで市民や事業者等の現場の声が届きやすいということと，みんなで情報を共有し，議論しそれぞれが取り組む事，お互いが協力してやれること，そして行政に取り組んで欲しい事，あるいは支援が必要な事など，迅速にタイムリーに様々な取組につながっていくものと期待できるとそう思

いますが，本市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　はい，それではお答えいたします。本市においては，中小企業の振興を図り，地域経済の活性化と市民生活の向上を実現する為，中小企業・小規模企業振興条例を制定しております。本条例の規定に基づき，中小企業の振興に有効な施策の策定，及び実施に向けての検討を行う奄美市中小企業振興会議を設置し，これまでも施策の提言等を頂いた経緯がございます。今回の新型コロナ対策についても，各業界の現状把握と併せ，市としての今後の施策の検討を行うため，委員の意見を聴取するよう現在部内で検討を進めているところでございます。一方，医療分野においては大島支庁や名瀬保健所，医療機関を始め，関係機関と情報を共有し，奄美大島５市町村とも連携した感染拡大防止対策に取組を行っているところでございます。新型コロナについては，国，県，市の支援策が次々に実施され，県内での発症者や発症数，医療検査体制等も当初と大きく環境が変わって来ていることもあることから議員御提案のように，各業界の情報を共有し，必要な対策を考えていく事は重要であると認識しております。本市といたしましては，新型コロナ影響は社会生活全般にかかわるものであることから，まずは各部の連携を更に強化するとともに，所管の制度の活用や取組をしっかりと進めながら議員御提案の協議会方式を含め，今後本市対策本部において検討させていただきたいと存じますので，御理解を賜りたいと思います。以上です。

３番（永田清裕君）　そうですね。いろいろな分野に影響が来ているわけですから，できればそういう情報をできるだけ早く取り入れて，全体で今できることから始めていただきたいと，そのように思います。よろしくお願いします。

続きまして，大きな２番の子育て環境についてをお伺いします。（１）保育施設整備について。先の第１回定例会で奄美市の中核となる，小浜保育所について申し上げました。４７年が経過している，建て替える必要がある，がしかし，総合的に検討しなければならないとの答弁がありましたが，公設民営の施設は金久，輪内，平田保育所を社会福祉事業団が管理運営していることは承知しております。このような大規模施設，特に小浜，輪内，両施設は先日現場を見させてもらいました。輪内では，園庭の一部が駐車場となって，園庭が狭いと感じる。立地として河川近くであることへの不安，屋根の老朽化など。小浜においては，厨房内の害虫による被害，外壁，窓枠老朽による風被害の恐れ，窓の鍵が古い型で，若い保育所の方々には閉め方に指導がいるくらいであること。実際に見て感じたところであります。その上で，改築が必要ではないかと思います。築４０年を経過した頃から改築等に関する議論があって，然るべきもので，今から総合的に検討するのでは手遅れにならないかと懸念されるところであります。保育行政の重要性は共通認識であり，永遠のテーマだと思います。子どもたちは次世代を作る大切な奄美の宝です。子どもたちのためにも，良い保育環境を提供すべく，具体的な提案はできないでしょうか。現地建て替えなのか，移転か補修か，規模などの議論が必要でしょう。まずは小浜保育所の保護者アンケートを取った上で，奄美市子ども・子育て会議等で議論し，前に進めることはできないでしょうか。それでも相当年数かかると思います。一朝一夕ではできない。だからこそ一時でも早く改築改修に関する年次計画を示していただきたい。各地域，住用，名瀬，笠利に分散して議論をする，それに加えて子ども・子育て会議で全体討論をし，各地域から出された案件を検討する，その結果から市民の皆様に理解を求めるという，そういった思いもありますが，併せて本市の見解をお聞かせ下さい。

福祉事務所長（永田孝一君）　それでは保育施設の整備についてお答えいたします。議員御指摘のとおり，令和２年，今年の第一回定例会において奄美市の保育施設につきましては，名瀬，住用，笠利地区の施設整備を総合的に検討する必要があると申し上げまして，令和元年度に住用地区の保育施設あり方検討委員会を開催しております。また，今年度は笠利地区の保育施設あり方検討委員会を開催しており，年度内に意見を頂くということになっております。御質問の小浜保育所につきましては，昭和４６

年に建築され，築４７年が経過をしております。老朽化が進んでいることは十分認識しておりまして，建て替えも含めた今後の維持，管理運営について検討が必要であると認識をしているところです。小浜保育所の整備につきましては，先に述べました，市全体の保育施設の総合的な検討が必要な事を踏まえた上で，整備の具体的な内容ですとか議論を行う場の設定なども考慮して計画を進めて行きたいと考えております。子ども・子育て会議にて議論を行ってはどうかという提案でございます。子ども・子育て会議につきましては現在は各施設の利用定数などの設定とか，あと子ども・子育て事業計画の策定など，主に事業の内容などが検討が必要な際に実施をしております。ただ，保育施設の整備についての議論方法はですね，子ども・子育て会議も含めて，様々なやり方があると思われますので，何れにいたしましても保護者などからの意見も参考にして次の世代を担う子どもや，その保護者のためにより良い子育て環境を整えてまいりたいと考えておりますので，どうか御理解いただきたいと思います。

３番（永田清裕君）　繰り返しになりますけれども，是非４０年を経過している，今答弁がありましたように，４７年という年月を考えますともう一日も早く進めていただきたいということで要望して，終わりたいと思います。終わりじゃなくて，もう一件だけあります。先日発表の第二期奄美市子ども・子育て支援事業計画書や県のまち・しごと・ひと創生総合戦略で子育て世代の女性の多くが就業しているという調査結果が出ております。また，このご時世女性の力を社会に反映させることは非常に重要としております。子どもたちの受け皿となる施設整備が追い付いていない，このような点からも，一日も早い計画から実行を願う思いでございます。先日，現場を見て嬉しい声がありましたので，披露させていただきます。小浜保育所で先生とのお話の中で，ふるさと納税を活用し，今までは小さなプールを３つ引っ付けて，子どもたちに遊ばせていたけれども，お陰様で大きなプールが用意され，子どもたちが元気に遊ぶ姿が見られて良かったと，それと，厨房内にコンベクションオーブンが配置され，便利で内容の良いおやつが作られ，子どもたちに提供できて嬉しいと，そういう喜びの声がありました。

大きな３番の産業振興についてをお伺いします。（１）水産業振興に対する取組についてでございます。①本市におけるシラヒゲウニの資源回復に向けた取組と今後の方向性についてお伺いします。２０１６年から水揚げゼロが続くウニ不漁の現状があります。２０２０年は稚ウニが３０，０００個が２月下旬から４月中旬に奄美群島内の各漁業集落に配布され，放流されるようになるまで，中間育成放流したと聞いております。現在まで放流事業が複数年実施されているが，現在の漁獲状況から見て，この事業に対する検証をどう考えているのか，また，群島内漁協組合では放流事業と並行して奄振事業交付金を活用して試験的な種苗生産の準備を進めていると聞いておりますけれども，本市における取組をお聞かせいただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　専門家のお話を御答弁させていただきたいと思いましたが，概略私のほうで申し述べさせていただきます。シラヒゲウニは奄美の本当立派な，と言いますか特異な水産資源であり，水産物でございましたが，もう皆目見なくなって数年に及んでおります。そういうことからシラヒゲウニにつきましてはかごしま豊かな海づくり協会におきまして，種苗生産を行っております。本市におきましては，今年の４月に名瀬，笠利，住用，それぞれ２，０００個の種苗を受け取りまして，離島漁業再生支援交付金事業を活用いたして種苗の中間育成及び放流などを行いまして，追跡調査を行って現在効果検証を行っているところであります。シラヒゲウニの資源の回復の取組につきましては，いまだ試行錯誤といいますか，そういう手探りの状況ではございますが，群島内の各漁業集落の中間育成，追跡調査の結果は本市だけでなく，群島内の各漁業集落で情報を共有しながら，より効果的な資源回復の方法を確立するよう努めているところでございます。また，種苗生産の今後の方向性といたしましては，本市も構成団体の一員として奄美群島水産振興協議会が事業主体となりまして，奄振交付金を活用し，奄美群島水産業活力向上プロジェクト事業として行っておりまして，その設備が整っております瀬戸内漁協の既存の施設で種苗生産の実証実験を行う準備を進めております。本市もその事業に参画いたしており

まして，シラヒゲウニの種苗の効果検証，そしてひいては，水産資源として効果が出るように努めているところでございます。今後この実証実験で生じた課題を踏まえまして，各市町村での将来的に種苗生産体制が確立するように情報を共有しながら努めているところでございますので，どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

３番（永田清裕君）　そうですね，ウニの雑食性に鑑み，廃キャベツや廃棄食物を餌として利用した生産方法が考えられるところですけれども，今現在の水温の問題とか環境の変化を考えると，安定生産が難しいという現状が考えられます。

そこで，（２）将来における奄美市の水産業の取組についてのお伺いです。①でも御答弁いただきましたが，水産業振興策として，市長からありましたように，奄美市，瀬戸内町のシラヒゲウニの取組やあるいは未利用の魚を加工して付加価値をつけて収得向上につなげるなどの後押しができるようなプロジェクトを是非進めていただきたいと思います。そのためには，実証試験の実施や，技術の研修など，様々な試みを本市単独ではなく，市長からもありましたように，広域的な連携で進めていく事が必要になろうかと，そのように思います。そうなると，県としては水産試験場，分室の整備も必要になると，そういった事も考えられるのではないでしょうか。それに併せて奄美市の水産業の取組について本市の展望をお示しいただきたいと思います。

農林水産部長（栄　広久君）　それでは本市における，水産業の取組についてお答えいたします。まず，漁業の所得向上の取組といたしまして，離島漁業再生支援交付金事業がございます。本土に対し，状況不利性のある離島の漁業振興を図る交付金であり，本市では名瀬，住用，笠利の３地区漁業集落が主体となり，実施しております。事業内容といたしましては種苗の中間育成及び放流，藻場造成，ウニ，エビ等の密漁監視，鮫駆除，島内外での販路拡大活動，未利用資源を利用した加工品の開発，食堂等の魚食普及活動，漁船リース等の新規就業者への補助を行っております。シラヒゲウニの水産資源の回復に関する取組といたしましては，種苗の中間育成，放流事業や各地区で表層型フロート，沈下型藻場ブロック，人工藻場等の取組を実施し，これらの追跡調査を行い，効果を検証してるところでございます。また，視察研修として，ウニ養殖の先進地であります，沖縄県の養殖場を訪問し，その内容を群島におけるウニ種苗の受け取りに先立ち，群島内市町村担当者及び漁協関係者が集まる会議にて周知を行い，より広範囲において資源回復に向けて取組を実施しております。未利用資源の活用といたしましては，漁業集落女性部が鹿児島県水産技術開発センターにて研修を行い，イソマグロ等を活用した加工品の開発を行っております。現在までにイソマグロを利用したジャーキーや魚肉バーガー及びその他の魚種を利用した惣菜の製作，販売を行い，所得の向上と雇用機会の創出を図っているところでございます。

次に，後継者育成の事業として，市単独の漁業担い手育成事業がございます。事業内容は新規就業者を対象に，奨励金及び３年間の手数料を補助するもので，令和元年度の実績額が５５万円，うち新規就業者が２名，手数料補助が３名となっております。また，漁業集落が主体となり，新規就業者特別対策交付金を活用し，漁船のリース事業を行い，所得向上に努めているところでございます。今後ともこのような取組を行い，漁業所得の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

３番（永田清裕君）　はい，今部長からありましたように，新商品の開発につながったりとか，人材育成することになって，そういった取組を進めることで，いわゆる浜で稼げると，そういうことになります。結果，浜で稼げることになって若者の働く場所ができて，資源の活用に向けて大きな期待ができると思います。是非水産業の振興を通じ，地域経済の活力向上，地域活性化につながると思うところであります。４番のスポーツ振興についてをお伺いします。（１）かごしま国体についてでございます。２０２３年に延期と，可能性があるということで県知事からの発表がありました。仮に２０２３年に延期になった場合に，本市の体制はどうなるのか。今ある関係者が一同に参加した実行委員会はどうなるの

か，今後どういった流れで進んでいくのか，３年後に向けた態勢，取組，その中での課題や支障になることがあれば，現時点での見解で構いませんので，お示しいただきたいと思います。

教育部長（福長敏文君）　それでは，永田議員にお答えをいたします。今年度開催予定で進めておりましたかごしま国体でございますが，一つ目にかごしま国体及び鹿児島大会は今年秋には開催しない，二つ目にかごしま国体及び鹿児島大会を延期することとし，具体的な開催時期については可能な限り早期の結論を得るべく，引き続き調整検討を継続するとの通知をいただいております。議員御案内のとおり，現在日本スポーツ協会を含めた関係団体で２０２３年，令和５年開催へ向けて協議を進めております。奄美市といたしましても，結論，決定が出た段階で奄美市実行委員会を開催し，中央競技団体，日本相撲連盟及び鹿児島県相撲連盟との連携を図りながら準備を進めていく予定でございます。また，現在収束が見えない新型コロナの感染予防対策など，開催にあたりましては日本相撲連盟の大会開催ガイドライン等を参考に取り組んでまいりたいというふうに存じます。現時点での課題ということでございますが，地元開催に向けて強化をしてまいりました選手の皆さんが狙った年代で出場ができなくなり，新たに選手強化に向けて取り組む必要があるということなどが挙げられるというふうに考えております。何れにいたしましても，２０２３年，令和５年は奄美群島日本復帰７０周年の記念すべき年にあたりますので，奄美を全国にアピールできる絶好の機会と捉えまして，これまでの経験を生かし，万全の態勢で臨みたいというふうに思っております。

３番（永田清裕君）　今部長がおっしゃったように本年と違い，３年後になると奄美群島日本復帰７０周年を迎える年での開催となります。当然思い入れっていうのはより強い大会になるでしょう。奄美市で開催予定である，国技相撲においては同僚議員の弓削議員が強い思いを持っていることは承知しております。決定した暁には是非とも先頭に立ち，チームを率いて優勝の栄冠を目指していただきたい，そういった意味も含めてかごしま国体の開催を塩田新知事に御期待申し上げたいと思います。

（２）スポーツ合宿について，コロナの影響で合宿予定者の来島も厳しいと思われますが，現時点でのスポーツ合宿の見通しはありますか。受入に対する市の考えはどうなのか，簡単で結構ですので，御教示いただきたいと存じます。

教育部長（福長敏文君）　それではお答えいたします。現時点におきましては，２団体を既に受入対応いたしまして，１団体が合宿を予定しております。受入対応につきましては，安心してスポーツ合宿を行えるよう，新型コロナ対策を徹底し，受入を行ったところでございます。次に，今後の方針についてお答えをいたします。関係団体の更なる御協力をいただき，新型コロナ感染防止対策を徹底していく事で安定した受け入れ態勢の維持に努め，地域経済の波及効果はもとより，交流機会を生かして地元の子どもたちの競技力向上の機会創出なども図ってまいりたいと考えております。しかしながら，新型コロナの収束が見えない事から，今年度冬場からのスポーツ合宿は大変厳しくなることが予想されます。更に，例年行っている誘致活動も実施が厳しい状況になってきております。スポーツ合宿は例年１１月に入ってから本格的シーズンを迎えます。先にお答えしましたように感染防止対策を徹底して受入態勢を整えてまいりたいというふうに思っております。

３番（永田清裕君）　是非スポーツを起爆材としての経済活性化につながることを期待したいと思います。結びになりますが，先日中学生ひかり議会を傍聴いたしました。生徒の一人ひとりが新型コロナの今全国どこの地域においても一番心配されていることや，自分達の暮らす地域の問題，これからの奄美についての思い，学校で自分達自身が熱心に取り組んでくる事例などを堂々と質問，発言する姿に感動いたしました。我々議員のお手本となるような堂々とした発言姿勢であり，我々現職の市会議員での激励と責任の重さを認識させられた中学生ひかり議会でありました。中学生議員の皆様に改めて敬意と感

謝を申し上げたいと思います。また，我々もこの国難を乗り越えて更なる奄美の成長を目指し，やっていきたいと思うところであります。一般質問を終わります。

議長（与　勝広君）　以上で無所属，永田清裕君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１４時４５分に再開いたします。（午後２時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

公明党　橋口耕太郎君の発言を許可いたします。なお，橋口耕太郎君から一般質問中の資料等へのための書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

８番（橋口耕太郎君）　議場の皆様，傍聴席の皆様，そして民生委員の皆様，こんにちは。公明党の橋口耕太郎です。一般質問最終日最後の登壇となりました。どうぞ最後までお付き合いよろしくお願いいたします。

質問に入る前に，少々所見を述べたいと思います。６月の第２回定例会終了後から休会中の約２か月間，様々なことが起きました。新型コロナウイルス感染症は緊急事態宣言解除後，いわゆる第二波と言われる全国的な感染拡大の傾向，令和２年７月豪雨と名付けられた豪雨災害，首都圏を中心としたゲリラ豪雨・雷雨，摂氏４０度を超える各地の猛暑などです。ここ奄美群島では，与論島においてクラスターによる新型コロナウイルス感染者が５０名を超えて発生し，群島に緊張が走った事，奄美市では８月２３日に発生した永田町での火災で３世帯４棟が被害に遭いました。そして先週末の台風１０号の再接近による被害であります。まずは，新型コロナウイルスで亡くなられた方，未だ療養中の方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また，最前線の医療現場で奮闘しておられる医療従事者の方々，関係各所の方々に対して，敬意と感謝を申し上げます。また，令和２年７月豪雨をはじめ，永田町火災，台風１０号により被災されたすべての皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早く日常が取り戻せるよう祈っています。さて，先日の台風１０号では朝山市長を先頭に災害対策本部を設置し，幹部職員，各課の係の皆さんが災害対応のため，大好きな晩酌を断って，泊まり込みで対応に当たったとお聞きをいたしました。議会では与議長が議会を代表して，泊まり込み，毎日に備えたと聞いております。本当にありがとうございます。また，各避難所においても市の若手職員が中心に配置され，当初午後からの開設予定を前倒しして午前１０時に開設するなど，迅速に様々な対応をしていただいたことに改めて敬意と感謝を申し上げます。今回台風通過後の月曜日午前中に現場を回ったところ，避難所に避難をしたと言われる方が多くいらっしゃいました。市民の皆様も今回は最大級の警戒をされていたようです。避難所が早めに開設された事も市民の不安を払拭する意味で，とても重要な意義があったと思います。今後とも適切な対応，運営をよろしくお願いいたします。

さて，話は変わりますが，私共公明党は，毎年伝統の夏季議員研修会というものを全国で７月から８月にかけて実施をしております。これは議員力，議員の力を磨く意味で毎年開催されております。議員力とは政策力，発信力，拡大力，現場力の４つの力で，その４つを総合的にアップをさせていく事です。鹿児島県本部では，鹿児島市内で，８月２３日に九州比例選出の江田衆議院議員と，党中央からは，斉藤幹事長がオンラインで参加をして実施をされました。今回の研修は新型コロナウイルス関連の国の施策についての研鑽が中心で実施をされました。公明党の特徴はこのような研修会に必ず国会議員が複数名入り，最新の情報が提供され，その情報を各地方議員がすぐに共有できることです。そして，分からない点などを問い合わせると，すぐさま回答を得られる点にあります。我々公明党には，国，地方議員を合わせ３，０００人のネットワークの力があります。また，今回の議員研修で学んだことや公明党のネットワーク力を生かし，今後も奄美市政の発展，市民の福祉の向上に努めていきたいと思います。

今回の定例会が私自身２０回目で本日の登壇が１８回目となります。その１８回の内，本日の登壇も含め防災に関する質問は８回目となります。来月奄美豪雨から１０年ということで，今回は防災を中心に質問をさせていただきます。また，一般質問の最後ということで，これまでの同僚議員と重複した質問もありますが，私なりに違う角度で質問させていただきますので，どうかよろしくお願いいたします。

それでは，通告に従い，順次質問をしてまいります。

１防災行政について（１）来月２０日で奄美豪雨災害から１０年を迎えますが，これまで行政としてこの教訓を活かした施策，あるいは強化した施策をどのように講じてきたかお伺いいたします。昨日の関議員の質問でハード面は主な工事として急傾斜地崩壊対策事業９か所，砂防ダム１２か所，河川の氾濫を防ぐ治水工事４河川とありました。また，ソフト面では初動マニュアルの整備，行政としての発令の明確化，ハザードマップ更新等と答弁をされていましたが，その他にもまだまだあると思いますので，示していただきたいと思います。

以下の質問からは発言席にて行います。

市長（朝山　毅君）　それでは，橋口議員にお答えさせていただきます。議員がお話のとおり，平成２２年１０月２０日に発生しました豪雨災害につきましては，本市において２名の尊い生命が犠牲になった他，市内全域において住宅被害，電気・水道のライフラインや多くの公共施設被害，道路交通網，情報通信網が途絶するなど，あらゆる面において未曾有の被害として，記憶にあることは御案内のとおりでございます。その事を教訓に毎年１０月２０日には，サイレンをして注意を喚起しているところでもございます。豪雨災害を教訓としたハード事業の整備といたしましては，防災拠点の強化整備としての３総合事務所，庁舎建設がまず挙げられるかと思われます。

次に，災害発生時に住民の皆様方への情報発信手段の強化といたしまして，防災行政無線をアナログ放送からデジタル放送に切り替え，防災行政無線の統合を図ったところであります。また，孤立集落体制の一環といたしましても，携帯電話の不通に対応できるよう，名瀬，笠利，住用に衛星携帯電話を配備いたしました。加えて，平成３１年３月には本市の大熊町に陸上自衛隊奄美警備隊が開設されたことに伴い，防災訓練などを通して，より一層災害時に備えた連携が図られております。なお，先日の台風１０号につきましては，警察署員２名，自衛隊員２名が二昼夜お付き合いを頂いたところであります。この場を借りてお礼を申し上げたいと存じます。なお，また，ソフト面におきましては，自主防災組織率が住用，笠利地区は１００パーセントとなっております。名瀬地区におきましても，年々着実に組織率が向上しており，今後も自助，共助の向上を目的とした，自主防災組織の充実に取り組んでまいりたいと存じます。また，各自治会において防災減災への意識向上や自治会の抱える問題に対する取組としての出前講座，今年はコロナ禍の影響で実施することができませんでしたが，毎年８月の第４日曜日には奄美市防災訓練を実施し，各地区の自主防災組織が災害時の円滑な避難や連携がスムーズに行えるよう訓練を行っております。更に，今年度は鹿児島県の避難力強化支援事業を活用いたしまして，本市の浜里地区が地区防災計画策定を目的とした事業を実施いたしております。今後もハード，ソフト両面の充実した対策を実施し市民の皆様の安心安全に向けた施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

８番（橋口耕太郎君）　はい，３地区の庁舎新設，それからアナログからデジタルに変わった防災行政無線，衛星携帯電話など，ハード面でも工事の他にこういった整備ができたということで，３１年３月に陸上自衛隊が配備された事も災害が発生した時には，力強いものになると思いますので，私もその点は安心をしているところであります。ソフト面も啓発を含めて様々なことができていると思いますので，引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に，（２）に入りたいと思います。本市地域防災計画の中で，災害応急対策の活動体制の確立につ

いてということで，①情報連絡体制の確立・災害警戒本部（支部）の設置・市災害対策本部の設置と順を追って設置されますが，警察，海上保安部，陸上自衛隊との連携体制はどのように位置付けているか，ということであります。地域防災計画の中には，先ほども市長がおっしゃいました，警察の方と自衛隊の方が２名ずつ入られたということですが，災害本部の中には市長が本部長で，その後，各課部下が続いていて，消防が入っているという状態だったので，こういう質問をさせていただきましたが，その連絡体制はこちらから要請をしてされたのか，それとも向こうから来られたのか，そういうのも含めて答弁いただけますか。

総務部長（三原裕樹君）　お答えいたします。警察，海上保安部，自衛隊などの関係機関との連絡体制の位置付けにつきましては県及び市の防災計画において地方行政機関はその組織及び機能の全てをあげて，防災に関し処理すべき事務などを担当するとともに，市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力をする，その旨定められております。今回も事前に市長のほうから協力の依頼の電話は差し上げておりますけれども，それに関わらずですね，そういった積極的に協力してという意味で定められております。災害時の連携につきましては，大きな被害が予想される場合には，警察，海上保安部，自衛隊など各関係機関から市へ，通常，情報連絡員が派遣されてまいります。派遣され，災害対策本部へ参加をしていただき，災害初期から市と連携して対処に当たっていただいております。また，関係機関とは奄美市防災訓練実働機関合同訓練を実施し，対処能力，連携の強化にも努めております。いずれにいたしましても，関係機関との連携は大変重要な事でございますので，引き続き日頃からの情報交換をはじめ，しっかりと態勢を整えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

８番（橋口耕太郎君）　はい，今回は市長から協力依頼をして警察，自衛隊の方が入られて，でもそうでなくても，警察，自衛隊，海上保安部は積極的に関わって頂くということで了解しました。この度は，自衛隊の方は寝袋を持参して，シュラフと言うんですか，寝袋と言うんですか，を持参していつでも寝られる態勢を整えて来られていたという話もお伺いしました。なぜこのような質問をしたかと申しますと，御存じの方も多いと思いますが，１０年前の１０月２０日，私は住用町の西仲間の福祉施設で働いておりまして，勤務中に被災をして逃げ遅れて，利用者である高齢者の方お二人を亡くすという経験をいたしました。先ほど市長が言われた，尊い命がお二人という場所に正にいました。夜，雨足が落ち着いた頃に亡くなった方のご遺族に連絡をする為に，避難をしていた飲食店から住用支所を訪れました。住用支所ももちろん１階部分を大きく被災をしており，大変な状況でありました。連絡をする為に訪れたのですが，誰に何を聞いたら良いか分からなくて，人も，市役所の職員，消防，海上保安部，警察と，右往左往するような状態でありました。確か警察の方から衛星携帯電話をお借りして，これを使って下さいということで手渡されて御家族に連絡をしたことを覚えています。奄美豪雨災害はこれまで，経験したことのない未曾有の豪雨であり，災害の拠点であるはずの住用支所が機能しておらず，また，対策本部などもそれどころではないような状況であったのかもしれません。先ほど市長，部長からありましたように，だからこそ災害本部と警察，海上保安部，自衛隊，そういったところの横の連携をしっかり行う体制をこれからもしっかりと整えていただきたいと思います。

次の質問にいきます。（３）前回定例会で，コロナ禍での災害避難所を試験的に開設して確認作業を行うよう質問をしましたが，その後の検討はいかがか，ということですが，先ほどの永田議員の中でもシミュレーションの件，それから昨日の正野議員の質問の中でも同様の質問がありました。前回の定例会の答弁では，国や関係機関から新型コロナ対策に関する情報や対策，ガイドラインが日々送付され，更新される情報に沿って対策や避難所運営方法について関係各課などと検討更新を行っていると，また，続けて避難所運営に係る町内説明会なども実施し，避難所の試験的な開設，確認作業について必要に応じて検討したいと答弁をされております。これまでのお二人の質問の中でも，縷々聞かせていただきましたので，多分同じ答えになるのではないかなと思いますので，ちょっと新聞の記事を一つ紹介し

たいと思います。愛知県の豊橋市です。ちょっと規模は大きいんですけれども，うちの市としたらですね，ちょっと紹介しますが，避難所運営，感染症対策で訓練とありまして，市長や市の職員の他，地元自治会役員と学校関係者５０人が参加した市の市立小学校での訓練の様子です。発熱など新型コロナウイルスの感染が疑われる人，発熱のない人が避難する体育館の様子，それから段ボールの間仕切りと，段ボールベッドからなる居住スペースを作る訓練を実施と，訓練では室内に煙を充満させてから，窓を開け換気する実験が行われました。室内は白い煙でほとんど何も見えない状況だったが，窓を開けると煙が勢い良く外に放出と，感染症対策における室内換気の効果を確認した。続いて，保健師の巡回検診を実施した。市の保健師が各居住スペースをまわり，チェックシートに基づいて話を聞くと。それから車中泊の避難者への対応，それから急病患者が出た場合の訓練，市の防災危機管理課の課長は発熱のある人が入る隔離スペースについては，簡易トイレが換気の悪い教室内にあると，感染が拡がる恐れがあると，保健師から指摘があった，今後訓練を通して分かった課題を改善していくと話していたとあります。先ほども答弁でありましたように，段ボールベッドと簡易トイレ，間仕切りといった物が届いていないということでありますので，実際に市長ももちろん入っていただいて，学校が多分やりやすいと思いますので，学校でそういった形の，実際に段ボールベッドを組み立ててそこに横になったり，そういった事も必要でないかなと思いますが，答弁をお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君）　まず，避難所運営説明会の件について少し補足をして説明をさせていただきます。この避難所運営説明会の前に先ほどございました日々更新されるガイドライン，これは国，それから関係機関から示されてまいりました。まず，これについてですね，関係各課職員とまず検証をいたしました。検証した上で，７月に避難所運営説明会を実施をいたしました。その内容につきましては，一昨日に答弁しておりますので，割愛をさせていただきますけれども，その内容で説明会を実施をいたしまして，今回の台風１０号におきましてもおおむねシミュレーション通りに実施できたものと考えております。それから段ボールベッド，間仕切り，これにつきましては専決予算で予算を計上させていただきまして，発注はしておりますけれども，納品を直ちに，また，このような実施のシミュレーションをいたしまして，職員の研修をして課題があれば解決しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君）　はい，分かりました。やっぱり実際に物が届いてですね，荷解いたりすると，記事では簡易に組み立てられると書いてあるんですけれども，物を見ないと分からないってところもあると思いますので，そういった訓練は絶対必要だと思いますので，是非届きましたら計画をしていただきたいと思います。

続きまして（４）です。災害備蓄品について，現在は名瀬総合支所と笠利，住用の両支所に災害備蓄品を備蓄しておりますが，避難所となっている各学校，集会所等への備蓄はできないかということでございます。よろしくお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君）　災害備蓄品の主な物につきましては，名瀬総合支所に米，水，缶詰など，そういった食料品，それからオムツ，生理用品などが４００人分の３日間分，それから住用総合支所には，同様の備蓄品が３０人の３日分，笠利総合支所にも同様に４０人の３日分が備蓄をされております。また，先日も答弁させていただきましたが，感染症予防対策品といたしまして，先ほど出ました間仕切り，段ボールベッド，簡易トイレなどの購入費用を整備をする予定でございます。お尋ねの避難所などへの事前の備蓄につきましてでございますが，備蓄の場所の確保，それから膨大な備蓄品の消費期限の管理，そういったことから各避難所での備蓄は現状では少し厳しいのかなというふうに考えております。従いまして，災害時には不足をする物資につきましては，必要に応じて迅速に各総合支所から配布をするとともに，量販店とも物資協定を結んでおりますことから，地域や関係機関とも連携をして，災害物

資の供給に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君）　住用支所と笠利支所，３０名×３日分，４０名×３日分というのはちょっと量的にどうなのかなという気がするんですけれども，そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

総務部長（三原裕樹君）　今現在の物資品がそうでございまして，計画的に更新をしてまいりますので，しっかりと備蓄品の整備をしてまいりたいというふうに考えております。

８番（橋口耕太郎君）　はい，これから計画的に増えていくという理解で宜しいでしょうかね。はい，分かりました。私個人的にはですね，避難所が学校になっているところ，特に小規模校などは児童生徒数，そして先生の数，そして地域住民の分と，それほど数量も多くならないと思うので，管理ができるのではないかなと思っています。また，水，缶詰，そういった食料品などは消費期限が近づいたものを給食の時に食べたりして，それがイコール防災教育につながっていくのではないかなというふうに考えているんですけども，それについては如何でしょうか。

教育部長（福長敏文君）　それではお答えをいたします。避難所に指定されている学校での水や食料などの非常食の貯蔵につきましては，保管場所や貯蔵に適した環境等を含めた管理上の観点から難しいと考えております。また，御提案の給食での活用につきましては，現在市内の学校におきまして自然災害等が発生した際に給食に代わる非常食，防災カレーでございますが，これが常備されております。学校での防災教育の一環といたしまして毎年９月１日の防災の日などに給食の主食として，提供をいたしまして，児童生徒の防災意識の向上に役立てているところでございます。大迫議員の答弁でも申し上げたところでございますが，今後も機会を捉えて学校での防災教育に更に力を入れてまいりたいと考えております。以上です。

８番（橋口耕太郎君）　やはり学校と避難所を開設するのは市ですし，それを管理するのも市ですので，中々先生方にそれをお願いするということも難しいのかなという気はいたしますが，できるだけ，難しいかもしれませんけど，この間の台風のように来るぞと分かっている場合は，当然準備ができますけれども，例えば奄美豪雨のようにいきなり雨が降るということも考えられて，道が寸断されて，食品が届けられないということも想定をされますので，そういった意味も含めると，大きな意味でいけば，非常食とかそういった物が前もって準備されているのが望ましいのかなと思いますが，そこはやり方とか方法とかそういうのを知恵を出し合って，お願いをしたいと思います。先日８階にある災害備蓄品倉庫を見学させていただきました。先ほど部長がおっしゃいました災害備蓄品が綺麗に整頓されて，棚に収納されているのを確認させていただきました。住用，笠利支所にも，また，機会を見て見学をしに行きたいと思いますので，よろしくお願いをいたします。

次，（５）奄美豪雨災害から１０年の節目のシンポジウムが当初予算で計画をされておりました。現コロナ禍の状況で実施判断をどのように考えているかお示しいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　お答えいたします。これまで防災シンポジウムの開催につきまして，検討を重ねてまいりました。今回新型コロナの収束が未だ見通せない事や多くの人を集めるイベントであることなどから今回防災シンポジウムの開催としては，残念ながら見送ることとさせていただきました。しかしながら，奄美豪雨災害から１０年の節目の年であります。感染症予防対策を図りながら奄美豪雨災害を教訓に近年の甚大な災害の備えと，市民の防災・減災意識の醸成につながるような企画を現在庁内及び関係機関と協議を進めているところでございます。内容につきましては，まだ素案段階ではございますけれども，奄美豪雨災害のパネル展，それから広報紙での防災特集ページ，この他，各種メディアと

も共同した局を現在検討しておりますので，御理解を賜りたいと思います。

８番（橋口耕太郎君）　はい，シンポジウムは残念ながら見送りと，ちょっと残念ですね。でもその代わりにパネル展であるとか，防災に関する特集ページ，それからマスコミ等を通じての事をされるということで，私の思いとしましても，自分も被災した奄美豪雨災害ですので，何かした形ができれば嬉しいなと思っていましたので，是非パネル展でもいいですし，防災特集ページでもいいですし，そういったものでやっていただきたいと思います。今年は本当にコロナ禍で市の防災避難訓練，それから市民体育祭，市民文化祭等の大きな行事は軒並み中止が決定しております。市の主催の行事でもし万一，新型コロナに関する事案が発生をすると考えるとやむを得ない事だと思います。先ほど申し上げましたが，私個人としては何らかの形で実施を願っていましたが，先ほど申し上げた通り，住用町西仲間の職場で１０年前のあの日，逃げ遅れて被災をし，自分の管理下にいた高齢者二人を亡くすという辛い経験をいたしました。あの日の事は，今もしっかりと心に刻んでおりますし，もう二度とあんな思いはしたくない，もう二度とあんな思いはさせたくないという思いから私の政治活動のテーマの一つに，災害に強いまち，人づくりがあります。災害はいつ，誰に，どこで，どんな状況下で起こるか分かりません。朝，昼，夜，夜中，仕事中，お風呂に入っている途中，様々な状況でいつ起こるか分かりません。以前も話しましたが，まずは自分の命は自分で守ることが第一です。そのためにはまず健康であること，そして防災の知識を深めること，そして防災の意識を高めること，そして行動に移す事が大切だと思っています。昨今は毎年日本のどこかで死者，行方不明者，多数の災害が頻発をしております。その報道を見てどれだけ自分の事として捉え，考え，そして行動できるかが，とても重要だと思います。ある大学教授がテレビのシンポジウムでこんな事を話しておられました。崖地の麓に住んでいた高齢者の夫人が毎回避難情報が出る度に，避難をしていた。その数，数年間で２０回。それでも後ろの崖は崩れなかった。２１回目，とうとう崩れましたが，毎回避難をしていたので一命を取り留めることができた。続けて，よく空振りという言葉を聞きますが，私は違うと思うと。これは素振りですと。この真剣な素振りがあったから命を守ることができたと話をされておりました。令和２年７月豪雨でも熊本県の球磨川流域が氾濫して多くの命が奪われました。高齢者施設も含まれていて，胸が痛みます。しかし，７月下旬の山形県の最上川流域も同じように氾濫をしましたが，同じ日本三大急流の球磨川の氾濫を見ていたので，迷わず避難したと報道で観ました。結果，死亡者や行方不明者が一人も出ることはありませんでした。正に災害を他人事と思わず，自分の地域に置き換えて考え行動する，その姿勢が大事だと思います。繰り返しになりますが，まずは自分の命を守る，自助が何よりも大事です。次に，自主防災組織，自主防災会などの地域コミュニティなどの強化による共助，要援護者を地域がしっかり把握して行動できること，最後に公の支援，公助です。あくまで市民をハード，ソフト両面でサポートすることが公助ですが，地域のそれぞれの実情に合わせて，また，地域の皆さんとしっかり話をして，軽微なもの，大掛かりなもの，時間がかかるもの，いろいろあると思いますが，今後もできることからしっかりとサポートして頂くようお願いをして，次の質問に移ります。

大きな２番，地方創生臨時交付金について。本定例会で国の一次補正分，約２億３千万円が上程をされました。二次補正分の約７億５千万円の中身について伺いたいと思います。①二次補正分については，各自治体で実施計画書を作成し提出することが必要となっており，その際，国は「地域未来構想２０オープンラボ」の活用を推進しているが，本市の考えはいかがかという質問であります。午前中，大迫議員の質問の中にも少しその点に触れておりましたけれども，まずちょっと地域未来構想２０オープンラボについて少し説明をさせていただきたいと思います。スライドをお願いいたします。画面の上のほうに自治体，これ奄美市が当てはまりますね。左側の緑のところに，専門家，民間企業，大学研究者ＮＰＯなど，そして右側の緑のところに関係省庁と。内閣府が窓口となって２０の分野からなる政策資料集，地域未来構想２０を公表しております。特設サイトにそれぞれが登録することによって，その実施計画書の計画をスムーズに作れるような仕組みであります。自治体としては，各分野の専門家や関係

省庁の意見を聞きたい，これまでの取組について何を改善すればいいか，相談できる相手を探したい，各分野の専門家は自分達が持っている技術やノウハウを周知したい，地方公共団体に提供したいということで登録をすると。国は地域未来構想２０の実現を支援したい，各分野の専門家の好事例を横展開していきたい，そういう思いがあります。じゃあ次のスライドをお願いします。具体的に地域未来構想２０っていうのは，２０の分野が示されております。Ａが社会的な環境整備１から８までありまして，ちょっと見にくくて申し訳ないですが，３密対策であるとか，発熱外来，防災ＩＴ化とかといったものがあります。少しずらしていただけますか。Ｂが新たな暮らしのスタイルの確立ということで，教育，医療，地域交通体系等とがあります。またずらしてもらえますか。Ｃが新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進ということで，１５番に強い農林水産，１７番物流の進化とか，そういったものが入っております。ありがとうございました。では今まで奄美市でもやってきているものを更に固めていくということだと思うんですけど，内閣府が令和２年７月３日に新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用した，新たな日常に対応する為の政策資料集というのが各自治体にも配られて，奄美市も届いていると思いますが，今回９月３０日までに出さないといけない計画書を補完する意味でこういった物を使って下さいということなんですけども，今回は二次補正分として奄美市には約７億５千万円ですが，正確に言うと７億４，８０４万４，０００円ですかね。その内，新しい二つに分かれておりまして，７億４，８０４万４，０００円の内，家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分として２億１千１８２万６千円，新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化というものの対応分として，５億３，６０１万８千円，これが計上されていると思います。ちなみに県全体では，１５３億６，９００万円ぐらいが県全体としては計上されているようですが，奄美市としてまずはこのオープンラボ，政府が準備している仕組みを使っていくのかどうかを教えていただけるようお願いいたします。

総務部長（三原裕樹君）　ただいま議員から御説明いただきましたとおり国におきましては，地方創生臨時交付金の第二次配分に際しまして地域の経済構造そのものを将来の感染症リスクに対して強靭なものへと改革することを推進をする観点から地域未来構想２０これを発表をいたしました。そしてこの２０の事業推進のために，自治体と各分野の専門家，それから関係省庁をマッチングをする場として地域未来構想２０オープンラボを創設をいたしました。このオープンラボにつきましては地域の取組に対し，先ほどございましたが，専門家の知見を活用することで，より効果的な事業実施につなげていく事を目的とするものでございます。本市といたしましては，これまでも議会の皆様の御理解をいただきながら，まずは感染予防対策や地域経済支援という喫緊の課題に対応する事業を展開しているところでございます。現時点では，まだオープンラボを活用した事業はございません。しかしながら，このオープンラボにつきましては新しい生活様式等への実現に向けて専門的な知見の活用が可能な事から，本市といたしましても引き続き情報収集を行いながら検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君）　使うのは市役所のほうですが，自治体のほうですので，いろいろ検討していただきたいと思いますが，当然この交付金はその２０の分野に教育があって，ＧＩＧＡスクール構想とか，遠隔地医療，地域交通といったものも含まれておりますので，必ずしもおそらくそこを利用しなければいけないということではないと思うんですけども，専門家の意見を参考にすることで，より具体的な計画ができると思いますので，是非利用をしていただきたいと思います。

次に，質問の②です。先ほど，図で説明しましたとおり，地域未来構想２０は，２０の政策分野の中から地域の実情に応じた構想を固めていくものですが，奄美市としてはどの分野が取り組むべきと考えるか，という質問ですが，先ほど部長から検討していく事ですので，分野は絞れてないかもしれませんが，お示しいただきたいと思います。

総務部長（三原裕樹君）　本市といたしましては，これまで新型コロナ対策事業において３密対策といた

しまして検診の予約システムの導入，配布物の窓口配布から郵送配布，また，経済対策といたしまして，プレミアム商品券の発行，市民向け宿泊体験プログラム助成といった，各種事業を実施をしております。これらの事業につきましては今回の例示にありました地域未来構想２０，この構想に合致をする事業であるというふうに認識をしております。地域未来構想２０の分野を確認をいたしますと，先ほどございましたＧＩＧＡスクール構想，行政手続きのＩＴ化，キャッシュレス化，リビングシフトなど情報通信技術を活用した経済対策，環境整備が複数挙げられております。どの分野に取り組むべきかとの御質問でございますが，どの政策分野につきましても重要でございまして，現時点で分野に特化した具体的な検討は行っておりませんけれども，先ほどの情報通信技術を活用した分野につきましては，奄振の重点分野としても位置付けられているところでございます。また，市内全域での光ファイバー網敷設環境も生かせることから新型コロナを契機として新しい生活様式への対応に向けた取組の一つとして期待できるのではないかというふうに感じているところでございます。いずれにいたしましても，臨時交付金の交付対象はこの地域未来構想２０，この分野に例示したものに限られるものではございませんで，先ほどもございましたが，今後の状況を見極めた上で，まずは地域の実情に即した必要な事業の実施を関係課と連携をして早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

８番（橋口耕太郎君）　はい，分かりました。この地域未来構想２０オープンラボもですね，冒頭は議員研修会の話をしましたけれども，国会議員の方が入られて，その時に説明を受けたものでした。自治体で是非活用して欲しいということで，我々議員にも帰ったら聞いて下さいということだったので，今回質問にさせていただきました。ちなみに７月３１日時点ですけれども，これまで１７５の自治体と７１３の専門家や企業から応募があって登録がされていると，自治体については９月３０日まで追加登録が可能ということですので，しっかりと検討をしていただいて利用可能であれば是非積極的に使っていただきたいと思います。

次の質問に入ります。３番キャッシュレス化の現状についてお伺いいたします。（１）奄振予算を活用した事業で，市内事業所のＷｉ－Ｆｉ環境の整備やキャッシュレス決済機器の導入費の助成を行っておりますが，事業の現状はいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　この導入につきましては奄振事業でですね，奄美市訪日外国人観光客等受入体制整備費助成事業という事業名で実施をしているところでございます。本事業の内容につきましては，市内の宿泊施設，観光施設，飲食施設，土産品等が訪日外国人観光客との受入体制の充実を図る為の整備を実施する場合に，事前に申請していただき，１５万円を上限として整備にかかった経費の半額を補助金として交付するものでございます。具体的にはホームページ，メニュー表，パンフレットの多言語化，Ｗｉ－Ｆｉ環境の整備，キャッシュレス決済機器や翻訳機の購入時にかかる費用が補助対象経費となっているところでございます。本事業につきましては，昨年度から実施しており，昨年度の実績は２２事業所が整備した，２９の実施内容に対し補助合計額２４４万８，０００円となっているところでございます。以上です。

８番（橋口耕太郎君）　昨年度が実績として，２２事業所２９件の２４４万８，０００円と。ちなみに今年度はどれぐらいの申請が入ってるんでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　今年度についてはまだ実績が上がってないところでありますが，今の状況として御説明いたします。今年度につきましてもですね，多くのお問い合わせをいただいているところですが，現時点における申請件数については１件のみとなっております。これは新型コロナウイルスの影響で，観光客の落ち込みが見られる中での設備投資に二の足を踏んでいる状況もあるのではないかと

いうふうに分析しているところでございます。以上です。

８番（橋口耕太郎君）　先日だから新聞にＰＲが出たということで考えていいですかね。先日，地元の新聞にこのキャッシュレス化についてこういう制度がありますよというような主旨の新聞記事が載っておりましたので，質問をしたところだったんですけれども，今部長がおっしゃったように，ちょっと設備投資をためらっているというのも私はあるのかなという気はいたします。今，直近ですと，ドコモの口座が不正利用されたというところで，そういったキャッシュレスに対する絶対的な信頼っていうのはまだまだちょっと，特に地方に行けば行くほどまだできてないのかなという印象を私自身は持っております。今現在分かればというか，商工会議所に所属されている事業所さんでキャッシュレス機器を導入している割合がもし分かりましたら，教えていただきたいと思いますが，大丈夫ですか。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。キャッシュレスの普及の状況につきましてなんですけども，県が県内主要観光地，これは指宿市，霧島市，屋久島町，奄美市の観光商工関係施設を対象にですね，実施したアンケート調査によりますと，昨年１１月における奄美市のキャッシュレス決済機器の導入率は７９パーセントと，高い数字となっておりですね，同時期に調査した他の地域よりより高い導入率となっていることが報告されているところでございます。以上です。

８番（橋口耕太郎君）　昨年１１月で７９パーセントと，思ったより高い数値でびっくりいたしましたが，観光客はほとんどクレジットカードとかを使う事が多いと思いますので，そういった部分に対応する意味で早々と整備をされていたのかなという気はします。分かりました。それでは，さっきの質問の中でも触れましたけれど，地域未来構想２０の政策分野の中にもキャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用があります。本市の小売業や飲食業，または，観光関連産業もクレジットカード決済などが徐々に普及してきて７９パーセントまで上がってきているということであります。今回質問した事業は，奄振予算でもありますけれども，先ほど言った地方創生臨時交付金も活用できるようですので，様々な知恵を駆使してですね，普及推進を図っていただきたいと思います。

それでは，次の質問に入ります。４番世界自然遺産登録についてでありますが，昨日の関議員の質問で総務部長のほうから，全く新しい情報が入っておりませんということでしたので，もうこの質問は割愛をさせていただきたいと思います。

最後に，私のちょっと世界自然遺産に対する思いを述べて終わらせていただきたいと思います。この世界自然遺産登録は本来であれば，今年のゴールデンウィーク前後にＩＵＣＮの勧告が出て，そして６月下旬から７月初旬に行われる，今年は中国の福州市ですかね，で開催予定であったわけでありますが，コロナ禍の影響で，委員会開催の見通しが全く立っていないと，約半年が経過する今でも状況は変わっていないということです。個人的には奄美大島，徳之島及び沖縄島北部，西表島が世界自然遺産に登録をされて市民とともに喜んでいる情景を年初，目に浮かべていたんですけども，この新型コロナのパンデミックによって世界中に感染が拡大し，影響が出ていることは非常に残念に思います。これもオリンピックや国際行事と同様に次年度の開催などにも影響が出るのでしょうし，各国の自然文化遺産にも影響が出て，日本も来年には北海道・北東北の縄文遺跡群を文化遺産として世界遺産委員会に提出する準備をしているようですけれども，心配しているのはきちんと延期がされて，我々の推薦に出したものがしっかりと世界遺産委員会にかかればいいですけれども，それがもうかからないという状況が無きにしも非ずなのかなと思ったりもしますし，そうではないと思いますけど，それが少し心配してますが，一日も早い新型コロナのパンデミックが収束をして，奄美大島，徳之島及び沖縄島北部，西表島が一日も早く世界自然遺産が登録ができて，鹿児島県には二つの世界自然遺産があるんだよということをまた，内外にアピールできる日を切に願いまして，少し早いですけれども，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　以上で公明党　橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため，明日１１日から１３日までを休会としたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，９月１１日から１３日までを休会といたします。

９月１４日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時３７分）

第 3 回 定 例 会

令和２年９月 14 日

（第５日目）

9月14日（5日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　正野　卓矢君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　奥　晃郎君
5番　荒田　幸司君	6番　﨑田　信正君
7番　安田　壮平君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
12番　林山　克巳君	13番　西　公郎君
14番　関　誠之君	15番　奥　輝人君
17番　伊東　隆吉君	18番　元野　景一君
19番　与　勝広君	20番　竹山　耕平君
22番　多田　義一君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

11番　松山　さおり君	16番　川口　幸義君
21番　橋口　和仁君	

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅君	副市長　東　美佐夫君
教育長　要田　憲雄君	住用総合支所事務所長　弓削　洋一君
笠利総合支所事務所長　濱田　洋一郎君	総務部長　三原　裕樹君
企画調整課長　國分　正大君	財政課長　永田　公洋君
プロジェクト推進課長　當田　栄仁君	市民部長　満永　亮一君
市民課長　麻井　庄二君	保健福祉部長　山下　能久君
福祉事務所長　永田　孝一君	商工観光部長　武下　義広君

9月14日（5日目）

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

紬観光課長	島袋　修君	農林水産部長	栄　広久君
建設部長	保浦　正博君	土木課長	平山　光二君
上下水道部長	藤山　浩俊君	教育部長	福長　敏文君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	重信　竜昇君
主幹兼議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（与　勝広君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１９人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は，お手元に配付の議事日程第２号のとおりであります。

○

議長（与　勝広君）　日程に入ります。日程第１，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから，議案第６３号　奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの９件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案９件に対する質疑に入ります。

なお，議案に対する質疑でありますので，所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

早速，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について質疑をいたします。

まず，歳入についてであります。一つ目は，１０ページ，１１款１項１目１節地方交付税の普通交付税は，今回の補正額１億１，４７１万４，０００円により１１９億８，６８４万５，０００円となり，対前年度比７億６，１７７万６，０００円の増額となっている。増額の要因と今後の一本算定の予測，一本算定への影響についてお答えをいただきたいと思います。この対前年度比７億６，０００万と言いましたけれども，特別交付税がちょっと確認できませんので，それが入っていれば５，０００万余りの増となっているのかなというふうに思います。

二つ目は，１０ページ，１５款２項１目１節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２億２，８３９万６，０００円の説明と配分総額など，また今後の計画をお示しをいただきたいと思います。一般質問等で地方創生臨時交付金２次配分の交付限度額が７億４，８０４万４，０００円と聞いておりますが，それを併せてお願いをしたいと思います。

３番目，１１ページ，１６款２項６目１節の奄美市新型コロナ感染症観光対策事業補助金の１億１，５０７万１，０００円と同じ名目の補助金が第５号前の補正に１億１，０２４万円予算措置がされておりましたけれども，両補助金の関連と採択の経過について御説明をいただきたいと思います。

４番目，地域振興基金が１億２，２３９万１，０００円の減額，ふるさと応援基金が１，０３０万５，０００円の減額となっておりますけれども，両基金の推移と現況についてお答えいただきたいと思います。

（２）歳出について質疑をいたします。

一つ目は，１５ページ，２款１項１４目１２節の委託料９８５万円の脱炭素型地域モデル検討調査業務についての説明と，脱炭素型地域が目指す地域とはどのような地域なのかお答えください。

二つ目は，１６ページの２款１項１７目１８節負担金・補助及び交付金の市民向け宿泊・体験プログラム利用支援事業が負担金２，４３８万８，０００円と補助金２，０００万円に分けられておりますけれども，負担金と補助金事業についての違いを御説明をいただきたいと思います。市民向けとは奄美市民限定なのかも併せて伺います。

三つ目は，同節世界自然遺産登録メディアジャック事業負担金５，０００万，奄美大島の魅力普及啓発事業負担金３，０００万の内容，負担金の支払い先と，なぜ補助金でなく負担金なのか，お答えいただきたいと思います。また，負担金の額の根拠と支払い方法，またそういった事後の監査はどういうふうになるのかまで，併せてお答えいただきたいと思います。

四つ目は，２７ページ，７款１項３目１８節奄美市加工品販路拡大支援実証事業３００万について，財源を含めた事業の内容と，実証後の事業展開についてお伺いをいたします。

五つ目は，２８ページ，８款３項１目１４節，掘削工事２，７００万円が計上されておりますけれども，その箇所はどこであるのか。財源が地方債となっておりますけれども，今後も継続して採択ができる事業なのかどうか，お答えをいただきたいと思います。

六つ目は，コロナ関係により中止となった事業と今回の補正においてコロナ関係事業で減額になった歳入・歳出総額は幾らか。減額した財源の使途についてお示しをいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（与　勝広君）　答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君）　おはようございます。財政課に関しましてお答えをいたします。

はじめに，１の（１）の①普通交付税についてでございますが，議員から御案内がありました補正後予算額１１９億８，６８４万５，０００円は特別交付税８億５，０００万円が含まれておりますので，普通交付税として申し上げますと，今回の補正額は交付額の決定により計上するものでございまして，今年度の決定額は１１２億７，９１８万９，０００円となります。前年度決算額と比較いたしますと，５，４１２万円０．５％の増となっております。また，当初予算との差額といたしましては，２億５，７０５万８，０００円となりますが，今後の市税や税外収入等の減額にも対応できるように，今回の補正予算では一部となります１億１，４７１万４，０００円を計上いたしまして，残りの１億４，２３４万４，０００円につきましては留保財源といたしております。

増額の要因といたしましては，一本算定に向けた段階的な縮減の影響を受ける中，今年度は新たに地域社会再生事業費が創設されたことや，公債費の需要額の増が主な要因となっております。

一本算定の予測と影響についてでございますが，今年度が激変緩和措置期間の最終年度となり，来年度からは一本算定となります。今年度の合併算定替えと一本算定の差額は，約９，０００万円でございまして，来年度以降も同額程度の影響が想定されているところでございます。

次に，１の（１）の④のうち地域振興基金１億２，２３９万１，０００円の減額につきましては，財源として充当しておりました国体関係経費等の減額に伴うものでございます。基金残高の推移についてでございますが，過去３か年を申し上げますと，平成２９年度末が１６億４，３０２万４，０００円，３０年度末が１４億３，４８９万７，０００円，令和元年度末が１７億８，２６０万円となっております。なお，今回の補正後の現在高は，１４億３４５万５，０００円となっております。

次に，１の（２）の⑥でございます。今回の補正予算におきまして，新型コロナの影響により減額した事業は１２事業で，総額１億７，６７２万３，０００円となっております。主な事業といたしましては，国体関連経費１億５，３９４万１，０００円，中学生のナカドゥチェスとの国際交流事業４１１万円，奄美市まつり負担金２６６万９，０００円などでございます。

減額事業の財源内訳といたしましては，地域振興基金が１億５，３９４万１，０００円，ふるさと応援基金が１，０３０万５，０００円，その他財源が３２４万３，０００円，一般財源が１，２４７万７，０００円となっております。財源の大半が基金繰入となりますが，今後もコロナ対策に要する追加の財政出動や市税等をはじめとする歳入の影響等も危惧されるところでありますので，まずは財源として確保し，必要な事業に有効に使ってまいりたいと考えております。以上です。

企画調整課長（國分正大君）　おはようございます。続きまして，企画調整課所管分をお答えさせていただきます。

質問書１の（１）の②でございます。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の件でございます。今回計上いたしました地方創生臨時交付金２億２，８３９万６，０００円につきましては，４月３０日に成立いたしました国の第１次補正予算，こちら１兆円規模でございましたが，に係る配分額でございます。これに加えまして６月１２日に成立いたしました国の第２次補正予算，こちら２兆円分で

す，に係る交付限度額としまして７億４，８０４万４，０００円が示されております。第１次と第２次を合わせた配分予定額は９億７，６４４万円となっております。なお，今後，国庫補助事業の地方負担額を対象に算定される第３次限度額が示される予定でございます。また，本交付金につきましては，一般会計補正予算２款１項１７目におきまして一括計上しております新型コロナ緊急対策事業において活用する計画でございます。

続きまして歳出でございます。１の（２）の①です。脱炭素型地域モデルにつきまして説明いたします。２款１項１４目地方創生推進費，１２節委託料の脱炭素型地域モデル検討調査業務９８５万円につきましては，環境省が所管いたします令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の交付を受け実施する事業でございます。委託業務の内容といたしましては，奄美大島におけるバイオマスを活用した新たなビジネス創出の実現可能性を調査するのもでございます。

また，脱炭素型地域が目指す地域とはどのような地域なのかとの御質問でございますが，本市が目指す姿について申し上げますと，奄美市攻めの総合戦略２０２０において，幸せの島という将来像を示しております。幸せの島の実現に向けては，奄美群島国立公園指定やその先の世界自然遺産登録を見据え，環境に配慮した取組も求められているものと考えているところです。

このような中，脱炭素にも寄与する新たなビジネス創出は，地域内経済循環の向上や雇用機会の創出など，地域経済にも大きく貢献するものと期待しているところでございます。以上です。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君）　おはようございます。プロジェクト推進課のほうからは２問答弁させていただきます。

１問目は，１の（１），④のうちふるさと応援基金について，ふるさと応援基金につきましては，例年，ふるさと納税寄附金から返礼品代から送料，ふるさと納税サイトの委託料などを差し引いた額を積み立てております。年度末の基金残高の推移としましては，平成２９年度末２億１，５７０万１，０００円，平成３０年度末２億７，９４８万２１５円，平成３１年度末２億８，２１５万４，５３９円となっております。今回の補正で基金繰入金を１，０３０万５，０００円減額，基金積立金を２，００５万１，０００円増額計上させていただいておりますので，今年度末の基金残高は３億２，７６５万８，５３９円を見込んでおります。

続いて，１の（２），③世界自然遺産登録メディアジャック事業負担金及び奄美大島の魅力普及啓発事業負担金についてお答えいたします。

本予算は，奄美大島５市長村で構成する奄美大島自然保護協議会の事業として実施を予定していることから，負担金とさせていただいております。支出の流れとしましては，奄美市の口座から同協議会の口座への振込みを予定しております。

事後監査としましては，例年，奄美大島自然保護協議会の構成市町村から監事を選定し監査を実施しており，今回の事業についても精査していただく考えです。

予算額の根拠のうちメディアジャック事業につきましては，日本国内最後といわれる奄美・沖縄の世界自然遺産登録という重大ニュースを強いインパクトをもって全国に知らしめるべく，新聞，雑誌，ＳＮＳなど複数のメディアを活用した事業内容として積算しております。

魅力普及啓発事業につきましては，世界自然遺産登録の祝賀ムードを高め，新型コロナ収束後の観光来島を後押しするべく，大島紬など地元の特産品を活用した記念品グッズを制作し，登録後の一定期間，航空路の来島者に配布する事業内容として積算しております。以上です。

紬観光課長（島袋　修君）　おはようございます。それでは通告のありました１，（１），③につきましてお答えいたします。

議員御案内のとおり，今回の補正予算１６款２項６目１節奄美市新型コロナ感染症観光対策事業補助金として１億１，５０７万１，０００円，先の専決予算第５号補正として同じ費目に同名称にて１億

１，０２４万円の歳入を計上いたしております。両補助金の関連ですが，これらはいずれも先の６月２日付けで県から交付決定を受けました奄美群島成長戦略推進交付金で，観光関連対策事業に充当するものであり，両補助金は同じものとなっております。

採択までの経緯につきましては，去る４月３０日に成立した国の補正予算第１号の中で，落ち込みが激しい観光需要の回復に向けた反転攻勢に備え，地域の観光資源の磨き上げ，受入環境の整備等の取組を支援することを目的とした事業の一つとして，奄美群島振興交付金についても確保いただき，県が交付決定を受けております。これに伴い，本市を含め奄美群島１２市町村で事業要望を行い，先ほど申し上げました６月２日付けで県から交付決定を受けているところであります。

次に，１，（２），②につきましてお答えいたします。議員御質問の市民向け宿泊体験プログラム利用支援事業についてお答えいたします。

まず，負担金の２，４３８万８，０００円につきましては，先立って実施いたしました市民向け宿泊体験プログラム利用支援事業第１弾について，当初計画していたよりも多くの御利用をいただいたことによる予算の超過分を計上したものでございます。

次に，補助金の２，０００万円につきましては，市民向け宿泊体験プログラム利用支援事業の第２弾に当たる予算を計上したものでございます。

第１弾の際は，一般社団法人あまみ大島観光物産連盟が事務局でありましたので，負担金として計上いたしましたが，第２弾については，本市が直接事業実施を想定しており，補助金として計上したところでございます。

なお，現在は奄美市民に限定した事業と考えておりますが，現在，奄美大島５市町村で一緒に実施できないか協議しているところでございますので，利用対象者や実施時期等も含め調整を図ってまいりたいと存じます。

続きまして，１，（２），④につきましてお答えいたします。奄美市加工品販路拡大支援事業実証事業の財源につきましては，奄振交付金を活用し，農林水産物などの地域資源を活用した加工品の販路拡大に関する取組を行うものを支援する事業となっております。

支援の内容につきましては，展示会等への参加費や旅費，ＰＲに必要な資材の作製，パッケージ開発費などの販路拡大に係る経費を補助対象経費とし，１０分の８以内で１者当たり２０万円を上限に補助金を交付することとしております。本事業につきましては，最大３年間の支援を予定しており，販路拡大に関する取組を継続的に支援することで，個々の事業者において販路拡大に対するノウハウの蓄積と人材の育成を図り，実証事業終了後においても生産振興に関する取組を計画的に展開していただける基盤の構築につなげていきたいと考えております。以上でございます。

土木課長（平山光二君）　それでは１の（２）の⑤掘削工事についてお答えいたします。掘削工事の予定箇所につきましては，仲勝川など土砂堆積の著しい１０河川を実施することとしております。内訳としましては，名瀬地区が４河川，住用地区で３河川，笠利地区が３河川です。

財源につきましては，今年度より創設されました緊急浚渫推進事業債を活用することとしており，今後も継続して採択されるものと考えておりますが，緊急浚渫推進事業は令和２年度から令和６年度までの５か年となっております。

また，補正に計上されました内訳につきましては，堆積土量が大きかったということでございます。再調査の結果，堆積土量が大きかったということと，笠利地区において佐仁後川，宇宿前川の２河川も緊急性が高いということで追加したことによるものでございます。以上です。

議長（与　勝広君）　答弁漏れはありませんね。

１４番（関　誠之君）　丁寧に答えていただいてありがとうございます。やはり，普通交付税の問題とい

うのは，奄美市における最大の歳入といいますか，歳入の中でも一般財源的に使える金でありますから，やはりこれをしっかりと推移を見極めるというのは大事ではないかなというふうに思っています。見ても平成２９年度から徐々に１１１億９，５０９万５，０００円から，先ほど答弁がありましたとおり１１２億７，９１８万９，０００円と，徐々に増えておると。地方財政計画の中での全体の増え方だろうとは思いますが，私たちが合併をして一本算定になったりした場合にですね，何かずっと減っていくんではないかなと，その算定いくまでも，少し普通交付税が減っていくんじゃないかなと思いましたけれども，やはりしっかりと地方交付税，地方財政計画を国がしっかりと受け止めてくれたということではないかなというふうに思っておりますので，是非この一本算定になって９，０００万ほど減ってくるということでありますから，かなり大きな財源が減って，来年度から，くるということでありますから，その辺を含めてですね，しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

あと，地方創生臨時交付金２次配分ということで，先ほど言いました７億４，８０４万４，０００円ということで交付限度額が示されたようでありますが，更にまた，次に９億余りの予定もされておるということでありますから，これをですね，しっかりと議会もこのコロナ対策を含めた財政の在り方を議論をしてですね，当局にしっかりとお示しをしたいと思いますので，よろしくお願いをしたいと思います。

あと，先ほど地域振興基金とかふるさと応援基金の関係でありますけれども，かなり地道にしっかりとやっておられるなというふうに思います。積立金現在高というのも，平成の合併時は４２億ぐらいだったと思いますが，今はもう１４４億２，６００万という金が積み立てられているということですから，またこれも非常に難しい話でありますが，いわゆる積み立てるものと使うバランス，これが一番大事なことでありまして，その辺の仕訳をですね，しっかり財政でやっていただきたいというふうに思っております。

それと，一つ再質をしたいと思いますけれども，脱炭素型地域モデルということで，先ほど説明がありましたけれども，確かに二酸化炭素の排出量によって，今の地球環境が破壊されているんじゃないかというようなことで，全世界的に取組がなされておる，その一環だというふうには思っておりますけれども，これはもう前々からバイオマスを利用した奄美の離島の在り方ということも議論されておりました。このバイオマスを利用したという具体的な方向性というのが，先ほどは幸せの島の実現ということで，それも了解はいたしますけれども，ある意味具体的にバイオマスを利用した地域の在り方というのも必要ではないかと思いますので，この点について具体的に１点，お願いをしたいというふうに思っております。

それと，再質の③の説明をいただきましたけれども，負担金を出した根拠というのと，支払いの方法，一括して負担金，予算を組んでありますから，その組んだ予算をそのまま一括して１回で，その協議会に出すのか，その辺を含めて具体的に御説明をいただきたいと思います。以上でございます。

企画調整課長（國分正大君）　それではお答えいたします。過去にもですね，このバイオマスにつきましては取組をさせていただいたところでございます。今，御質問のありましたこの事業の在り方，具体的にあったのかということでございますが，具体的にということで言えば，まだ具体的な形にはなっていないというふうに考えております。ただですね，こちらにつきましては，平成１６年度頃からバイオマスの有効活用について検討を，先ほど言ったようにですね，していた経緯がございます。その際には，焼酎ブームによる大幅な生産供給体制の更新が求められる黒糖焼酎業界において，製造過程で排出される黒糖焼酎のカスの海洋投棄禁止を受け，その対応策が急務であったということで調査研究を行ったことがございました。当時は，土壌改良剤への転用を視野に入れた調査をはじめ，高度利用に関する基礎研究を実施したこともございます。これにより，黒糖焼酎カスを利用した化粧品開発など，新たな技術開発も実現いたしましたが，有効な資源としての活用の余地はまだあるものと考えているところでございます。そのような経緯を踏まえまして，先ほども申しましたが，奄美群島の国立公園が実現し，世界

自然遺産登録を現実的に見据える状況となった今ですね，改めて環境と共生した取組が，本市においてもできるんではないかと，また，企業ブランドの向上に寄与するものと考えられるではないかということで，昨年度来ですね，取り組ませている事業の２年目でございます。こういうの状況の中でですね，将来的にこれが起業につながっていけば，活性化またはですね，自然環境，世界自然遺産というふうにつながっていく，先を見据えた取組だというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君）　１の（２）の③の負担金の支払い方法等についてお答えいたします。

こちらの負担金は，先ほど申し上げたように奄美大島自然保護協議会という形で５市町村のほうで協議をしながら，世界自然遺産登録業務をはじめ，自然保護に関する事業を推進しているところでございまして，今回の負担金につきましても，各市町村の負担金，こちらについては他事業と同様の負担割合をお願いするつもりでお話をしておりますけれども，先ほど聞いていただきました支払い時期ですとか，支払い方法についてもですね，今後，具体的なことにつきましては，またそちらでの定例会等の協議の中で詳細のほうは決めていきたいと思います。御承知のとおり，世界自然遺産登録自体がちょっと不透明な状況でございますので，その辺のことも含めまして，状況を見据えながら取り組んでいきたいと思います。以上です。

１４番（関　誠之君）　はい，ありがとうございました。やはり今，答弁していただきましたけれども，負担金もいろいろ種類がありまして，一括して出して良しとするのもあるでしょうけれども，やはり，それぞれの国が出すように一次補正，二次補正じゃありませんが，ある意味，できたところに対しての負担金をまず一次配分すると，そして二次配分して三次配分して全体を配分するというやり方もありますし，やはりそういった負担金の支出をしていかないと，なかなか一括してくれば，無駄遣いとは言いませんが，次の使ってですね，再度負担金の補正ということにも相なりかねませんので，そういうことをしっかりとなくすためにもですね，この負担金の根拠と支払い方法をしっかりしていただきたいなというふうに思っています。監査はその協議会で監査はあると言いますけれども，やはり，監査というのはある意味，外部的な監査が入らないと，そこに緊張感が生まれませんので，是非そういった監査についても，少し考えていただきたいと思いますけれども，その辺のことについて，もし見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

これで私の総括の質疑を終わらせていただきますが，もし見解があればお願いしたいです。

プロジェクト推進課長（當田栄仁君）　今回の事業につきましては，交付金事業になりますので，会計検査の対象にもなることと思います。審査等の機会がございましたら，その都度適切に対応していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（与　勝広君）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての１件は，これを総務企画委員会に，議案第５６号から議案第５８号，議案第６１号から議案第６３号及び議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての７件は，これを文教厚生委員会に，議案第５９号から議案第６０号及び議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての３件は，これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第２，議案第６４号から議案第６６号までの人権擁護委員候補者の推薦についての３件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいま上程されました議案第６４号から議案第６６号までの人権擁護委員候補者の推薦につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員３名が令和２年１２月３１日をもって任期満了になりますことから，後任の人権擁護委員候補者として，引き続き重田和隆氏及び満　香惠子氏を，また新たに森　尚宣氏を推薦いたしたく，人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（与　勝広君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから，本案について採決いたします。

採決はこれを一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は，これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第６４号から議案第６６号までの人権擁護委員候補者の推薦についての３件は，いずれも同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため，明日１５日から２７日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

今回受け付けた陳情は，各常任委員会に付託いたします。

今，御異議なしということでありました。

よって，明日１５日から２７日までを休会とすることに決定いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

９月２８日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１０時１０分）

第 3 回 定 例 会

令和２年９月 28 日

（第６日目）

9月28日（6日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　正野　卓矢君	2番　弓削　洋平君
3番　永田　清裕君	4番　奥　晃郎君
5番　荒田　幸司君	6番　﨑田　信正君
7番　安田　壮平君	8番　橋口　耕太郎君
9番　栄　ヤスエ君	10番　大迫　勝史君
11番　松山　さおり君	12番　林山　克巳君
13番　西　公郎君	15番　奥　輝人君
16番　川口　幸義君	17番　伊東　隆吉君
18番　元野　景一君	19番　与　勝広君
20番　竹山　耕平君	21番　橋口　和仁君
22番　多田　義一君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

14番　関　誠之君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅君	副市長　東　美佐夫君
教育長　要田　憲雄君	住用総合支所事務所長　弓削　洋一君
笠利総合支所事務所長　濱田　洋一郎君	総務部長　三原　裕樹君
市民部長　満永　亮一君	保健福祉部長　山下　能久君
福祉事務所長　永田　孝一君	商工観光部長　武下　義広君
農林水産部長　栄　広久君	建設部長　保浦　正博君
上下水道部長　藤山　浩俊君	教育部長　福長　敏文君

9月28日（6日目）

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	重信　竜昇　君
主幹兼議事係長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（与　勝広君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２０名であります。会議は成立いたしました。

日程に入ります前に，諸般の報告をいたします。

市長から地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき専決処分５件の報告がありました。その内容は，お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

次に，先日執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果，鹿児島市議会議長，川越桂路氏，指宿市議会議長，木原繁昭氏が当選いたしました。

以上報告いたします。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程第３号のとおりであります。

○

議長（与　勝広君）　日程に入ります。日程第１，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから，議案第６３号　奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの９件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君）　おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は，９月１５日の１日間開会し，当委員会に付託されました議案第５５号から議案第５８号及び議案第６１号から議案第６３号の７件について，慎重かつ丁寧に審査いたしました。

７件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり，全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下，主な審査内容について，御報告いたします。

はじめに，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中，３款民生費及び４款衛生費について，当局より補足説明があり，その主なものとして，３款１項４目老人福祉総務費の委託料１，１４６万３，０００円は，「食」の自立支援事業における来年３月末までの配食数の増加を見込んだもの。２項児童福祉費では各目にわたる各保育所等の施設へ対し，新型コロナウイルス感染症防止対策費として，マスクや消毒液などの備品購入費用の計上がされております。また，７目児童育成事業費では，放課後児童クラブ運営補助金１，０１５万２，０００円のうち９０５万２，０００円は，名瀬小児童クラブと奄美小たんぽぽ児童クラブがそれぞれ１クラス増えたことによる運営補助金を増額するものであります。また，関連する歳入について１５款国庫支出金のうち保育対策総合支援事業費補助金１４４万２，０００円と，新型コロナ緊急包括支援交付金１，４２５万８，０００円は，コロナ感染防止対策に係る各施設への補助金等で，補助率は１０分の１０でございます。

委員より，放課後児童クラブ運営補助金の増額要因と現状について質疑があり，今回の二つの対象校においては，昨年から希望する人数が増えたことにより，一つのクラブを２クラスに分けて運営されていくというもの。名瀬小については空き教室を利用し，奄美小については現在民間施設を活用しているクラブであることから，施設を１階と２階に分けて運営する形になるということです。また，２校以外の児童クラブからの情報については，現在，特に入ってはいないが，今年度中に上方地区の実態調査を考えたいということです。

ほかにもファミリーサポートセンター運営状況への質疑や要望，児童福祉費の返還金，合併処理浄化槽整備事業について質疑等がございましたが，この際，省略いたします。

次に，２款総務費の関係分及び１０款教育費について審査を行い，当局よりの補足説明の主なものとして，２款１項１４目地方創生推進費の離島留学助成金３００万円の減額は，当初，１８名を見込んだ予算に対し５名の受け入れであったこと。１５目ふるさと納税等活用事業費の減額については，全ての

事業に対して新型コロナの影響により事業が中止となったことによるものであります。また，１０款教育費，６項保健体育費中の第７５回国民体育大会相撲競技運営業務委託料１億３，３１０万円の減額は，かごしま国体の延期に伴うものであり，東京２０２０オリンピック聖火リレー事業負担金１０８万７，０００円の増額は，今年開催予定だった本市街地での聖火リレーが来年に延期となりましたが，今度のイベント開催に伴う契約については，県実行委員会と九州電通とで契約されており，本市負担分を早急に支払う必要があったために計上したものでございます。

委員より，奄美沖縄こども環境調査隊交流事業やナカドゥチェス市交流派遣事業について，今回のコロナ禍においてのネットによるリモート等を活用した方法の検討はされたのかという質疑に対し，ネット，リモート等を活用した開催についても話題には上がったが，なかなか現実的に難しいという判断に至ったということでございます。しかし，来年度以降については，状況によっては子どもたちへの貴重な経験や時差等の課題を含め，検討してまいりたいということでございました。

また，離島留学事業についての質疑に対し，当初の応募が１５件ほどあったが，結果的に５名を受け入れた。その後，８月末をもって諸事情により２名の留学を打ち切り，現在，３名を受け入れているということです。今後の課題として，受け入れの里親が少ないということであり，地域の活性化協議会等とも協議を重ねているが，今後，里親調査等を含め，今年度募集を検討したいということでございました。

また，小規模校通学バス運行事業の質疑に対し，コロナ対策として６月から各校１台ずつ増やして運航している。９月以降も密を避けるために，継続して２台体制で行いたいということです。

他にも中学校費の備品購入費や修繕料について，延期となった国体等への質疑がありましたが，この際，省略をいたします。

次に，議案第５６号　令和２年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について，審査を行いました。

当局の補足説明の主なものは，３款国民健康保険事業費納付金，一般財源８９５万２，０００円の減額は新型コロナによる国保税減免による財源更生，８款１項還付金４００万円のうち１７０万円は，新型コロナによる令和元年度分の国保税減免による還付金であります。

議員より質疑があり，コロナ関係減免の１７０万については，７月末で５５名の申請があった。減免の平均で１人２万円ほどとなり，全体の申請者を８５名で計算し１７０万円を計上するものであります。

そのほかには特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第５７号　令和２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について審査を行いました。

委員より特段の御質疑はございませんでした。

次に，議案第５８号　令和２年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について審査を行いました。

当局の補足説明後に，委員より，基金積立金と前年度譲与繰越金について，認知症総合支援事業への取組等について質疑がありました。積立金の６，１４８万円の内訳として，令和元年度の剰余分として５，７３０万３，０００円，また，令和元年度過少に交付されていたことから，４１７万７，０００円が追加交付され，合計した６，１４８万円を準備基金に積み立てたこと，歳入の繰越金については，昨年度の歳入から歳出を引いた額が９，１４８万５，０００円，当初予算額との差額分の足りない分として，今回の補正で８，９４８万６，０００円を計上したということであります。

認知症総合支援事業への取組等について，認知症の方々を見守るためのボランティアの養成講座の開催や，地域での支え合い体制づくりを進めている。先日開催された結とも講座に３１名が参加し，８名が実際に結ともとして認知症の高齢者の話し相手になっていただいている。現在の登録者は２７名ということでございます。

次に，議案第６１号　奄美市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について，並びに議案第６２号　奄美市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての２件を一括して審査いたしました。

当局より補足説明があり，現在，２歳以下の子どもを保育する地域型保育事業所に，定員６名以上，１９名以下の小規模保育事業所と，定員５名以下の家庭的保育事業所がある。これらの事業を行うために，子どもたちが退所後に受け入れてもらう連携施設の確保が認可条件の一つとなっている。今回の改正では，連携施設の条件を緩和して地域の実情に合った保育が提供できるように，所要の規定を整備するものです。

委員より，保育所施設の現状についての質疑に対し，現在，特定地域型保育所が７か所，全ての事業所が連携施設を確保している。今回の改正により今後新たに開所する際の連携施設条件の基準緩和となるということでございます。

次に，議案第６３号　奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について，審査を行いました。

当局から補足説明があり，これまでの放課後児童支援員の認定については，保育士及び幼稚園教諭などの資格を有する者や県が行う研修を終了した者でありましたが，今回の改正により中核市などが行う研修を終了した者についても支援員として認定されることから，認定資格研修の受講機会の拡大を図ることを目的としているということでございます。

委員から特段の質疑はございませんでした。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお，御質疑等がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（与　勝広君）　次に，産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口耕太郎君）　おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は９月１６日の１日間開会し，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中，関係事項についてから，議案第５９号，議案第６０号についてまで，合計３件の議案を慎重に審査いたしました。

これらの議案３件につきましては，お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり，全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査結果について主な質疑を御報告いたします。

はじめに，議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）の２款総務費，５款労働費，６款農林水産業費，７款商工費まで，当局より補足説明があり，委員より，２款５項２目地籍調査費，１２節委託料の４，３１７万円の減額の理由について質疑があり，当局より，この４，３１７万円の減額は県の割当内示の減額で，各支所で調査を行っている調査面積を縮小したため減額となったとのこと。

次に，２款１項１７目新型コロナ感染症緊急対策事業，１８節負担金，補助及び交付金の市民向け宿泊・体験プログラム利用支援事業負担金について，複数の委員から質疑がありました。

まず，当初予算を超過したことについて，想定していたのか。また本来であれば予算が上限に達した時点で一度締め切るような運営を今後していくのか。そしてその点を踏まえ，今後分析検討しているか。併せて利用実績の内訳等について質疑があり，当局より，５月１５日の専決予算として総額２，０００万円の事業として見込んでいた。奄振の交付決定までに調整期間があり，奄振自体は６月２日付け交付決定を受けた。その期間中に我々の想像を超えるような人気があり，反響が大きかったということ

で，市の地域としても今回のコロナ禍における宿泊業を含めた観光業が大きな影響を受けているので，それなりの効果が出たと考えている。また，今回は来島自粛を呼び掛けている時期であり，島内での観光需要喚起，経済循環を促進する視点から，すぐに実行できる内容で実施し，すぐ効果を出したいというイメージがあり，アナログ的な手法になったことは確か。今回，このような宿泊を助成する事業というのは，過去なかったと記憶しており，また，事業者においても初めてということで，それぞれ戸惑いがある中で，想像以上の需要があったということ。そして，それを止める術というものをしっかり確保できなかったということについては，反省すべき点があったと思っている。今回の反省点を生かし，第２弾においては市が直接実施するということもあり，抽選方式での市民の皆様の利用の機会均等を図っていきたいと考えているとのこと。

次に，利用実績としては，宿泊に関してブラッシュアップと市民向け合わせた数で延べ約２，８８０名余り，精査中であるがそのぐらいの人数が使っていただいた。体験のほうは，こちらの延べ約１，２００人が使われた形になっているとのこと。

また別の委員より，予算の超過分について，まず観光業者向けと，あと市民向けと，どちらが超過分か。またアンケートの結果や今後の第２弾実施に向けた補助率等について質疑があり，当局より，現在超過分については精査中であり，観光事業者利用が概ね２，３００万余り，市民利用が１，９００万余りを使っており，いずれも超過しているとのこと。アンケートでは市民利用に関して，島に住んでいてこれまで宿泊施設に泊まる機会がなく，今回，よく知ることができた。また，観光事業者向けに関しては，他社のところをつかうことでいろんな勉強になった。特にコロナ対応，アルコール消毒液を噴霧する機械などや，受付の際に設置する間仕切りなどもしっかり整備されていることを見習うべきだというようなプラスの意見があったとのこと。補助率については，５市町村で調整中。前回市民に向けて１０分の８という利用率で実施。今回は島外からの自粛要請はなく，観光客も含めた中で１０分の５とかの補助率でもいいと思うが，やはり他町村とも意見が少し違う部分もあるため，しっかりと調整していきたいと考えているとのこと。

次に，委員より，５款１項１目労働諸費，２０節貸付金，奄美大島雇用創造協議会の内容について質疑があり，当局より，奄美大島雇用創造協議会の概要については，厚生労働省の地域雇用活性化推進事業で雇用を生み出すために事業所向けの魅力の向上，事業の拡大の取組を行うもの，また，これから就職する求職者向けの人材育成の事業，そしてマッチングイベント等を行う就職促進の取組，このような事業を行う組織として今年の５月に設立。構成団体としては，奄美大島の５市町村，関係団体含めて１１団体１３名で組織をしている。８月３１日に厚生労働省より事業の採択を受け，１０月１日より事業実施する組織。目標としては３年間で８３名の雇用を生むとし，総事業費は３年間で７，８４２万３，０００円の事業費をもって事業を進めていくとのこと。

次に，６款１項３目農業振興費，１８節負担金，補助及び交付金の農業次世代人材投資事業交付金について，複数の委員より質疑があり，委員より，この交付金２２５万円の減額の理由について，また，今年度の交付金の受給者数，内容作物，地域について，また親元後継者が本事業の資格はないが，その経緯，結論，現状での議論の有無はないか質疑があり，当局より，現在受けている方，これから受ける見込みのある方，新規就農者を見込みプラスアルファの部分で予算要望をしていたが，プラスアルファの部分がカットされ減額となったもの。交付金の受給者数については，令和２年度において３名の方が受給している。内容作物，地域については住用の方が１名で施設果樹，２名の方が名瀬で，うち１名が露地果実いわゆるタンカン，もう１人が施設果樹及び野菜とのこと。また，本事業の趣旨は，農業を開始して５年間は初期の設備等にお金が掛かり，経営が安定しないということでの事業で，親元後継者が対象外の理由は，親の持っている資産とノウハウと機械と，それぞれを活用してできるためだと認識している。現在，国のほうにおいても，いわゆる親元後継者について見直しを行うという方法については確認できていないとのこと。

委員から，農業をやりたいが資金的に苦しいという声も聞かれる。そこらあたりをどうにかすくい上

げていくために，奄美市で何らかの支援が必要ではないかという思いがある。今後，農業後継者を対象にできるような知恵を出し，支援ができるような方法を作り上げてもらいたいとの要望がありました。

次に，６款２項２目農業施設管理費，１０節需用費１５０万円について，複数の委員より質疑があり，まず内容と昨年の事業との関連性について。また，このパイプラインの改修事業の現況について質疑があり，当局より，古見方地区の農業用水のパイプライン修繕で河川沿いに敷設されたパイプラインから水漏れが確認されたため，その補修費用として計上。昨年度の事業は県の補償料で，この管の移設を行う事業であるため，今回の補修との関連はないとのこと。また，パイプラインの更新事業については，令和５年度から事業を実施する予定。当初，令和２年から令和５年に延びた理由は，地区の畑の耕作者が多く，時間を要したためで，現在７集落，古見方地区で説明を行い，ほとんどの人がこの事業に賛成で，何とか同意を取って，令和５年度には事業を推進したいとのこと。

次に，８款土木費，１１款災害復旧費について，当局より補足説明があり，８款５項３目末広・港土地区画整理事業の１４節工事請負費６６５万８，０００円と２１節補償，補填及び賠償金３，４３０万９，０００円について，それぞれ委員より質疑があり，工事請負費の工事場所については当該遊技場の前に駐車場があり，その駐車場の前の末広・港線側の排水側溝と歩車道境界ブロックを４０メーター接地する工事を予定している。補償費については，今年度１棟で残り４件を予定している。また，本事業の令和元年度末の事業費ベースで事業費９５億２，０００万円の進捗率は，現在，８４億５，４５３万円の８８．８％となっている。移転契約ベースにつきましては，１３５棟に対する１３０棟で９６．３％となっているとのこと。

その他，委員から関連して，台風１０号，永田町火災，柳町火災の被災された方に対する住宅の件や，台風に関する河川の氾濫状況の確認，対応策の有無などの質疑もありましたので，申し添えます。

そのほか数件の質疑がありましたが，この際，省略をいたします。

次に，議案第５９号　令和２年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）について当局より補足説明があり，委員より，１款２項３目雑支出の還付金４００万円は，過年度の過誤納還付金ということだが，その理由について質疑があり，当局より，この過誤納還付金はアパート・マンション等共同住宅に係る料金は，本市においてビル全体を一括して検針している場合，割引して料金を算定することになっている。料金システムで自動計算されるが，今回のケースは所有者に変更があり，料金システム上，閉栓，開栓の処理をした際，この割引計算のための算出データが引き継がれてないことが原因で，過大に算定されたとのこと。

次に委員より，１款１項５目減価償却費２，３７１万２，０００円の減額の要因について質疑があり，当局より，今回の減価償却費の減額については固定資産の除却をしたものがあり，令和２年度の当初予算を計上する段階では除却を見込んでいなかった関係で，その分，減価償却費を多く計上していたが，今回，除却したため減価償却費を減額して計上したとのこと。

ほかにも若干の質疑がありましたが，この際，省略をいたします。

次に，議案第６０号　令和２年度奄美市下水道事業会計補正予算（第１号）について，当局より補足説明があり，委員より，資本的支出の１款１項２目管路建設改良費の委託料１，４００万円について，その内容，場所等について質疑があり，当局より，公共下水道の名瀬地区で４，０４４ｍを予定している。この工事は管の中の腐食や破損，侵入水などを特殊なテレビカメラをリモコンで操作して管の中を見ていくことができる工事で，特殊な機械のため保有業者が限られており，今後，内地の業者から指名することになるとのこと。

ほかにも若干の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

以上で産業建設委員会に付託されました議案審査の報告を終わります。

なお，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（与　勝広君）　次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君）　おはようございます。報告いたします。

総務企画委員会は，９月１７日の１日間開催し，当委員会に付託されました議案第５５号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中，総務企画委員会の関係事項につきましては，お手元に配付してある総務企画委員会審査報告書のとおりであり，原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その主な審査の結果について報告いたします。

当局より補足説明があり，２款１項１４目地方創生推進費，１０節需用費６万５，０００円，１２節委託料の脱炭素地域モデル検討調査業務９８５万円，１８節負担金，補助金及び交付金のうち先進地視察参加補助金１６万５，０００円，計１，００８万円につきましては，環境省が所管する令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の交付を受け実施する事業である。具体的には，昨年度から検討を行っている本市及び奄美大島でのバイオマス資源を活用したビジネス化の具体的検討を行うため，大和村，宇検村，龍郷町と共同で奄美大島におけるバイオマスビジネスの実現可能性を調査するものである。関連する歳入として，補正予算書１２ページより２１款５項１目総務費収入，１節総務管理費収入，脱炭素地域づくりモデル形成事業補助金１，０００万円が当該事業のための補助金となっているとの説明がありました。

当局より，プロジェクト推進課所管分について，２款１項１７目１８節負担金，補助及び交付金，世界自然遺産登録メディアジャック事業負担金５，０００万円については，奄美・沖縄の世界自然遺産登録を全国の幅広い層に周知するメディア戦略，奄美大島の魅力普及啓発事業負担金３，０００万円については，大島紬などの地域の特産品等を活用したノベルティの製作を行う。以上２事業は奄美大島内５市町村で構成する奄美大島自然保護協議会の事業として実施する予定となっているとの説明がありました。

委員より，見せ方をどうするか，５，０００万という予算で可能かどうか，世界に向けて発信が必要と思う，その辺までイメージしているのかとの質疑があり，当局より，世界に向けてどこまでできるかというのは，当然，予算にも限りがある。できる限り費用対効果を最大限に上げるために考えている。ただ，先般の第５号専決した分について，映像制作という部分もある。そちらの映像も活用して印象付ける形で進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より，奄美大島の魅力普及啓発事業負担金の詳細についての質疑があり，当局より，大島紬を活用した小物などという説明がありました。航空機で来る観光客，ビジネス客をメインターゲットとして，考えているとの，航空機の一部座席について，ベッドカバーに大島紬を使ったものを製作して使っていく。機内でお茶を配る時のコースター，またスカーフとかも考えている。大島紬を活用した機内のサービスについて，印象付けるものと考えている。また，これらの名称として魅力普及という形になっているので，やはり奄美大島の自然の魅力，生物多様性について，世界的に評価されているということを簡単な形で知っていただくような趣旨もある。以前の事業として児童・生徒に向けて下敷きを配布したということがあるが，例えばクリアファイルとか，エコバッグという形を利用して学習的に伝える部分と併用する形で一定期間設けて使いたいと考えているとの答弁がありました。

委員より，１５ページの１４目地方創生推進費，１２節委託料で脱炭素地域モデル検討調査業務について，調査後に民間との提携や事業の導入を考えているのか，今回の調査業務で具体的にどういうことを調査しようとしているのかの質疑があり，当局より，バイオマス資源の量をまず調査する予定である。バイオマス資源の現状を踏まえ，どの程度の事業規模とするか，または事業をする場合にはどのような施設が必要かとういう比較的，具体的事業化に向けた調査実施する予定としている。この調査を踏まえ，例えば民間の方々が主体となって，もしくは官民が連携してという事業も導入する際には，現在，脱炭素大に向けて様々な補助事業も，まずは調査結果を受け，民間の皆様の意向などを確認しながら，事業導入について検討していきたいとの答弁がありました。

そのほかにも委員から質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。
以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。
なお，御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（与　勝広君）　これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，採決を行います。
採決は，これを一括して行います。
この議案９件に関する各委員長の報告は，いずれも原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
この議案９件は，各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，この議案９件は，いずれも原案のとおり可決されました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第２，陳情第２号　朝仁海岸・海岸線道路整備に関する陳情の取り下げについてを議題といたします。
本件について，陳情者から取り下げの申し出がございました。
お諮りいたします。
本件については，申し出のとおり取り下げを承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，陳情第２号の取り下げについては，承認することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第３，陳情第４号　国の責任による２０人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情についてを議題といたします。
本件に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君）　当委員会に付託されました陳情第４号につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，不採択すべきものと決しております。
以下，主な審査内容について御報告申し上げます。
陳情第４号　国の責任による２０人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情。陳情者は奄美市名瀬朝仁新町にお住いの新日本婦人の会奄美支部支部長の荒田まゆみさんです。
陳情事項は，1，子どもたちの命と健康を守り，成長と発達を保障するため，緊急に２０人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。２，２０人学級を

展望し，少人数学級を実現すること。そのために国は，標準法を改正し，教職員定数改善計画を立てることであります。

まず，教育委員会の意見として，国の学級編成の基準によって小学校１年生は３５人学級，２年生以上が４０人学級となっています。また，本県独自の取組として，小学校１・２年生については３０人学級を実現しており，奄美市についても独自の取組において「あまみっこすくすくプラン」として小学校５・６年生については，１学級３５人学級を実現しています。１学級の定員を２０人とする場合，２１人で１０人と１１人の２学級となり，１学級の人数が２０人をかなり下回ることも考えられます。２０人学級の実現には教員の確保及び教室棟の新たな設置，それに伴う予算措置など，多くの課題があると考えられます。まずは，全国知事会，市長会，町村会から緊急提言が出されているように，少人数指導を可能とする教員の確保，少人数加配や小学校での専科指導教員等の配置を可能にするなど，児童・生徒の学びを保障することが必要だという意見が，見解が述べられました。

委員から，国の方向性も少人数学級を進める流れとなっていること。ＯＥＣＤ諸国においてもＧＤＰ比の予算措置に係る数値は，日本は非常に低いものとなっていることから，国も教育費にもっと予算を講じるべきという意見がございました。

また，他の委員からは，今回のコロナ禍の中において，全国知事会等からの緊急提言が出されている現状や，本市においても教育現場が大変な中，学習指導方法の工夫改善が図られているなど，大変努力されている。陳情事項の２０人学級に伴う教職員増や教室の確保には様々な課題がある。ほかの議員からも２０人学級の体制については，教職員の増員や教室の確保及びそれに係る財源確保の観点からも課題が大きく，現実的ではないという意見がございました。

採決の結果，本陳情につきましては賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で，陳情第４号の審査報告は終わりますが，御質疑等ございましたら，他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（与　勝広君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

通告がありましたので，日本共産党　荒田幸司君の発言を許可いたします。

５番（荒田幸司君）　おはようございます。日本共産党の荒田幸司です。私は，陳情第４号　国の責任による２０人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情について，採択を求める立場で討論に参加します。

はじめに，コロナ禍の中で子どもたちの命と健康，そして豊かな学びを実現するために御奮闘されております学校現場の教職員の皆様，並びに教育長をはじめとした教育委員会の皆様に，改めて敬意を表します。

さて，新型コロナウイルス感染症の発生により，保健医療体制をはじめ，社会の脆弱さが浮き彫りとなりました。まさに，国の在り方が問われていると感じています。今回，市民団体より国の責任による２０人学級を展望した少人数学級の前進を求める陳情が提出をされました。少人数学級を求める保護者や学校現場の声は，１９９１年平成３年，義務教育標準法第５次計画により，４０人学級が実現した以降も，止むことなく国会への陳情も続けられております。２０１１年平成２３年，２０年ぶりの標準法改正で，小学校１年生のみが１学年３５人学級となりましたが，それ以上の対応は地方自治体に任されている状況にあります。コロナ禍の中で３密を回避するために取り組まれた少人数学級について，９月

２３日付けの産経新聞に次のような記事が掲載されていました。川崎市立小の男性校長は，少人数学級のメリットを次のように語る。子ども一人一人と向き合う時間を確保でき，トラブルに対処しやすくなる。答案の削減など，担当教諭の事務仕事も軽減され，児童と密接に関わる時間を捻出できたことも，手厚い対応を可能にした。新型コロナウイルスに伴う分散登校によって，学校現場に一時的な少人数学級が実現したことで，児童・生徒の不登校が解消されたとする報告もある。大阪府箕面市の市立小学校は，６月１５日の本格的な学校再開を前に，５月１１日から分散登校を始め，１クラスの人数を段階的に増やしていった。市教育委員会が前年度に公開上の不登校だった児童・生徒１１４人の登校状況を調べたところ，登校した割合はクラスの人数が少ないほど上昇していることが判明した。１クラスの人数が９人の時期は４９％が登校したが，２０人となった時期は４２パーセントに減少，通常の４０人に戻ると３２パーセントまで大きく減った。市教育委員会の担当者は不登校の子どもにとってクラスの人数が壁となっている。少人数学級は問題を解消する一つの手だてとなるのではないかと話した，などの記事でした。文部科学省も小・中学校の少人数学級の拡充に向けて検討を進めているとの新聞報道も行われています。課題は財源にあるようです。しかし，財源については，もともと日本は教育予算を他のＯＥＣＤ各国に比べて少ないという実績があるわけですので，増やすべきだと私は考えています。２０１８年９月１１日，経済協力開発機構ＯＥＣＤが公開した資料によりますと，２０１５年度のＯＥＣＤ加盟国において，国内総生産ＧＤＰのうち小学校から大学までの教育機関に対する公的支出の割合を見ますと，日本は２．９パーセントで比較可能な３４か国中で最下位となっています。ＯＥＣＤの加盟国の平均は４２パーセントのことでした。いかに日本の教育予算が少ないかです。この陳情は教育の機会均等を保障するために地方に負担を押し付けるのではなく，国の責任で少人数学級の前進と教職員定数改善を求めるものです。少人数学級を子どもたちにプレゼントをするという意味を込めて，改めてこの陳情を採択すべきものと，その意思を表明し，討論を終わります。ありがとうございました。

議長（与　勝広君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

６番（崎田信正君）　荒田議員が，今討論の中で述べた最後のところですね，平均がＯＥＣＤ加盟国の平均は４．２パーセントなんですが，討論では４２パーセントと言い間違えたんじゃないかと思いますけれども，本人から訂正させてもらっても。

議長（与　勝広君）　後日，後で調べて，また訂正方いたします。

討論はなしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

この採決は，起立表決に代わり，電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は，不採択とすべきものであります。

この際，念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので，表決に当たっては御注意お願いいたします。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを，反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（表決）

押し忘れありませんか。

押し忘れありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）
押し忘れなしと認めます。
電子表決を終了いたします。
賛成少数であります。
よって，陳情第４号は不採択とすることに決しました。

○

議長（与　勝広君）　日程第４，陳情第５号　奄美本島５市町村長連名，在日米軍機安全飛行に関わる九州防衛局提出要請書の実効性を高めるための奄美市議会要請書提出を求める陳情についてを議題といたします。
本件に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君）　それでは，総務企画委員会に付託されました陳情につきまして，審査の結果について報告申し上げます。
総務企画委員会に付託されました陳情第５号奄美本島５市町村長連名・在日米軍機安全飛行に関わる九州防衛局提出要請書の実効性を高めるための奄美市議会要請書提出を求める陳情についての審査の結果は，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。
以下，その審査の経過について報告いたします。
陳情第５号の陳情者は，住所，奄美市名瀬和光町，戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表，城村典文さんです。陳情の趣旨は，九州防衛局に奄美大島５市町村長要請書の実効性を求める要望書を提出することであります。
陳情者より５市町村長が２０１８年に九州防衛局のほうに要請されたが，それ以降も米軍機の低飛行が頻繁に行われている。奄美市議会の要請書を更に提出していただきたいとのこと。
委員から，今回，奄美本島５市町村長連名の要請書が提出されているものに対し，実効性を高めるということだが，この他の４町村へ奄美市と同じように議会へ陳情しているのかとの質疑があり，陳情者より他の町村には出していないとのことでありました。
委員から，住民から不安視する声は多く聞くが，防衛局のほうにも要望している。今回は奄美大島５市町村長の要望書の実効性を求めるということだが，平成３０年７月１９日出された要請書は，５市町村長連名で出している。それを奄美市議会単独で取り扱う案件としては違うと思う。
委員から，平成３０年の７月に出された要望書の回答がまだない中，我々議会においても２年前の３月に意見書を出している。それも含め，今回，この件に関してこの委員会に付託されても，検討のしようがないと思うという意見がありました。
委員会で協議，採決の結果，この陳情につきましては挙手少数であり，よって，陳情第５号については，これを不採択とすべきものと決しました。
以上をもちまして総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。
なお，御質疑がございましたら，他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（与　勝広君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これから，討論に入ります。
通告がありましたので，日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

６番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は，陳情第５号　奄美本島５市町村連名・在日米軍機安全飛行に関わる九州防衛局提出要請書の実効性を高めるための奄美市議会要請書提出を求める陳情を採択の立場で討論を行います。

陳情第５号について，討論するに当たって，奄美大島の米軍機飛行に関連して，少々述べておきたいと思います。オスプレイの飛行については，７年前の平成２５年１０月３０日の南海日日新聞に，住用町にオスプレイ飛来，ばらばらと大きな音との見出しで，翌１０月３１日に今度は奄美新聞にルート外飛行に困惑，オスプレイ龍郷町上空を飛来との見出しの記事があり，平成２９年３月５日の南海日日新聞の南海天地には，爆音をまき散らし，我が物顔で頭上を飛び交うオスプレイ，この国の空はいったい誰のものなのかとも書かれています。更に，同年６月２６日の南海日日新聞記者の目の囲み記事は，オスプレイ緊急着陸，透けて見える傲慢さ，詳細明かさず訓練継続の見出しがつけられています。そして，８月２８日の南海日日新聞の読者の声欄には，宇検村の小学校３年生の児童が，安倍総理大臣からオスプレイを飛ばす理由を聞きたいですの投稿も寄せられています。平成３０年２月９日の南海日日新聞には，自民党の奄美振興特別委員会の尾辻秀久会長がオスプレイの飛行ルートをめぐって防衛省が実際にどこを飛んでいるのか，正直なところ我々のところでも把握できているわけではないと報告したのに対し，尾辻会長は米軍機においては，日本はまだ占領下にあるんだなと思ってしまうと苦言を呈したことを紹介しています。ほかにもっと事例は当局にも寄せられているかと思いますけれども，これらの事情が，状況があって，平成３０年第１回定例会において，当時の自民党及び自民新風会所属の議員が提出，賛成議員となり，奄美大島上空の飛行等の中止を求めた対応を強く要望するとした意見書が提案され，これは全会一致で可決されました。そして，その年の７月１９日に奄美本島５市町村連名で，訓練飛行に当たっては設定された区域を厳守すること。オスプレイに限らず米軍機による緊急着陸や低空飛行などの事案が発生した場合は，速やかに情報を収集するとともに，奄美大島各市町村へ情報提供することなどを要請しています。

今回の陳情は，奄美本島５市町村長の皆さんが連名でオスプレイの低空飛行に関する要請書を九州防衛局に提出してから２年経過するものの，要望内容による改善が進むどころか，その実態がますますエスカレートしていることを憂慮し，その実効性を高めてほしいというものであります。米軍機の低空飛行については，５市町村長のこの要望書提出以後も，今年４月１８日の南海日日新聞に龍郷町で低空飛行の目撃情報があり，撮影された写真が掲載されました。低空飛行解析センターが高度の推定計算を行ったところ，１００ｍに満たない８９ｍ，誤差５％以内との結果が示されています。これについては，第２回定例会で荒田議員が一般質問で取り上げております。また，瀬戸内町加計呂麻で仕事をしている人や大和村の人からも低空飛行の目撃情報が寄せられています。問題なのは，これらの飛行の実態についての情報が，あまりにも希薄だということであります。なぜ低空飛行をする必要があるのか，なぜ夜間の飛行があるのか，そして，わざわざ奄美大島上空をなぜ飛行するのかなど，その疑問と安全性について，説明はありません。本来，奄美大島は新型コロナウイルス感染症問題がなければ，世界自然遺産登録が実現をし，観光客などの来島者による経済浮揚に期待が深まる状態になっているころかと思いますが，また，コロナウイルスの終息が見通せない状況でありますけれども，近いうちに遺産登録が実現をし，この貴重な自然を守ることが最大の課題となります。これらの状況を鑑みれば，５市町村長が要望した内容は実施していただきたい最低限の内容ではないでしょうか。そして，それらの項目が守られていない，実施されていないことは，余りにも明瞭です。６月１９日の南海日日新聞には，米軍機，昼夜を問わず飛来，市街地上空，情報相次ぐ，海兵隊の低空飛行訓練かの大見出しで，奄美市で米軍機と見られる軍用機の低空飛行情報が増加傾向にある。６月は１７日現在で１２件，午後１０時過ぎの確認情報もあり，奄美大島上空を昼夜問わず米軍機が飛行している可能性があると書かれています。奄美市議会としてその実効性を高めてほしいとの意思を示すことは，この現状を鑑みれば，当然必要なことだと考えます。よって，この陳情は採択すべきものと申し上げ，討論といたします。

議長（与　勝広君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

この採決は，起立表決に代わり電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は，不採択とすべきものであります。

この際，念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので，表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを，反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって，陳情第５号は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。１０時４５分に再開いたします。（午前１０時３３分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

日程第５，議案第７９号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいま上程されました議案第７９号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第７９号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第７号）の主な内容について，御説明申し上げます。

今回の補正予算は，去る９月６日の台風１０号による災害復旧に関する経費を計上いたしております。

第１表，歳入歳出予算補正につきましては，歳出において農林水産業施設災害復旧費１，１６９万２，０００円，公共土木施設災害復旧費３，０２９万３，０００円，文教施設災害復旧費２，６７１万２，０００円，その他公共施設・公用施設災害復旧費２７２万１，０００円，合計で７，２０３万３，０００円を計上いたしております。

歳入につきましては，財政調整基金からの繰入金５，９７０万１，０００円，建物損害共済金等の諸収入１，１２３万２，０００円，災害復旧事業債１１０万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容となりますが，今回の補正で７，２０３万３，０００円を追加することにより，令和２年度奄美市一般会計予算の総額は３９８億７，２７３万６，０００円となります。

また，第２表の地方債補正につきましては，今回の災害復旧事業に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

以上を持ちまして議案第７９号の提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決ください

ますようお願い申し上げます。

議長（与　勝広君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから，本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第７９号　令和２年度奄美市一般会計補正予算（第７号）については，原案のとおり可決されました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第６，議案第８０号　監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第８０号　監査委員の選任につきまして，提案理由の御説明を申し上げます。

本市監査委員の松崎正典氏の任期が，令和２年９月３０日をもって満了になりますことから，引き続き同氏を選任いたしたく，地方自治法第１９６条第１項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（与　勝広君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託を省略いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから，採決いたします。
この採決は，電子表決による無記名投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
ただいまの議長を除く出席議員は２０人であります。
この際，念のため申し上げます。
本案を可とする諸君は賛成のボタンを，否とする諸君は反対のボタンを押してください。
なお，出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは，会議規則第７３条第５項の規定により，その議員は投票機の反対のボタンを押したものと見なします。
それでは投票を。
（投票）
押し忘れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
押し忘れなしと認めます。
電子表決を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開場）
投票の結果を御報告いたします。
投票総数２０票，これは先ほどの出席議員数に符合しています。
そのうち賛成２０票，反対０票であります。
以上のとおり，賛成多数であります。
よって，議案第８０号　監査委員の選任については同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。（午前１０時５２分）

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午前１０時５４分）
日程第７，議案第６７号　令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから，議案第７８号令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての１２件を一括して議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第６７号から議案第７８号までの提案理由を御説明申し上げます。
まず，議案第６７号　令和元年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして，御説明いたします。
令和元年度一般会計予算は，当初３３６億２，３１１万２，０００円を計上し，その後，２６億９，４５２万８，０００円を増額補正したことにより，最終予算額は３６３億１，７６４万円となりました。これに，平成３０年度から繰り越した教育施設冷房設備整備事業や奄美振興会館総合改修事業など３３億４，９０６万１，８８８円を加えた最終の予算現額は３９６億６，６７０万１，８８８円となっております。この予算現額に対して市民交流センター整備事業や庁舎建設事業など３３億３，１９０万８７７円を令和２年度に繰り越した後の令和元年度一般会計の決算額は，歳入総額が３６１億７，９３２万８，９１７円，歳出総額３５３億６，３１０万６，９５１円となり，歳入歳出差引額は８億１，６

２２万１，９６６円となりました。また，歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源１億７，５６７万９，８７７円を差し引いた実質収支額は６億４，０５４万２，０８９円でございます。なお，実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定により，３億３，０００万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

次に，議案第６８号　令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初，５３億１，０２７万６，０００円を計上し，その後，２億４，９３８万７，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は５５億５，９６６万３，０００円となりました。これに対して決算額は，歳入総額５２億７，２２２万３，６８２円，歳出総額が５２億２，２２６万９，５２５円となり，歳入歳出差引額は４，９９５万４，１５７円となりました。

次に，議案第６９号　令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初，２億６，７３０万９，０００円を計上し，その後，５，４３３万９，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は３億２，１６４万８，０００円となりました。この予算現額に対して４，９９６万円を令和２年度に繰り越した後の令和元年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の決算額は，歳入総額が２億５，７７５万４，１４１円，歳出総額が２億５，７４０万４５９円となり，歳入歳出差引額は３５万３，６８２円となりました。

議案第７０号　令和元年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初，４億４，７１４万９，０００円を計上し，その後，２，９０４万３，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は４億７，６１９万２，０００円となりました。これに対して決算額は，歳入総額が４億７，１３１万６，６７２円，歳出総額が４億７，０７８万５，４４５円となり，歳入歳出差引額は５３万１，２２７円となりました。

次に，議案第７１号　令和元年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初，４８億６，０３５万８，０００円を計上し，その後，１億２，６０２万８，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は４９億８，６３８万６，０００円となりました。これに対して決算額は，歳入総額が５０億１，２１２万２，８０６円，歳出総額が４９億２，０６３万６，８５１円となり，歳入歳出差引額は９，１４８万５，９５５円となりました。

次に，議案第７２号　令和元年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては，予算現額が３，５３４万２，０００円に対して，決算額は歳入総額，歳出総額ともに３，０９９万５，５５０円となっております。

議案第７３号　令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初，１８億６，１５５万１，０００円を計上し，その後，２億２０万円を増額補正したことにより，最終予算現額は２０億６，１７５万１，０００円となりました。これに平成３０年度から繰り越した３億５，９９８万円を加えた最終予算現額は２４億２，１７３万１，０００円となっております。この予算現額に対して，３億１，３４６万８，４００円を令和２年度に繰り越した後の，令和元年度公共下水道事業特別会計の決算額は，歳入総額が２０億５，７１１万４，４６１円，歳出総額が１９億１，９９３万４，９２１円となり，歳入歳出差引額は１億３，７１７万９，５４０円となりました。また，歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源４７９万３，４００円を差し引いた実質収支額は１億３，２３８万６，１４０円でございます。なお，歳入歳出差引額は公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について，地方公営企業法が適用されたことに伴い，同法の規定による特別会計へ引き継いでいるところでございます。

次に，議案第７４号　令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては，当初，３億１，９４６万９，０００円を計上し，その後，１，００３万４，０００円を増額補正したことにより，最終予算現額は３億２，９５０万３，０００円となりました。これに平成３０年度から繰り越した１，７９５万円を加えた最終予算現額は３億４，７４５万３，０００円となっております。この予算現額に対して４，４５４万４，０００円を令和２年度に繰り越した後の，令和元年度農業集落

排水事業特別会計の決算額は，歳入総額が２億９，６６０万９，３５２円，歳出総額が２億６，６５９万９，５３５円となり，歳入歳出差引額は３，０００万９，８１７円となりました。なお，歳入歳出差引額は農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い，同法の規定による特別会計へ引き継いでいます。

次に，議案第７５号　令和元年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては，予算現額が２，６５８万３，０００円に対して，決算額は歳入総額３，６５２万８，２５０円，歳出総額が１，６７４万３，１８２円となり，歳入歳出差引額は１，９７８万５，０６８円となりました。

次に，議案第７６号　令和元年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては，予算現額が９１６万２，０００円に対して，決算額は歳入総額９０８万１，９９９円，歳出総額が８８４万３，９０３円となり，歳入歳出差引額は２３万８，０９６円となりました。

次に，議案第７７号　令和元年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては，予算現額が７１８万４，０００円に対して，決算額は歳入総額が４７７万２，４７５円，歳出総額が３７０万８，６５７円となり，歳入歳出差引額は１０６万３，８１８円となりました。

次に，議案第７８号　令和元年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては，収益的収支におきまして，収入額が１１億７，７６１万４，５３８円，支出額が１１億３２７万７，１４６円で，当年度純利益は７，４３３万７，３９２円となりました。利益処分計画につきましては，令和元年度末未処分利益剰余金１億９，４８９万１，０２７円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。また，資本的収支におきましては，収入額が１１億９，５８０万９，３３８円に対し，支出額が１４億２，１８２万３，３８８円で，差引２億２，６０１万４，０５０円の不足となりました。この不足額につきましては，過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。

以上をもちまして議案第６７号から議案第７８号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（与　勝広君）　これから，ただいま議題といたしました議案１２件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案１２件については，１０人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び９人の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し，これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，決算議案１２件については，ただいま申し上げましたとおり両特別委員会を設置し，これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に，弓削洋平君，永田清裕君，荒田幸司君，安田壮平君，橋口耕太郎君，栄　ヤスエ君，松山さおり君，林山克巳君，伊東隆吉君，元野景一君，以上の１０名を，特別会計決算等審査特別委員会委員に，正野卓矢君，奥　晃郎君，﨑田信正君，大迫勝史君，奥　輝人君，川口幸義君，竹山耕平君，橋口和仁君，多田義一君，以上の９名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま申し上げましたとおりそれぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第６７号の１件は，一般会計決算等審査特別委員会に，議案第６８号から議案第７８号までの１１件は，これを特別会計決算等審査特別委員会に，それぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長の互選のため，暫時休憩いたします。（午前１１時１２分）

○

議長（与　勝広君）　再開いたします。（午前１１時２１分）

先ほど設置されました各会計決算等審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に橋口耕太郎君，副委員長に林山克巳君，特別会計決算等審査特別委員会委員長に奥　輝人君，副委員長に竹山耕平君，以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会の審査については，これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，両特別委員会の審査については，これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

なお，審査日程については，両委員長から追って通知がありますので，御了承願います。

○

議長（与　勝広君）　日程第８，発議第６号　地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

９番（栄　ヤスエ君）　議場の皆様，おはようございます。公明党の栄　ヤスエでございます。地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の提出について，提案理由を述べさせていただきます。

新型コロナ感染症の拡大によって，これまで取り組んできたデジタル化の推進について，様々な課題が浮き彫りになりました。こうした中，政府では７月１７日に閣議決定されました世界最先端デジタル国家創造宣言，官民データ活用推進基本計画において，我が国をデジタル技術により強靭化させ，我が国経済を再起動するとの考えの下，国民の利便性を向上させるデジタル化，効率化の追求を目指したデジタル化，データの資源化と最大活用につながるデジタル化，安心・安全の追及を前提としたデジタル化，人に優しいデジタル化の実現のため，本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示しました。

社会全体で徹底したデジタル化が進むことで，東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や，これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるものとして，国の果たすべき役割について大きな期待を寄せているところでございます。国としても，来年度デジタル庁を創設し，力を入れていくと考えますが，地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため，以下の四つの事項について実現されるよう強く求めるところの意見書でございます。

一つ目，法令やガイドライン等により書面や対面，押印が義務付けられているものについて，可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特に，マイナンバーカードの更新手続についてオンライン申請を実現すること。

二つ目，情報システムの標準化，共通化，クラウド活用を促進すること。また，法定受託事務についても業務プロセスの標準化を図り，自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。

三つ目，令和３年度から４年度に全国自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウ

ドについて，導入時と同様の財政措置を講ずること。

四つ目，今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には，地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに，地方公共団体の負担とならないよう，十分な人的支援及び財政措置を講じること。

以上，地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議の上，議員各位の賛同をお願い申し上げ，提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

議長（与　勝広君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託を省略いたします。

これから，討論に入ります。

通告がありましたので，日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

６番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。

私は発議第６号　地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書についてですが，今この時期に推進を求める意見書の提出については，反対の立場で討論を行います。

まず最初に述べておきたいのは，私は提案者同様，デジタル化などの技術革新は大いに進め，国民の暮らしに大いに役立ってほしいと願っていることを表明しておきたいと思います。

さて，９月１６日に菅新内閣が誕生し，その目玉政策がデジタル庁の設置です。行政の手続や業務に用いる情報を紙からデジタルデータへと転換し，オンライン化を原則として利便性の向上，行政の効率化を図るものとのことであります。文字面だけを見ると何ら問題はないように思われます。しかし，政府がデジタル化を進める背景には，マイナンバーカードの普及が奄美市では全国平均より進んでいるようでありますけれども，国全体では普及が進んでいないことが挙げられます。本来，任意取得が原則となっているものを，健康保険証や運転免許証をひも付きにして，事実上の強制を強める動きとなり，あらゆる個人情報が全部詰め込まれていくことになります。日本のデジタル化が諸外国と比べて遅れていると指摘される状況にありますが，その要因の一つは，国民がその必要性をそれほど感じていないこともあると思います。そしてもう一つ，見落としてならないことは，個人情報などのデータを提供することについて，総務省の令和２年度の情報通信白書によると，７８パーセントが不安に感じているとのことであります。これは，森友，加計，桜を見る会などの情報の改ざんや隠ぺい，虚偽答弁などにより，行政への信頼が損なわれていることにも起因しているのではないかと思います。まず，この改革が必要でしょう。個人情報の流出が相次いでおり，個人情報保護の強化は世界的な課題となっております。情報は集積されるほど利用価値が高まり，攻撃されやすく，情報漏えいを１００パーセント防ぐ完全なシステム構築は不可能だともいわれています。本来，個人に関する情報は本人以外にむやみに知られることのないようにすべきものであり，プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。また，デジタル機器を使いこなせない人など，書面や窓口での対面手続のあり方など，慎重に論議することが必要であります。意見書では着実なとの文言もありますけれども，個人情報保護が置いてきぼりにされ

る懸念がぬぐえない以上，今この時期に推進を求める意見書には賛成できないと申し上げ，討論といたします。

議長（与　勝広君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

この採決は，起立表決に代わり電子表決により行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを，反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

（表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって，発議第６号は，原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第９，発議第７号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し，地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君）　おはようございます。総務企画委員長の川口幸義でございます。

発議第７号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し，地方税財源の確保を求める意見書の提出について，その提案理由を説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し，我が国は戦後最大の経済危機に直面しております。地域経済にも大きな影響が及び，地方税，地方交付税等の大幅な減少により，今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ，これまでにない厳しいものになることが予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため，地方税，地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があります。新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し，我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地方経済にも大きな影響が及び，本年度はもとより，来年度においても地方税，地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体では医療，介護，子育て，地域の防災・減災，雇用の確保など，喫緊の財政需要への対応をはじめ，長期化する感染症対策に迫られ，地方財政は巨額の財政不足を生じ，これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって，国においては令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて，下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

一つ，地方の安定的な財政運営に必要な地方税，地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際，臨時財政対策債が累積することのないよう，発行額の縮減に努めるとともに，償還財源を確保すること。

二つ，地方交付税については，引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう，総額を確保すること。

三つ，令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから，思い切った減収補填措置を講じるとともに，減収補填債の対象となる税目についても，地方消費税を含め弾力的に対応すること。

四つ，税源の偏在性が小さく，税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに，国税，地方税の政策税制については積極的に整理合理化を図り，新設，拡充，継続に当たっては，有効性，緊急性を厳格に判断すること。

五つ，とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり，制度の根幹に影響する見直しは土地，家屋，償却資産を問わず，断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は，臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが，本来，国庫補助金などにより対応すべきものである。よって，今回限りの措置とし，期限の到来をもって確実に終了すること。

皆様の御審議をいただいて，是非可決していただきますよう，お願い申し上げます。終わります。

議長（与　勝広君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決を行います。

本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第７号は，原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（与　勝広君）　日程第１０，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で，本定例会に付議された事件は，全て議了いたしました。

これをもって，令和２年第３回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時３７分）

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　与　　勝広

奄美市議会議員　荒田　幸司

奄美市議会議員　林山　克巳

奄美市議会議員　元野　景一

（　別　　紙　）

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第55号	令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第56号	令和２年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第57号	令和２年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第58号	令和２年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第61号	奄美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第62号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（7）	議案第63号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（8）	陳情第４号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	不採択とすべきもの

令和２年９月28日

文教厚生委員長　　竹山　耕平

奄美市議会議長　　与　勝広　殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第 55 号	令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第 59 号	令和２年度奄美市水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第 60 号	令和２年度奄美市下水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの

令和２年９月 28 日

産業建設委員長　　橋口　耕太郎

奄美市議会議長　　与　勝広　殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第55号	令和２年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
（2）	陳情第５号	奄美本島５市町村長連名・在日米軍機安全飛行に関わる九州防衛局提出要請書の実効性を高めるための奄美市議会要請書提出を求める陳情	不採択とすべきもの

令和２年９月28日

総務企画委員長　　川口　幸義

奄美市議会議長　　与　勝広　殿

令和２年９月28日

奄美市議会議長　　与　勝広　殿

議会運営委員長　　伊東　隆吉

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は，下記案件について，なお検討を要するため，閉会中も継続審査を要するものと決定したので，会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○　議会運営委員会
　１　議会運営に関する事項について
　２　議長の諮問する事項について

参　考　資　料
（意　見　書　等）

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け，7月 17 日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において，我が国をデジタル技術により強靭化させ，我が国経済を再起動するとの考えの下，「国民の利便性を向上させる，デジタル化」「効率化の追求を目指した，デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる，デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした，デジタル化」「人にやさしい，デジタル化」実現のため，本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また，政府の第 32 次地方制度調査会において，地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され，社会全体で徹底したデジタル化が進むことで，東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や，これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして，国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって，国においては，地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため，下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1　法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて，可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続きについて，オンライン申請を実現すること。

2　情報システムの標準化・共通化，クラウド活用を推進すること。また，法定受託事務についても，業務プロセスの標準化を図り，自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。

3　令和３年度から４年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。

４　今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には，地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに，地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和２年９月２８日

奄　美　市　議　会

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し，わが国は，戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び，本年度はもとより来年度においても，地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では，医療介護，子育て，地域の防災・減災，雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ，長期化する感染症対策にも迫られ，地方財政は巨額の財政不足を生じ，これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって，国においては，令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け，下記事項を確実に実現されるよう，強く要望する。

記

１　地方の安定的な財政運営に必要な地方税，地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際，臨時財政対策債が累積することのないよう，発行額の縮減に努めるとともに，償還財源を確保すること。

２　地方交付税については，引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

３　令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから，思い切った減収補填措置を講じるとともに，減収補填債の対象となる税目についても，地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４　税源の偏在性が小さく，税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに，国税・地方税の政策税制については，積極的な整理合理化を図り，新設・拡充・継続に当たっては，有効性・緊急性を厳格に判断すること。

５　とりわけ，固定資産税は，市町村の極めて重要な基幹税であり，制度の根幹に影響する見直しは，土地・家屋・償却資産を問わず，断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は，臨時・異例の措置として，やむを得ないものであったが，本来国庫補助金などにより対応すべきものであ

る。よって，今回限りの措置とし，期限の到来をもって確実に終了すること。

以上，地方自治法第99条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和２年９月２８日

奄　美　市　議　会